UBS

投資信託説明書
（請求目論見書）

2025.1.25

ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）

■円コース（毎月分配型）／（年２回決算型）
■ブラジルレアルコース（毎月分配型）／（年２回決算型）
■トルコリラコース（毎月分配型）／（年２回決算型）
■ユーロコース（毎月分配型）／（年２回決算型）
■豪ドルコース（毎月分配型）／（年２回決算型）
■南アフリカランドコース（毎月分配型）／（年２回決算型）
■米ドルコース（毎月分配型）／（年２回決算型）
■メキシコペソコース（毎月分配型）／（年２回決算型）
[追加型投信／内外／債券]

◆この目論見書により行なう「ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を 2025 年 1 月 24 日に関東財務局長に提出しており、2025 年 1 月 25 日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	：	2025 年 1 月 24 日
発行者名	：	ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	：	代表取締役社長　キース・トゥルーラブ
本店の所在の場所	：	東京都千代田区大手町一丁目２番１号　Ｏｔｅｍａｃｈｉ　Ｏｎｅ タワー
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。）の写しを縦覧に供する場所	：	該当事項はありません。

本書は金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づく目論見書です。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
  また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

ー 目 次 ー

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	4
第１【ファンドの状況】	4
第２【管理及び運営】	119
第３【ファンドの経理状況】	124
第４【内国投資信託受益証券事務の概要】	262
第三部【委託会社等の情報】	263
約款	

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）円コース（年２回決算型）
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）豪ドルコース（年２回決算型）
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ブラジルレアルコース（毎月分配型）
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ブラジルレアルコース（年２回決算型）
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）南アフリカランドコース（毎月分配型）
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）南アフリカランドコース（年２回決算型）
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）トルコリラコース（毎月分配型）
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）トルコリラコース（年２回決算型）
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）米ドルコース（年２回決算型）
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ユーロコース（毎月分配型）
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ユーロコース（年２回決算型）
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年２回決算型）

・以下、上記を総称して「ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）」、「ＵＢＳ公共インフラ債券」または「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。
・また、「円コース」、「豪ドルコース」、「ブラジルレアルコース」、「南アフリカランドコース」、「トルコリラコース」、「米ドルコース」、「ユーロコース」、「メキシコペソコース」を総称して「各コース」または「各通貨コース」という場合、「毎月分配型」の各ファンドを総称して「毎月分配型」、「年２回決算型」の各ファンドを総称して「年２回決算型」という場合があります。
・各々については、正式名称ではなく、以下の略称を使用することがあります。

	毎月分配型	年2回決算型
正式名称	UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) 円コース(毎月分配型)	UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) 円コース(年2回決算型)
略称	円コース(毎月分配型)	円コース(年2回決算型)
	UBS世界公共インフラ債券投信　円コース　毎月	UBS世界公共インフラ債券投信　円コース　年2回
	円コース	円コース
	毎月分配型	年2回決算型
正式名称	UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) 豪ドルコース(毎月分配型)	UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) 豪ドルコース(年2回決算型)
略称	豪ドルコース(毎月分配型)	豪ドルコース(年2回決算型)
	UBS世界公共インフラ債券投信　豪ドルコース　毎月	UBS世界公共インフラ債券投信　豪ドルコース　年2回
	豪ドルコース	豪ドルコース
	毎月分配型	年2回決算型
正式名称	UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) ブラジルレアルコース(毎月分配型)	UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) ブラジルレアルコース(年2回決算型)
略称	ブラジルレアルコース(毎月分配型)	ブラジルレアルコース(年2回決算型)
	UBS世界公共インフラ債券投信　ブラジルレアルコース　毎月	UBS世界公共インフラ債券投信　ブラジルレアルコース　年2回
	ブラジルレアルコース	ブラジルレアルコース
	毎月分配型	年2回決算型
正式名称	UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) 南アフリカランドコース(毎月分配型)	UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) 南アフリカランドコース(年2回決算型)
略称	南アフリカランドコース(毎月分配型)	南アフリカランドコース(年2回決算型)
	UBS世界公共インフラ債券投信　南アフリカランド　毎月	UBS世界公共インフラ債券投信　南アフリカランド　年2回
	南アフリカランドコース	南アフリカランドコース

	毎月分配型	年2回決算型
正式名称	UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) トルコリラコース(毎月分配型)	UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) トルコリラコース(年2回決算型)
略称	トルコリラコース(毎月分配型)	トルコリラコース(年2回決算型)
	UBS世界公共インフラ債券投信　トルコリラコース　毎月	UBS世界公共インフラ債券投信　トルコリラコース　年2回
	トルコリラコース	トルコリラコース
	毎月分配型	年2回決算型
正式名称	UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) 米ドルコース(毎月分配型)	UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) 米ドルコース(年2回決算型)
略称	米ドルコース(毎月分配型)	米ドルコース(年2回決算型)
	UBS世界公共インフラ債券投信　米ドルコース　毎月	UBS世界公共インフラ債券投信　米ドルコース　年2回
	米ドルコース	米ドルコース
	毎月分配型	年2回決算型
正式名称	UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) ユーロコース(毎月分配型)	UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) ユーロコース(年2回決算型)
略称	ユーロコース(毎月分配型)	ユーロコース(年2回決算型)
	UBS世界公共インフラ債券投信　ユーロコース　毎月	UBS世界公共インフラ債券投信　ユーロコース　年2回
	ユーロコース	ユーロコース
	毎月分配型	年2回決算型
正式名称	UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) メキシコペソコース(毎月分配型)	UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) メキシコペソコース(年2回決算型)
略称	メキシコペソコース(毎月分配型)	メキシコペソコース(年2回決算型)
	UBS世界公共インフラ債券投信　メキシコペソコース　毎月	UBS世界公共インフラ債券投信　メキシコペソコース　年2回
	メキシコペソコース	メキシコペソコース

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド毎に、１兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。
申込手数料率につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。
・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3.0%）が上限となっております。

（６）【申込単位】

１万円以上１円単位または１万口以上１口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。
※詳しくは、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2025 年 1 月 25 日から 2025 年 7 月 25 日までとします。
・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先 ＜UBS アセット・マネジメント株式会社＞ ホームページアドレス：https://www.ubs.com/japanfunds/ 電 話 番 号：03-5293-3700（営業日の 9:00-17:00）

（９）【払込期日】

・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①　ファンドの目的

＜各ファンド＞

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

②　ファンドの基本的性格

＜円コース（毎月分配型）＞

１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
		債　券
	海　外	不動産投信
追加型投信		その他資産（　　）
	内　外	
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （債券　社債）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年 12 回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル （含む日本） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （フルヘッジ） なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券　社債)））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

＜円コース（年２回決算型）＞

１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
		債　券
	海　外	不動産投信
追加型投信		その他資産（　　）
	内　外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年１回	グローバル（含む日本）	ファミリーファンド	あり（フルヘッジ）
	年２回	日本		
	年４回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（　　）	年６回（隔月）	欧州		
	年12回（毎月）	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他（　）	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産（投資信託証券（債券　社債））		アフリカ		
資産複合（　　） 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東（中東）		
		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券　社債)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

＜豪ドルコース（毎月分配型）＞
＜ブラジルレアルコース（毎月分配型）＞
＜南アフリカランドコース（毎月分配型）＞
＜トルコリラコース（毎月分配型）＞
＜米ドルコース（毎月分配型）＞
＜ユーロコース（毎月分配型）＞
＜メキシコペソコース（毎月分配型）＞
１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
		債　券
	海　外	不動産投信
追加型投信		その他資産（　　）
	内　外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （債券　社債）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年 12 回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル （含む日本） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　　） なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券　社債)））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

＜豪ドルコース（年２回決算型）＞
＜ブラジルレアルコース（年２回決算型）＞
＜南アフリカランドコース（年２回決算型）＞
＜トルコリラコース（年２回決算型）＞
＜米ドルコース（年２回決算型）＞
＜ユーロコース（年２回決算型）＞
＜メキシコペソコース（年２回決算型）＞
１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
		債　券
	海　外	不動産投信
追加型投信		その他資産（　　）
	内　外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （債券　社債）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年 12 回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル （含む日本） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　　） なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券　社債)））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

＜商品分類の定義＞

1. 単位型投信・追加型投信の区分
   (1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
   (2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
2. 投資対象地域による区分
   (1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
3. 投資対象資産による区分
   (1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
   (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 独立した区分
   (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MMF をいう。
   (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MRF をいう。
   (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

＜補足として使用する商品分類＞

(1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分の定義＞

1. 投資対象資産による属性区分
   (1)株式
      ①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
      ②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
      ③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
   (2)債券
      ①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
      ②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
      ③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
      ④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
      ⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
   (3)不動産投信
      これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。
   (4)その他資産
      組入れている資産を記載するものとする。
   (5)資産複合
      以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
      ①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
      ②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分
①年１回：目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
②年２回：目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。
③年４回：目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。
④年６回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。
⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。
3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)
①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 投資形態による属性区分
①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
5. 為替ヘッジによる属性区分
①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。
②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。
6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
①日経225
②TOPIX
③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。
7. 特殊型
①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でもご覧頂けます。

③　ファンドの特色

1 UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型)の各ファンド は、外国投資信託への投資を通じて、実質的に日本を含む世界の「公共インフラ」企業の発行する債券を投資対象とします。

「公共インフラ」企業とは？

私たちの生活に不可欠なサービスを提供する企業です。

公　益	通　信	生活必需品	エネルギー	運　輸
電力、水道など	携帯電話など	食品、薬品など	石油など	空港管理、鉄道、海運など

― 電力・ガス・水道事業などを提供する公益企業や、インフラ運営を担う通信、運輸、石油などのエネルギー企業、食品・製薬などの生活必需品関連企業 ―

■主として信用力の高い、世界の公共インフラ企業が発行する債券に実質的に投資します。

■外国投資信託への投資を通じて実質的に組入れを行う債券は、原則として、購入時において主要格付機関よりBBB-/Baa3以上の長期格付が付与された銘柄とします。ただし、BB格相当以下の銘柄の購入は行いませんが、購入後の格下げ等を理由に一部、BB格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者がBBB格相当以上と判断した銘柄について投資する場合もあります。

2 8つの通貨コースで構成されています。

■通貨コースには、「円コース」、「豪ドルコース」、「ブラジルレアルコース」、「南アフリカランドコース」、「トルコリラコース」、「米ドルコース」、「ユーロコース」、「メキシコペソコース」の8つのコースがあります。

■各通貨コースは、実質的な投資対象である世界の公共インフラ債券(以下「投資対象資産」という場合があります。)について、円コースでは実質的に円建てとなるように為替取引(円コースでの為替取引を以下「為替ヘッジ」という場合があります。)を行い、対円での為替変動リスクの低減を図りますが、円コース以外の通貨コースでは実質的に各通貨コースの通貨建てとなるように為替取引を行いますので、それぞれの通貨と円との間の為替変動の影響を受けます。

※為替取引とは、投資対象資産に係る通貨を売り予約し、各通貨コースの通貨を買い予約する取引をいいます。

8つの通貨コースの特徴

※上記はイメージであり、実際にはファンド・オブ・ファンズ方式により投資を行います。なお、「通貨選択型」の仕組みについての詳細は、後記「通貨選択型ファンドの収益のイメージ」をご覧ください。

■各通貨コースには、「毎月分配型」と「年2回決算型」があります。

UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）

毎月分配型

円コース　豪ドルコース　ブラジルレアルコース　南アフリカランドコース　トルコリラコース　米ドルコース　ユーロコース　メキシコペソコース

「毎月分配型」の各ファンド間でスイッチングができます。

年2回決算型

円コース　豪ドルコース　ブラジルレアルコース　南アフリカランドコース　トルコリラコース　米ドルコース　ユーロコース　メキシコペソコース

「年2回決算型」の各ファンド間でスイッチングができます。

■「毎月分配型」と「年2回決算型」の間でのスイッチングはできません。なお、スイッチングの際には費用・税金がかかりますのでご留意ください。

※スイッチングとは、「UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）」を構成する各ファンドの受益者が、保有する当該ファンドの換金代金をもって、その支払いを行った販売会社で、他の「毎月分配型」同士、または「年2回決算型」同士のファンドの購入の申込を行うことをいいます。

3 「毎月分配型」と「年2回決算型」があります。

■「毎月分配型」は毎月25日（休業日の場合は翌営業日）、「年2回決算型」は毎年4月25日および10月25日（休業日の場合は翌営業日）の決算時に収益分配を行います。（いずれも、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。）

■「毎月分配型」と「年2回決算型」の間でのスイッチングはできませんのでご留意ください。

〈毎月分配型〉

毎月の決算時（原則として毎月25日、当該日が休業日の場合は翌営業日）に分配を行います。分配金額は、分配原資の範囲内で、分配原資の水準、運用実績および市況動向等を勘案して決定します。また、毎年4月および10月の決算時には、委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

＊ファンドによっては、信託約款上「継続分配を目指す」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配および継続分配とならない場合があることにご留意ください。

［分配イメージ］

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金

〈年2回決算型〉

年2回の決算時(原則として毎年4月25日および10月25日、当該日が休業日の場合は翌営業日)に分配を行います。分配金額は、分配原資の範囲内で、委託会社が市況動向等を勘案して決定します。

[分配イメージ]

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
			分配金						分配金		

※上記は収益分配のイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配金は、原則として決算日より5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

◎ 運用プロセス

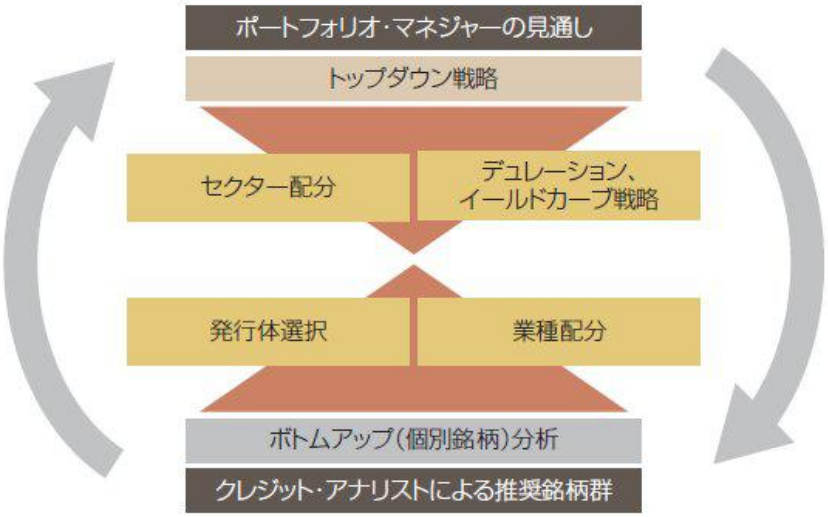

2024年10月末現在

※当ファンドの主要投資対象である外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド」は、UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッドが運用します。上記の「運用プロセス」は、UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッドにおける外国投資信託の運用について記載しています。

収益分配金に関する留意事項

◎分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

◎分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

[計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合]

【前期決算日から基準価額が上昇した場合】

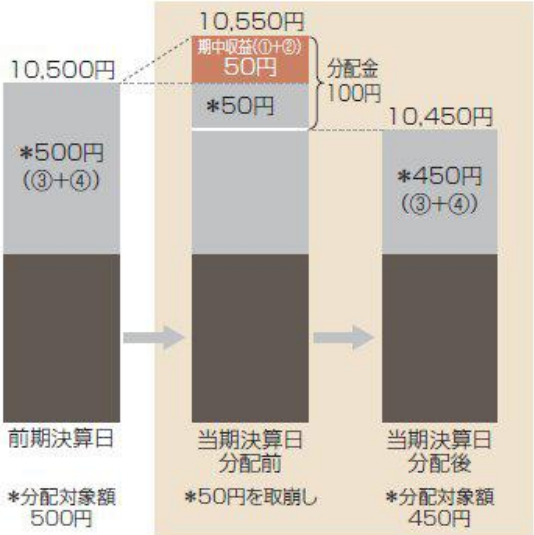

【前期決算日から基準価額が下落した場合】

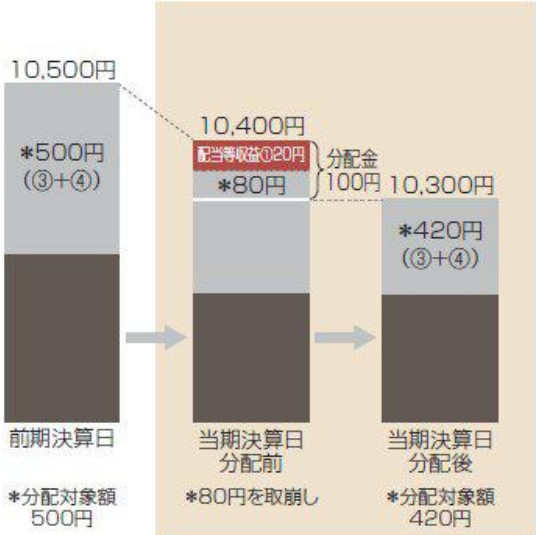

(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

◎投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

【分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合】

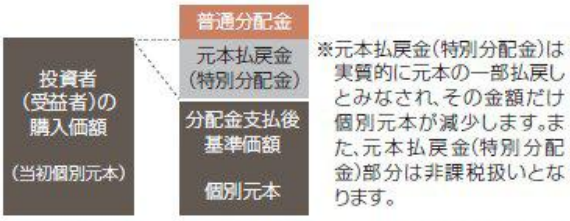

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

【分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合】

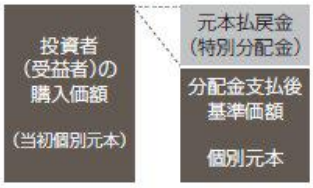

普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

◎ ファンドの仕組み

〈各ファンド〉

■ファンド･オブ･ファンズ方式により運用を行います。

■投資対象の外国投資信託の組入れについては高位を維持することを基本とし、通常の運用状況においてはその投資割合を原則として90%以上とします。

[ファンド･オブ･ファンズ方式について]

各ファンドは外国投資信託「グローバル･ディフェンシブ･セクター･コーポレート･ボンド･ファンド(＊2)」および国内投資信託「UBS短期円金利プラス･ファンド(適格機関投資家向け)」を投資対象とするファンド･オブ･ファンズ方式で運用します。

(注)上記の図表中の(＊1)、(＊2)は上記の表より当てはめてご覧ください。

＊1	円コース	豪ドルコース	ブラジルレアルコース	南アフリカランドコース	トルコリラコース	米ドルコース	ユーロコース	メキシコペソコース
＊2	JPY Class	AUD Class	BRL Class	ZAR Class	TRY Class	USD Class	EUR Class	MXN Class

※「ファンド･オブ･ファンズ方式」とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の投資信託(ファンド)に投資し、運用を行う投資信託(ファンド)です。

※UBS短期円金利プラス･ファンド(適格機関投資家向け)は、ファミリーファンド方式を採用しておりますので、投資にあたっては主としてUBS短期円金利プラス･マザーファンドを通じて行います。

◎ 主な投資制限

〈各ファンド〉

・投資信託証券への投資割合	制限を設けません。
・株式への投資	直接投資は行いません。
・外貨建資産への投資	直接投資は行いません。
・デリバティブの利用	直接利用は行いません。
・同一銘柄の投資信託証券への投資割合	制限を設けません。 ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
・一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率	原則として、それぞれ信託財産の純資産総額の10%、合計で20%以内とします。

通貨選択型ファンドの収益のイメージ

◎「UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型)」は、世界の公共インフラ債券(以下「投資対象資産」という場合があります。)への投資に加えて、投資対象資産について、実質的に円建てとなるように為替取引(円コースでの為替取引を以下「為替ヘッジ」という場合があります。)を行い、対円での為替変動リスクの低減を図る円コースまたは、実質的に各通貨コースの通貨建てとなるように為替取引を行う円コース以外の通貨コースの中から、投資者のニーズに合った通貨のコースを選択できるよう設計されています。

<当ファンドの仕組みのイメージ図>

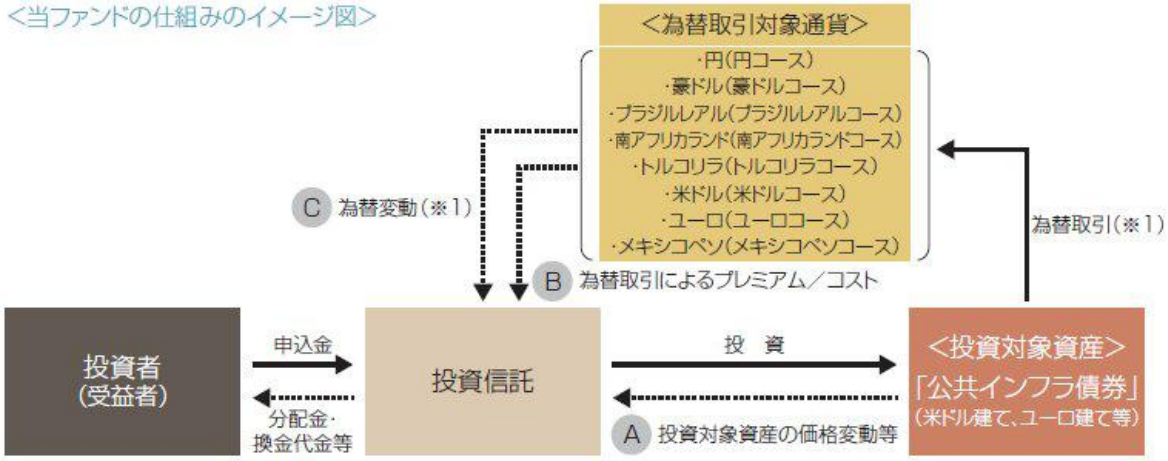

※1 円コースでは、米ドル建て、ユーロ建て等の投資対象資産について、実質的に円建てとなるように対円での為替ヘッジを行いますが、完全に為替変動リスクを排除できるものではありません。円コース以外の各通貨コースでは、米ドル建て、ユーロ建て等の投資対象資産について、実質的に各通貨コースの通貨建てとなるように為替取引を行いますので、当該各通貨コースの通貨と円との間で為替変動リスクが発生することに留意が必要です。

◎当ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。
これらの収益源に相応したリスクが内在していることに留意が必要です。

	A	B	C
[収益の源泉] =	[「公共インフラ債券」の利子収入、価格変動]	+ [為替取引によるプレミアム/コスト(※3、※4)]	+ [為替差益/差損(円コースを除きます。※2)]
	・金利の低下 ・発行体の信用状況の改善	・為替取引対象通貨の短期金利が投資対象資産に係る通貨の短期金利を上回る	・円に対して為替取引対象通貨が上昇(円安)
収益を得られるケース	債券価格の上昇	プレミアム(金利差相当分の収益)(※5)の発生	為替差益の発生
損失やコストが発生するケース	債券価格の下落	コスト(金利差相当分の費用)の発生	為替差損の発生
	・金利の上昇 ・発行体の信用状況の悪化	・為替取引対象通貨の短期金利が投資対象資産に係る通貨の短期金利を下回る	・円に対して為替取引対象通貨が下落(円高)

※2 円コースは、投資対象資産について、実質的に円建てとなるように対円で為替ヘッジを行いますので、©は収益の源泉にはなりません。ただし、完全に為替変動リスクを排除できるものではありません。
※3 為替取引に関する規制が多い新興国通貨の場合、NDF(ノン・デリバラブル・フォワード)を利用する場合があります。NDFを用いて為替取引を行う場合、為替取引プレミアム(金利差相当分の収益)/コスト(金利差相当分の費用)は、金利差から期待される水準と大きく異なる場合があります。
※4 為替取引対象通貨と投資対象資産に係る通貨が同一な部分は、Ⓑは収益の源泉にはなりません。
※5 後記「投資リスク　為替取引プレミアム(金利差相当分の収益)に係るリスクおよび留意点」をご覧ください。

※上記はイメージであり、実際の投資成果を示唆、保証するものではありません。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

④　信託金限度額

・各ファンド毎に、7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの沿革】

2009 年 7 月 24 日

・「円コース」、「豪ドルコース」、「ブラジルレアルコース」、「南アフリカランドコース」、「トルコリラコース」、「マネープール」の信託契約締結、運用開始

2014 年 7 月 23 日

・「米ドルコース」、「ユーロコース」、「メキシコペソコース」の信託契約締結、運用開始

2015 年 1 月 23 日

・各コースの信託期間を 10 年間延長（「マネープール」を除く）

2018 年 10 月 25 日

・マネープールの信託終了

（3）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

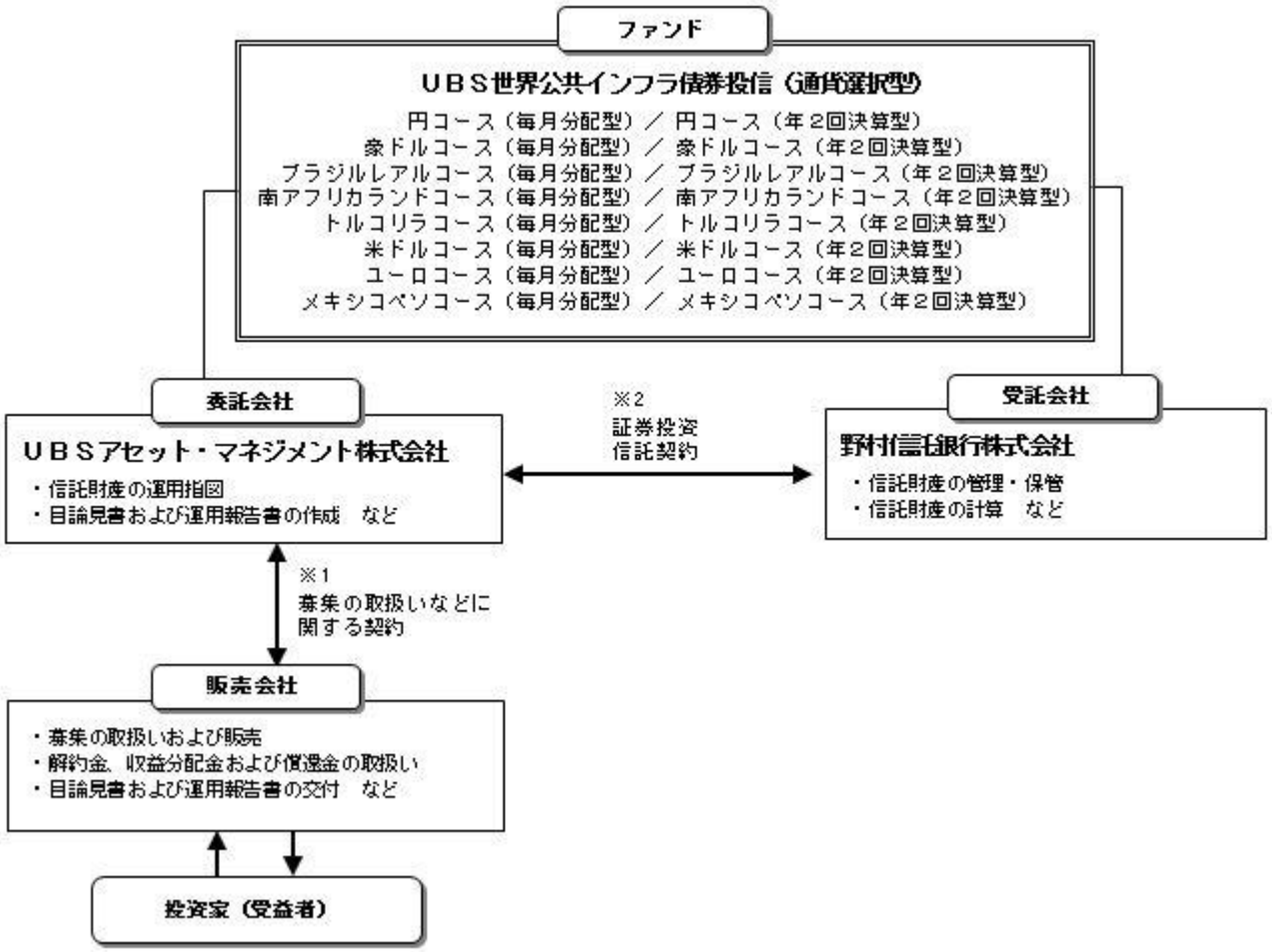

※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

≪ファンド・オブ・ファンズの仕組み≫

■ファンド･オブ･ファンズ方式により運用を行います。

■投資対象の外国投資信託の組入れについては高位を維持することを基本とし、通常の運用状況においてはその投資割合を原則として90%以上とします。

[ファンド･オブ･ファンズ方式について]

各ファンドは外国投資信託「グローバル･ディフェンシブ･セクター･コーポレート･ボンド･ファンド(＊2)」および国内投資信託「UBS短期円金利プラス･ファンド(適格機関投資家向け)」を投資対象とするファンド･オブ･ファンズ方式で運用します。

(注)上記の図表中の(＊1)、(＊2)は上記の表より当てはめてご覧ください。

＊1	円コース	豪ドルコース	ブラジルレアルコース	南アフリカランドコース	トルコリラコース	米ドルコース	ユーロコース	メキシコペソコース
＊2	JPY Class	AUD Class	BRL Class	ZAR Class	TRY Class	USD Class	EUR Class	MXN Class

※「ファンド･オブ･ファンズ方式」とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の投資信託(ファンド)に投資し、運用を行う投資信託(ファンド)です。

※UBS短期円金利プラス･ファンド(適格機関投資家向け)は、ファミリーファンド方式を採用しておりますので、投資にあたっては主としてUBS短期円金利プラス･マザーファンドを通じて行います。

② 委託会社の概況（2024年10月末現在）

1）資本金

2,200百万円

2）沿革

1996年4月1日　：ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立

1998年4月28日　：ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更

2000年7月1日　：ユービーエス・ブリンソン投資顧問株式会社と合併し、ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

2002年4月8日　：ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

2015年12月1日　：UBSアセット・マネジメント株式会社に商号変更

2024年4月2日　：クレディ・スイス証券株式会社から事業譲渡により一部業務を継承

3）大株主の状況

名　　称	住　　所	所有株数	所有比率
UBSアセット・マネジメント・エイ・ジー	スイス国　チューリッヒ市　CH-8001 バーンホフストラッセ 45	21,600株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 指定外国投資信託への投資を通じて、主として信用力の高い、世界の公共インフラ関連企業が発行する債券を主たる投資対象とします。ただし、指定外国投資信託は、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。

② 指定外国投資信託を通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付機関より格付がBBB-/Baa3以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。※

③ 指定外国投資信託の受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。ただし、指定外国投資信託とＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託の受益証券への投資割合を原則として90%以上とします。

④ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。

※ 指定外国投資信託は、BB格相当以下の銘柄の購入は行いません。格下げ等を理由に一部、BB格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者がBBB格相当以上と判断した銘柄について投資する場合もあります。

（２）【投資対象】

グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（注）（以下「指定外国投資信託」といいます）およびＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

１）特定資産

イ）有価証券

ロ）約束手形（金融商品取引法第２条第１項15号に掲げるものを除きます。）

ハ）金銭債権

２）次に掲げる特定資産以外の資産

イ）為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるグローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（注）受益証券および国内籍の投資信託であるＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

１）短期社債等

２）コマーシャル・ペーパー

３）外国または外国のものの発行する証券または証書で、１）～２）の証券または証書の性質を有するもの

４）外国法人が発行する譲渡性預金証書

５）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

１）預金

２）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３）コール・ローン

４）手形割引市場において売買される手形

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

資金の借入を行うことができます。

上記（注）については、下の表より該当項目をそれぞれあてはめてご覧ください。

円コース	豪ドルコース	ブラジルレアルコース	南アフリカランドコース	トルコリラコース	米ドルコース	ユーロコース	メキシコペソコース
JPY Class	AUD Class	BRL Class	ZAR Class	TRY Class	USD Class	EUR Class	MXN Class

◆投資対象とする投資信託証券の概要

投資信託証券の名称	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（JPY Class）／（AUD Class）／（BRL Class）／（ZAR Class）／（TRY Class）／（USD Class）／（EUR Class）／（MXN Class）
運用の基本方針	原則として、信用力の高い、世界の公共インフラ関連企業が発行する債券を中心に投資を行い、証券投資運用においては、当該企業セクターに対応するブルームバーグ・グローバル総合社債インデックス*（円ヘッジ、円ベース）をベンチマークとします。JPY Class では、投資対象資産が実質的に円建てとなるように対円で為替取引を行い、対円での為替変動リスクの低減を図ります。また、AUD Class、BRL Class、ZAR Class、TRY Class、USD Class、EUR Class、MXN Class では、投資対象資産が実質的に各通貨クラスの通貨建てとなるよう為替取引を行うことにより、各通貨クラスの通貨と投資対象資産に係る通貨との間の短期金利の差※と為替変動を収益機会とすることを目指します。 ※各通貨クラスの通貨と投資対象資産に係る通貨が同一な部分は、収益機会とはなりません。
主な投資対象	原則として、信用力の高い、世界の公共インフラ関連企業が発行する債券を主要な投資対象とします。ただし、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。
管理報酬等	①申込手数料：なし ②解約手数料：なし ③受託報酬および管理事務代行報酬等：(年率表示) 受託報酬：0.03%　管理事務代行報酬：0.11% 保管報酬：0.02%　投資顧問報酬　：0.54% ④その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用およびサブカストディ・フィーは、ファンドより支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。
運用会社	ＵＢＳアセット・マネジメント（UK）リミテッド

＊ブルームバーグ・グローバル総合社債インデックスは、ブルームバーグが公表する世界の社債券市場の推移を表わす指数です。

投資信託証券の名称	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）
運用の基本方針	わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債を実質的な主たる投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	ＵＢＳ短期円金利プラス・マザーファンド受益証券、ならびに内外の円建て公社債を主要投資対象とします。
信託報酬等	①申込手数料：なし ②解約手数料：なし ③信託報酬：年率 0.044%(税抜年率 0.04%)
運用会社	UBS アセット・マネジメント株式会社

（ご参考）

投資信託証券の名称	ＵＢＳ短期円金利プラス・マザーファンド
運用の基本方針	わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債を主たる投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	わが国のコマーシャル・ペーパー、政府短期証券、コール市場等の短期金融商品および内外の円建ての公社債に投資を行うことにより、代表的銀行の 3 ヵ月大口預金金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
信託報酬等	①申込手数料：なし ②解約手数料：なし ③信託報酬：なし
運用会社	UBS アセット・マネジメント株式会社

（3）【運用体制】
当ファンドの運用体制は以下のとおりです。

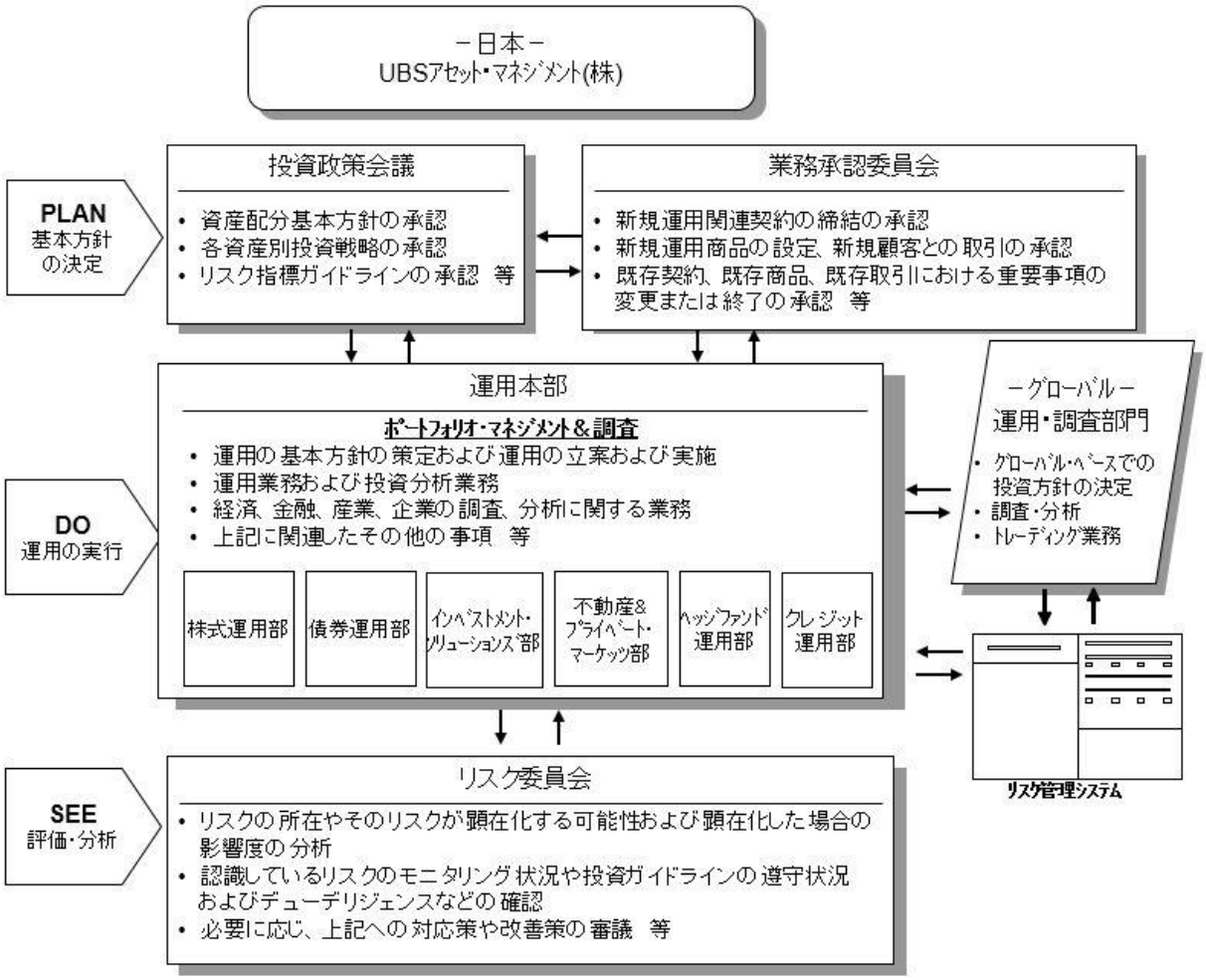

＜運用体制に関する社内規則等およびファンドに関係する法人等の管理＞
ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（10～15 名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。
当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

＜内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織＞
投資政策会議：
投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策会議を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策会議は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の 5～10 名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会：
商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品開発部長が招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、審議案件に関与する機関投資家営業本部長またはホールセール本部長、運用本部長、管理本部長、商品開発部長、コンプライアンス＆オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、企画管理部長、経理部長等、またはその代理の 10 名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会：
業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、経営上ならびに業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況およびデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則としてジャパン・オペレーティング・オフィサーまたは企画管理部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、機関投資家営業本部長、ホールセール本部長、UBS パートナー部長、運用本部長、管理本部長、商品開発部長、コンプライアンス＆オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、経理部長、人事部長、企画管理部長、テクノロジー部長の 14 名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

※上記の運用体制は、2024 年 10 月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

＜毎月分配型＞

毎決算時（毎月 25 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

１）分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

２）原則として継続的な分配を行うことを目指します。収益分配金額は、上記１）の範囲内で、委託会社が継続した分配を行うための分配金原資の水準、運用実績および市況動向等を勘案して決定するものとします。

３）また、毎年 4 月および 10 月の決算時には、上記２）の収益分配金額のほか、上記１）の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。ただし、上記２）の分配時を含め、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

４）収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

＜年２回決算型＞

毎決算時（毎年 4 月 25 日および 10 月 25 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

１）分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

２）収益分配金額は、上記１）の範囲内で、委託会社が市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。

３）収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース＞

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※各コースの詳細については、「第２　管理及び運営　１　申込（販売）手続等　（２）コースの選択」をご参照下さい。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

①　約款に定める投資制限

１）投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

２）株式への直接投資は行いません。

３）外貨建資産への直接投資は行いません。

４）デリバティブの直接利用は行いません。

５）同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

６）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

７）資金の借入

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%の範囲内とします。

ハ）収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

②　法令による投資制限

１）同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

２）デリバティブ取引の投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行いません。

３）信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる内容とした運用を行いません。

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスク

＜各ファンド＞

投資信託証券への投資を通じて、世界の公共インフラ関連企業が発行する債券に投資を行いますので、組入債券の価格の下落や組入債券の発行体の財務状況の悪化等の影響により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、円コース以外の各ファンドでは、外貨建資産について実質的に各通貨コースの通貨建てとなるように為替取引を行いますので、当該各通貨コースの通貨と円との間の為替変動により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

各ファンドの資産価値に影響を及ぼすリスクとしては、主として以下のようなものがあげられます。

ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

① 公社債に関する価格変動リスク

当ファンドは公社債への投資を行います。公社債の価格は、主に金利の変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、公社債の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

1）金利変動リスク

公社債の価格は金利変動によって変動します。一般的に公社債の市場価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向となり、逆に金利が上昇した場合には下落する傾向があります。

2）信用リスク

公社債の価格は発行体の信用力の変化によっても変動します。公社債の発行体の業績悪化、財務内容の変化、経営不振等により、債務不履行（デフォルト、元利金の支払いが期日までに行われないこと）が生じた場合、あるいはそのような状況が予想される局面となった場合には、公社債の価格は大きく下落することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け、大きく下落することがあります。

② カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。

③ 為替変動リスク

＜円コース（毎月分配型）／円コース（年２回決算型）＞

投資対象である外国投資信託の投資対象資産について、原則として実質的に円建てとなるように対円での為替ヘッジを行い、対円での為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に為替変動リスクを排除することはできませんので、基準価額は円と投資対象資産に係る通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が投資対象資産に係る通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

＜豪ドルコース（毎月分配型）／豪ドルコース（年２回決算型）＞

投資対象である外国投資信託の投資対象資産について、原則として実質的に豪ドル建てとなるように豪ドルでの為替取引を行いますので、円貨ベースでの資産価値は豪ドルの為替変動の影響を大きく受けます。したがって、為替の変動に伴って、基準価額が大きく変動する可能性があります。また、完全に投資対象資産に係る通貨の影響を排除することはできませんので、投資対象資産に係る通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。豪ドルの金利が投資対象資産に係る通貨の金利より低い場合は、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

＜ブラジルレアルコース（毎月分配型）／ブラジルレアルコース（年２回決算型）＞

投資対象である外国投資信託の投資対象資産について、原則として実質的にブラジルレアル建てとなるようにブラジルレアルでの為替取引を行いますので、円貨ベースでの資産価値はブラジルレアルの為替変動の影響を大きく受けます。したがって、為替の変動に伴って、基準価額が大きく変動する可能性があります。また、完全に投資対象資産に係る通貨の影響を排除することはできませんので、投資対象資産に係る通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。ブラジルレアルの金利が投資対象資産に係る通貨の金利より低い場合は、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

＜南アフリカランドコース（毎月分配型）／南アフリカランドコース（年２回決算型）＞
投資対象である外国投資信託の投資対象資産について、原則として実質的に南アフリカランド建てとなるように南アフリカランドでの為替取引を行いますので、円貨ベースでの資産価値は南アフリカランドの為替変動の影響を大きく受けます。したがって、為替の変動に伴って、基準価額が大きく変動する可能性があります。また、完全に投資対象資産に係る通貨の影響を排除することはできませんので、投資対象資産に係る通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。南アフリカランドの金利が投資対象資産に係る通貨の金利より低い場合は、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

＜トルコリラコース（毎月分配型）／トルコリラコース（年２回決算型）＞
投資対象である外国投資信託の投資対象資産について、原則として実質的にトルコリラ建てとなるようにトルコリラでの為替取引を行いますので、円貨ベースでの資産価値はトルコリラの為替変動の影響を大きく受けます。したがって、為替の変動に伴って、基準価額が大きく変動する可能性があります。また、完全に投資対象資産に係る通貨の影響を排除することはできませんので、投資対象資産に係る通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。トルコリラの金利が投資対象資産に係る通貨の金利より低い場合は、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

＜米ドルコース（毎月分配型）／米ドルコース（年２回決算型）＞
投資対象である外国投資信託の投資対象資産について、原則として実質的に米ドル建てとなるように米ドルでの為替取引を行いますので、円貨ベースでの資産価値は米ドルの為替変動の影響を大きく受けます。したがって、為替の変動に伴って、基準価額が大きく変動する可能性があります。また、完全に投資対象資産に係る通貨の影響を排除することはできませんので、投資対象資産に係る通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。米ドルの金利が投資対象資産に係る通貨の金利より低い場合は、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

＜ユーロコース（毎月分配型）／ユーロコース（年２回決算型）＞
投資対象である外国投資信託の投資対象資産について、原則として実質的にユーロ建てとなるようにユーロでの為替取引を行いますので、円貨ベースでの資産価値はユーロの為替変動の影響を大きく受けます。したがって、為替の変動に伴って、基準価額が大きく変動する可能性があります。また、完全に投資対象資産に係る通貨の影響を排除することはできませんので、投資対象資産に係る通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。ユーロの金利が投資対象資産に係る通貨の金利より低い場合は、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

＜メキシコペソコース（毎月分配型）／メキシコペソコース（年２回決算型）＞
投資対象である外国投資信託の投資対象資産について、原則として実質的にメキシコペソ建てとなるようにメキシコペソでの為替取引を行いますので、円貨ベースでの資産価値はメキシコペソの為替変動の影響を大きく受けます。したがって、為替の変動に伴って、基準価額が大きく変動する可能性があります。また、完全に投資対象資産に係る通貨の影響を排除することはできませんので、投資対象資産に係る通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。メキシコペソの金利が投資対象資産に係る通貨の金利より低い場合は、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

④　為替取引プレミアム（金利差相当分の収益）に係るリスクおよび留意点
円コースを除く各通貨コースでは、投資対象資産に係る通貨と各通貨コースの通貨（為替取引対象通貨）との間の短期金利の差（為替取引プレミアム）を収益機会とする一方、選択された通貨コースの通貨と円との間の為替変動の影響を大きく受けます。したがって、選択された通貨コースの通貨に対して円が上昇（円高）した場合には、基準価額は下落し、損失を被る可能性があります

≪その他のリスク・留意点≫

①　買付および換金申込に係る制限
・買付または換金の申込日が、海外市場の休業日と同日の場合には、当該買付または換金のお申込は受付けません。
海外市場の休業日：
ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行もしくはルクセンブルグの銀行の休業日および 12 月 24 日をいいます。
・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付および換金のお申込の受付を中止することおよび既に受付けた当該各お申込を取り消すことがあります。
・投資対象国の有価証券市場等の流動性等を勘案し、買付の受付を制限する場合があります。

②　クーリング・オフ
ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

③　分配金に関する留意点
分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

④　流動性リスクに関する留意点
当ファンドは、大量の換金が発生した短期間での資金充当の際や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量に制限がかかるリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

⑤　NDF 取引に関する留意点
外国投資信託の投資対象資産について為替取引を行う際、一部の新興国においては通貨の受渡に制約があるため、NDF※（ノン・デリバラブル・フォワード）を用いる場合があります。
NDF の取引価格の値動きと実際の為替市場の値動きは、需給動向や規制等の影響により、大きく乖離する場合があり、その結果、投資成果は、実際の為替市場や金利市場の動向から理論上期待される水準と大きく乖離する場合があります。また、市場規模の縮小や当局の規制等により NDF が利用できなくなった場合、ファンドの投資方針に沿った運用ができなくなる場合があります。
※NDF とは、新興国の通貨を売買する際に利用される直物為替先渡取引の一種で、主に金融機関と相対で取引されます。NDF においては当該国通貨の受渡が発生せず、主に米ドルなど主要通貨で差金決済されます。

≪投資信託に関する一般的なリスク≫
・法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
・信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
・短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を直前の市場実勢から乖離した価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額は下落する要因となり、損失を被ることがあります。
・証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これによりファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

≪投資信託に関する一般的な留意事項≫
・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（販売会社は販売の窓口となります)。
・投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。

（２）リスク管理体制
委託会社では、投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインや、投資対象資産の流動性リスクを評価するための規程を定め、運用部門から独立した部署等により、運用結果の検証や各種リスクの適切な管理がモニタリングされます。それらの状況は定期的に開催される委員会等に報告され、必要な対策が講じられる態勢となっています。

※上記体制は 2024 年 10 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

[円コース(毎月分配型)]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2019年11月末～2024年10月末

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年11月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2019年11月末～2024年10月末

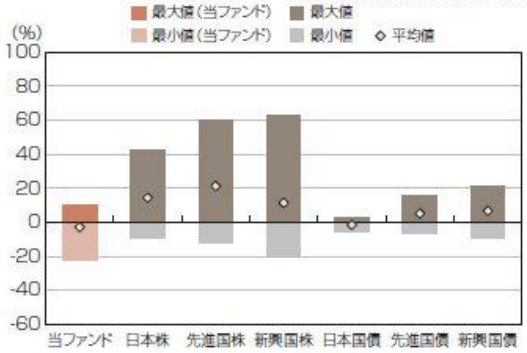

(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	10.5	42.1	59.8	62.7	2.9	15.3	21.5
最小値	△22.5	△9.5	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	△2.8	14.5	21.3	11.4	△1.5	5.2	6.7

＊上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

[円コース(年2回決算型)]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2019年11月末～2024年10月末

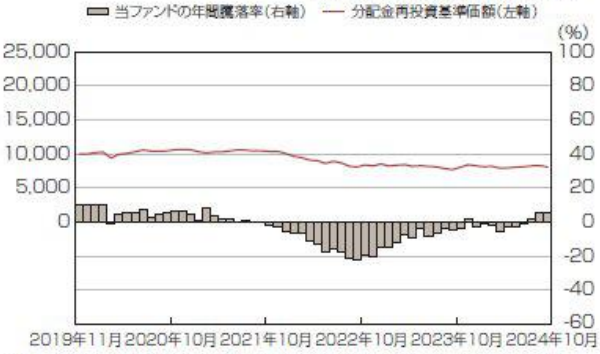

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年11月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2019年11月末～2024年10月末

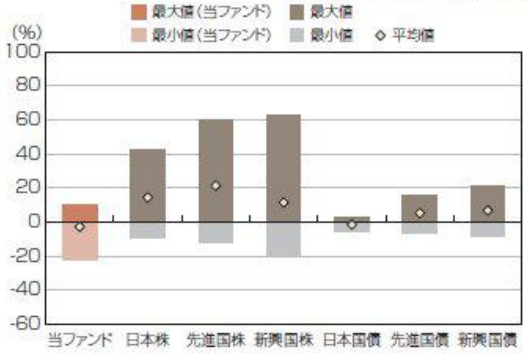

(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	10.5	42.1	59.8	62.7	2.9	15.3	21.5
最小値	△22.6	△9.5	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	△2.8	14.5	21.3	11.4	△1.5	5.2	6.7

＊上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

[豪ドルコース(毎月分配型)]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年11月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

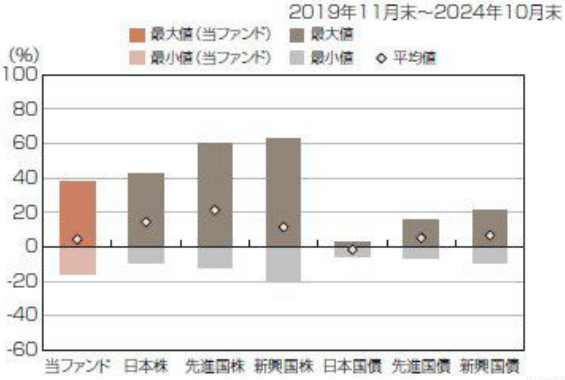

(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	37.5	42.1	59.8	62.7	2.9	15.3	21.5
最小値	△16.0	△9.5	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	4.4	14.5	21.3	11.4	△1.5	5.2	6.7

＊上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

[豪ドルコース(年2回決算型)]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年11月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

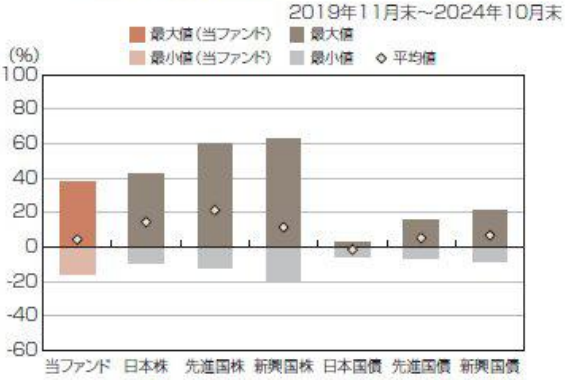

(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	37.4	42.1	59.8	62.7	2.9	15.3	21.5
最小値	△16.1	△9.5	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	4.3	14.5	21.3	11.4	△1.5	5.2	6.7

＊上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

［ブラジルレアルコース（毎月分配型）］

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

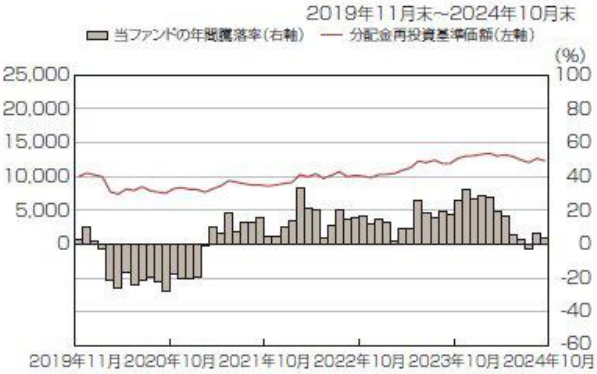

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年11月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

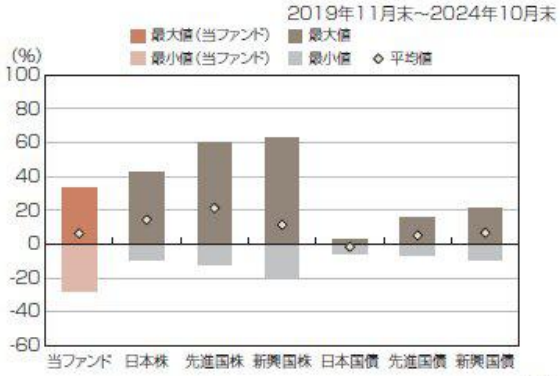

(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	33.6	42.1	59.8	62.7	2.9	15.3	21.5
最小値	△27.9	△9.5	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	6.4	14.5	21.3	11.4	△1.5	5.2	6.7

＊上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

［ブラジルレアルコース（年2回決算型）］

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年11月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

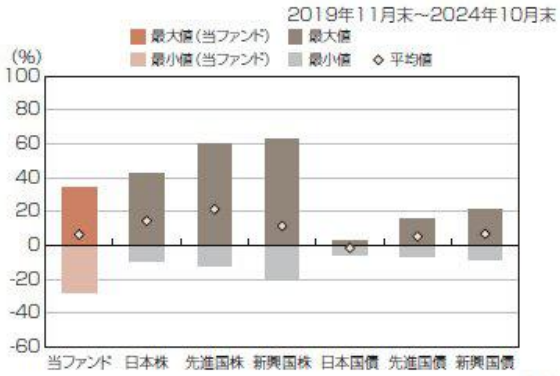

(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	33.7	42.1	59.8	62.7	2.9	15.3	21.5
最小値	△27.9	△9.5	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	6.4	14.5	21.3	11.4	△1.5	5.2	6.7

＊上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

［南アフリカランドコース（毎月分配型）］

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2019年11月末～2024年10月末

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年11月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2019年11月末～2024年10月末

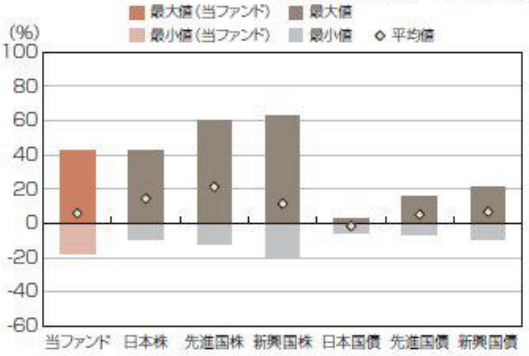

(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	42.8	42.1	59.8	62.7	2.9	15.3	21.5
最小値	△17.6	△9.5	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	5.9	14.5	21.3	11.4	△1.5	5.2	6.7

＊上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

［南アフリカランドコース（年2回決算型）］

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2019年11月末～2024年10月末

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年11月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2019年11月末～2024年10月末

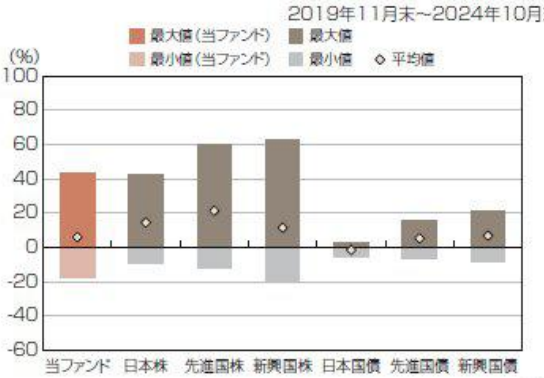

(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	43.2	42.1	59.8	62.7	2.9	15.3	21.5
最小値	△17.7	△9.5	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	5.9	14.5	21.3	11.4	△1.5	5.2	6.7

＊上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

［トルコリラコース（毎月分配型）］

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2019年11月末～2024年10月末

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年11月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2019年11月末～2024年10月末

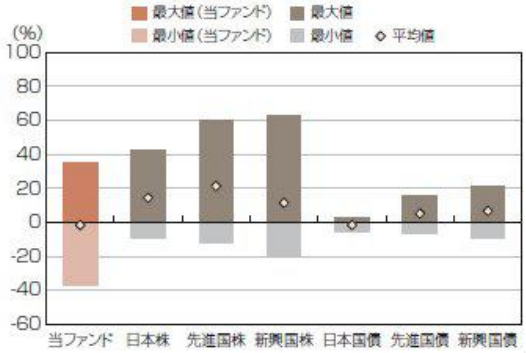

(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	35.5	42.1	59.8	62.7	2.9	15.3	21.5
最小値	△37.1	△9.5	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	△1.6	14.5	21.3	11.4	△1.5	5.2	6.7

＊上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

［トルコリラコース（年2回決算型）］

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2019年11月末～2024年10月末

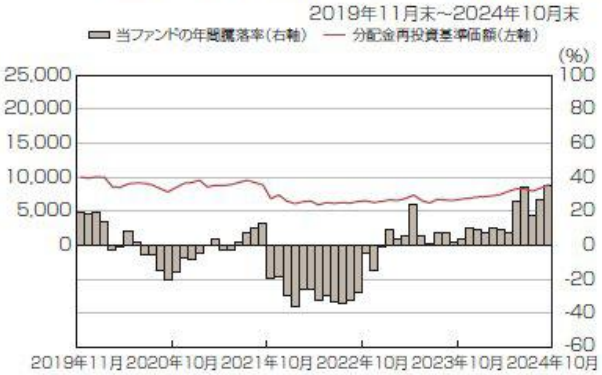

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年11月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2019年11月末～2024年10月末

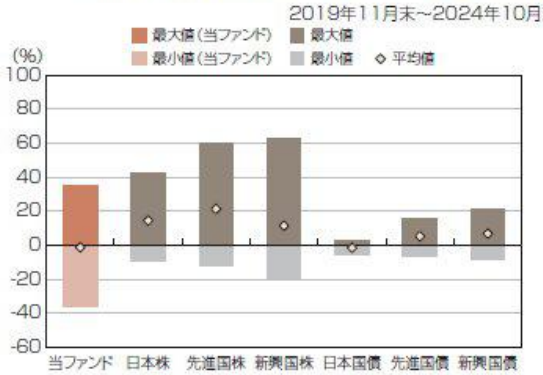

(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	35.4	42.1	59.8	62.7	2.9	15.3	21.5
最小値	△36.0	△9.5	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	△1.3	14.5	21.3	11.4	△1.5	5.2	6.7

＊上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

[米ドルコース(毎月分配型)]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2019年11月末～2024年10月末

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年11月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2019年11月末～2024年10月末

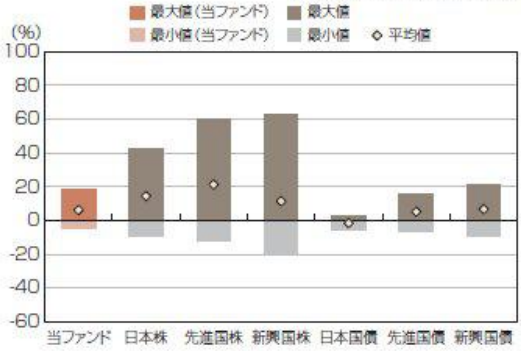

(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	18.5	42.1	59.8	62.7	2.9	15.3	21.5
最小値	△4.8	△9.5	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	6.3	14.5	21.3	11.4	△1.5	5.2	6.7

＊上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

[米ドルコース(年2回決算型)]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2019年11月末～2024年10月末

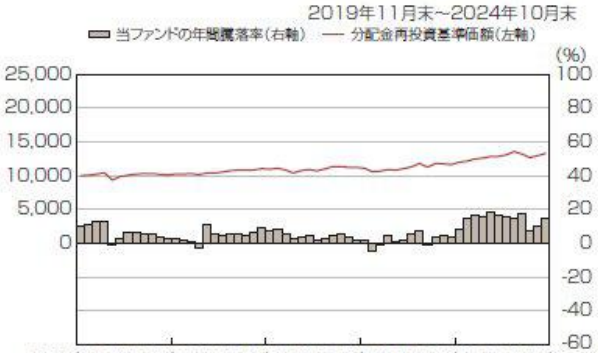

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年11月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2019年11月末～2024年10月末

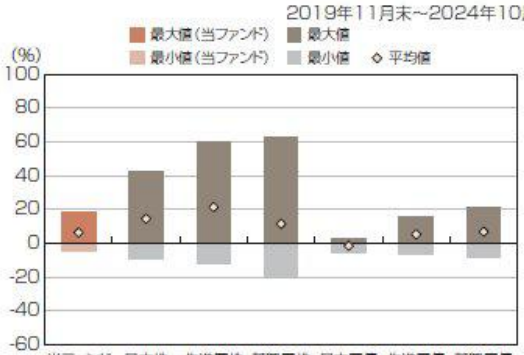

(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	18.7	42.1	59.8	62.7	2.9	15.3	21.5
最小値	△4.6	△9.5	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	6.3	14.5	21.3	11.4	△1.5	5.2	6.7

＊上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

[ユーロコース(毎月分配型)]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年11月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

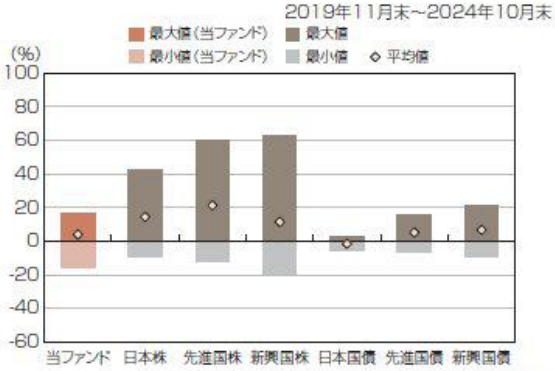

(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	16.8	42.1	59.8	62.7	2.9	15.3	21.5
最小値	△15.7	△9.5	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	4.0	14.5	21.3	11.4	△1.5	5.2	6.7

＊上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

[ユーロコース(年2回決算型)]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年11月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

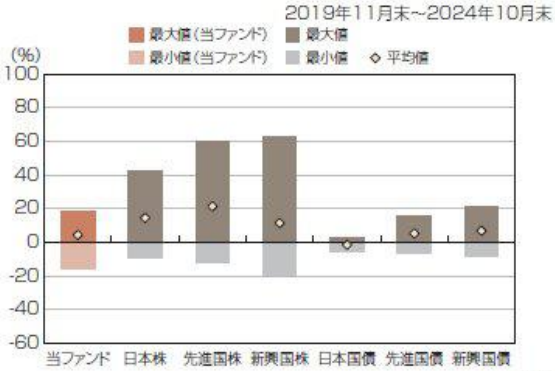

(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	18.4	42.1	59.8	62.7	2.9	15.3	21.5
最小値	△15.5	△9.5	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	4.3	14.5	21.3	11.4	△1.5	5.2	6.7

＊上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

[メキシコペソコース(毎月分配型)]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2019年11月末～2024年10月末

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年11月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2019年11月末～2024年10月末

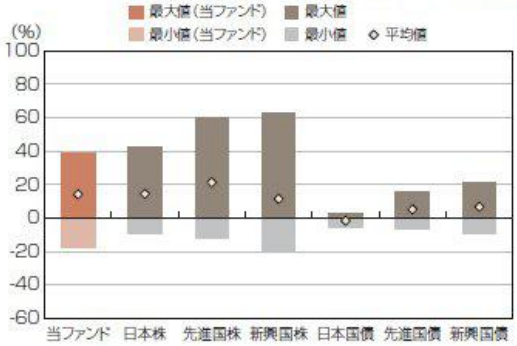

(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	39.0	42.1	59.8	62.7	2.9	15.3	21.5
最小値	△17.8	△9.5	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	14.2	14.5	21.3	11.4	△1.5	5.2	6.7

＊上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

[メキシコペソコース(年2回決算型)]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2019年11月末～2024年10月末

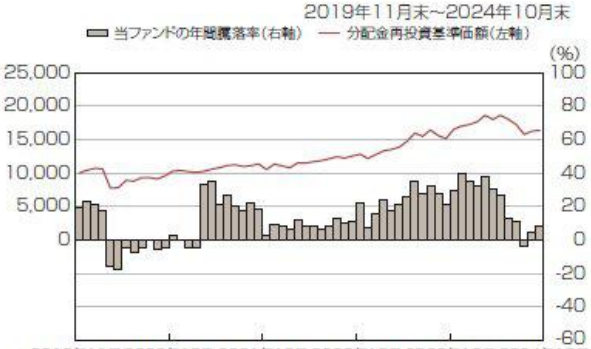

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年11月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2019年11月末～2024年10月末

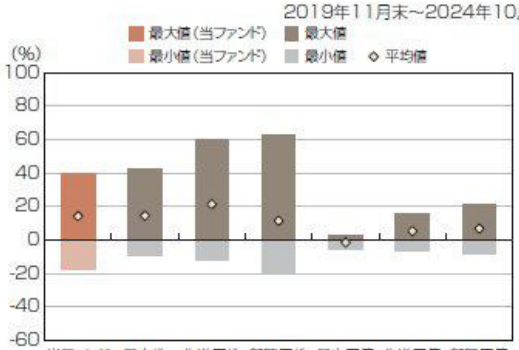

(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	39.7	42.1	59.8	62.7	2.9	15.3	21.5
最小値	△17.9	△9.5	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	14.2	14.5	21.3	11.4	△1.5	5.2	6.7

＊上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

・販売会社における申込手数料率は 3.3%（税抜 3.0%）が上限となっております。（スイッチングの場合の申込手数料率は 1.65%（税抜 1.5%）が上限となっております。）
・申込手数料の額（１口当たり）は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。

（2）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料
ありません。

② 信託財産留保額
解約請求受付日の翌々営業日の基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額（１口当たり）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

（3）【信託報酬等】

① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 0.968%（税抜 0.88%）の率を乗じて得た額とします。

② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（税抜年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.88%	0.34%	0.50%	0.04%

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

なお、各ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等が各ファンドの純資産総額に対して年率 0.70%程度（委託会社が試算した概算値）かかります。したがって、各ファンドの信託報酬に加えた基本となる報酬率は、実質的には各ファンドの純資産総額に対して年率 1.668%程度となります。

③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

① 売買委託手数料
組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等のファンドを運用するための費用等ならびに当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁します。

② 信託事務の諸費用
信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁します。

③ その他の諸費用
以下の諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
１．信託財産に係る監査報酬
２．受益権の管理事務に関連する費用
３．有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
４．信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
５．運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
６．ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、上記１．から６．の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率 0.1%を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時係る諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。
上記１．から６．の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

④ 上記①から③の費用のうち、主要なものを対価とする役務の内容は以下のとおりです。
１．監査費用：監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
２．印刷費用等：法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用（EDINET 含む）等
３．売買委託手数料：有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料
４．保管費用：海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用

※上記「（４）その他の手数料等」の①および②については、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。また、受益者が直接および間接的に負担する費用の合計額についても、保有期間等により異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。
公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。当ファンドは、NISA の対象ではありません。

① 個人受益者の場合
１）収益分配金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。
２）解約金および償還金に対する課税
解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税５%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。
＊解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益
※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

② 法人受益者の場合

1）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

2）受益者が収益分配金を受け取る際

イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞

イ）の場合

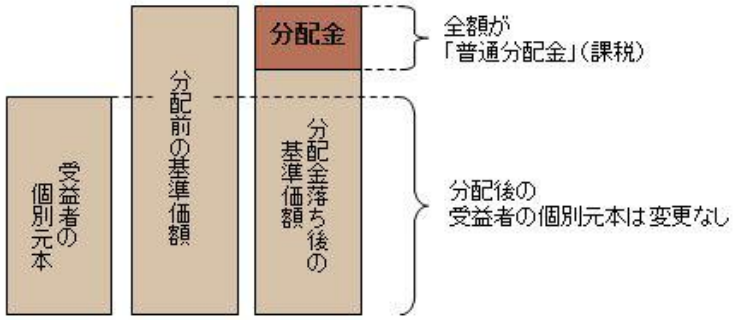

ロ）、ハ）の場合

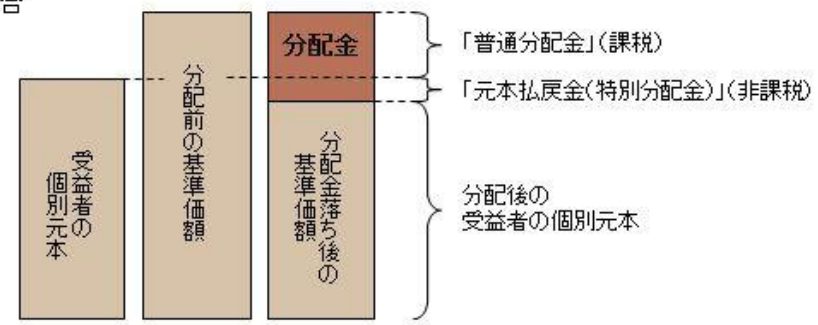

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2024 年 10 月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

[円コース(毎月分配型)]

対象期間:2024年4月26日～2024年10月25日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.72%	0.96%	0.76%

(注1)対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。
(注2)その他費用には、投資先ファンドの費用が含まれています。
(注3)投資先ファンドにおいて、上記の費用に含まれていない費用は認識しておりません。
(注4)投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
(注5)上記の前提条件で算出しているため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

[円コース(年2回決算型)]

対象期間:2024年4月26日～2024年10月25日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.73%	0.96%	0.77%

(注1)対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。
(注2)その他費用には、投資先ファンドの費用が含まれています。
(注3)投資先ファンドにおいて、上記の費用に含まれていない費用は認識しておりません。
(注4)投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
(注5)上記の前提条件で算出しているため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

[豪ドルコース(毎月分配型)]

対象期間:2024年4月26日～2024年10月25日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.74%	0.96%	0.78%

(注1)対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。
(注2)その他費用には、投資先ファンドの費用が含まれています。
(注3)投資先ファンドにおいて、上記の費用に含まれていない費用は認識しておりません。
(注4)投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
(注5)上記の前提条件で算出しているため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

[豪ドルコース(年2回決算型)]

対象期間:2024年4月26日～2024年10月25日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.76%	0.96%	0.80%

(注1)対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。
(注2)その他費用には、投資先ファンドの費用が含まれています。
(注3)投資先ファンドにおいて、上記の費用に含まれていない費用は認識しておりません。
(注4)投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
(注5)上記の前提条件で算出しているため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

[ブラジルレアルコース(毎月分配型)]

対象期間:2024年4月26日～2024年10月25日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.76%	0.96%	0.80%

(注1)対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。
(注2)その他費用には、投資先ファンドの費用が含まれています。
(注3)投資先ファンドにおいて、上記の費用に含まれていない費用は認識しておりません。
(注4)投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
(注5)上記の前提条件で算出しているため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

[ブラジルレアルコース(年2回決算型)]

対象期間:2024年4月26日～2024年10月25日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.76%	0.96%	0.80%

(注1)対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。
(注2)その他費用には、投資先ファンドの費用が含まれています。
(注3)投資先ファンドにおいて、上記の費用に含まれていない費用は認識しておりません。
(注4)投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
(注5)上記の前提条件で算出しているため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

[南アフリカランドコース(毎月分配型)]

対象期間:2024年4月26日～2024年10月25日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.76%	0.96%	0.80%

(注1)対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。
(注2)その他費用には、投資先ファンドの費用が含まれています。
(注3)投資先ファンドにおいて、上記の費用に含まれていない費用は認識しておりません。
(注4)投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
(注5)上記の前提条件で算出しているため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

[南アフリカランドコース(年2回決算型)]

対象期間:2024年4月26日～2024年10月25日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.76%	0.96%	0.80%

(注1)対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。
(注2)その他費用には、投資先ファンドの費用が含まれています。
(注3)投資先ファンドにおいて、上記の費用に含まれていない費用は認識しておりません。
(注4)投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
(注5)上記の前提条件で算出しているため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

[トルコリラコース(毎月分配型)]

対象期間:2024年4月26日～2024年10月25日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.76%	0.96%	0.80%

(注1)対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。
(注2)その他費用には、投資先ファンドの費用が含まれています。
(注3)投資先ファンドにおいて、上記の費用に含まれていない費用は認識しておりません。
(注4)投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
(注5)上記の前提条件で算出しているため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

[トルコリラコース(年2回決算型)]

対象期間:2024年4月26日～2024年10月25日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.76%	0.96%	0.80%

(注1)対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。
(注2)その他費用には、投資先ファンドの費用が含まれています。
(注3)投資先ファンドにおいて、上記の費用に含まれていない費用は認識しておりません。
(注4)投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
(注5)上記の前提条件で算出しているため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

[米ドルコース(毎月分配型)]

対象期間:2024年4月26日～2024年10月25日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.76%	0.96%	0.80%

(注1)対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。
(注2)その他費用には、投資先ファンドの費用が含まれています。
(注3)投資先ファンドにおいて、上記の費用に含まれていない費用は認識しておりません。
(注4)投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
(注5)上記の前提条件で算出しているため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

[米ドルコース(年2回決算型)]

対象期間:2024年4月26日～2024年10月25日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.76%	0.96%	0.80%

(注1)対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。
(注2)その他費用には、投資先ファンドの費用が含まれています。
(注3)投資先ファンドにおいて、上記の費用に含まれていない費用は認識しておりません。
(注4)投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
(注5)上記の前提条件で算出しているため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

[ユーロコース(毎月分配型)]

対象期間:2024年4月26日～2024年10月25日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.76%	0.96%	0.80%

(注1)対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。
(注2)その他費用には、投資先ファンドの費用が含まれています。
(注3)投資先ファンドにおいて、上記の費用に含まれていない費用は認識しておりません。
(注4)投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
(注5)上記の前提条件で算出しているため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

[ユーロコース(年2回決算型)]

対象期間:2024年4月26日～2024年10月25日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.75%	0.96%	0.79%

(注1)対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。
(注2)その他費用には、投資先ファンドの費用が含まれています。
(注3)投資先ファンドにおいて、上記の費用に含まれていない費用は認識しておりません。
(注4)投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
(注5)上記の前提条件で算出しているため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

[メキシコペソコース(毎月分配型)]

対象期間:2024年4月26日～2024年10月25日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.76%	0.96%	0.80%

(注1)対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。
(注2)その他費用には、投資先ファンドの費用が含まれています。
(注3)投資先ファンドにおいて、上記の費用に含まれていない費用は認識しておりません。
(注4)投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
(注5)上記の前提条件で算出しているため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

[メキシコペソコース(年2回決算型)]

対象期間:2024年4月26日～2024年10月25日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.76%	0.96%	0.80%

(注1)対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。
(注2)その他費用には、投資先ファンドの費用が含まれています。
(注3)投資先ファンドにおいて、上記の費用に含まれていない費用は認識しておりません。
(注4)投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
(注5)上記の前提条件で算出しているため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

５【運用状況】

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）】

以下の運用状況は2024年10月31日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	50,599,894,800	99.52
	日本	1,558,742	0.00
	小計	50,601,453,542	99.52
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	245,017,244	0.48
合計(純資産総額)		50,846,470,786	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(JPY Class)	6,541,680	7,747	50,678,394,960	7,735	50,599,894,800	99.52
日本	投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	1,573,375	0.9907	1,558,742	0.9907	1,558,742	0.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.52
合計	99.52

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		１口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第 12 特定期間末　（2015 年 4 月 27 日）	217,037	217,908	0.9965	1.0005
第 13 特定期間末　（2015 年 10 月 26 日）	205,115	205,989	0.9384	0.9424
第 14 特定期間末　（2016 年 4 月 25 日）	210,275	211,175	0.9354	0.9394
第 15 特定期間末　（2016 年 10 月 25 日）	266,663	267,802	0.9361	0.9401
第 16 特定期間末　（2017 年 4 月 25 日）	269,960	271,171	0.8919	0.8959
第 17 特定期間末　（2017 年 10 月 25 日）	257,774	258,359	0.8807	0.8827
第 18 特定期間末　（2018 年 4 月 25 日）	214,648	215,159	0.8415	0.8435
第 19 特定期間末　（2018 年 10 月 25 日）	178,665	179,104	0.8143	0.8163
第 20 特定期間末　（2019 年 4 月 25 日）	160,987	161,180	0.8375	0.8385
第 21 特定期間末　（2019 年 10 月 25 日）	144,794	144,961	0.8706	0.8716
第 22 特定期間末　（2020 年 4 月 27 日）	128,521	128,670	0.8640	0.8650
第 23 特定期間末　（2020 年 10 月 26 日）	125,424	125,563	0.8973	0.8983
第 24 特定期間末　（2021 年 4 月 26 日）	116,634	116,767	0.8832	0.8842
第 25 特定期間末　（2021 年 10 月 25 日）	109,556	109,681	0.8789	0.8799
第 26 特定期間末　（2022 年 4 月 25 日）	89,529	89,646	0.7667	0.7677
第 27 特定期間末　（2022 年 10 月 25 日）	72,578	72,688	0.6617	0.6627
第 28 特定期間末　（2023 年 4 月 25 日）	71,600	71,703	0.6959	0.6969
第 29 特定期間末　（2023 年 10 月 25 日）	59,577	59,671	0.6331	0.6341
第 30 特定期間末　（2024 年 4 月 25 日）	55,865	55,950	0.6524	0.6534
第 31 特定期間末　（2024 年 10 月 25 日）	51,036	51,113	0.6556	0.6566
2023 年 10 月末日	59,446	—	0.6341	—
11 月末日	60,883	—	0.6615	—
12 月末日	62,865	—	0.6920	—
2024 年 1 月末日	60,733	—	0.6771	—
2 月末日	58,790	—	0.6650	—
3 月末日	58,208	—	0.6702	—
4 月末日	55,322	—	0.6468	—
5 月末日	54,550	—	0.6488	—
6 月末日	54,326	—	0.6571	—
7 月末日	53,364	—	0.6600	—
8 月末日	53,425	—	0.6692	—
9 月末日	53,088	—	0.6727	—
10 月末日	50,846	—	0.6545	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第12特定期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	0.0240
第13特定期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	0.0240
第14特定期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	0.0240
第15特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	0.0240
第16特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	0.0240
第17特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	0.0220
第18特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	0.0120
第19特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	0.0120
第20特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	0.0070
第21特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	0.0060
第22特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	0.0060
第23特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	0.0060
第24特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	0.0060
第25特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	0.0060
第26特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	0.0060
第27特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	0.0060
第28特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	0.0060
第29特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	0.0060
第30特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	0.0060
第31特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	0.0060

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第12特定期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	2.5
第13特定期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	△3.4
第14特定期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	2.2
第15特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	2.6
第16特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	△2.2
第17特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	1.2
第18特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	△3.1
第19特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	△1.8
第20特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	3.7
第21特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	4.7
第22特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	△0.1
第23特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	4.5
第24特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	△0.9
第25特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	0.2

第 26 特定期間	2021 年 10 月 26 日～2022 年 4 月 25 日	△12.1
第 27 特定期間	2022 年 4 月 26 日～2022 年 10 月 25 日	△12.9
第 28 特定期間	2022 年 10 月 26 日～2023 年 4 月 25 日	6.1
第 29 特定期間	2023 年 4 月 26 日～2023 年 10 月 25 日	△8.2
第 30 特定期間	2023 年 10 月 26 日～2024 年 4 月 25 日	4.0
第 31 特定期間	2024 年 4 月 26 日～2024 年 10 月 25 日	1.4

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第 12 特定期間	2014 年 10 月 28 日～2015 年 4 月 27 日	31,658,613,828	19,806,457,436
第 13 特定期間	2015 年 4 月 28 日～2015 年 10 月 26 日	24,335,857,333	23,551,539,194
第 14 特定期間	2015 年 10 月 27 日～2016 年 4 月 25 日	27,352,487,371	21,129,857,469
第 15 特定期間	2016 年 4 月 26 日～2016 年 10 月 25 日	81,275,314,433	21,222,242,034
第 16 特定期間	2016 年 10 月 26 日～2017 年 4 月 25 日	42,174,233,573	24,345,415,050
第 17 特定期間	2017 年 4 月 26 日～2017 年 10 月 25 日	14,935,725,417	24,939,191,888
第 18 特定期間	2017 年 10 月 26 日～2018 年 4 月 25 日	1,518,543,211	39,110,946,046
第 19 特定期間	2018 年 4 月 26 日～2018 年 10 月 25 日	756,200,841	36,430,601,982
第 20 特定期間	2018 年 10 月 26 日～2019 年 4 月 25 日	662,333,752	27,853,864,820
第 21 特定期間	2019 年 4 月 26 日～2019 年 10 月 25 日	662,077,869	26,562,430,365
第 22 特定期間	2019 年 10 月 26 日～2020 年 4 月 27 日	752,744,578	18,324,607,628
第 23 特定期間	2020 年 4 月 28 日～2020 年 10 月 26 日	443,026,202	9,413,288,339
第 24 特定期間	2020 年 10 月 27 日～2021 年 4 月 26 日	1,609,076,757	9,338,161,049
第 25 特定期間	2021 年 4 月 27 日～2021 年 10 月 25 日	221,203,551	7,616,542,316
第 26 特定期間	2021 年 10 月 26 日～2022 年 4 月 25 日	232,259,620	8,116,476,788
第 27 特定期間	2022 年 4 月 26 日～2022 年 10 月 25 日	389,520,837	7,482,568,439
第 28 特定期間	2022 年 10 月 26 日～2023 年 4 月 25 日	395,340,770	7,187,452,197
第 29 特定期間	2023 年 4 月 26 日～2023 年 10 月 25 日	383,975,984	9,165,263,952
第 30 特定期間	2023 年 10 月 26 日～2024 年 4 月 25 日	364,820,086	8,836,122,146
第 31 特定期間	2024 年 4 月 26 日～2024 年 10 月 25 日	232,372,768	8,019,832,157

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）円コース（年２回決算型）】

以下の運用状況は 2024 年 10 月 31 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン	9,718,547,930	99.41
	日本	495,942	0.01
	小計	9,719,043,872	99.41
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	57,318,654	0.59
合計(純資産総額)		9,776,362,526	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(JPY Class)	1,256,438	7,747	9,733,625,186	7,735	9,718,547,930	99.41
日本	投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	500,598	0.9907	495,942	0.9907	495,942	0.01

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	99.41
合計	99.41

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		１口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第 12 計算期間末　（2015 年 4 月 27 日）	20,635	20,651	1.2740	1.2750
第 13 計算期間末　（2015 年 10 月 26 日）	19,556	19,572	1.2297	1.2307
第 14 計算期間末　（2016 年 4 月 25 日）	20,976	20,992	1.2574	1.2584
第 15 計算期間末　（2016 年 10 月 25 日）	30,020	30,043	1.2900	1.2910
第 16 計算期間末　（2017 年 4 月 25 日）	32,793	32,819	1.2615	1.2625
第 17 計算期間末　（2017 年 10 月 25 日）	32,015	32,040	1.2760	1.2770
第 18 計算期間末　（2018 年 4 月 25 日）	28,176	28,198	1.2350	1.2360
第 19 計算期間末　（2018 年 10 月 25 日）	23,545	23,564	1.2115	1.2125
第 20 計算期間末　（2019 年 4 月 25 日）	22,351	22,369	1.2558	1.2568
第 21 計算期間末　（2019 年 10 月 25 日）	20,412	20,428	1.3134	1.3144
第 22 計算期間末　（2020 年 4 月 27 日）	18,768	18,782	1.3114	1.3124
第 23 計算期間末　（2020 年 10 月 26 日）	18,581	18,595	1.3701	1.3711
第 24 計算期間末　（2021 年 4 月 26 日）	17,691	17,704	1.3567	1.3577
第 25 計算期間末　（2021 年 10 月 25 日）	17,146	17,158	1.3579	1.3589
第 26 計算期間末　（2022 年 4 月 25 日）	14,571	14,584	1.1917	1.1927
第 27 計算期間末　（2022 年 10 月 25 日）	12,363	12,375	1.0361	1.0371
第 28 計算期間末　（2023 年 4 月 25 日）	12,871	12,883	1.0977	1.0987
第 29 計算期間末　（2023 年 10 月 25 日）	11,131	11,142	1.0067	1.0077
第 30 計算期間末　（2024 年 4 月 25 日）	10,667	10,678	1.0451	1.0461
第 31 計算期間末　（2024 年 10 月 25 日）	9,820	9,829	1.0588	1.0598
2023 年 10 月末日	11,111	—	1.0083	—
11 月末日	11,515	—	1.0532	—
12 月末日	11,847	—	1.1032	—
2024 年 1 月末日	11,435	—	1.0810	—
2 月末日	11,099	—	1.0632	—
3 月末日	11,068	—	1.0731	—
4 月末日	10,549	—	1.0363	—
5 月末日	10,377	—	1.0410	—
6 月末日	10,338	—	1.0559	—
7 月末日	10,261	—	1.0621	—
8 月末日	10,277	—	1.0786	—
9 月末日	10,269	—	1.0858	—
10 月末日	9,776	—	1.0570	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第12期	2014年10月28日～2015年 4月27日	0.0010
第13期	2015年 4月28日～2015年10月26日	0.0010
第14期	2015年10月27日～2016年 4月25日	0.0010
第15期	2016年 4月26日～2016年10月25日	0.0010
第16期	2016年10月26日～2017年 4月25日	0.0010
第17期	2017年 4月26日～2017年10月25日	0.0010
第18期	2017年10月26日～2018年 4月25日	0.0010
第19期	2018年 4月26日～2018年10月25日	0.0010
第20期	2018年10月26日～2019年 4月25日	0.0010
第21期	2019年 4月26日～2019年10月25日	0.0010
第22期	2019年10月26日～2020年 4月27日	0.0010
第23期	2020年 4月28日～2020年10月26日	0.0010
第24期	2020年10月27日～2021年 4月26日	0.0010
第25期	2021年 4月27日～2021年10月25日	0.0010
第26期	2021年10月26日～2022年 4月25日	0.0010
第27期	2022年 4月26日～2022年10月25日	0.0010
第28期	2022年10月26日～2023年 4月25日	0.0010
第29期	2023年 4月26日～2023年10月25日	0.0010
第30期	2023年10月26日～2024年 4月25日	0.0010
第31期	2024年 4月26日～2024年10月25日	0.0010

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第12期	2014年10月28日～2015年 4月27日	2.5
第13期	2015年 4月28日～2015年10月26日	△3.4
第14期	2015年10月27日～2016年 4月25日	2.3
第15期	2016年 4月26日～2016年10月25日	2.7
第16期	2016年10月26日～2017年 4月25日	△2.1
第17期	2017年 4月26日～2017年10月25日	1.2
第18期	2017年10月26日～2018年 4月25日	△3.1
第19期	2018年 4月26日～2018年10月25日	△1.8
第20期	2018年10月26日～2019年 4月25日	3.7
第21期	2019年 4月26日～2019年10月25日	4.7
第22期	2019年10月26日～2020年 4月27日	△0.1
第23期	2020年 4月28日～2020年10月26日	4.6
第24期	2020年10月27日～2021年 4月26日	△0.9
第25期	2021年 4月27日～2021年10月25日	0.2
第26期	2021年10月26日～2022年 4月25日	△12.2

第27期	2022年 4月26日～2022年10月25日	△13.0
第28期	2022年10月26日～2023年 4月25日	6.0
第29期	2023年 4月26日～2023年10月25日	△8.2
第30期	2023年10月26日～2024年 4月25日	3.9
第31期	2024年 4月26日～2024年10月25日	1.4

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第12期	2014年10月28日～2015年 4月27日	3,127,479,053	2,250,015,766
第13期	2015年 4月28日～2015年10月26日	2,000,398,712	2,294,909,815
第14期	2015年10月27日～2016年 4月25日	2,269,121,669	1,488,957,549
第15期	2016年 4月26日～2016年10月25日	9,429,942,295	2,840,869,986
第16期	2016年10月26日～2017年 4月25日	4,564,230,210	1,841,021,330
第17期	2017年 4月26日～2017年10月25日	1,710,711,058	2,616,408,832
第18期	2017年10月26日～2018年 4月25日	304,566,478	2,579,820,476
第19期	2018年 4月26日～2018年10月25日	234,353,348	3,614,187,730
第20期	2018年10月26日～2019年 4月25日	299,369,678	1,934,914,245
第21期	2019年 4月26日～2019年10月25日	251,120,081	2,507,495,918
第22期	2019年10月26日～2020年 4月27日	339,927,555	1,570,380,622
第23期	2020年 4月28日～2020年10月26日	303,546,260	1,053,301,264
第24期	2020年10月27日～2021年 4月26日	518,869,930	1,040,793,278
第25期	2021年 4月27日～2021年10月25日	117,496,335	530,554,929
第26期	2021年10月26日～2022年 4月25日	90,216,690	490,009,719
第27期	2022年 4月26日～2022年10月25日	297,085,461	591,342,988
第28期	2022年10月26日～2023年 4月25日	797,723,775	1,005,296,130
第29期	2023年 4月26日～2023年10月25日	273,250,401	941,426,549
第30期	2023年10月26日～2024年 4月25日	234,721,442	1,084,758,408
第31期	2024年 4月26日～2024年10月25日	64,586,257	996,909,876

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型)】

以下の運用状況は 2024 年 10 月 31 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン	7,764,718,482	99.40
	日本	574,635	0.01
	小計	7,765,293,117	99.40
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	46,635,400	0.60
合計(純資産総額)		7,811,928,517	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(AUD Class)	812,379	9,654	7,842,706,866	9,558	7,764,718,482	99.40
日本	投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	580,030	0.9907	574,635	0.9907	574,635	0.01

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	99.40
合計	99.40

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		１口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第 12 特定期間末　（2015 年 4 月 27 日）	48,593	49,123	1.0070	1.0180
第 13 特定期間末　（2015 年 10 月 26 日）	38,967	39,464	0.8623	0.8733
第 14 特定期間末　（2016 年 4 月 25 日）	34,634	35,112	0.7968	0.8078
第 15 特定期間末　（2016 年 10 月 25 日）	31,276	31,536	0.7220	0.7280
第 16 特定期間末　（2017 年 4 月 25 日）	29,343	29,589	0.7158	0.7218
第 17 特定期間末　（2017 年 10 月 25 日）	28,027	28,140	0.7469	0.7499
第 18 特定期間末　（2018 年 4 月 25 日）	21,780	21,878	0.6658	0.6688
第 19 特定期間末　（2018 年 10 月 25 日）	18,156	18,244	0.6210	0.6240
第 20 特定期間末　（2019 年 4 月 25 日）	16,701	16,782	0.6230	0.6260
第 21 特定期間末　（2019 年 10 月 25 日）	14,646	14,719	0.6042	0.6072
第 22 特定期間末　（2020 年 4 月 27 日）	11,765	11,831	0.5360	0.5390
第 23 特定期間末　（2020 年 10 月 26 日）	12,001	12,061	0.5911	0.5941
第 24 特定期間末　（2021 年 4 月 26 日）	12,386	12,444	0.6387	0.6417
第 25 特定期間末　（2021 年 10 月 25 日）	11,716	11,771	0.6362	0.6392
第 26 特定期間末　（2022 年 4 月 25 日）	10,566	10,618	0.6014	0.6044
第 27 特定期間末　（2022 年 10 月 25 日）	8,739	8,790	0.5134	0.5164
第 28 特定期間末　（2023 年 4 月 25 日）	8,506	8,557	0.5095	0.5125
第 29 特定期間末　（2023 年 10 月 25 日）	7,638	7,685	0.4897	0.4927
第 30 特定期間末　（2024 年 4 月 25 日）	8,166	8,212	0.5347	0.5377
第 31 特定期間末　（2024 年 10 月 25 日）	7,905	7,949	0.5386	0.5416
2023 年 10 月末日	7,642	—	0.4904	—
11 月末日	8,089	—	0.5249	—
12 月末日	8,349	—	0.5441	—
2024 年 1 月末日	8,171	—	0.5365	—
2 月末日	8,004	—	0.5303	—
3 月末日	8,094	—	0.5378	—
4 月末日	8,178	—	0.5352	—
5 月末日	8,298	—	0.5480	—
6 月末日	8,575	—	0.5699	—
7 月末日	8,097	—	0.5418	—
8 月末日	7,955	—	0.5352	—
9 月末日	8,117	—	0.5496	—
10 月末日	7,811	—	0.5332	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第12特定期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	0.0660
第13特定期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	0.0660
第14特定期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	0.0660
第15特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	0.0510
第16特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	0.0360
第17特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	0.0330
第18特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	0.0180
第19特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	0.0180
第20特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	0.0180
第21特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	0.0180
第22特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	0.0180
第23特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	0.0180
第24特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	0.0180
第25特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	0.0180
第26特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	0.0180
第27特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	0.0180
第28特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	0.0180
第29特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	0.0180
第30特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	0.0180
第31特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	0.0180

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第12特定期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	2.3
第13特定期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	△7.8
第14特定期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	0.1
第15特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	△3.0
第16特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	4.1
第17特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	9.0
第18特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	△8.4
第19特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	△4.0
第20特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	3.2
第21特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	△0.1
第22特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	△8.3
第23特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	13.6
第24特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	11.1
第25特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	2.4

第 26 特定期間	2021 年 10 月 26 日～2022 年 4 月 25 日	△2.6
第 27 特定期間	2022 年 4 月 26 日～2022 年 10 月 25 日	△11.6
第 28 特定期間	2022 年 10 月 26 日～2023 年 4 月 25 日	2.7
第 29 特定期間	2023 年 4 月 26 日～2023 年 10 月 25 日	△0.4
第 30 特定期間	2023 年 10 月 26 日～2024 年 4 月 25 日	12.9
第 31 特定期間	2024 年 4 月 26 日～2024 年 10 月 25 日	4.1

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第 12 特定期間	2014 年 10 月 28 日～2015 年 4 月 27 日	4,584,180,185	5,087,010,744
第 13 特定期間	2015 年 4 月 28 日～2015 年 10 月 26 日	2,148,931,209	5,213,889,235
第 14 特定期間	2015 年 10 月 27 日～2016 年 4 月 25 日	2,340,982,688	4,062,287,022
第 15 特定期間	2016 年 4 月 26 日～2016 年 10 月 25 日	3,962,386,600	4,107,886,441
第 16 特定期間	2016 年 10 月 26 日～2017 年 4 月 25 日	2,046,878,686	4,376,622,749
第 17 特定期間	2017 年 4 月 26 日～2017 年 10 月 25 日	671,074,938	4,138,480,698
第 18 特定期間	2017 年 10 月 26 日～2018 年 4 月 25 日	505,307,411	5,316,479,513
第 19 特定期間	2018 年 4 月 26 日～2018 年 10 月 25 日	310,957,457	3,787,890,577
第 20 特定期間	2018 年 10 月 26 日～2019 年 4 月 25 日	254,443,617	2,680,560,669
第 21 特定期間	2019 年 4 月 26 日～2019 年 10 月 25 日	187,118,994	2,753,835,732
第 22 特定期間	2019 年 10 月 26 日～2020 年 4 月 27 日	218,488,635	2,508,872,569
第 23 特定期間	2020 年 4 月 28 日～2020 年 10 月 26 日	162,236,244	1,813,434,486
第 24 特定期間	2020 年 10 月 27 日～2021 年 4 月 26 日	570,364,229	1,478,109,186
第 25 特定期間	2021 年 4 月 27 日～2021 年 10 月 25 日	100,140,638	1,078,455,511
第 26 特定期間	2021 年 10 月 26 日～2022 年 4 月 25 日	121,198,257	968,745,038
第 27 特定期間	2022 年 4 月 26 日～2022 年 10 月 25 日	168,507,041	711,934,922
第 28 特定期間	2022 年 10 月 26 日～2023 年 4 月 25 日	287,033,159	616,561,393
第 29 特定期間	2023 年 4 月 26 日～2023 年 10 月 25 日	169,191,513	1,266,583,519
第 30 特定期間	2023 年 10 月 26 日～2024 年 4 月 25 日	587,623,211	913,254,246
第 31 特定期間	2024 年 4 月 26 日～2024 年 10 月 25 日	133,737,372	729,129,636

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）豪ドルコース（年２回決算型)】

以下の運用状況は 2024 年 10 月 31 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン	1,074,013,344	99.45
	日本	100,641	0.01
	小計	1,074,113,985	99.46
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	5,814,479	0.54
合計(純資産総額)		1,079,928,464	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(AUD Class)	112,368	9,654	1,084,800,672	9,558	1,074,013,344	99.45
日本	投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	101,586	0.9907	100,641	0.9907	100,641	0.01

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	99.46
合計	99.46

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		１口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第 12 計算期間末　（2015 年 4 月 27 日）	1,902	1,903	1.8782	1.8792
第 13 計算期間末　（2015 年 10 月 26 日）	1,730	1,731	1.7261	1.7271
第 14 計算期間末　（2016 年 4 月 25 日）	1,607	1,608	1.7324	1.7334
第 15 計算期間末　（2016 年 10 月 25 日）	1,870	1,871	1.6812	1.6822
第 16 計算期間末　（2017 年 4 月 25 日）	1,633	1,634	1.7495	1.7505
第 17 計算期間末　（2017 年 10 月 25 日）	1,663	1,664	1.9076	1.9086
第 18 計算期間末　（2018 年 4 月 25 日）	1,485	1,486	1.7432	1.7442
第 19 計算期間末　（2018 年 10 月 25 日）	1,292	1,293	1.6704	1.6714
第 20 計算期間末　（2019 年 4 月 25 日）	1,238	1,239	1.7234	1.7244
第 21 計算期間末　（2019 年 10 月 25 日）	1,144	1,145	1.7211	1.7221
第 22 計算期間末　（2020 年 4 月 27 日）	989	989	1.5728	1.5738
第 23 計算期間末　（2020 年 10 月 26 日）	1,037	1,037	1.7866	1.7876
第 24 計算期間末　（2021 年 4 月 26 日）	1,061	1,062	1.9838	1.9848
第 25 計算期間末　（2021 年 10 月 25 日）	1,070	1,070	2.0315	2.0325
第 26 計算期間末　（2022 年 4 月 25 日）	1,025	1,025	1.9784	1.9794
第 27 計算期間末　（2022 年 10 月 25 日）	906	907	1.7429	1.7439
第 28 計算期間末　（2023 年 4 月 25 日）	909	910	1.7885	1.7895
第 29 計算期間末　（2023 年 10 月 25 日）	856	857	1.7787	1.7797
第 30 計算期間末　（2024 年 4 月 25 日）	1,085	1,086	2.0074	2.0084
第 31 計算期間末　（2024 年 10 月 25 日）	1,092	1,092	2.0882	2.0892
2023 年 10 月末日	857	—	1.7811	—
11 月末日	919	—	1.9173	—
12 月末日	948	—	1.9986	—
2024 年 1 月末日	1,099	—	1.9817	—
2 月末日	1,081	—	1.9698	—
3 月末日	1,103	—	2.0091	—
4 月末日	1,087	—	2.0092	—
5 月末日	1,108	—	2.0681	—
6 月末日	1,158	—	2.1623	—
7 月末日	1,093	—	2.0663	—
8 月末日	1,077	—	2.0526	—
9 月末日	1,110	—	2.1199	—
10 月末日	1,079	—	2.0672	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第12期	2014年10月28日～2015年 4月27日	0.0010
第13期	2015年 4月28日～2015年10月26日	0.0010
第14期	2015年10月27日～2016年 4月25日	0.0010
第15期	2016年 4月26日～2016年10月25日	0.0010
第16期	2016年10月26日～2017年 4月25日	0.0010
第17期	2017年 4月26日～2017年10月25日	0.0010
第18期	2017年10月26日～2018年 4月25日	0.0010
第19期	2018年 4月26日～2018年10月25日	0.0010
第20期	2018年10月26日～2019年 4月25日	0.0010
第21期	2019年 4月26日～2019年10月25日	0.0010
第22期	2019年10月26日～2020年 4月27日	0.0010
第23期	2020年 4月28日～2020年10月26日	0.0010
第24期	2020年10月27日～2021年 4月26日	0.0010
第25期	2021年 4月27日～2021年10月25日	0.0010
第26期	2021年10月26日～2022年 4月25日	0.0010
第27期	2022年 4月26日～2022年10月25日	0.0010
第28期	2022年10月26日～2023年 4月25日	0.0010
第29期	2023年 4月26日～2023年10月25日	0.0010
第30期	2023年10月26日～2024年 4月25日	0.0010
第31期	2024年 4月26日～2024年10月25日	0.0010

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第12期	2014年10月28日～2015年 4月27日	2.3
第13期	2015年 4月28日～2015年10月26日	△8.0
第14期	2015年10月27日～2016年 4月25日	0.4
第15期	2016年 4月26日～2016年10月25日	△2.9
第16期	2016年10月26日～2017年 4月25日	4.1
第17期	2017年 4月26日～2017年10月25日	9.1
第18期	2017年10月26日～2018年 4月25日	△8.6
第19期	2018年 4月26日～2018年10月25日	△4.1
第20期	2018年10月26日～2019年 4月25日	3.2
第21期	2019年 4月26日～2019年10月25日	△0.1
第22期	2019年10月26日～2020年 4月27日	△8.6
第23期	2020年 4月28日～2020年10月26日	13.7
第24期	2020年10月27日～2021年 4月26日	11.1
第25期	2021年 4月27日～2021年10月25日	2.5

第26期	2021年10月26日～2022年 4月25日	△2.6
第27期	2022年 4月26日～2022年10月25日	△11.9
第28期	2022年10月26日～2023年 4月25日	2.7
第29期	2023年 4月26日～2023年10月25日	△0.5
第30期	2023年10月26日～2024年 4月25日	12.9
第31期	2024年 4月26日～2024年10月25日	4.1

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第12期	2014年10月28日～2015年 4月27日	126,812,177	171,370,909
第13期	2015年 4月28日～2015年10月26日	72,739,725	83,313,591
第14期	2015年10月27日～2016年 4月25日	42,639,810	117,532,120
第15期	2016年 4月26日～2016年10月25日	250,695,728	65,928,191
第16期	2016年10月26日～2017年 4月25日	120,421,588	298,983,163
第17期	2017年 4月26日～2017年10月25日	26,516,684	88,264,074
第18期	2017年10月26日～2018年 4月25日	19,926,106	39,642,287
第19期	2018年 4月26日～2018年10月25日	15,748,715	94,126,750
第20期	2018年10月26日～2019年 4月25日	10,397,256	65,816,904
第21期	2019年 4月26日～2019年10月25日	10,371,652	63,807,545
第22期	2019年10月26日～2020年 4月27日	11,830,525	48,117,070
第23期	2020年 4月28日～2020年10月26日	7,512,143	55,755,737
第24期	2020年10月27日～2021年 4月26日	4,224,318	49,742,686
第25期	2021年 4月27日～2021年10月25日	8,043,821	16,378,452
第26期	2021年10月26日～2022年 4月25日	3,107,474	11,681,862
第27期	2022年 4月26日～2022年10月25日	16,264,612	14,334,314
第28期	2022年10月26日～2023年 4月25日	3,026,158	14,483,969
第29期	2023年 4月26日～2023年10月25日	44,021,238	70,949,223
第30期	2023年10月26日～2024年 4月25日	85,256,490	26,026,938
第31期	2024年 4月26日～2024年10月25日	1,597,261	19,449,938

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ブラジルレアルコース（毎月分配型）】

以下の運用状況は 2024 年 10 月 31 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン	4,139,345,600	99.36
	日本	483,377	0.01
	小計	4,139,828,977	99.37
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	26,324,113	0.63
合計(純資産総額)		4,166,153,090	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(BRL Class)	1,079,360	3,857	4,163,091,520	3,835	4,139,345,600	99.36
日本	投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	487,915	0.9907	483,377	0.9907	483,377	0.01

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	99.37
合計	99.37

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		１口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第 12 特定期間末　（2015 年 4 月 27 日）	34,954	35,302	0.7049	0.7119
第 13 特定期間末　（2015 年 10 月 26 日）	22,497	22,800	0.5197	0.5267
第 14 特定期間末　（2016 年 4 月 25 日）	20,277	20,550	0.5190	0.5260
第 15 特定期間末　（2016 年 10 月 25 日）	21,178	21,328	0.5654	0.5694
第 16 特定期間末　（2017 年 4 月 25 日）	20,342	20,478	0.5957	0.5997
第 17 特定期間末　（2017 年 10 月 25 日）	19,045	19,170	0.6070	0.6110
第 18 特定期間末　（2018 年 4 月 25 日）	15,236	15,353	0.5227	0.5267
第 19 特定期間末　（2018 年 10 月 25 日）	12,869	12,974	0.4864	0.4904
第 20 特定期間末　（2019 年 4 月 25 日）	11,426	11,525	0.4614	0.4654
第 21 特定期間末　（2019 年 10 月 25 日）	10,210	10,302	0.4448	0.4488
第 22 特定期間末　（2020 年 4 月 27 日）	6,496	6,558	0.3113	0.3143
第 23 特定期間末　（2020 年 10 月 26 日）	5,809	5,867	0.2990	0.3020
第 24 特定期間末　（2021 年 4 月 26 日）	5,327	5,363	0.2991	0.3011
第 25 特定期間末　（2021 年 10 月 25 日）	5,026	5,060	0.3001	0.3021
第 26 特定期間末　（2022 年 4 月 25 日）	5,599	5,629	0.3675	0.3695
第 27 特定期間末　（2022 年 10 月 25 日）	4,961	4,990	0.3431	0.3451
第 28 特定期間末　（2023 年 4 月 25 日）	4,782	4,810	0.3450	0.3470
第 29 特定期間末　（2023 年 10 月 25 日）	4,760	4,786	0.3651	0.3671
第 30 特定期間末　（2024 年 4 月 25 日）	4,812	4,837	0.3903	0.3923
第 31 特定期間末　（2024 年 10 月 25 日）	4,204	4,227	0.3576	0.3596
2023 年 10 月末日	4,775	—	0.3663	—
11 月末日	4,988	—	0.3877	—
12 月末日	5,059	—	0.3954	—
2024 年 1 月末日	5,005	—	0.3955	—
2 月末日	5,022	—	0.4000	—
3 月末日	4,994	—	0.4016	—
4 月末日	4,791	—	0.3883	—
5 月末日	4,777	—	0.3910	—
6 月末日	4,642	—	0.3820	—
7 月末日	4,378	—	0.3645	—
8 月末日	4,197	—	0.3521	—
9 月末日	4,354	—	0.3677	—
10 月末日	4,166	—	0.3555	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第12特定期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	0.0420
第13特定期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	0.0420
第14特定期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	0.0420
第15特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	0.0330
第16特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	0.0240
第17特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	0.0240
第18特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	0.0240
第19特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	0.0240
第20特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	0.0240
第21特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	0.0240
第22特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	0.0190
第23特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	0.0180
第24特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	0.0160
第25特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	0.0120
第26特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	0.0120
第27特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	0.0120
第28特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	0.0120
第29特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	0.0120
第30特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	0.0120
第31特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	0.0120

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第12特定期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	0.8
第13特定期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	△20.3
第14特定期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	7.9
第15特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	15.3
第16特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	9.6
第17特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	5.9
第18特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	△9.9
第19特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	△2.4
第20特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	△0.2
第21特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	1.6
第22特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	△25.7
第23特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	1.8
第24特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	5.4
第25特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	4.3

第26特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	26.5
第27特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	△3.4
第28特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	4.1
第29特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	9.3
第30特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	10.2
第31特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	△5.3

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第12特定期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	781,241,941	9,180,669,558
第13特定期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	837,697,024	7,137,159,057
第14特定期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	674,854,975	4,900,857,883
第15特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	3,326,164,971	4,935,086,207
第16特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	1,226,869,445	4,534,880,377
第17特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	540,655,970	3,313,618,221
第18特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	347,951,913	2,573,611,578
第19特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	318,130,850	3,010,994,803
第20特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	316,204,727	2,007,796,058
第21特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	339,526,962	2,150,636,442
第22特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	190,241,314	2,279,642,025
第23特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	218,604,858	1,656,309,795
第24特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	206,868,727	1,823,673,993
第25特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	273,886,623	1,335,542,220
第26特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	221,161,098	1,735,294,190
第27特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	117,422,294	891,239,649
第28特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	137,520,712	735,498,770
第29特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	106,216,170	930,760,471
第30特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	93,073,714	800,089,562
第31特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	116,280,050	691,769,961

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ブラジルレアルコース（年２回決算型）】

以下の運用状況は 2024 年 10 月 31 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン	655,819,515	98.24
	日本	100,641	0.02
	小計	655,920,156	98.26
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	11,621,048	1.74
合計(純資産総額)		667,541,204	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(BRL Class)	171,009	3,857	659,581,713	3,835	655,819,515	98.24
日本	投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	101,586	0.9907	100,641	0.9907	100,641	0.02

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.26
合計	98.26

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		１口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第 12 計算期間末　（2015 年 4 月 27 日）	1,455	1,455	1.5516	1.5526
第 13 計算期間末　（2015 年 10 月 26 日）	1,129	1,130	1.2322	1.2332
第 14 計算期間末　（2016 年 4 月 25 日）	1,189	1,190	1.3352	1.3362
第 15 計算期間末　（2016 年 10 月 25 日）	1,446	1,447	1.5453	1.5463
第 16 計算期間末　（2017 年 4 月 25 日）	1,384	1,385	1.6961	1.6971
第 17 計算期間末　（2017 年 10 月 25 日）	1,468	1,469	1.7970	1.7980
第 18 計算期間末　（2018 年 4 月 25 日）	1,201	1,201	1.6126	1.6136
第 19 計算期間末　（2018 年 10 月 25 日）	1,136	1,137	1.5771	1.5781
第 20 計算期間末　（2019 年 4 月 25 日）	1,113	1,113	1.5737	1.5747
第 21 計算期間末　（2019 年 10 月 25 日）	1,069	1,069	1.5988	1.5998
第 22 計算期間末　（2020 年 4 月 27 日）	733	734	1.1744	1.1754
第 23 計算期間末　（2020 年 10 月 26 日）	683	683	1.1926	1.1936
第 24 計算期間末　（2021 年 4 月 26 日）	563	563	1.2573	1.2583
第 25 計算期間末　（2021 年 10 月 25 日）	570	570	1.3074	1.3084
第 26 計算期間末　（2022 年 4 月 25 日）	662	662	1.6613	1.6623
第 27 計算期間末　（2022 年 10 月 25 日）	627	627	1.6055	1.6065
第 28 計算期間末　（2023 年 4 月 25 日）	639	639	1.6730	1.6740
第 29 計算期間末　（2023 年 10 月 25 日）	672	672	1.8273	1.8283
第 30 計算期間末　（2024 年 4 月 25 日）	735	735	2.0125	2.0135
第 31 計算期間末　（2024 年 10 月 25 日）	671	671	1.9037	1.9047
2023 年 10 月末日	674	—	1.8333	—
11 月末日	718	—	1.9501	—
12 月末日	735	—	1.9992	—
2024 年 1 月末日	739	—	2.0097	—
2 月末日	747	—	2.0426	—
3 月末日	753	—	2.0617	—
4 月末日	732	—	2.0024	—
5 月末日	736	—	2.0267	—
6 月末日	711	—	1.9904	—
7 月末日	678	—	1.9089	—
8 月末日	653	—	1.8542	—
9 月末日	686	—	1.9472	—
10 月末日	667	—	1.8927	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第12期	2014年10月28日～2015年 4月27日	0.0010
第13期	2015年 4月28日～2015年10月26日	0.0010
第14期	2015年10月27日～2016年 4月25日	0.0010
第15期	2016年 4月26日～2016年10月25日	0.0010
第16期	2016年10月26日～2017年 4月25日	0.0010
第17期	2017年 4月26日～2017年10月25日	0.0010
第18期	2017年10月26日～2018年 4月25日	0.0010
第19期	2018年 4月26日～2018年10月25日	0.0010
第20期	2018年10月26日～2019年 4月25日	0.0010
第21期	2019年 4月26日～2019年10月25日	0.0010
第22期	2019年10月26日～2020年 4月27日	0.0010
第23期	2020年 4月28日～2020年10月26日	0.0010
第24期	2020年10月27日～2021年 4月26日	0.0010
第25期	2021年 4月27日～2021年10月25日	0.0010
第26期	2021年10月26日～2022年 4月25日	0.0010
第27期	2022年 4月26日～2022年10月25日	0.0010
第28期	2022年10月26日～2023年 4月25日	0.0010
第29期	2023年 4月26日～2023年10月25日	0.0010
第30期	2023年10月26日～2024年 4月25日	0.0010
第31期	2024年 4月26日～2024年10月25日	0.0010

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第12期	2014年10月28日～2015年 4月27日	0.5
第13期	2015年 4月28日～2015年10月26日	△20.5
第14期	2015年10月27日～2016年 4月25日	8.4
第15期	2016年 4月26日～2016年10月25日	15.8
第16期	2016年10月26日～2017年 4月25日	9.8
第17期	2017年 4月26日～2017年10月25日	6.0
第18期	2017年10月26日～2018年 4月25日	△10.2
第19期	2018年 4月26日～2018年10月25日	△2.1
第20期	2018年10月26日～2019年 4月25日	△0.2
第21期	2019年 4月26日～2019年10月25日	1.7
第22期	2019年10月26日～2020年 4月27日	△26.5
第23期	2020年 4月28日～2020年10月26日	1.6
第24期	2020年10月27日～2021年 4月26日	5.5
第25期	2021年 4月27日～2021年10月25日	4.1
第26期	2021年10月26日～2022年 4月25日	27.1

第27期	2022年 4月26日～2022年10月25日	△3.3
第28期	2022年10月26日～2023年 4月25日	4.3
第29期	2023年 4月26日～2023年10月25日	9.3
第30期	2023年10月26日～2024年 4月25日	10.2
第31期	2024年 4月26日～2024年10月25日	△5.4

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第12期	2014年10月28日～2015年 4月27日	32,847,079	293,438,938
第13期	2015年 4月28日～2015年10月26日	92,058,131	112,979,148
第14期	2015年10月27日～2016年 4月25日	31,550,492	57,284,727
第15期	2016年 4月26日～2016年10月25日	122,340,243	77,169,424
第16期	2016年10月26日～2017年 4月25日	34,581,766	154,402,665
第17期	2017年 4月26日～2017年10月25日	44,704,603	44,112,822
第18期	2017年10月26日～2018年 4月25日	5,822,023	78,095,535
第19期	2018年 4月26日～2018年10月25日	10,773,141	34,873,739
第20期	2018年10月26日～2019年 4月25日	25,868,474	39,185,593
第21期	2019年 4月26日～2019年10月25日	2,924,065	41,552,375
第22期	2019年10月26日～2020年 4月27日	2,572,325	46,380,211
第23期	2020年 4月28日～2020年10月26日	2,700,204	54,874,973
第24期	2020年10月27日～2021年 4月26日	2,175,220	126,859,639
第25期	2021年 4月27日～2021年10月25日	2,617,161	14,391,749
第26期	2021年10月26日～2022年 4月25日	929,614	38,611,881
第27期	2022年 4月26日～2022年10月25日	888,422	8,911,986
第28期	2022年10月26日～2023年 4月25日	682,384	9,094,852
第29期	2023年 4月26日～2023年10月25日	826,964	15,125,004
第30期	2023年10月26日～2024年 4月25日	908,768	3,280,401
第31期	2024年 4月26日～2024年10月25日	273,702	13,237,585

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）南アフリカランドコース（毎月分配型）】

以下の運用状況は 2024 年 10 月 31 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン	87,696,812	98.02
	日本	21,550	0.02
	小計	87,718,362	98.04
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	1,752,965	1.96
合計(純資産総額)		89,471,327	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(ZAR Class)	12,706	6,817	86,616,802	6,902	87,696,812	98.02
日本	投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	21,753	0.9907	21,550	0.9907	21,550	0.02

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.04
合計	98.04

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		１口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第 12 特定期間末　（2015 年 4 月 27 日）	314	316	0.8511	0.8561
第 13 特定期間末　（2015 年 10 月 26 日）	270	272	0.7481	0.7531
第 14 特定期間末　（2016 年 4 月 25 日）	230	232	0.6423	0.6473
第 15 特定期間末　（2016 年 10 月 25 日）	209	211	0.6345	0.6395
第 16 特定期間末　（2017 年 4 月 25 日）	254	256	0.7031	0.7081
第 17 特定期間末　（2017 年 10 月 25 日）	215	217	0.6944	0.6994
第 18 特定期間末　（2018 年 4 月 25 日）	201	203	0.7145	0.7195
第 19 特定期間末　（2018 年 10 月 25 日）	170	171	0.6220	0.6270
第 20 特定期間末　（2019 年 4 月 25 日）	170	172	0.6304	0.6354
第 21 特定期間末　（2019 年 10 月 25 日）	146	147	0.6181	0.6231
第 22 特定期間末　（2020 年 4 月 27 日）	98	98	0.4729	0.4759
第 23 特定期間末　（2020 年 10 月 26 日）	105	105	0.5556	0.5586
第 24 特定期間末　（2021 年 4 月 26 日）	118	119	0.6404	0.6434
第 25 特定期間末　（2021 年 10 月 25 日）	167	167	0.6591	0.6621
第 26 特定期間末　（2022 年 4 月 25 日）	101	102	0.6173	0.6203
第 27 特定期間末　（2022 年 10 月 25 日）	88	88	0.5317	0.5347
第 28 特定期間末　（2023 年 4 月 25 日）	74	75	0.5135	0.5165
第 29 特定期間末　（2023 年 10 月 25 日）	74	74	0.5062	0.5092
第 30 特定期間末　（2024 年 4 月 25 日）	79	79	0.5504	0.5524
第 31 特定期間末　（2024 年 10 月 25 日）	88	88	0.6008	0.6028
2023 年 10 月末日	74	—	0.5099	—
11 月末日	77	—	0.5314	—
12 月末日	79	—	0.5440	—
2024 年 1 月末日	79	—	0.5443	—
2 月末日	78	—	0.5396	—
3 月末日	80	—	0.5549	—
4 月末日	79	—	0.5521	—
5 月末日	82	—	0.5782	—
6 月末日	86	—	0.6088	—
7 月末日	85	—	0.5825	—
8 月末日	84	—	0.5776	—
9 月末日	89	—	0.6088	—
10 月末日	89	—	0.6081	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第12特定期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	0.0300
第13特定期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	0.0300
第14特定期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	0.0300
第15特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	0.0300
第16特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	0.0300
第17特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	0.0300
第18特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	0.0300
第19特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	0.0300
第20特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	0.0300
第21特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	0.0300
第22特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	0.0200
第23特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	0.0180
第24特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	0.0180
第25特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	0.0180
第26特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	0.0180
第27特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	0.0180
第28特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	0.0180
第29特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	0.0180
第30特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	0.0130
第31特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	0.0120

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第12特定期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	4.7
第13特定期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	△8.6
第14特定期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	△10.1
第15特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	3.5
第16特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	15.5
第17特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	3.0
第18特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	7.2
第19特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	△8.7
第20特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	6.2
第21特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	2.8
第22特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	△20.3
第23特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	21.3
第24特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	18.5
第25特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	5.7

第 26 特定期間	2021 年 10 月 26 日～2022 年 4 月 25 日	△3.6
第 27 特定期間	2022 年 4 月 26 日～2022 年 10 月 25 日	△11.0
第 28 特定期間	2022 年 10 月 26 日～2023 年 4 月 25 日	△0.0
第 29 特定期間	2023 年 4 月 26 日～2023 年 10 月 25 日	2.1
第 30 特定期間	2023 年 10 月 26 日～2024 年 4 月 25 日	11.3
第 31 特定期間	2024 年 4 月 26 日～2024 年 10 月 25 日	11.3

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第 12 特定期間	2014 年 10 月 28 日～2015 年 4 月 27 日	2,403,518	71,113,336
第 13 特定期間	2015 年 4 月 28 日～2015 年 10 月 26 日	5,736,764	12,987,438
第 14 特定期間	2015 年 10 月 27 日～2016 年 4 月 25 日	22,105,338	24,977,343
第 15 特定期間	2016 年 4 月 26 日～2016 年 10 月 25 日	4,663,720	33,637,091
第 16 特定期間	2016 年 10 月 26 日～2017 年 4 月 25 日	148,248,000	116,302,184
第 17 特定期間	2017 年 4 月 26 日～2017 年 10 月 25 日	3,358,988	55,088,206
第 18 特定期間	2017 年 10 月 26 日～2018 年 4 月 25 日	37,650,097	65,886,446
第 19 特定期間	2018 年 4 月 26 日～2018 年 10 月 25 日	14,681,769	22,817,550
第 20 特定期間	2018 年 10 月 26 日～2019 年 4 月 25 日	9,140,969	12,279,735
第 21 特定期間	2019 年 4 月 26 日～2019 年 10 月 25 日	6,812,063	41,535,234
第 22 特定期間	2019 年 10 月 26 日～2020 年 4 月 27 日	3,891,674	32,835,875
第 23 特定期間	2020 年 4 月 28 日～2020 年 10 月 26 日	4,919,314	22,722,492
第 24 特定期間	2020 年 10 月 27 日～2021 年 4 月 26 日	2,912,004	7,035,580
第 25 特定期間	2021 年 4 月 27 日～2021 年 10 月 25 日	81,785,978	13,548,644
第 26 特定期間	2021 年 10 月 26 日～2022 年 4 月 25 日	27,564,662	116,808,094
第 27 特定期間	2022 年 4 月 26 日～2022 年 10 月 25 日	2,824,434	1,727,104
第 28 特定期間	2022 年 10 月 26 日～2023 年 4 月 25 日	3,747,097	23,476,292
第 29 特定期間	2023 年 4 月 26 日～2023 年 10 月 25 日	3,116,513	2,531,059
第 30 特定期間	2023 年 10 月 26 日～2024 年 4 月 25 日	2,333,848	4,079,237
第 31 特定期間	2024 年 4 月 26 日～2024 年 10 月 25 日	6,961,835	4,626,597

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）南アフリカランドコース（年２回決算型)】

以下の運用状況は 2024 年 10 月 31 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン	8,289,302	97.43
	日本	11,121	0.13
	小計	8,300,423	97.56
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	207,625	2.44
合計(純資産総額)		8,508,048	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(ZAR Class)	1,201	6,817	8,187,217	6,902	8,289,302	97.43
日本	投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	11,226	0.9907	11,121	0.9907	11,121	0.13

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	97.56
合計	97.56

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		１口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第 12 計算期間末　（2015 年 4 月 27 日）	22	22	1.4054	1.4064
第 13 計算期間末　（2015 年 10 月 26 日）	20	20	1.2829	1.2839
第 14 計算期間末　（2016 年 4 月 25 日）	17	17	1.1619	1.1629
第 15 計算期間末　（2016 年 10 月 25 日）	18	18	1.2042	1.2052
第 16 計算期間末　（2017 年 4 月 25 日）	19	19	1.3914	1.3924
第 17 計算期間末　（2017 年 10 月 25 日）	23	23	1.4318	1.4328
第 18 計算期間末　（2018 年 4 月 25 日）	25	25	1.5360	1.5370
第 19 計算期間末　（2018 年 10 月 25 日）	23	23	1.4005	1.4015
第 20 計算期間末　（2019 年 4 月 25 日）	21	21	1.4877	1.4887
第 21 計算期間末　（2019 年 10 月 25 日）	21	21	1.5301	1.5311
第 22 計算期間末　（2020 年 4 月 27 日）	17	17	1.2099	1.2109
第 23 計算期間末　（2020 年 10 月 26 日）	16	16	1.4681	1.4691
第 24 計算期間末　（2021 年 4 月 26 日）	10	10	1.7466	1.7476
第 25 計算期間末　（2021 年 10 月 25 日）	10	10	1.8473	1.8483
第 26 計算期間末　（2022 年 4 月 25 日）	8	8	1.7807	1.7817
第 27 計算期間末　（2022 年 10 月 25 日）	6	6	1.5804	1.5814
第 28 計算期間末　（2023 年 4 月 25 日）	6	6	1.5788	1.5798
第 29 計算期間末　（2023 年 10 月 25 日）	6	6	1.6118	1.6128
第 30 計算期間末　（2024 年 4 月 25 日）	7	7	1.7939	1.7949
第 31 計算期間末　（2024 年 10 月 25 日）	8	8	1.9977	1.9987
2023 年 10 月末日	7	—	1.6235	—
11 月末日	7	—	1.7010	—
12 月末日	7	—	1.7483	—
2024 年 1 月末日	7	—	1.7554	—
2 月末日	7	—	1.7468	—
3 月末日	7	—	1.8030	—
4 月末日	7	—	1.7996	—
5 月末日	7	—	1.8908	—
6 月末日	8	—	1.9974	—
7 月末日	8	—	1.9180	—
8 月末日	8	—	1.9085	—
9 月末日	8	—	2.0187	—
10 月末日	8	—	2.0216	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第12期	2014年10月28日～2015年 4月27日	0.0010
第13期	2015年 4月28日～2015年10月26日	0.0010
第14期	2015年10月27日～2016年 4月25日	0.0010
第15期	2016年 4月26日～2016年10月25日	0.0010
第16期	2016年10月26日～2017年 4月25日	0.0010
第17期	2017年 4月26日～2017年10月25日	0.0010
第18期	2017年10月26日～2018年 4月25日	0.0010
第19期	2018年 4月26日～2018年10月25日	0.0010
第20期	2018年10月26日～2019年 4月25日	0.0010
第21期	2019年 4月26日～2019年10月25日	0.0010
第22期	2019年10月26日～2020年 4月27日	0.0010
第23期	2020年 4月28日～2020年10月26日	0.0010
第24期	2020年10月27日～2021年 4月26日	0.0010
第25期	2021年 4月27日～2021年10月25日	0.0010
第26期	2021年10月26日～2022年 4月25日	0.0010
第27期	2022年 4月26日～2022年10月25日	0.0010
第28期	2022年10月26日～2023年 4月25日	0.0010
第29期	2023年 4月26日～2023年10月25日	0.0010
第30期	2023年10月26日～2024年 4月25日	0.0010
第31期	2024年 4月26日～2024年10月25日	0.0010

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第12期	2014年10月28日～2015年 4月27日	5.3
第13期	2015年 4月28日～2015年10月26日	△8.6
第14期	2015年10月27日～2016年 4月25日	△9.4
第15期	2016年 4月26日～2016年10月25日	3.7
第16期	2016年10月26日～2017年 4月25日	15.6
第17期	2017年 4月26日～2017年10月25日	3.0
第18期	2017年10月26日～2018年 4月25日	7.3
第19期	2018年 4月26日～2018年10月25日	△8.8
第20期	2018年10月26日～2019年 4月25日	6.3
第21期	2019年 4月26日～2019年10月25日	2.9
第22期	2019年10月26日～2020年 4月27日	△20.9
第23期	2020年 4月28日～2020年10月26日	21.4
第24期	2020年10月27日～2021年 4月26日	19.0
第25期	2021年 4月27日～2021年10月25日	5.8
第26期	2021年10月26日～2022年 4月25日	△3.6

第27期	2022年 4月26日～2022年10月25日	△11.2
第28期	2022年10月26日～2023年 4月25日	△0.0
第29期	2023年 4月26日～2023年10月25日	2.2
第30期	2023年10月26日～2024年 4月25日	11.4
第31期	2024年 4月26日～2024年10月25日	11.4

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第12期	2014年10月28日～2015年 4月27日	65,200	20,950,794
第13期	2015年 4月28日～2015年10月26日	87,411	231,732
第14期	2015年10月27日～2016年 4月25日	114,723	435,410
第15期	2016年 4月26日～2016年10月25日	86,947	—
第16期	2016年10月26日～2017年 4月25日	5,178,667	6,577,706
第17期	2017年 4月26日～2017年10月25日	2,521,957	66,079
第18期	2017年10月26日～2018年 4月25日	248,414	38
第19期	2018年 4月26日～2018年10月25日	457,537	22,483
第20期	2018年10月26日～2019年 4月25日	143,935	2,635,534
第21期	2019年 4月26日～2019年10月25日	76,184	875,931
第22期	2019年10月26日～2020年 4月27日	443,620	187,282
第23期	2020年 4月28日～2020年10月26日	101,044	3,261,687
第24期	2020年10月27日～2021年 4月26日	57,388	4,974,460
第25期	2021年 4月27日～2021年10月25日	569,173	842,297
第26期	2021年10月26日～2022年 4月25日	238,316	1,098,537
第27期	2022年 4月26日～2022年10月25日	340,186	1,059,487
第28期	2022年10月26日～2023年 4月25日	56,516	—
第29期	2023年 4月26日～2023年10月25日	126,279	3,767
第30期	2023年10月26日～2024年 4月25日	102,769	251,560
第31期	2024年 4月26日～2024年10月25日	76,835	56,005

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）トルコリラコース（毎月分配型）】

以下の運用状況は 2024 年 10 月 31 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン	616,635,082	99.15
	日本	298,267	0.05
	小計	616,933,349	99.19
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	5,016,021	0.81
合計(純資産総額)		621,949,370	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(TRY Class)	642,998	946	608,276,108	959	616,635,082	99.15
日本	投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	301,067	0.9907	298,267	0.9907	298,267	0.05

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	99.19
合計	99.19

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		１口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第 12 特定期間末　（2015 年 4 月 27 日）	5,080	5,182	0.7030	0.7170
第 13 特定期間末　（2015 年 10 月 26 日）	4,025	4,120	0.5984	0.6124
第 14 特定期間末　（2016 年 4 月 25 日）	3,219	3,308	0.5072	0.5212
第 15 特定期間末　（2016 年 10 月 25 日）	2,599	2,643	0.4180	0.4250
第 16 特定期間末　（2017 年 4 月 25 日）	2,907	2,966	0.3457	0.3527
第 17 特定期間末　（2017 年 10 月 25 日）	6,539	6,608	0.3346	0.3381
第 18 特定期間末　（2018 年 4 月 25 日）	5,586	5,656	0.2797	0.2832
第 19 特定期間末　（2018 年 10 月 25 日）	3,737	3,802	0.2024	0.2059
第 20 特定期間末　（2019 年 4 月 25 日）	3,827	3,880	0.2147	0.2177
第 21 特定期間末　（2019 年 10 月 25 日）	3,684	3,733	0.2273	0.2303
第 22 特定期間末　（2020 年 4 月 27 日）	2,758	2,787	0.1857	0.1877
第 23 特定期間末　（2020 年 10 月 26 日）	1,986	2,010	0.1665	0.1685
第 24 特定期間末　（2021 年 4 月 26 日）	1,757	1,778	0.1646	0.1666
第 25 特定期間末　（2021 年 10 月 25 日）	1,611	1,632	0.1556	0.1576
第 26 特定期間末　（2022 年 4 月 25 日）	908	926	0.1019	0.1039
第 27 特定期間末　（2022 年 10 月 25 日）	821	830	0.0881	0.0891
第 28 特定期間末　（2023 年 4 月 25 日）	810	819	0.0877	0.0887
第 29 特定期間末　（2023 年 10 月 25 日）	696	700	0.0787	0.0792
第 30 特定期間末　（2024 年 4 月 25 日）	659	663	0.0866	0.0871
第 31 特定期間末　（2024 年 10 月 25 日）	654	657	0.0990	0.0995
2023 年 10 月末日	700	—	0.0792	—
11 月末日	690	—	0.0812	—
12 月末日	693	—	0.0822	—
2024 年 1 月末日	698	—	0.0837	—
2 月末日	684	—	0.0841	—
3 月末日	681	—	0.0851	—
4 月末日	664	—	0.0870	—
5 月末日	696	—	0.0919	—
6 月末日	694	—	0.0955	—
7 月末日	680	—	0.0951	—
8 月末日	639	—	0.0906	—
9 月末日	656	—	0.0952	—
10 月末日	621	—	0.1003	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第12特定期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	0.0615
第13特定期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	0.0840
第14特定期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	0.0840
第15特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	0.0630
第16特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	0.0420
第17特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	0.0385
第18特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	0.0210
第19特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	0.0210
第20特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	0.0185
第21特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	0.0180
第22特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	0.0130
第23特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	0.0120
第24特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	0.0120
第25特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	0.0120
第26特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	0.0120
第27特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	0.0110
第28特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	0.0060
第29特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	0.0055
第30特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	0.0030
第31特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	0.0030

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第12特定期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	△1.6
第13特定期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	△2.9
第14特定期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	△1.2
第15特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	△5.2
第16特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	△7.2
第17特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	7.9
第18特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	△10.1
第19特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	△20.1
第20特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	15.2
第21特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	14.3
第22特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	△12.6
第23特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	△3.9
第24特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	6.1
第25特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	1.8

第26特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	△26.8
第27特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	△2.7
第28特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	6.4
第29特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	△4.0
第30特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	13.9
第31特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	17.8

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第12特定期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	363,487,438	1,146,828,177
第13特定期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	720,540,305	1,220,999,057
第14特定期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	575,961,948	955,847,989
第15特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	1,227,017,879	1,354,896,733
第16特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	3,297,047,563	1,105,948,160
第17特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	12,217,135,844	1,080,590,634
第18特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	2,733,382,472	2,309,273,473
第19特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	1,840,005,711	3,347,988,112
第20特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	1,152,522,970	1,791,060,418
第21特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	1,274,757,222	2,885,473,673
第22特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	967,756,236	2,328,972,728
第23特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	324,774,902	3,250,263,873
第24特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	452,475,309	1,706,808,588
第25特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	968,261,244	1,283,490,023
第26特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	507,638,707	1,949,912,192
第27特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	1,003,371,590	597,240,054
第28特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	440,919,905	523,411,961
第29特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	505,994,144	896,636,879
第30特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	315,082,418	1,543,820,089
第31特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	152,203,383	1,155,986,332

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）トルコリラコース（年２回決算型）】

以下の運用状況は 2024 年 10 月 31 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン	110,821,081	98.66
	日本	21,007	0.02
	小計	110,842,088	98.68
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	1,482,188	1.32
合計(純資産総額)		112,324,276	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(TRY Class)	115,559	946	109,318,814	959	110,821,081	98.66
日本	投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	21,205	0.9907	21,007	0.9907	21,007	0.02

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.68
合計	98.68

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		１口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第 12 計算期間末　（2015 年 4 月 27 日）	417	418	1.3332	1.3342
第 13 計算期間末　（2015 年 10 月 26 日）	265	265	1.2940	1.2950
第 14 計算期間末　（2016 年 4 月 25 日）	203	203	1.2807	1.2817
第 15 計算期間末　（2016 年 10 月 25 日）	171	171	1.2117	1.2127
第 16 計算期間末　（2017 年 4 月 25 日）	155	156	1.1242	1.1252
第 17 計算期間末　（2017 年 10 月 25 日）	497	497	1.2126	1.2136
第 18 計算期間末　（2018 年 4 月 25 日）	456	456	1.0845	1.0855
第 19 計算期間末　（2018 年 10 月 25 日）	293	293	0.8661	0.8671
第 20 計算期間末　（2019 年 4 月 25 日）	333	333	0.9979	0.9989
第 21 計算期間末　（2019 年 10 月 25 日）	314	314	1.1442	1.1452
第 22 計算期間末　（2020 年 4 月 27 日）	203	203	0.9935	0.9935
第 23 計算期間末　（2020 年 10 月 26 日）	166	166	0.9509	0.9509
第 24 計算期間末　（2021 年 4 月 26 日）	111	111	1.0071	1.0071
第 25 計算期間末　（2021 年 10 月 25 日）	91	91	1.0217	1.0227
第 26 計算期間末　（2022 年 4 月 25 日）	51	51	0.7616	0.7616
第 27 計算期間末　（2022 年 10 月 25 日）	50	50	0.7440	0.7440
第 28 計算期間末　（2023 年 4 月 25 日）	54	54	0.7925	0.7925
第 29 計算期間末　（2023 年 10 月 25 日）	52	52	0.7596	0.7596
第 30 計算期間末　（2024 年 4 月 25 日）	66	66	0.8664	0.8664
第 31 計算期間末　（2024 年 10 月 25 日）	110	110	1.0209	1.0219
2023 年 10 月末日	52	—	0.7649	—
11 月末日	53	—	0.7889	—
12 月末日	54	—	0.8039	—
2024 年 1 月末日	54	—	0.8231	—
2 月末日	54	—	0.8322	—
3 月末日	55	—	0.8466	—
4 月末日	66	—	0.8705	—
5 月末日	74	—	0.9245	—
6 月末日	112	—	0.9655	—
7 月末日	136	—	0.9660	—
8 月末日	100	—	0.9257	—
9 月末日	106	—	0.9778	—
10 月末日	112	—	1.0346	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第12期	2014年10月28日～2015年 4月27日	0.0010
第13期	2015年 4月28日～2015年10月26日	0.0010
第14期	2015年10月27日～2016年 4月25日	0.0010
第15期	2016年 4月26日～2016年10月25日	0.0010
第16期	2016年10月26日～2017年 4月25日	0.0010
第17期	2017年 4月26日～2017年10月25日	0.0010
第18期	2017年10月26日～2018年 4月25日	0.0010
第19期	2018年 4月26日～2018年10月25日	0.0010
第20期	2018年10月26日～2019年 4月25日	0.0010
第21期	2019年 4月26日～2019年10月25日	0.0010
第22期	2019年10月26日～2020年 4月27日	0.0000
第23期	2020年 4月28日～2020年10月26日	0.0000
第24期	2020年10月27日～2021年 4月26日	0.0000
第25期	2021年 4月27日～2021年10月25日	0.0010
第26期	2021年10月26日～2022年 4月25日	0.0000
第27期	2022年 4月26日～2022年10月25日	0.0000
第28期	2022年10月26日～2023年 4月25日	0.0000
第29期	2023年 4月26日～2023年10月25日	0.0000
第30期	2023年10月26日～2024年 4月25日	0.0000
第31期	2024年 4月26日～2024年10月25日	0.0010

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第12期	2014年10月28日～2015年 4月27日	△2.6
第13期	2015年 4月28日～2015年10月26日	△2.9
第14期	2015年10月27日～2016年 4月25日	△1.0
第15期	2016年 4月26日～2016年10月25日	△5.3
第16期	2016年10月26日～2017年 4月25日	△7.1
第17期	2017年 4月26日～2017年10月25日	8.0
第18期	2017年10月26日～2018年 4月25日	△10.5
第19期	2018年 4月26日～2018年10月25日	△20.0
第20期	2018年10月26日～2019年 4月25日	15.3
第21期	2019年 4月26日～2019年10月25日	14.8
第22期	2019年10月26日～2020年 4月27日	△13.2
第23期	2020年 4月28日～2020年10月26日	△4.3
第24期	2020年10月27日～2021年 4月26日	5.9
第25期	2021年 4月27日～2021年10月25日	1.5
第26期	2021年10月26日～2022年 4月25日	△25.5

第27期	2022年 4月26日～2022年10月25日	△2.3
第28期	2022年10月26日～2023年 4月25日	6.5
第29期	2023年 4月26日～2023年10月25日	△4.2
第30期	2023年10月26日～2024年 4月25日	14.1
第31期	2024年 4月26日～2024年10月25日	17.9

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第12期	2014年10月28日～2015年 4月27日	7,799,340	102,907,906
第13期	2015年 4月28日～2015年10月26日	10,778,055	119,060,142
第14期	2015年10月27日～2016年 4月25日	3,370,778	49,682,309
第15期	2016年 4月26日～2016年10月25日	4,374,823	21,400,342
第16期	2016年10月26日～2017年 4月25日	25,088,652	28,220,611
第17期	2017年 4月26日～2017年10月25日	288,410,036	16,875,795
第18期	2017年10月26日～2018年 4月25日	36,682,725	26,378,214
第19期	2018年 4月26日～2018年10月25日	59,357,272	141,211,994
第20期	2018年10月26日～2019年 4月25日	30,061,587	34,989,897
第21期	2019年 4月26日～2019年10月25日	6,069,514	64,892,522
第22期	2019年10月26日～2020年 4月27日	5,053,425	74,983,163
第23期	2020年 4月28日～2020年10月26日	1,580,889	31,722,730
第24期	2020年10月27日～2021年 4月26日	1,637,579	65,516,827
第25期	2021年 4月27日～2021年10月25日	509,440	21,593,896
第26期	2021年10月26日～2022年 4月25日	1,506,081	23,514,836
第27期	2022年 4月26日～2022年10月25日	1,309,895	1,847,617
第28期	2022年10月26日～2023年 4月25日	1,784,316	175,191
第29期	2023年 4月26日～2023年10月25日	1,471,972	1,226,453
第30期	2023年10月26日～2024年 4月25日	12,301,417	4,800,429
第31期	2024年 4月26日～2024年10月25日	65,234,537	33,462,916

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型)】

以下の運用状況は 2024 年 10 月 31 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン	3,476,407,708	98.80
	日本	988	0.00
	小計	3,476,408,696	98.80
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	42,255,874	1.20
合計(純資産総額)		3,518,664,570	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(USD Class)	312,458	11,058	3,455,160,564	11,126	3,476,407,708	98.80
日本	投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	998	0.9907	988	0.9907	988	0.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.80
合計	98.80

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		１口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第２特定期間末　（2015年 4月27日）	3,536	3,560	1.1747	1.1827
第３特定期間末　（2015年10月26日）	5,670	5,711	1.1002	1.1082
第４特定期間末　（2016年 4月25日）	6,716	6,771	0.9810	0.9890
第５特定期間末　（2016年10月25日）	7,747	7,798	0.9229	0.9289
第６特定期間末　（2017年 4月25日）	8,297	8,351	0.9275	0.9335
第７特定期間末　（2017年10月25日）	8,617	8,645	0.9418	0.9448
第８特定期間末　（2018年 4月25日）	5,910	5,931	0.8671	0.8701
第９特定期間末　（2018年10月25日）	5,190	5,208	0.8740	0.8770
第10特定期間末　（2019年 4月25日）	5,017	5,033	0.8959	0.8989
第11特定期間末　（2019年10月25日）	4,935	4,952	0.9050	0.9080
第12特定期間末　（2020年 4月27日）	4,167	4,181	0.8899	0.8929
第13特定期間末　（2020年10月26日）	3,914	3,927	0.8893	0.8923
第14特定期間末　（2021年 4月26日）	3,481	3,493	0.8927	0.8957
第15特定期間末　（2021年10月25日）	3,300	3,311	0.9286	0.9316
第16特定期間末　（2022年 4月25日）	2,886	2,895	0.9044	0.9074
第17特定期間末　（2022年10月25日）	2,970	2,979	0.9075	0.9105
第18特定期間末　（2023年 4月25日）	2,928	2,938	0.8776	0.8806
第19特定期間末　（2023年10月25日）	3,110	3,121	0.9041	0.9071
第20特定期間末　（2024年 4月25日）	3,405	3,415	0.9832	0.9862
第21特定期間末　（2024年10月25日）	3,506	3,517	0.9926	0.9956
2023年10月末日	3,138	—	0.9065	—
11月末日	3,263	—	0.9313	—
12月末日	3,392	—	0.9405	—
2024年 1月末日	3,415	—	0.9626	—
2月末日	3,437	—	0.9694	—
3月末日	3,587	—	0.9843	—
4月末日	3,415	—	0.9835	—
5月末日	3,477	—	0.9974	—
6月末日	3,636	—	1.0315	—
7月末日	3,572	—	1.0007	—
8月末日	3,320	—	0.9579	—
9月末日	3,407	—	0.9766	—
10月末日	3,518	—	0.9984	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第2特定期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	0.0300
第3特定期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	0.0480
第4特定期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	0.0480
第5特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	0.0420
第6特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	0.0360
第7特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	0.0330
第8特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	0.0180
第9特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	0.0180
第10特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	0.0180
第11特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	0.0180
第12特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	0.0180
第13特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	0.0180
第14特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	0.0180
第15特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	0.0180
第16特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	0.0180
第17特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	0.0180
第18特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	0.0180
第19特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	0.0180
第20特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	0.0180
第21特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	0.0180

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第2特定期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	13.2
第3特定期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	△2.3
第4特定期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	△6.5
第5特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	△1.6
第6特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	4.4
第7特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	5.1
第8特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	△6.0
第9特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	2.9
第10特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	4.6
第11特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	3.0
第12特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	0.3
第13特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	2.0
第14特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	2.4
第15特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	6.0

第16特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	△0.7
第17特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	2.3
第18特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	△1.3
第19特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	5.1
第20特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	10.7
第21特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	2.8

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第2特定期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	2,086,323,861	9,895,537
第3特定期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	2,560,883,403	417,794,266
第4特定期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	2,185,688,108	492,509,002
第5特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	2,076,379,257	528,040,560
第6特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	2,286,313,537	1,735,711,103
第7特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	1,290,186,420	1,085,942,330
第8特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	136,099,024	2,469,454,104
第9特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	271,096,594	1,148,408,813
第10特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	345,509,940	684,669,068
第11特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	577,845,628	724,286,801
第12特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	566,714,456	1,337,682,434
第13特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	127,977,387	409,492,294
第14特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	39,667,558	541,186,761
第15特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	40,550,893	385,888,783
第16特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	179,714,459	542,889,766
第17特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	194,454,858	112,993,188
第18特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	387,481,988	323,421,711
第19特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	303,931,646	200,135,298
第20特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	335,646,993	312,983,602
第21特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	402,462,483	333,096,277

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）米ドルコース（年２回決算型)】

以下の運用状況は 2024 年 10 月 31 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン	1,513,035,866	98.85
	日本	988	0.00
	小計	1,513,036,854	98.85
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	17,532,951	1.15
合計(純資産総額)		1,530,569,805	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(USD Class)	135,991	11,058	1,503,788,478	11,126	1,513,035,866	98.85
日本	投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	998	0.9907	988	0.9907	988	0.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.85
合計	98.85

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		１口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第２計算期間末　（2015年 4月27日）	1,145	1,146	1.2047	1.2057
第３計算期間末　（2015年10月26日）	1,267	1,268	1.1761	1.1771
第４計算期間末　（2016年 4月25日）	1,435	1,436	1.0980	1.0990
第５計算期間末　（2016年10月25日）	1,505	1,506	1.0796	1.0806
第６計算期間末　（2017年 4月25日）	1,486	1,487	1.1264	1.1274
第７計算期間末　（2017年10月25日）	1,391	1,392	1.1836	1.1846
第８計算期間末　（2018年 4月25日）	1,204	1,205	1.1099	1.1109
第９計算期間末　（2018年10月25日）	1,259	1,261	1.1403	1.1413
第10計算期間末　（2019年 4月25日）	1,342	1,343	1.1926	1.1936
第11計算期間末　（2019年10月25日）	1,388	1,389	1.2285	1.2295
第12計算期間末　（2020年 4月27日）	1,298	1,299	1.2304	1.2314
第13計算期間末　（2020年10月26日）	1,289	1,290	1.2528	1.2538
第14計算期間末　（2021年 4月26日）	1,250	1,251	1.2818	1.2828
第15計算期間末　（2021年10月25日）	1,312	1,313	1.3580	1.3590
第16計算期間末　（2022年 4月25日）	1,309	1,310	1.3479	1.3489
第17計算期間末　（2022年10月25日）	1,262	1,263	1.3803	1.3813
第18計算期間末　（2023年 4月25日）	1,547	1,548	1.3619	1.3629
第19計算期間末　（2023年10月25日）	1,498	1,499	1.4313	1.4323
第20計算期間末　（2024年 4月25日）	1,584	1,585	1.5862	1.5872
第21計算期間末　（2024年10月25日）	1,521	1,522	1.6298	1.6308
2023年10月末日	1,516	—	1.4351	—
11月末日	1,442	—	1.4800	—
12月末日	1,464	—	1.4997	—
2024年 1月末日	1,500	—	1.5396	—
2月末日	1,515	—	1.5553	—
3月末日	1,540	—	1.5844	—
4月末日	1,605	—	1.5866	—
5月末日	1,631	—	1.6138	—
6月末日	1,666	—	1.6743	—
7月末日	1,591	—	1.6291	—
8月末日	1,509	—	1.5636	—
9月末日	1,506	—	1.5997	—
10月末日	1,530	—	1.6395	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第2期	2014年10月28日～2015年 4月27日	0.0010
第3期	2015年 4月28日～2015年10月26日	0.0010
第4期	2015年10月27日～2016年 4月25日	0.0010
第5期	2016年 4月26日～2016年10月25日	0.0010
第6期	2016年10月26日～2017年 4月25日	0.0010
第7期	2017年 4月26日～2017年10月25日	0.0010
第8期	2017年10月26日～2018年 4月25日	0.0010
第9期	2018年 4月26日～2018年10月25日	0.0010
第10期	2018年10月26日～2019年 4月25日	0.0010
第11期	2019年 4月26日～2019年10月25日	0.0010
第12期	2019年10月26日～2020年 4月27日	0.0010
第13期	2020年 4月28日～2020年10月26日	0.0010
第14期	2020年10月27日～2021年 4月26日	0.0010
第15期	2021年 4月27日～2021年10月25日	0.0010
第16期	2021年10月26日～2022年 4月25日	0.0010
第17期	2022年 4月26日～2022年10月25日	0.0010
第18期	2022年10月26日～2023年 4月25日	0.0010
第19期	2023年 4月26日～2023年10月25日	0.0010
第20期	2023年10月26日～2024年 4月25日	0.0010
第21期	2024年 4月26日～2024年10月25日	0.0010

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第2期	2014年10月28日～2015年 4月27日	13.2
第3期	2015年 4月28日～2015年10月26日	△2.3
第4期	2015年10月27日～2016年 4月25日	△6.6
第5期	2016年 4月26日～2016年10月25日	△1.6
第6期	2016年10月26日～2017年 4月25日	4.4
第7期	2017年 4月26日～2017年10月25日	5.2
第8期	2017年10月26日～2018年 4月25日	△6.1
第9期	2018年 4月26日～2018年10月25日	2.8
第10期	2018年10月26日～2019年 4月25日	4.7
第11期	2019年 4月26日～2019年10月25日	3.1
第12期	2019年10月26日～2020年 4月27日	0.2
第13期	2020年 4月28日～2020年10月26日	1.9
第14期	2020年10月27日～2021年 4月26日	2.4
第15期	2021年 4月27日～2021年10月25日	6.0
第16期	2021年10月26日～2022年 4月25日	△0.7

第17期	2022年 4月26日～2022年10月25日	2.5
第18期	2022年10月26日～2023年 4月25日	△1.3
第19期	2023年 4月26日～2023年10月25日	5.2
第20期	2023年10月26日～2024年 4月25日	10.9
第21期	2024年 4月26日～2024年10月25日	2.8

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第2期	2014年10月28日～2015年 4月27日	724,089,927	10,445,749
第3期	2015年 4月28日～2015年10月26日	268,244,053	140,857,273
第4期	2015年10月27日～2016年 4月25日	334,707,681	105,726,977
第5期	2016年 4月26日～2016年10月25日	222,453,510	135,042,152
第6期	2016年10月26日～2017年 4月25日	316,496,193	391,389,381
第7期	2017年 4月26日～2017年10月25日	74,824,239	218,613,415
第8期	2017年10月26日～2018年 4月25日	16,592,775	107,219,127
第9期	2018年 4月26日～2018年10月25日	135,325,911	115,518,091
第10期	2018年10月26日～2019年 4月25日	151,191,857	130,307,264
第11期	2019年 4月26日～2019年10月25日	117,272,585	112,579,957
第12期	2019年10月26日～2020年 4月27日	101,882,225	177,109,678
第13期	2020年 4月28日～2020年10月26日	16,638,968	42,504,668
第14期	2020年10月27日～2021年 4月26日	62,641,850	116,193,894
第15期	2021年 4月27日～2021年10月25日	22,119,516	31,682,210
第16期	2021年10月26日～2022年 4月25日	21,718,649	16,631,597
第17期	2022年 4月26日～2022年10月25日	50,014,262	106,812,513
第18期	2022年10月26日～2023年 4月25日	274,584,970	53,106,890
第19期	2023年 4月26日～2023年10月25日	103,175,650	192,234,562
第20期	2023年10月26日～2024年 4月25日	114,803,052	162,666,467
第21期	2024年 4月26日～2024年10月25日	47,546,288	113,088,269

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ユーロコース（毎月分配型）】

以下の運用状況は 2024 年 10 月 31 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン	6,966,300	97.54
	日本	988	0.01
	小計	6,967,288	97.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	174,980	2.45
合計(純資産総額)		7,142,268	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(EUR Class)	660	10,470	6,910,200	10,555	6,966,300	97.54
日本	投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	998	0.9907	988	0.9907	988	0.01

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	97.55
合計	97.55

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		１口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第２特定期間末　（2015年 4月27日）	71	71	0.9600	0.9620
第３特定期間末　（2015年10月26日）	82	83	0.9556	0.9576
第４特定期間末　（2016年 4月25日）	55	56	0.8953	0.8973
第５特定期間末　（2016年10月25日）	48	48	0.8302	0.8322
第６特定期間末　（2017年 4月25日）	63	63	0.8470	0.8490
第７特定期間末　（2017年10月25日）	62	62	0.9409	0.9429
第８特定期間末　（2018年 4月25日）	86	86	0.8946	0.8966
第９特定期間末　（2018年10月25日）	78	78	0.8406	0.8426
第10特定期間末　（2019年 4月25日）	72	73	0.8340	0.8360
第11特定期間末　（2019年10月25日）	70	70	0.8291	0.8311
第12特定期間末　（2020年 4月27日）	66	66	0.7834	0.7854
第13特定期間末　（2020年10月26日）	72	72	0.8569	0.8589
第14特定期間末　（2021年 4月26日）	46	47	0.8806	0.8816
第15特定期間末　（2021年10月25日）	46	46	0.8942	0.8952
第16特定期間末　（2022年 4月25日）	42	42	0.8177	0.8187
第17特定期間末　（2022年10月25日）	40	40	0.7457	0.7467
第18特定期間末　（2023年 4月25日）	43	43	0.7993	0.8003
第19特定期間末　（2023年10月25日）	43	43	0.8036	0.8046
第20特定期間末　（2024年 4月25日）	46	46	0.8783	0.8793
第21特定期間末　（2024年10月25日）	7	7	0.9047	0.9057
2023年10月末日	43	—	0.7963	—
11月末日	46	—	0.8519	—
12月末日	47	—	0.8689	—
2024年 1月末日	46	—	0.8675	—
2月末日	45	—	0.8746	—
3月末日	46	—	0.8883	—
4月末日	46	—	0.8798	—
5月末日	51	—	0.8983	—
6月末日	52	—	0.9209	—
7月末日	22	—	0.9083	—
8月末日	7	—	0.8996	—
9月末日	7	—	0.9196	—
10月末日	7	—	0.9117	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第2特定期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	0.0120
第3特定期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	0.0120
第4特定期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	0.0120
第5特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	0.0120
第6特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	0.0120
第7特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	0.0120
第8特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	0.0120
第9特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	0.0120
第10特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	0.0120
第11特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	0.0120
第12特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	0.0120
第13特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	0.0120
第14特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	0.0100
第15特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	0.0060
第16特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	0.0060
第17特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	0.0060
第18特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	0.0060
第19特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	0.0060
第20特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	0.0060
第21特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	0.0060

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第2特定期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	△2.7
第3特定期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	0.8
第4特定期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	△5.1
第5特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	△5.9
第6特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	3.5
第7特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	12.5
第8特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	△3.6
第9特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	△4.7
第10特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	0.6
第11特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	0.9
第12特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	△4.1
第13特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	10.9
第14特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	3.9
第15特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	2.2

第16特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	△7.9
第17特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	△8.1
第18特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	8.0
第19特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	1.3
第20特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	10.0
第21特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	3.7

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第2特定期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	5,083,421	11,151,830
第3特定期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	50,738,672	38,714,512
第4特定期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	19,557,646	43,733,923
第5特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	640,319	4,504,800
第6特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	19,782,349	3,376,470
第7特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	10,498,170	19,006,890
第8特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	33,126,130	2,749,126
第9特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	2,291,412	6,078,806
第10特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	306,861	6,133,442
第11特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	156,817	2,118,169
第12特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	972,842	1,344,453
第13特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	317,110	562,774
第14特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	184,095	31,585,763
第15特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	2,348,536	3,579,645
第16特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	292,653	230,928
第17特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	1,942,320	156,935
第18特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	84,759	87,305
第19特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	473,883	14,661
第20特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	1,608,408	2,859,392
第21特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	3,817,592	49,167,517

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ユーロコース（年２回決算型)】

以下の運用状況は 2024 年 10 月 31 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン	622,745	92.88
	日本	988	0.15
	小計	623,733	93.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	46,717	6.97
合計(純資産総額)		670,450	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(EUR Class)	59	10,470	617,730	10,555	622,745	92.88
日本	投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	998	0.9907	988	0.9907	988	0.15

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	93.03
合計	93.03

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		１口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第２計算期間末　（2015年 4月27日）	6	6	0.9702	0.9712
第３計算期間末　（2015年10月26日）	14	14	0.9769	0.9779
第４計算期間末　（2016年 4月25日）	9	9	0.9225	0.9235
第５計算期間末　（2016年10月25日）	8	8	0.8658	0.8668
第６計算期間末　（2017年 4月25日）	18	18	0.8947	0.8957
第７計算期間末　（2017年10月25日）	22	22	1.0084	1.0094
第８計算期間末　（2018年 4月25日）	12	12	0.9743	0.9753
第９計算期間末　（2018年10月25日）	9	9	0.9278	0.9288
第10計算期間末　（2019年 4月25日）	9	9	0.9328	0.9338
第11計算期間末　（2019年10月25日）	2	2	0.9496	0.9506
第12計算期間末　（2020年 4月27日）	1	1	0.9104	0.9114
第13計算期間末　（2020年10月26日）	0.51381	0.514311	1.0243	1.0253
第14計算期間末　（2021年 4月26日）	0.977373	0.978293	1.0621	1.0631
第15計算期間末　（2021年10月25日）	2	2	1.0838	1.0848
第16計算期間末　（2022年 4月25日）	2	2	0.9974	0.9984
第17計算期間末　（2022年10月25日）	2	2	0.9178	0.9178
第18計算期間末　（2023年 4月25日）	2	2	0.9907	0.9907
第19計算期間末　（2023年10月25日）	2	2	1.0026	1.0026
第20計算期間末　（2024年 4月25日）	2	2	1.1016	1.1026
第21計算期間末　（2024年10月25日）	0.665066	0.665652	1.1343	1.1353
2023年10月末日	2	—	0.9935	—
11月末日	2	—	1.0641	—
12月末日	2	—	1.0862	—
2024年 1月末日	2	—	1.0854	—
2月末日	2	—	1.0957	—
3月末日	2	—	1.1138	—
4月末日	2	—	1.1034	—
5月末日	2	—	1.1282	—
6月末日	2	—	1.1578	—
7月末日	2	—	1.1400	—
8月末日	0.643894	—	1.1270	—
9月末日	0.675353	—	1.1519	—
10月末日	0.67045	—	1.1427	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第2期	2014年10月28日～2015年 4月27日	0.0010
第3期	2015年 4月28日～2015年10月26日	0.0010
第4期	2015年10月27日～2016年 4月25日	0.0010
第5期	2016年 4月26日～2016年10月25日	0.0010
第6期	2016年10月26日～2017年 4月25日	0.0010
第7期	2017年 4月26日～2017年10月25日	0.0010
第8期	2017年10月26日～2018年 4月25日	0.0010
第9期	2018年 4月26日～2018年10月25日	0.0010
第10期	2018年10月26日～2019年 4月25日	0.0010
第11期	2019年 4月26日～2019年10月25日	0.0010
第12期	2019年10月26日～2020年 4月27日	0.0010
第13期	2020年 4月28日～2020年10月26日	0.0010
第14期	2020年10月27日～2021年 4月26日	0.0010
第15期	2021年 4月27日～2021年10月25日	0.0010
第16期	2021年10月26日～2022年 4月25日	0.0010
第17期	2022年 4月26日～2022年10月25日	0.0000
第18期	2022年10月26日～2023年 4月25日	0.0000
第19期	2023年 4月26日～2023年10月25日	0.0000
第20期	2023年10月26日～2024年 4月25日	0.0010
第21期	2024年 4月26日～2024年10月25日	0.0010

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第2期	2014年10月28日～2015年 4月27日	△2.9
第3期	2015年 4月28日～2015年10月26日	0.8
第4期	2015年10月27日～2016年 4月25日	△5.5
第5期	2016年 4月26日～2016年10月25日	△6.0
第6期	2016年10月26日～2017年 4月25日	3.5
第7期	2017年 4月26日～2017年10月25日	12.8
第8期	2017年10月26日～2018年 4月25日	△3.3
第9期	2018年 4月26日～2018年10月25日	△4.7
第10期	2018年10月26日～2019年 4月25日	0.6
第11期	2019年 4月26日～2019年10月25日	1.9
第12期	2019年10月26日～2020年 4月27日	△4.0
第13期	2020年 4月28日～2020年10月26日	12.6
第14期	2020年10月27日～2021年 4月26日	3.8
第15期	2021年 4月27日～2021年10月25日	2.1
第16期	2021年10月26日～2022年 4月25日	△7.9

第17期	2022年 4月26日～2022年10月25日	△8.0
第18期	2022年10月26日～2023年 4月25日	7.9
第19期	2023年 4月26日～2023年10月25日	1.2
第20期	2023年10月26日～2024年 4月25日	10.0
第21期	2024年 4月26日～2024年10月25日	3.1

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第2期	2014年10月28日～2015年 4月27日	1,209,206	—
第3期	2015年 4月28日～2015年10月26日	8,315,982	96,542
第4期	2015年10月27日～2016年 4月25日	202,052	5,056,820
第5期	2016年 4月26日～2016年10月25日	311,681	135,735
第6期	2016年10月26日～2017年 4月25日	10,908,268	255,588
第7期	2017年 4月26日～2017年10月25日	1,853,377	303,473
第8期	2017年10月26日～2018年 4月25日	2,294,394	11,595,051
第9期	2018年 4月26日～2018年10月25日	942,906	3,662,363
第10期	2018年10月26日～2019年 4月25日	175,130	487,565
第11期	2019年 4月26日～2019年10月25日	2,418	7,722,854
第12期	2019年10月26日～2020年 4月27日	2,275	165,136
第13期	2020年 4月28日～2020年10月26日	4,204,205	5,815,046
第14期	2020年10月27日～2021年 4月26日	605,179	186,529
第15期	2021年 4月27日～2021年10月25日	1,833,894	19,216
第16期	2021年10月26日～2022年 4月25日	11,487	211,709
第17期	2022年 4月26日～2022年10月25日	954,013	939,330
第18期	2022年10月26日～2023年 4月25日	15,878	—
第19期	2023年 4月26日～2023年10月25日	85,896	142,494
第20期	2023年10月26日～2024年 4月25日	70,546	67,589
第21期	2024年 4月26日～2024年10月25日	32,031	1,957,355

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）】

以下の運用状況は 2024 年 10 月 31 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン	52,493,130	97.91
	日本	988	0.00
	小計	52,494,118	97.91
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	1,121,123	2.09
合計(純資産総額)		53,615,241	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(MXN Class)	6,210	8,493	52,741,530	8,453	52,493,130	97.91
日本	投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	998	0.9907	988	0.9907	988	0.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	97.91
合計	97.91

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		１口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第２特定期間末　（2015年 4月27日）	253	255	1.0065	1.0145
第３特定期間末　（2015年10月26日）	178	179	0.8837	0.8917
第４特定期間末　（2016年 4月25日）	138	140	0.7398	0.7478
第５特定期間末　（2016年10月25日）	143	144	0.6572	0.6612
第６特定期間末　（2017年 4月25日）	316	318	0.6764	0.6804
第７特定期間末　（2017年10月25日）	294	295	0.6908	0.6948
第８特定期間末　（2018年 4月25日）	268	270	0.6500	0.6540
第９特定期間末　（2018年10月25日）	146	147	0.6525	0.6565
第10特定期間末　（2019年 4月25日）	142	143	0.6846	0.6886
第11特定期間末　（2019年10月25日）	128	129	0.6966	0.7006
第12特定期間末　（2020年 4月27日）	171	172	0.5299	0.5329
第13特定期間末　（2020年10月26日）	210	211	0.6298	0.6328
第14特定期間末　（2021年 4月26日）	219	220	0.6740	0.6770
第15特定期間末　（2021年10月25日）	208	209	0.6986	0.7016
第16特定期間末　（2022年 4月25日）	200	201	0.6975	0.7005
第17特定期間末　（2022年10月25日）	201	202	0.7284	0.7314
第18特定期間末　（2023年 4月25日）	203	203	0.7993	0.8023
第19特定期間末　（2023年10月25日）	92	92	0.8439	0.8469
第20特定期間末　（2024年 4月25日）	98	98	1.0071	1.0101
第21特定期間末　（2024年10月25日）	53	53	0.9024	0.9054
2023年10月末日	92	—	0.8491	—
11月末日	99	—	0.9234	—
12月末日	102	—	0.9477	—
2024年 1月末日	103	—	0.9576	—
2月末日	106	—	0.9765	—
3月末日	108	—	1.0271	—
4月末日	96	—	0.9920	—
5月末日	99	—	1.0217	—
6月末日	74	—	0.9873	—
7月末日	55	—	0.9503	—
8月末日	51	—	0.8709	—
9月末日	52	—	0.8930	—
10月末日	53	—	0.8981	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第2特定期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	0.0360
第3特定期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	0.0480
第4特定期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	0.0480
第5特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	0.0360
第6特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	0.0240
第7特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	0.0240
第8特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	0.0240
第9特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	0.0240
第10特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	0.0240
第11特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	0.0240
第12特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	0.0190
第13特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	0.0180
第14特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	0.0180
第15特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	0.0180
第16特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	0.0180
第17特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	0.0180
第18特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	0.0180
第19特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	0.0180
第20特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	0.0180
第21特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	0.0180

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第2特定期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	1.8
第3特定期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	△7.4
第4特定期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	△10.9
第5特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	△6.3
第6特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	6.6
第7特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	5.7
第8特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	△2.4
第9特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	4.1
第10特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	8.6
第11特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	5.3
第12特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	△21.2
第13特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	22.2
第14特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	9.9
第15特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	6.3

第16特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	2.4
第17特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	7.0
第18特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	12.2
第19特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	7.8
第20特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	21.5
第21特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	△8.6

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第2特定期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	38,597,705	39,310,182
第3特定期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	25,952,787	76,587,459
第4特定期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	10,777,163	24,591,512
第5特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	34,520,919	3,851,654
第6特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	259,593,123	9,957,880
第7特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	75,311,165	117,424,215
第8特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	25,406,218	38,299,274
第9特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	34,145,889	222,735,179
第10特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	46,772,795	63,218,726
第11特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	8,262,332	31,875,583
第12特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	168,812,028	30,181,918
第13特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	21,094,564	9,923,566
第14特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	9,393,467	18,244,965
第15特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	4,650,192	30,787,741
第16特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	8,748,235	20,631,094
第17特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	3,851,000	14,101,698
第18特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	6,619,257	29,493,068
第19特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	24,073,016	168,657,156
第20特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	2,287,794	14,413,435
第21特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	2,719,854	40,529,006

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年２回決算型)】

以下の運用状況は 2024 年 10 月 31 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン	44,614,934	99.17
	日本	988	0.00
	小計	44,615,922	99.17
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	373,465	0.83
合計(純資産総額)		44,989,387	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(MXN Class)	5,278	8,493	44,826,054	8,453	44,614,934	99.17
日本	投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	998	0.9907	988	0.9907	988	0.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	99.17
合計	99.17

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		１口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第２計算期間末　（2015年 4月27日）	19	20	1.0452	1.0462
第３計算期間末　（2015年10月26日）	25	25	0.9637	0.9647
第４計算期間末　（2016年 4月25日）	19	19	0.8622	0.8632
第５計算期間末　（2016年10月25日）	18	18	0.8081	0.8091
第６計算期間末　（2017年 4月25日）	33	33	0.8612	0.8622
第７計算期間末　（2017年10月25日）	75	75	0.9082	0.9092
第８計算期間末　（2018年 4月25日）	72	72	0.8844	0.8854
第９計算期間末　（2018年10月25日）	64	65	0.9177	0.9187
第10計算期間末　（2019年 4月25日）	44	44	0.9991	1.0001
第11計算期間末　（2019年10月25日）	47	47	1.0509	1.0519
第12計算期間末　（2020年 4月27日）	28	28	0.8226	0.8236
第13計算期間末　（2020年10月26日）	40	40	1.0067	1.0077
第14計算期間末　（2021年 4月26日）	41	41	1.1056	1.1066
第15計算期間末　（2021年10月25日）	31	31	1.1751	1.1761
第16計算期間末　（2022年 4月25日）	29	29	1.2043	1.2053
第17計算期間末　（2022年10月25日）	27	27	1.2872	1.2882
第18計算期間末　（2023年 4月25日）	29	29	1.4475	1.4485
第19計算期間末　（2023年10月25日）	37	37	1.5653	1.5663
第20計算期間末　（2024年 4月25日）	48	48	1.9013	1.9023
第21計算期間末　（2024年10月25日）	46	46	1.7088	1.7098
2023年10月末日	37	—	1.5747	—
11月末日	46	—	1.7183	—
12月末日	46	—	1.7689	—
2024年 1月末日	48	—	1.7932	—
2月末日	49	—	1.8346	—
3月末日	48	—	1.9347	—
4月末日	47	—	1.8729	—
5月末日	49	—	1.9341	—
6月末日	57	—	1.8705	—
7月末日	55	—	1.7911	—
8月末日	45	—	1.6384	—
9月末日	46	—	1.6861	—
10月末日	44	—	1.7005	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第2期	2014年10月28日～2015年 4月27日	0.0010
第3期	2015年 4月28日～2015年10月26日	0.0010
第4期	2015年10月27日～2016年 4月25日	0.0010
第5期	2016年 4月26日～2016年10月25日	0.0010
第6期	2016年10月26日～2017年 4月25日	0.0010
第7期	2017年 4月26日～2017年10月25日	0.0010
第8期	2017年10月26日～2018年 4月25日	0.0010
第9期	2018年 4月26日～2018年10月25日	0.0010
第10期	2018年10月26日～2019年 4月25日	0.0010
第11期	2019年 4月26日～2019年10月25日	0.0010
第12期	2019年10月26日～2020年 4月27日	0.0010
第13期	2020年 4月28日～2020年10月26日	0.0010
第14期	2020年10月27日～2021年 4月26日	0.0010
第15期	2021年 4月27日～2021年10月25日	0.0010
第16期	2021年10月26日～2022年 4月25日	0.0010
第17期	2022年 4月26日～2022年10月25日	0.0010
第18期	2022年10月26日～2023年 4月25日	0.0010
第19期	2023年 4月26日～2023年10月25日	0.0010
第20期	2023年10月26日～2024年 4月25日	0.0010
第21期	2024年 4月26日～2024年10月25日	0.0010

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第2期	2014年10月28日～2015年 4月27日	2.0
第3期	2015年 4月28日～2015年10月26日	△7.7
第4期	2015年10月27日～2016年 4月25日	△10.4
第5期	2016年 4月26日～2016年10月25日	△6.2
第6期	2016年10月26日～2017年 4月25日	6.7
第7期	2017年 4月26日～2017年10月25日	5.6
第8期	2017年10月26日～2018年 4月25日	△2.5
第9期	2018年 4月26日～2018年10月25日	3.9
第10期	2018年10月26日～2019年 4月25日	9.0
第11期	2019年 4月26日～2019年10月25日	5.3
第12期	2019年10月26日～2020年 4月27日	△21.6
第13期	2020年 4月28日～2020年10月26日	22.5
第14期	2020年10月27日～2021年 4月26日	9.9
第15期	2021年 4月27日～2021年10月25日	6.4
第16期	2021年10月26日～2022年 4月25日	2.6

第17期	2022年 4月26日～2022年10月25日	7.0
第18期	2022年10月26日～2023年 4月25日	12.5
第19期	2023年 4月26日～2023年10月25日	8.2
第20期	2023年10月26日～2024年 4月25日	21.5
第21期	2024年 4月26日～2024年10月25日	△10.1

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第2期	2014年10月28日～2015年 4月27日	3,548,588	105,440
第3期	2015年 4月28日～2015年10月26日	10,634,623	3,714,267
第4期	2015年10月27日～2016年 4月25日	906,087	4,855,094
第5期	2016年 4月26日～2016年10月25日	757,265	9,774
第6期	2016年10月26日～2017年 4月25日	16,324,157	464,436
第7期	2017年 4月26日～2017年10月25日	48,149,952	4,245,897
第8期	2017年10月26日～2018年 4月25日	1,089,323	1,330,204
第9期	2018年 4月26日～2018年10月25日	508,296	12,070,330
第10期	2018年10月26日～2019年 4月25日	29,057,829	54,932,017
第11期	2019年 4月26日～2019年10月25日	494,654	479,730
第12期	2019年10月26日～2020年 4月27日	973,111	10,916,096
第13期	2020年 4月28日～2020年10月26日	5,607,542	811,182
第14期	2020年10月27日～2021年 4月26日	1,168,618	3,266,937
第15期	2021年 4月27日～2021年10月25日	529,016	11,378,816
第16期	2021年10月26日～2022年 4月25日	497,386	2,675,837
第17期	2022年 4月26日～2022年10月25日	755,711	4,210,319
第18期	2022年10月26日～2023年 4月25日	478,303	1,556,781
第19期	2023年 4月26日～2023年10月25日	5,501,819	1,903,998
第20期	2023年10月26日～2024年 4月25日	5,075,395	3,540,184
第21期	2024年 4月26日～2024年10月25日	6,363,339	4,194,638

≪参考情報≫

運用実績

◎最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。
◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
◎以下、通貨コースごとに運用実績を掲載いたします。

基準価額・純資産の推移(2024年10月31日現在)

円コース(毎月分配型)

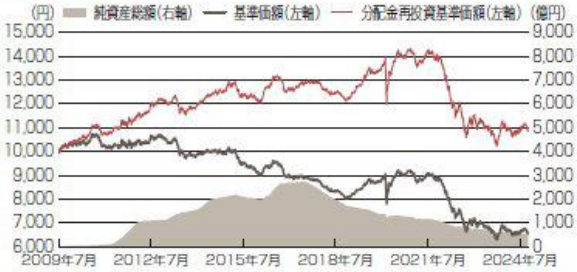

円コース(年2回決算型)

※分配金再投資基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

円コース(毎月分配型)

2024年6月	10円
2024年7月	10円
2024年8月	10円
2024年9月	10円
2024年10月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	4,740円

円コース(年2回決算型)

2022年10月	10円
2023年4月	10円
2023年10月	10円
2024年4月	10円
2024年10月	10円
設定来累計	300円

主要な資産の状況(2024年10月31日現在)

資産別比率

資産名	投資比率	
	円コース(毎月分配型)	円コース(年2回決算型)
グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(JPY Class)	99.52%	99.41%
ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)	0.00%	0.01%
その他の資産	0.48%	0.59%
合計	100.00%	100.00%

※投資比率は、ファンドの純資産総額に占める割合。
※ファンドの実質的な「主要な資産の状況」については、後記『外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド」の運用状況』をご覧ください。

年間収益率の推移(2024年10月31日現在)

円コース(毎月分配型)

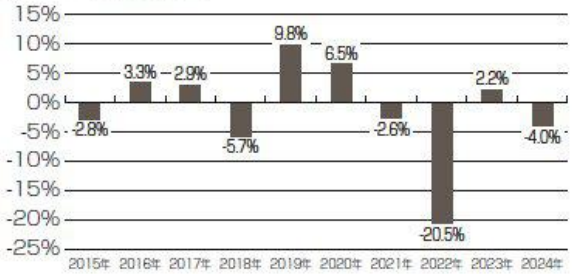

円コース(年2回決算型)

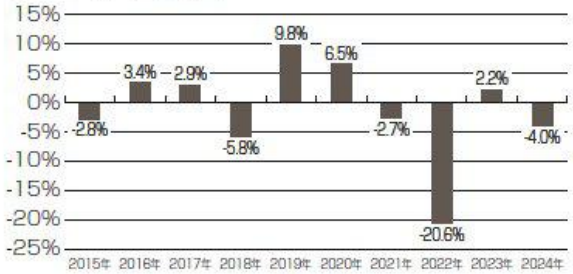

※2024年は年初から10月末までの騰落率。
※税引前分配金を再投資したものとして算出。
※ファンドにはベンチマークはありません。

基準価額・純資産の推移(2024年10月31日現在)

豪ドルコース(毎月分配型)

豪ドルコース(年2回決算型)

※分配金再投資基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

豪ドルコース(毎月分配型)

2024年6月	30円
2024年7月	30円
2024年8月	30円
2024年9月	30円
2024年10月	30円
直近1年間累計	360円
設定来累計	11,820円

豪ドルコース(年2回決算型)

2022年10月	10円
2023年4月	10円
2023年10月	10円
2024年4月	10円
2024年10月	10円
設定来累計	300円

主要な資産の状況(2024年10月31日現在)

資産別比率

資産名	投資比率	
	豪ドルコース(毎月分配型)	豪ドルコース(年2回決算型)
グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(AUD Class)	99.40%	99.45%
ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)	0.01%	0.01%
その他の資産	0.60%	0.54%
合計	100.00%	100.00%

※投資比率は、ファンドの純資産総額に占める割合。
※ファンドの実質的な「主要な資産の状況」については、後記『外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド」の運用状況』をご覧ください。

年間収益率の推移(2024年10月31日現在)

豪ドルコース(毎月分配型)

豪ドルコース(年2回決算型)

※2024年は年初から10月末までの騰落率。
※税引前分配金を再投資したものとして算出。
※ファンドにはベンチマークはありません。

基準価額・純資産の推移(2024年10月31日現在)

ブラジルレアルコース(毎月分配型)

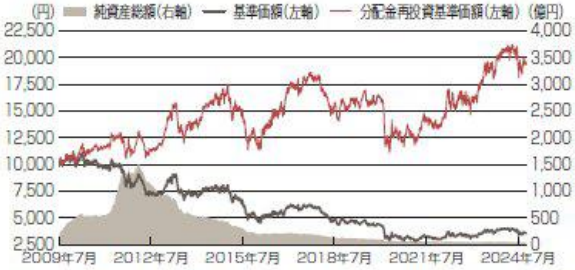

ブラジルレアルコース(年2回決算型)

※分配金再投資基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

ブラジルレアルコース(毎月分配型)

2024年6月	20円
2024年7月	20円
2024年8月	20円
2024年9月	20円
2024年10月	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	10,815円

ブラジルレアルコース(年2回決算型)

2022年10月	10円
2023年4月	10円
2023年10月	10円
2024年4月	10円
2024年10月	10円
設定来累計	300円

主要な資産の状況(2024年10月31日現在)

資産別比率

資産名	投資比率	
	ブラジルレアルコース(毎月分配型)	ブラジルレアルコース(年2回決算型)
グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(BRL Class)	99.36%	98.24%
ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)	0.01%	0.02%
その他の資産	0.63%	1.74%
合計	100.00%	100.00%

※投資比率は、ファンドの純資産総額に占める割合。
※ファンドの実質的な「主要な資産の状況」については、後記『外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド」の運用状況』をご覧ください。

年間収益率の推移(2024年10月31日現在)

ブラジルレアルコース(毎月分配型)

ブラジルレアルコース(年2回決算型)

※2024年は年初から10月末までの騰落率。
※税引前分配金を再投資したものとして算出。
※ファンドにはベンチマークはありません。

基準価額・純資産の推移(2024年10月31日現在)

南アフリカランドコース(毎月分配型)

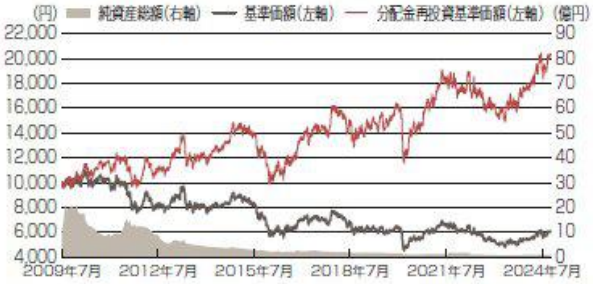

南アフリカランドコース(年2回決算型)

※分配金再投資基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

南アフリカランドコース(毎月分配型)

2024年6月	20円
2024年7月	20円
2024年8月	20円
2024年9月	20円
2024年10月	20円
直近1年間累計	250円
設定来累計	8,950円

南アフリカランドコース(年2回決算型)

2022年10月	10円
2023年4月	10円
2023年10月	10円
2024年4月	10円
2024年10月	10円
設定来累計	300円

主要な資産の状況(2024年10月31日現在)

資産別比率

資産名	投資比率	
	南アフリカランドコース(毎月分配型)	南アフリカランドコース(年2回決算型)
グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(ZAR Class)	98.02%	97.43%
ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)	0.02%	0.13%
その他の資産	1.96%	2.44%
合計	100.00%	100.00%

※投資比率は、ファンドの純資産総額に占める割合。
※ファンドの実質的な「主要な資産の状況」については、後記『外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド」の運用状況』をご覧ください。

年間収益率の推移(2024年10月31日現在)

南アフリカランドコース(毎月分配型)

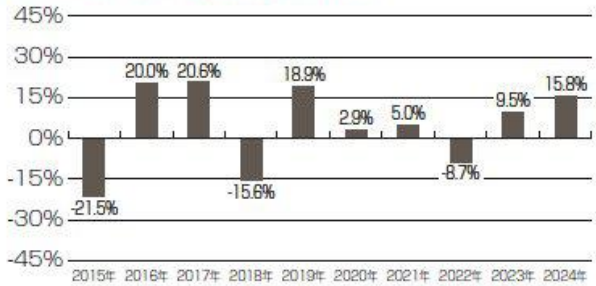

南アフリカランドコース(年2回決算型)

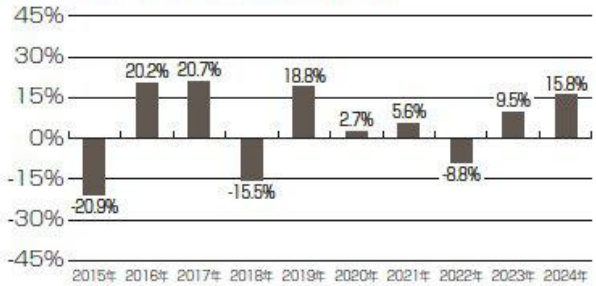

※2024年は年初から10月末までの騰落率。
※税引前分配金を再投資したものとして算出。
※ファンドにはベンチマークはありません。

基準価額・純資産の推移(2024年10月31日現在)

トルコリラコース(毎月分配型)

トルコリラコース(年2回決算型)

※分配金再投資基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

トルコリラコース(毎月分配型)

2024年6月	5円
2024年7月	5円
2024年8月	5円
2024年9月	5円
2024年10月	5円
直近1年間累計	60円
設定来累計	9,925円

トルコリラコース(年2回決算型)

2022年10月	0円
2023年4月	0円
2023年10月	0円
2024年4月	0円
2024年10月	10円
設定来累計	220円

主要な資産の状況(2024年10月31日現在)

資産別比率

資産名	投資比率	
	トルコリラコース(毎月分配型)	トルコリラコース(年2回決算型)
グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(TRY Class)	99.15%	98.66%
ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)	0.05%	0.02%
その他の資産	0.81%	1.32%
合計	100.00%	100.00%

※投資比率は、ファンドの純資産総額に占める割合。
※ファンドの実質的な「主要な資産の状況」については、後記『外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド」の運用状況』をご覧ください。

年間収益率の推移(2024年10月31日現在)

トルコリラコース(毎月分配型)

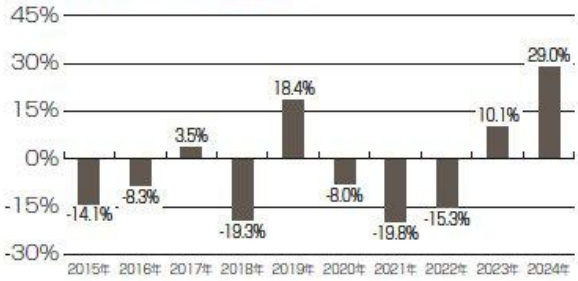

トルコリラコース(年2回決算型)

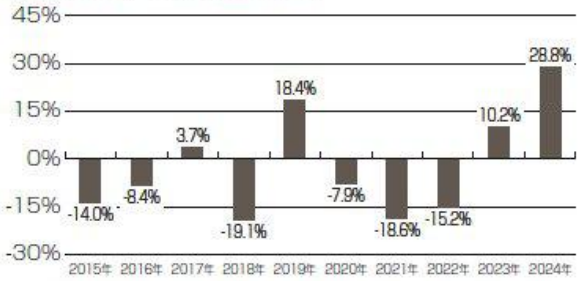

※2024年は年初から10月末までの騰落率。
※税引前分配金を再投資したものとして算出。
※ファンドにはベンチマークはありません。

基準価額・純資産の推移(2024年10月31日現在)

米ドルコース(毎月分配型)

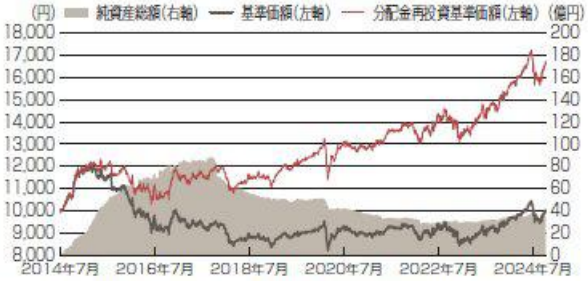

米ドルコース(年2回決算型)

※分配金再投資基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

米ドルコース(毎月分配型)

2024年6月	30円
2024年7月	30円
2024年8月	30円
2024年9月	30円
2024年10月	30円
直近1年間累計	360円
設定来累計	4,910円

米ドルコース(年2回決算型)

2022年10月	10円
2023年4月	10円
2023年10月	10円
2024年4月	10円
2024年10月	10円
設定来累計	210円

主要な資産の状況(2024年10月31日現在)

資産別比率

資産名	投資比率	
	米ドルコース(毎月分配型)	米ドルコース(年2回決算型)
グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(USD Class)	98.80%	98.85%
ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)	0.00%	0.00%
その他の資産	1.20%	1.15%
合計	100.00%	100.00%

※投資比率は、ファンドの純資産総額に占める割合。
※ファンドの実質的な「主要な資産の状況」については、後記『外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド」の運用状況』をご覧ください。

年間収益率の推移(2024年10月31日現在)

米ドルコース(毎月分配型)

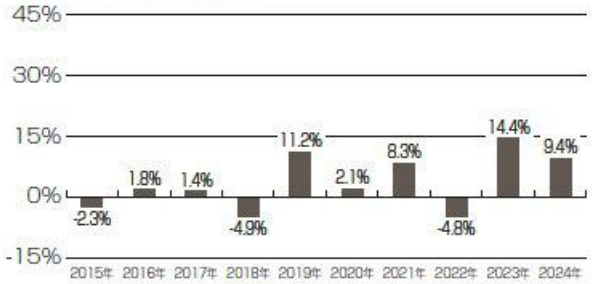

米ドルコース(年2回決算型)

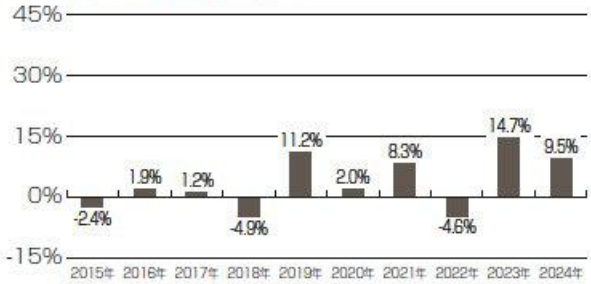

※2024年は年初から10月末までの騰落率。
※税引前分配金を再投資したものとして算出。
※ファンドにはベンチマークはありません。

基準価額・純資産の推移(2024年10月31日現在)

ユーロコース(毎月分配型)

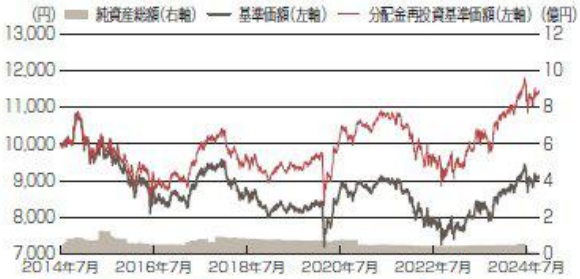

ユーロコース(年2回決算型)

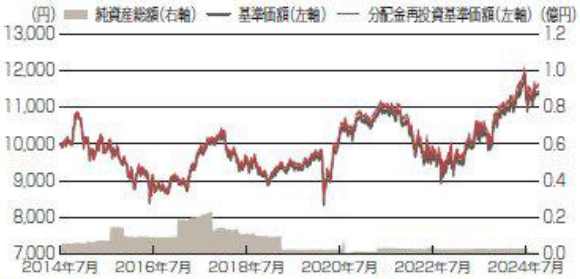

※分配金再投資基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

ユーロコース(毎月分配型)

2024年6月	10円
2024年7月	10円
2024年8月	10円
2024年9月	10円
2024年10月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	1,980円

ユーロコース(年2回決算型)

2022年10月	0円
2023年4月	0円
2023年10月	0円
2024年4月	10円
2024年10月	10円
設定来累計	180円

主要な資産の状況(2024年10月31日現在)

資産別比率

資産名	投資比率	
	ユーロコース(毎月分配型)	ユーロコース(年2回決算型)
グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(EUR Class)	97.54%	92.88%
ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)	0.01%	0.15%
その他の資産	2.45%	6.97%
合計	100.00%	100.00%

※投資比率は、ファンドの純資産総額に占める割合。
※ファンドの実質的な「主要な資産の状況」については、後記『外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド」の運用状況』をご覧ください。

年間収益率の推移(2024年10月31日現在)

ユーロコース(毎月分配型)

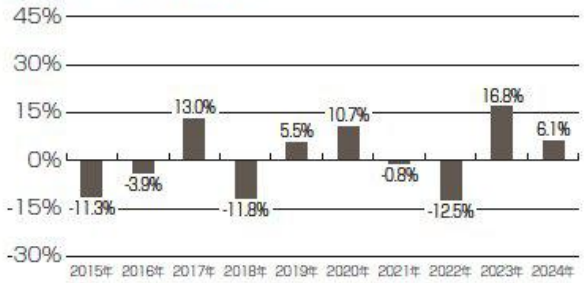

ユーロコース(年2回決算型)

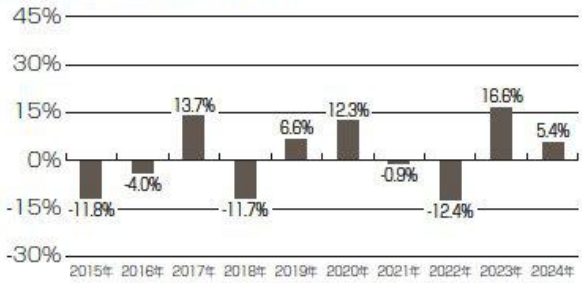

※2024年は年初から10月末までの騰落率。
※税引前分配金を再投資したものとして算出。
※ファンドにはベンチマークはありません。

基準価額・純資産の推移(2024年10月31日現在)

メキシコペソコース(毎月分配型)

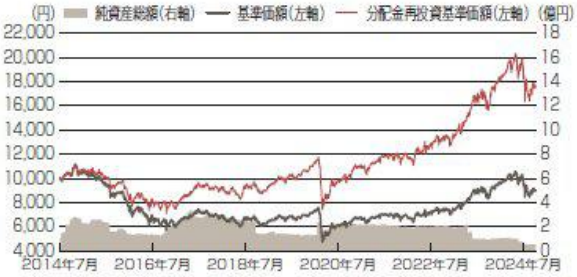

メキシコペソコース(年2回決算型)

※分配金再投資基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

メキシコペソコース(毎月分配型)

2024年6月	30円
2024年7月	30円
2024年8月	30円
2024年9月	30円
2024年10月	30円
直近1年間累計	360円
設定来累計	4,970円

メキシコペソコース(年2回決算型)

2022年10月	10円
2023年4月	10円
2023年10月	10円
2024年4月	10円
2024年10月	10円
設定来累計	210円

主要な資産の状況(2024年10月31日現在)

資産別比率

資産名	投資比率	
	メキシコペソコース(毎月分配型)	メキシコペソコース(年2回決算型)
グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(MXN Class)	97.91%	99.17%
ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)	0.00%	0.00%
その他の資産	2.09%	0.83%
合計	100.00%	100.00%

※投資比率は、ファンドの純資産総額に占める割合。
※ファンドの実質的な「主要な資産の状況」については、後記『外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド」の運用状況』をご覧ください。

年間収益率の推移(2024年10月31日現在)

メキシコペソコース(毎月分配型)

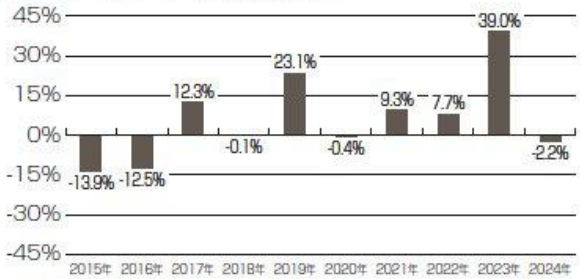

メキシコペソコース(年2回決算型)

※2024年は年初から10月末までの騰落率。
※税引前分配金を再投資したものとして算出。
※ファンドにはベンチマークはありません。

外国投資信託　「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド」の運用状況

組入上位10銘柄(2024年10月31日現在)

	銘柄名	国	業種	格付	償還日	構成比率
1	アンハイザー・ブッシュ・インベブ	ベルギー	生活必需品	A-	2029年01月23日	1.9%
2	トタルエナジーズ	フランス	エネルギー	A-	永久債	1.5%
3	エクセル・エナジー	米国	公益	BBB+	2041年09月15日	1.2%
4	AT&T	米国	通信	BBB	2046年05月15日	1.1%
5	ベライゾン・コミュニケーションズ	米国	通信	BBB+	2025年02月15日	1.0%
6	レイノルズ・アメリカン	米国	生活必需品	BBB+	2025年06月12日	0.8%
7	メルク	ドイツ	生活必需品	BBB	2079年06月25日	0.8%
8	ボーダーフォン・グループ	英国	通信	BBB	2039年05月24日	0.8%
9	CSLファイナンス	オーストラリア	生活必需品	A-	2029年04年27日	0.8%
10	ERAC USAファイナンス	米国	運輸	A-	2042年03月15日	0.8%

格付別構成比率(2024年10月31日現在)

格付	構成比率
AAA	-2.2%
AA	4.7%
A	36.9%
BBB	60.6%
BB	0.1%

※各構成比率は、当該外国投資信託の評価額合計(キャッシュ、先物等含む)に占める割合。
※業種は、当ファンドの運用方針に基づき当社が独自に分類したものです。
※格付はS&P、ムーディーズ、フィッチ・レーティングスの3社の格付機関による格付のうち2社以上で合致した評価を採用しています。2社以上で合致した評価がなく、3社で評価が異なる場合はそれらの中間の評価を採用しています。
ただし、取得できる格付が2社のみの場合は、低い格付を採用しています。
※構成比率は、四捨五入して表示しているため、合計が100%とならないことがあります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。

（２）コースの選択
収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の２通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。また、＜分配金再投資コース＞を利用する場合は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。
＜分配金再投資コース＞
収益分配金を自動的に再投資するコースです。
＜分配金受取りコース＞
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

（３）スイッチング
・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。
・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。
※「毎月分配型」の各ファンド間および「年２回決算型」の各ファンド間でスイッチングが可能です。
※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングが行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（４）申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。

（５）取扱時間
原則として、午後 3 時 30 分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（６）取得申込不可日
販売会社の営業日であっても、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはルクセンブルグの銀行の休業日および 12 月 24 日に該当する場合は、取得の申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（７）申込金額
取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
※「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

（８）申込単位（当初元本１口＝１円）
１万円以上１円単位または１万口以上１口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。
※詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先 ＜UBS アセット・マネジメント株式会社＞ ホームページアドレス：https://www.ubs.com/japanfunds/ 電 話 番 号：03-5293-3700（営業日の 9:00-17:00）

（９）申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を取得申込受付日から起算して 7 営業日目までに販売会社へお支払いください。ただし、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込金額をお支払いいただく場合があります。

(10) 受付の中止および取消
委託会社は、金融商品取引所※等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。また、投資対象国の有価証券市場等の流動性等を勘案し、取得の申込みの受付を制限する場合があります。
※金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

２【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（１）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（２）取扱時間

原則として、午後３時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（３）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはルクセンブルグの銀行の休業日および12月24日に該当する場合は、解約請求（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（４）解約制限

該当事項はありません。

（５）解約価額

解約請求受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜UBSアセット・マネジメント株式会社＞
ホームページアドレス：https://www.ubs.com/japanfunds/
電 話 番 号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

（６）手取額

１口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（７）解約単位

１円または１口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して７営業日目からお支払いします。

（９）受付の中止および取消

・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。また、投資対象国の有価証券市場等の流動性等を勘案し、解約請求の受付を制限する場合があります。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

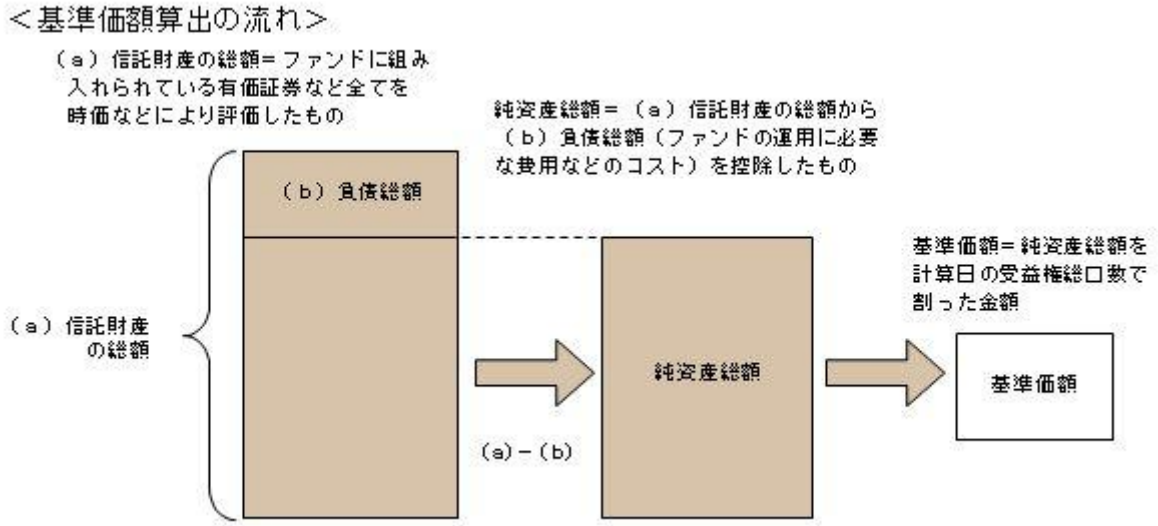

② 有価証券などの評価基準

・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

＜主な資産の評価方法＞

◇投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先 ＜UBS アセット・マネジメント株式会社＞ ホームページアドレス：https://www.ubs.com/japanfunds/ 電 話 番 号：03-5293-3700（営業日の 9:00-17:00）

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

＜各コース（米ドルコース、ユーロコース、メキシコペソコースを除く）＞

2028 年 10 月 25 日までとします（2009 年 7 月 24 日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

＜米ドルコース、ユーロコース、メキシコペソコース＞

2028 年 10 月 25 日までとします（2014 年 7 月 23 日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（4）【計算期間】

＜毎月分配型＞

毎月 26 日から翌月 25 日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

＜年２回決算型＞

毎年 4 月 26 日から 10 月 25 日までおよび 10 月 26 日から翌年 4 月 25 日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（5）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

1）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ）受益者の解約により各ファンドの純資産総額が 30 億円を下回ることとなったとき

ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ）やむを得ない事情が発生したとき

2）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）

ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

4）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。

・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更など

1）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

1）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

2）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

3）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。

4）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。

5）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

6）当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

＜書面決議の主な流れ＞

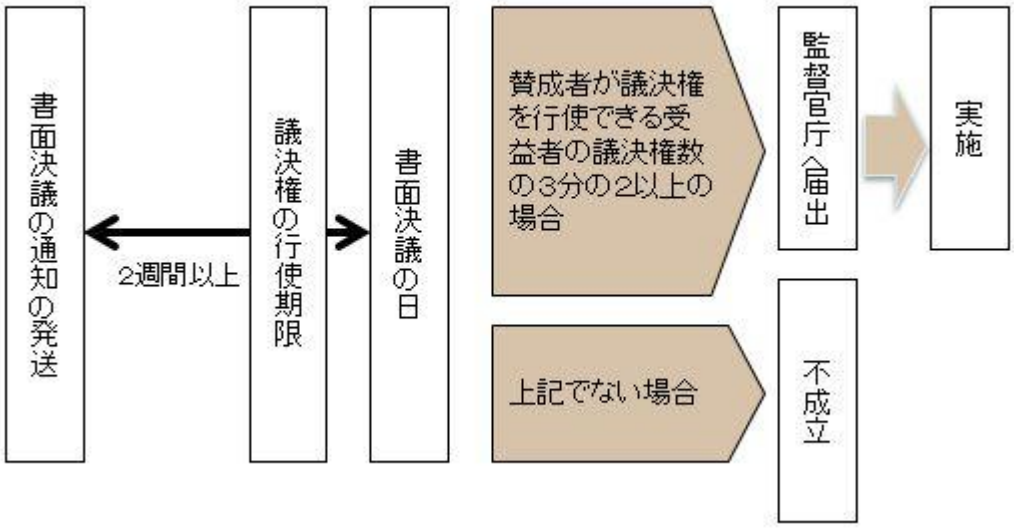

⑤　公告
公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥　運用報告書の作成
・委託会社は、年２回（４月、10 月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。
ホームページ アドレス　https://www.ubs.com/japanfunds/

⑦　関係法人との契約について
販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧　他の受益者の氏名などの開示の請求の制限
受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
１．他の受益者の氏名または名称および住所
２．他の受益者が有する受益権の内容

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金・償還金受領権
・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から５年間、償還金については支払開始日から 10 年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（２）解約請求権
受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧権
受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ブラジルレアルコース（毎月分配型）
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）南アフリカランドコース（毎月分配型）
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）トルコリラコース（毎月分配型）
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ユーロコース（毎月分配型）
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）

(1)　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)　当ファンドの計算期間は 6 ヵ月未満であるため、財務諸表は 6 ヵ月毎に作成しております。

(3)　当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当特定期間(2024 年 4 月 26 日から 2024 年 10 月 25 日まで)の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）円コース（年２回決算型）
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）豪ドルコース（年２回決算型）
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ブラジルレアルコース（年２回決算型）
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）南アフリカランドコース（年２回決算型）
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）トルコリラコース（年２回決算型）

(1)　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)　当ファンドの計算期間は 6 ヵ月であるため、財務諸表は 6 ヵ月毎に作成しております。

(3)　当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 31 期計算期間(2024 年 4 月 26 日から 2024 年 10 月 25 日まで)の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）米ドルコース（年２回決算型）
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ユーロコース（年２回決算型）
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年２回決算型）

(1)　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)　当ファンドの計算期間は 6 ヵ月であるため、財務諸表は 6 ヵ月毎に作成しております。

(3)　当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 21 期計算期間(2024 年 4 月 26 日から 2024 年 10 月 25 日まで)の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2025 年 1 月 8 日

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

EY 新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　稲葉　宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）の 2024 年 4 月 26 日から 2024 年 10 月 25 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）の 2024 年 10 月 25 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、

実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

１【財務諸表】

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	440,774,541	444,336,775
投資信託受益証券	55,548,444,166	50,758,887,885
未収入金	115,001,408	132,004,451
未収利息	120	1,339
流動資産合計	56,104,220,235	51,335,230,450
資産合計	56,104,220,235	51,335,230,450
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	85,635,008	77,847,549
未払解約金	106,227,343	179,214,076
未払受託者報酬	2,137,034	1,898,326
未払委託者報酬	44,877,673	39,864,881
その他未払費用	273,001	258,754
流動負債合計	239,150,059	299,083,586
負債合計	239,150,059	299,083,586
純資産の部		
元本等		
元本	85,635,008,737	77,847,549,348
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△29,769,938,561	△26,811,402,484
（分配準備積立金）	2,908,405,065	2,183,331,042
元本等合計	55,865,070,176	51,036,146,864
純資産合計	55,865,070,176	51,036,146,864
負債純資産合計	56,104,220,235	51,335,230,450

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2023年10月26日 至　2024年 4月25日	当期 自　2024年 4月26日 至　2024年10月25日
営業収益		
受取利息	2,693	85,142
有価証券売買等損益	2,733,964,653	1,061,731,760
営業収益合計	2,733,967,346	1,061,816,902
営業費用		
支払利息	126,725	-
受託者報酬	13,204,838	11,926,610
委託者報酬	277,301,582	250,458,832
その他費用	1,648,132	1,590,300
営業費用合計	292,281,277	263,975,742
営業利益又は営業損失（△）	2,441,686,069	797,841,160
経常利益又は経常損失（△）	2,441,686,069	797,841,160
当期純利益又は当期純損失（△）	2,441,686,069	797,841,160
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	33,695,231	11,497,934
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△34,528,642,194	△29,769,938,561
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,008,525,113	2,735,904,554
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,008,525,113	2,735,904,554
剰余金減少額又は欠損金増加額	123,198,731	78,639,454
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	123,198,731	78,639,454
分配金	534,613,587	485,072,249
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△29,769,938,561	△26,811,402,484

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
１．	特定期間末日における受益権の総数	85,635,008,737口	77,847,549,348口
２．	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は29,769,938,561円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は26,811,402,484円です。
３．	特定期間末日における１口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6524円 (6,524円)	0.6556円 (6,556円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日		当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日	
1.分配金の計算過程		1.分配金の計算過程	
自 2023年10月26日		自 2024年 4月26日	
至 2023年11月27日		至 2024年 5月27日	
A 費用控除後の配当等収益額	0円	A 費用控除後の配当等収益額	2,617円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	425,246,878円	C 収益調整金額	397,713,234円
D 分配準備積立金額	3,687,235,386円	D 分配準備積立金額	2,862,400,654円
E 当ファンドの分配対象収益額	4,112,482,264円	E 当ファンドの分配対象収益額	3,260,116,505円
F 10,000口当たり収益分配対象額	445円	F 10,000口当たり収益分配対象額	386円
G 10,000口当たり分配金額	10円	G 10,000口当たり分配金額	10円
H 収益分配金金額	92,360,076円	H 収益分配金金額	84,249,944円
自 2023年11月28日		自 2024年 5月28日	
至 2023年12月25日		至 2024年 6月25日	
A 費用控除後の配当等収益額	0円	A 費用控除後の配当等収益額	2,546円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	420,342,633円	C 収益調整金額	392,212,001円
D 分配準備積立金額	3,540,047,280円	D 分配準備積立金額	2,732,184,425円
E 当ファンドの分配対象収益額	3,960,389,913円	E 当ファンドの分配対象収益額	3,124,398,972円
F 10,000口当たり収益分配対象額	435円	F 10,000口当たり収益分配対象額	377円
G 10,000口当たり分配金額	10円	G 10,000口当たり分配金額	10円
H 収益分配金金額	90,938,792円	H 収益分配金金額	82,818,755円
自 2023年12月26日		自 2024年 6月26日	
至 2024年 1月25日		至 2024年 7月25日	

A	費用控除後の配当等収益額	0円	A	費用控除後の配当等収益額	0円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	418,750,264円	C	収益調整金額	386,372,132円
D	分配準備積立金額	3,412,453,767円	D	分配準備積立金額	2,602,432,487円
E	当ファンドの分配対象収益額	3,831,204,031円	E	当ファンドの分配対象収益額	2,988,804,619円
F	10,000口当たり収益分配対象額	425円	F	10,000口当たり収益分配対象額	367円
G	10,000口当たり分配金額	10円	G	10,000口当たり分配金額	10円
H	収益分配金金額	89,992,606円	H	収益分配金金額	81,304,285円
	自　2024年 1月26日			自　2024年 7月26日	
	至　2024年 2月26日			至　2024年 8月26日	
A	費用控除後の配当等収益額	0円	A	費用控除後の配当等収益額	25,253円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	413,589,999円	C	収益調整金額	380,915,891円
D	分配準備積立金額	3,271,557,911円	D	分配準備積立金額	2,479,132,781円
E	当ファンドの分配対象収益額	3,685,147,910円	E	当ファンドの分配対象収益額	2,860,073,925円
F	10,000口当たり収益分配対象額	416円	F	10,000口当たり収益分配対象額	357円
G	10,000口当たり分配金額	10円	G	10,000口当たり分配金額	10円
H	収益分配金金額	88,577,928円	H	収益分配金金額	79,911,632円
	自　2024年 2月27日			自　2024年 8月27日	
	至　2024年 3月25日			至　2024年 9月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	0円	A	費用控除後の配当等収益額	25,139円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	408,371,823円	C	収益調整金額	377,392,007円
D	分配準備積立金額	3,131,262,826円	D	分配準備積立金額	2,370,689,560円
E	当ファンドの分配対象収益額	3,539,634,649円	E	当ファンドの分配対象収益額	2,748,106,706円
F	10,000口当たり収益分配対象額	406円	F	10,000口当たり収益分配対象額	348円
G	10,000口当たり分配金額	10円	G	10,000口当たり分配金額	10円
H	収益分配金金額	87,109,177円	H	収益分配金金額	78,940,084円
	自　2024年 3月26日			自　2024年 9月26日	
	至　2024年 4月25日			至　2024年10月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	0円	A	費用控除後の配当等収益額	0円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	402,920,701円	C	収益調整金額	373,223,050円
D	分配準備積立金額	2,994,040,073円	D	分配準備積立金額	2,261,178,591円
E	当ファンドの分配対象収益額	3,396,960,774円	E	当ファンドの分配対象収益額	2,634,401,641円
F	10,000口当たり収益分配対象額	396円	F	10,000口当たり収益分配対象額	338円
G	10,000口当たり分配金額	10円	G	10,000口当たり分配金額	10円
H	収益分配金金額	85,635,008円	H	収益分配金金額	77,847,549円
2.その他費用			2.その他費用		
その他費用は、監査費用549,915円、目論見書印刷費用47,298円、ほふり費用284,052円および運用報告書印刷費用766,867円です。			その他費用は、監査費用550,867円、目論見書印刷費用46,816円、ほふり費用253,624円および運用報告書印刷費用738,993円です。		

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等および為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2024 年 4 月 25 日現在	当期 2024 年 10 月 25 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 売買目的有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	△1,161,488,004	△1,369,340,621
合計	△1,161,488,004	△1,369,340,621

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
元本の推移		
期首元本額	94,106,310,797円	85,635,008,737円
期中追加設定元本額	364,820,086円	232,372,768円
期中一部解約元本額	8,836,122,146円	8,019,832,157円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式

該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	1,573,375	1,558,742	
	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(JPY Class)	6,551,869	50,757,329,143	
合計		8,125,244	50,758,887,885	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは国内投資信託「ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(JPY Class)」（以下「同ファンド」といいます。）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は後述の「ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信(通貨選択型)メキシコペソコース(年２回決算型)」の参考に記載しております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2025 年 1 月 8 日

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

EY 新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　稲葉　宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）円コース（年２回決算型）の 2024 年 4 月 26 日から 2024 年 10 月 25 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）円コース（年２回決算型）の 2024 年 10 月 25 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、

実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）円コース（年２回決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	135,360,591	218,864,947
投資信託受益証券	10,576,245,598	9,752,101,915
未収入金	46,009,407	17,004,665
未収利息	37	659
流動資産合計	10,757,615,633	9,987,972,186
資産合計	10,757,615,633	9,987,972,186
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	10,207,368	9,275,044
未払解約金	23,579,234	106,750,155
未払受託者報酬	2,487,216	2,285,931
未払委託者報酬	52,231,464	48,004,491
その他未払費用	1,233,988	1,208,696
流動負債合計	89,739,270	167,524,317
負債合計	89,739,270	167,524,317
純資産の部		
元本等		
元本	10,207,368,422	9,275,044,803
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	460,507,941	545,403,066
（分配準備積立金）	1,958,978,042	1,761,596,494
元本等合計	10,667,876,363	9,820,447,869
純資産合計	10,667,876,363	9,820,447,869
負債純資産合計	10,757,615,633	9,987,972,186

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2023年10月26日 至　2024年 4月25日	当期 自　2024年 4月26日 至　2024年10月25日
営業収益		
受取利息	613	20,034
有価証券売買等損益	504,878,775	202,059,874
営業収益合計	504,879,388	202,079,908
営業費用		
支払利息	36,428	-
受託者報酬	2,487,216	2,285,931
委託者報酬	52,231,464	48,004,491
その他費用	1,233,988	1,208,696
営業費用合計	55,989,096	51,499,118
営業利益又は営業損失（△）	448,890,292	150,580,790
経常利益又は経常損失（△）	448,890,292	150,580,790
当期純利益又は当期純損失（△）	448,890,292	150,580,790
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	59,309,779	18,735,574
期首剰余金又は期首欠損金（△）	73,943,684	460,507,941
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,475,562	4,686,054
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,475,562	4,686,054
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,284,450	42,361,101
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,284,450	42,361,101
分配金	10,207,368	9,275,044
期末剰余金又は期末欠損金（△）	460,507,941	545,403,066

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
１．	計算期間末日における受益権の総数	10,207,368,422口	9,275,044,803口
２．	計算期間末日における１口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0451円 (10,451円)	1.0588円 (10,588円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
1.分配金の計算過程	1.分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 0円	A 費用控除後の配当等収益額 14,884円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C 収益調整金額 3,515,678,818円	C 収益調整金額 3,206,433,374円
D 分配準備積立金額 1,969,185,410円	D 分配準備積立金額 1,770,856,654円
E 当ファンドの分配対象収益額 5,484,864,228円	E 当ファンドの分配対象収益額 4,977,304,912円
F 10,000口当たり収益分配対象額 5,373円	F 10,000口当たり収益分配対象額 5,366円
G 10,000口当たり分配金額 10円	G 10,000口当たり分配金額 10円
H 収益分配金金額 10,207,368円	H 収益分配金金額 9,275,044円
2.その他費用 その他費用は、監査費用549,915円、目論見書印刷費用8,688円、ほふり費用67,750円および運用報告書印刷費用607,635円です。	2.その他費用 その他費用は、監査費用550,867円、目論見書印刷費用8,832円、ほふり費用60,509円および運用報告書印刷費用588,488円です。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。ま	同左

	た、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等および為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	452,014,250	180,002,537
合計	452,014,250	180,002,537

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
元本の推移		
期首元本額	11,057,405,388円	10,207,368,422円
期中追加設定元本額	234,721,442円	64,586,257円
期中一部解約元本額	1,084,758,408円	996,909,876円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式

該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	500,598	495,942	
	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(JPY Class)	1,258,759	9,751,605,973	
合計		1,759,357	9,752,101,915	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは国内投資信託「ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(JPY Class)」（以下「同ファンド」といいます。）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は後述の「ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信(通貨選択型)メキシコペソコース(年２回決算型)」の参考に記載しております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2025 年 1 月 8 日

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

EY 新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　稲葉　宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）の 2024 年 4 月 26 日から 2024 年 10 月 25 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）の 2024 年 10 月 25 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、

実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	102,041,964	95,620,717
投資信託受益証券	8,121,205,713	7,857,241,185
未収入金	10,011,784	14,215,275
未収利息	27	288
流動資産合計	8,233,259,488	7,967,077,465
資産合計	8,233,259,488	7,967,077,465
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	45,816,650	44,030,473
未払解約金	14,132,951	11,190,302
未払受託者報酬	302,973	289,960
未払委託者報酬	6,362,411	6,089,107
その他未払費用	212,053	205,239
流動負債合計	66,827,038	61,805,081
負債合計	66,827,038	61,805,081
純資産の部		
元本等		
元本	15,272,216,741	14,676,824,477
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△7,105,784,291	△6,771,552,093
（分配準備積立金）	12,387	674
元本等合計	8,166,432,450	7,905,272,384
純資産合計	8,166,432,450	7,905,272,384
負債純資産合計	8,233,259,488	7,967,077,465

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2023年10月26日 至　2024年 4月25日	当期 自　2024年 4月26日 至　2024年10月25日
営業収益		
受取配当金	115,773,551	122,038,726
受取利息	767	15,685
有価証券売買等損益	892,760,242	250,878,564
営業収益合計	1,008,534,560	372,932,975
営業費用		
支払利息	25,417	-
受託者報酬	1,779,563	1,807,024
委託者報酬	37,370,766	37,947,365
その他費用	1,278,337	1,252,273
営業費用合計	40,454,083	41,006,662
営業利益又は営業損失（△）	968,080,477	331,926,313
経常利益又は経常損失（△）	968,080,477	331,926,313
当期純利益又は当期純損失（△）	968,080,477	331,926,313
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,892,853	156,722
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△7,959,114,360	△7,105,784,291
剰余金増加額又は欠損金減少額	433,684,868	331,943,747
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	433,684,868	331,943,747
剰余金減少額又は欠損金増加額	272,106,094	60,971,512
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	272,106,094	60,971,512
分配金	274,436,329	268,509,628
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△7,105,784,291	△6,771,552,093

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
１．	特定期間末日における受益権の総数	15,272,216,741口	14,676,824,477口
２．	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は7,105,784,291円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は6,771,552,093円です。
３．	特定期間末日における１口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5347円 (5,347円)	0.5386円 (5,386円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日		当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日	
1.分配金の計算過程		1.分配金の計算過程	
自 2023年10月26日		自 2024年 4月26日	
至 2023年11月27日		至 2024年 5月27日	
A 費用控除後の配当等収益額	22,091,432円	A 費用控除後の配当等収益額	27,687,571円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	1,639,913,020円	C 収益調整金額	1,431,659,395円
D 分配準備積立金額	26,241円	D 分配準備積立金額	25,495円
E 当ファンドの分配対象収益額	1,662,030,693円	E 当ファンドの分配対象収益額	1,459,372,461円
F 10,000口当たり収益分配対象額	1,073円	F 10,000口当たり収益分配対象額	963円
G 10,000口当たり分配金額	30円	G 10,000口当たり分配金額	30円
H 収益分配金金額	46,430,369円	H 収益分配金金額	45,444,355円
自 2023年11月28日		自 2024年 5月28日	
至 2023年12月25日		至 2024年 6月25日	
A 費用控除後の配当等収益額	16,449,487円	A 費用控除後の配当等収益額	18,244,952円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	1,601,052,215円	C 収益調整金額	1,406,127,562円
D 分配準備積立金額	119,136円	D 分配準備積立金額	51,162円
E 当ファンドの分配対象収益額	1,617,620,838円	E 当ファンドの分配対象収益額	1,424,423,676円
F 10,000口当たり収益分配対象額	1,054円	F 10,000口当たり収益分配対象額	945円
G 10,000口当たり分配金額	30円	G 10,000口当たり分配金額	30円
H 収益分配金金額	46,012,308円	H 収益分配金金額	45,193,860円
自 2023年12月26日		自 2024年 6月26日	
至 2024年 1月25日		至 2024年 7月25日	

A	費用控除後の配当等収益額	11,563,423 円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0 円
C	収益調整金額	1,563,365,444 円
D	分配準備積立金額	35,946 円
E	当ファンドの分配対象収益額	1,574,964,813 円
F	10,000 口当たり収益分配対象額	1,032 円
G	10,000 口当たり分配金額	30 円
H	収益分配金金額	45,771,093 円
	自　2024 年 1 月 26 日 至　2024 年 2 月 26 日	
A	費用控除後の配当等収益額	17,110,235 円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0 円
C	収益調整金額	1,516,670,436 円
D	分配準備積立金額	42,911 円
E	当ファンドの分配対象収益額	1,533,823,582 円
F	10,000 口当たり収益分配対象額	1,013 円
G	10,000 口当たり分配金額	30 円
H	収益分配金金額	45,396,288 円
	自　2024 年 2 月 27 日 至　2024 年 3 月 25 日	
A	費用控除後の配当等収益額	17,782,956 円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0 円
C	収益調整金額	1,475,742,254 円
D	分配準備積立金額	21,218 円
E	当ファンドの分配対象収益額	1,493,546,428 円
F	10,000 口当たり収益分配対象額	995 円
G	10,000 口当たり分配金額	30 円
H	収益分配金金額	45,009,621 円
	自　2024 年 3 月 26 日 至　2024 年 4 月 25 日	
A	費用控除後の配当等収益額	14,660,331 円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0 円
C	収益調整金額	1,474,497,105 円
D	分配準備積立金額	59,200 円
E	当ファンドの分配対象収益額	1,489,216,636 円
F	10,000 口当たり収益分配対象額	975 円
G	10,000 口当たり分配金額	30 円
H	収益分配金金額	45,816,650 円
2. その他費用		
その他費用は、監査費用 549,915 円、目論見書印刷費用 5,954 円、ほふり費用 84,416 円および運用報告書印刷費用 638,052 円です。		

A	費用控除後の配当等収益額	17,463,166 円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0 円
C	収益調整金額	1,370,189,085 円
D	分配準備積立金額	18,478 円
E	当ファンドの分配対象収益額	1,387,670,729 円
F	10,000 口当たり収益分配対象額	927 円
G	10,000 口当たり分配金額	30 円
H	収益分配金金額	44,897,845 円
	自　2024 年 7 月 26 日 至　2024 年 8 月 26 日	
A	費用控除後の配当等収益額	3,959,969 円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0 円
C	収益調整金額	1,332,947,646 円
D	分配準備積立金額	43,961 円
E	当ファンドの分配対象収益額	1,336,951,576 円
F	10,000 口当たり収益分配対象額	899 円
G	10,000 口当たり分配金額	30 円
H	収益分配金金額	44,569,361 円
	自　2024 年 8 月 27 日 至　2024 年 9 月 25 日	
A	費用控除後の配当等収益額	15,899,572 円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0 円
C	収益調整金額	1,286,702,544 円
D	分配準備積立金額	42,473 円
E	当ファンドの分配対象収益額	1,302,644,589 円
F	10,000 口当たり収益分配対象額	880 円
G	10,000 口当たり分配金額	30 円
H	収益分配金金額	44,373,734 円
	自　2024 年 9 月 26 日 至　2024 年 10 月 25 日	
A	費用控除後の配当等収益額	18,200,766 円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0 円
C	収益調整金額	1,248,526,047 円
D	分配準備積立金額	43,200 円
E	当ファンドの分配対象収益額	1,266,770,013 円
F	10,000 口当たり収益分配対象額	863 円
G	10,000 口当たり分配金額	30 円
H	収益分配金金額	44,030,473 円
2. その他費用		
その他費用は、監査費用 550,867 円、目論見書印刷費用 6,502 円、ほふり費用 78,590 円および運用報告書印刷費用 616,314 円です。		

（金融商品に関する注記）

Ⅰ. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2023 年 10 月 26 日 至 2024 年 4 月 25 日	当期 自 2024 年 4 月 26 日 至 2024 年 10 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等および為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2024 年 4 月 25 日現在	当期 2024 年 10 月 25 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 売買目的有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	5,540,341	8,952,075
合計	5,540,341	8,952,075

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
元本の推移		
期首元本額	15,597,847,776円	15,272,216,741円
期中追加設定元本額	587,623,211円	133,737,372円
期中一部解約元本額	913,254,246円	729,129,636円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式

該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	580,030	574,635	
	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(AUD Class)	813,825	7,856,666,550	
合計		1,393,855	7,857,241,185	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは国内投資信託「ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(AUD Class)」（以下「同ファンド」といいます。）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は後述の「ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信(通貨選択型)メキシコペソコース(年２回決算型)」の参考に記載しております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2025 年 1 月 8 日

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

EY 新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　稲葉　宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）豪ドルコース（年２回決算型）の 2024 年 4 月 26 日から 2024 年 10 月 25 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）豪ドルコース（年２回決算型）の 2024 年 10 月 25 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、

実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）豪ドルコース（年２回決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	11,466,118	11,744,106
投資信託受益証券	1,079,653,899	1,086,812,805
未収入金	3,004,416	-
未収利息	3	35
流動資産合計	1,094,124,436	1,098,556,946
資産合計	1,094,124,436	1,098,556,946
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	540,984	523,131
未払解約金	2,492,211	-
未払受託者報酬	220,991	243,834
未払委託者報酬	4,640,746	5,120,493
その他未払費用	261,988	287,331
流動負債合計	8,156,920	6,174,789
負債合計	8,156,920	6,174,789
純資産の部		
元本等		
元本	540,984,260	523,131,583
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	544,983,256	569,250,574
（分配準備積立金）	341,989,730	343,711,290
元本等合計	1,085,967,516	1,092,382,157
純資産合計	1,085,967,516	1,092,382,157
負債純資産合計	1,094,124,436	1,098,556,946

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2023年10月26日 至　2024年 4月25日	当期 自　2024年 4月26日 至　2024年10月25日
営業収益		
受取配当金	14,397,649	16,498,880
受取利息	69	1,977
有価証券売買等損益	103,315,736	33,106,236
営業収益合計	117,713,454	49,607,093
営業費用		
支払利息	3,847	-
受託者報酬	220,991	243,834
委託者報酬	4,640,746	5,120,493
その他費用	261,988	287,331
営業費用合計	5,127,572	5,651,658
営業利益又は営業損失（△）	112,585,882	43,955,435
経常利益又は経常損失（△）	112,585,882	43,955,435
当期純利益又は当期純損失（△）	112,585,882	43,955,435
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	4,326,892	1,433,781
期首剰余金又は期首欠損金（△）	375,125,314	544,983,256
剰余金増加額又は欠損金減少額	82,754,123	1,760,028
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	82,754,123	1,760,028
剰余金減少額又は欠損金増加額	20,614,187	19,491,233
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	20,614,187	19,491,233
分配金	540,984	523,131
期末剰余金又は期末欠損金（△）	544,983,256	569,250,574

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
１．	計算期間末日における受益権の総数	540,984,260口	523,131,583口
２．	計算期間末日における１口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.0074円 (20,074円)	2.0882円 (20,882円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
1.分配金の計算過程	1.分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 13,520,559円	A 費用控除後の配当等収益額 14,414,988円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C 収益調整金額 674,029,223円	C 収益調整金額 652,788,949円
D 分配準備積立金額 329,010,155円	D 分配準備積立金額 329,819,433円
E 当ファンドの分配対象収益額 1,016,559,937円	E 当ファンドの分配対象収益額 997,023,370円
F 10,000口当たり収益分配対象額 18,790円	F 10,000口当たり収益分配対象額 19,058円
G 10,000口当たり分配金額 10円	G 10,000口当たり分配金額 10円
H 収益分配金金額 540,984円	H 収益分配金金額 523,131円
2.その他費用 その他費用は、監査費用106,219円、目論見書印刷費用624円、ほふり費用4,531円および運用報告書印刷費用150,614円です。	2.その他費用 その他費用は、監査費用115,767円、目論見書印刷費用818円、ほふり費用4,557円および運用報告書印刷費用166,189円です。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。ま	同左

	た、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等および為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	100,929,985	32,419,008
合計	100,929,985	32,419,008

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
元本の推移		
期首元本額	481,754,708円	540,984,260円
期中追加設定元本額	85,256,490円	1,597,261円
期中一部解約元本額	26,026,938円	19,449,938円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式

該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	101,586	100,641	
	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(AUD Class)	112,566	1,086,712,164	
合計		214,152	1,086,812,805	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは国内投資信託「ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(AUD Class)」（以下「同ファンド」といいます。）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は後述の「ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信(通貨選択型)メキシコペソコース(年２回決算型)」の参考に記載しております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2025 年 1 月 8 日

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

EY 新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　稲葉　宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ブラジルレアルコース（毎月分配型）の 2024 年 4 月 26 日から 2024 年 10 月 25 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ブラジルレアルコース（毎月分配型）の 2024 年 10 月 25 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、

実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ブラジルレアルコース（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	809,807	518,709
コール・ローン	56,243,370	54,178,331
投資信託受益証券	4,786,875,901	4,169,410,538
未収入金	－	15,404,858
未収利息	15	163
流動資産合計	4,843,929,093	4,239,512,599
資産合計	4,843,929,093	4,239,512,599
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	24,664,168	23,513,189
未払解約金	2,412,675	8,156,944
未払受託者報酬	182,460	154,764
未払委託者報酬	3,831,626	3,250,084
その他未払費用	209,127	186,312
流動負債合計	31,300,056	35,261,293
負債合計	31,300,056	35,261,293
純資産の部		
元本等		
元本	12,332,084,446	11,756,594,535
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△7,519,455,409	△7,552,343,229
（分配準備積立金）	511,604,832	521,960,688
元本等合計	4,812,629,037	4,204,251,306
純資産合計	4,812,629,037	4,204,251,306
負債純資産合計	4,843,929,093	4,239,512,599

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2023年10月26日 至　2024年 4月25日	当期 自　2024年 4月26日 至　2024年10月25日
営業収益		
受取配当金	247,425,029	200,850,605
受取利息	597	10,276
有価証券売買等損益	258,698,238	△427,709,096
営業収益合計	506,123,864	△226,848,215
営業費用		
支払利息	20,292	-
受託者報酬	1,094,137	992,954
委託者報酬	22,976,908	20,852,066
その他費用	1,221,104	1,156,011
営業費用合計	25,312,441	23,001,031
営業利益又は営業損失（△）	480,811,423	△249,849,246
経常利益又は経常損失（△）	480,811,423	△249,849,246
当期純利益又は当期純損失（△）	480,811,423	△249,849,246
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,259,028	△1,733,385
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△8,279,068,190	△7,519,455,409
剰余金増加額又は欠損金減少額	489,333,233	432,424,995
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	489,333,233	432,424,995
剰余金減少額又は欠損金増加額	56,834,252	73,267,102
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	56,834,252	73,267,102
分配金	151,438,595	143,929,852
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△7,519,455,409	△7,552,343,229

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
１．	特定期間末日における受益権の総数	12,332,084,446口	11,756,594,535口
２．	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は7,519,455,409円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は7,552,343,229円です。
３．	特定期間末日における１口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.3903円 (3,903円)	0.3576円 (3,576円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日		当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日	
1.分配金の計算過程		1.分配金の計算過程	
自 2023年10月26日		自 2024年 4月26日	
至 2023年11月27日		至 2024年 5月27日	
A 費用控除後の配当等収益額	45,701,102円	A 費用控除後の配当等収益額	38,947,765円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	90,292,187円	C 収益調整金額	89,063,541円
D 分配準備積立金額	455,528,693円	D 分配準備積立金額	507,789,849円
E 当ファンドの分配対象収益額	591,521,982円	E 当ファンドの分配対象収益額	635,801,155円
F 10,000口当たり収益分配対象額	457円	F 10,000口当たり収益分配対象額	518円
G 10,000口当たり分配金額	20円	G 10,000口当たり分配金額	20円
H 収益分配金金額	25,845,370円	H 収益分配金金額	24,503,728円
自 2023年11月28日		自 2024年 5月28日	
至 2023年12月25日		至 2024年 6月25日	
A 費用控除後の配当等収益額	39,029,903円	A 費用控除後の配当等収益額	30,487,852円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	90,004,065円	C 収益調整金額	88,855,152円
D 分配準備積立金額	469,825,344円	D 分配準備積立金額	517,103,513円
E 当ファンドの分配対象収益額	598,859,312円	E 当ファンドの分配対象収益額	636,446,517円
F 10,000口当たり収益分配対象額	468円	F 10,000口当たり収益分配対象額	524円
G 10,000口当たり分配金額	20円	G 10,000口当たり分配金額	20円
H 収益分配金金額	25,570,395円	H 収益分配金金額	24,284,313円
自 2023年12月26日		自 2024年 6月26日	
至 2024年 1月25日		至 2024年 7月25日	

A	費用控除後の配当等収益額	38,695,944円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	89,818,499円
D	分配準備積立金額	478,820,374円
E	当ファンドの分配対象収益額	607,334,817円
F	10,000口当たり収益分配対象額	479円
G	10,000口当たり分配金額	20円
H	収益分配金金額	25,357,636円
	自　2024年 1月26日	
	至　2024年 2月26日	
A	費用控除後の配当等収益額	38,810,002円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	89,455,932円
D	分配準備積立金額	486,742,354円
E	当ファンドの分配対象収益額	615,008,288円
F	10,000口当たり収益分配対象額	490円
G	10,000口当たり分配金額	20円
H	収益分配金金額	25,099,361円
	自　2024年 2月27日	
	至　2024年 3月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	37,449,958円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	89,306,878円
D	分配準備積立金額	496,079,980円
E	当ファンドの分配対象収益額	622,836,816円
F	10,000口当たり収益分配対象額	500円
G	10,000口当たり分配金額	20円
H	収益分配金金額	24,901,665円
	自　2024年 3月26日	
	至　2024年 4月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	32,951,749円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	89,065,338円
D	分配準備積立金額	503,317,251円
E	当ファンドの分配対象収益額	625,334,338円
F	10,000口当たり収益分配対象額	507円
G	10,000口当たり分配金額	20円
H	収益分配金金額	24,664,168円

2.その他費用

その他費用は、監査費用523,522円、目論見書印刷費用3,701円、ほふり費用75,156円および運用報告書印刷費用618,725円です。

A	費用控除後の配当等収益額	31,378,794円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	88,545,001円
D	分配準備積立金額	517,361,615円
E	当ファンドの分配対象収益額	637,285,410円
F	10,000口当たり収益分配対象額	530円
G	10,000口当たり分配金額	20円
H	収益分配金金額	24,030,215円
	自　2024年 7月26日	
	至　2024年 8月26日	
A	費用控除後の配当等収益額	22,571,018円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	89,643,447円
D	分配準備積立金額	520,084,561円
E	当ファンドの分配対象収益額	632,299,026円
F	10,000口当たり収益分配対象額	529円
G	10,000口当たり分配金額	20円
H	収益分配金金額	23,887,754円
	自　2024年 8月27日	
	至　2024年 9月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	27,936,585円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	89,763,560円
D	分配準備積立金額	514,239,906円
E	当ファンドの分配対象収益額	631,940,051円
F	10,000口当たり収益分配対象額	533円
G	10,000口当たり分配金額	20円
H	収益分配金金額	23,710,653円
	自　2024年 9月26日	
	至　2024年10月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	32,006,225円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	89,804,997円
D	分配準備積立金額	513,467,652円
E	当ファンドの分配対象収益額	635,278,874円
F	10,000口当たり収益分配対象額	540円
G	10,000口当たり分配金額	20円
H	収益分配金金額	23,513,189円

2.その他費用

その他費用は、監査費用470,553円、目論見書印刷費用3,782円、ほふり費用68,664円および運用報告書印刷費用613,012円です。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等および為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2024 年 4 月 25 日現在	当期 2024 年 10 月 25 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 売買目的有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△150,033,044	12,970,476
合計	△150,033,044	12,970,476

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
元本の推移		
期首元本額	13,039,100,294円	12,332,084,446円
期中追加設定元本額	93,073,714円	116,280,050円
期中一部解約元本額	800,089,562円	691,769,961円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式

該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	487,915	483,377	
	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(BRL Class)	1,080,873	4,168,927,161	
合計		1,568,788	4,169,410,538	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは国内投資信託「ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(BRL Class)」（以下「同ファンド」といいます。）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は後述の「ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信(通貨選択型)メキシコペソコース(年２回決算型)」の参考に記載しております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2025 年 1 月 8 日

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

EY 新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　稲葉　宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ブラジルレアルコース（年２回決算型）の 2024 年 4 月 26 日から 2024 年 10 月 25 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ブラジルレアルコース（年２回決算型）の 2024 年 10 月 25 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、

実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ブラジルレアルコース（年２回決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	14,462,248	15,357,232
投資信託受益証券	725,203,883	659,682,354
未収利息	3	46
流動資産合計	739,666,134	675,039,632
資産合計	739,666,134	675,039,632
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	365,508	352,544
未払受託者報酬	160,520	153,649
未払委託者報酬	3,370,909	3,226,514
その他未払費用	190,192	181,361
流動負債合計	4,087,129	3,914,068
負債合計	4,087,129	3,914,068
純資産の部		
元本等		
元本	365,508,007	352,544,124
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	370,070,998	318,581,440
（分配準備積立金）	574,140,966	580,269,216
元本等合計	735,579,005	671,125,564
純資産合計	735,579,005	671,125,564
負債純資産合計	739,666,134	675,039,632

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2023年10月26日 至　2024年 4月25日	当期 自　2024年 4月26日 至　2024年10月25日
営業収益		
受取配当金	36,253,895	31,057,821
受取利息	66	2,146
有価証券売買等損益	36,003,649	△66,218,135
営業収益合計	72,257,610	△35,158,168
営業費用		
支払利息	4,621	-
受託者報酬	160,520	153,649
委託者報酬	3,370,909	3,226,514
その他費用	190,192	181,361
営業費用合計	3,726,242	3,561,524
営業利益又は営業損失（△）	68,531,368	△38,719,692
経常利益又は経常損失（△）	68,531,368	△38,719,692
当期純利益又は当期純損失（△）	68,531,368	△38,719,692
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	581,061	△643,273
期首剰余金又は期首欠損金（△）	304,345,834	370,070,998
剰余金増加額又は欠損金減少額	837,524	267,633
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	837,524	267,633
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,697,159	13,328,228
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,697,159	13,328,228
分配金	365,508	352,544
期末剰余金又は期末欠損金（△）	370,070,998	318,581,440

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
１．	計算期間末日における受益権の総数	365,508,007口	352,544,124口
２．	計算期間末日における１口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.0125円 (20,125円)	1.9037円 (19,037円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
1.分配金の計算過程	1.分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 34,203,818円	A 費用控除後の配当等収益額 27,189,036円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C 収益調整金額 295,435,805円	C 収益調整金額 285,381,274円
D 分配準備積立金額 540,302,656円	D 分配準備積立金額 553,432,724円
E 当ファンドの分配対象収益額 869,942,279円	E 当ファンドの分配対象収益額 866,003,034円
F 10,000口当たり収益分配対象額 23,800円	F 10,000口当たり収益分配対象額 24,564円
G 10,000口当たり分配金額 10円	G 10,000口当たり分配金額 10円
H 収益分配金金額 365,508円	H 収益分配金金額 352,544円
2.その他費用 その他費用は、監査費用77,036円、目論見書印刷費用443円、ほふり費用3,327円および運用報告書印刷費用109,386円です。	2.その他費用 その他費用は、監査費用73,051円、目論見書印刷費用552円、ほふり費用3,057円および運用報告書印刷費用104,701円です。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。ま	同左

	た、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等および為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	36,003,649	△65,896,608
合計	36,003,649	△65,896,608

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
元本の推移		
期首元本額	367,879,640円	365,508,007円
期中追加設定元本額	908,768円	273,702円
期中一部解約元本額	3,280,401円	13,237,585円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式

該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	101,586	100,641	
	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(BRL Class)	171,009	659,581,713	
合計		272,595	659,682,354	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは国内投資信託「ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(BRL Class)」（以下「同ファンド」といいます。）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は後述の「ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信(通貨選択型)メキシコペソコース(年２回決算型)」の参考に記載しております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2025 年 1 月 8 日

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

EY 新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　稲葉　宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）南アフリカランドコース（毎月分配型）の 2024 年 4 月 26 日から 2024 年 10 月 25 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）南アフリカランドコース（毎月分配型）の 2024 年 10 月 25 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、

実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）南アフリカランドコース（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,790,729	2,067,461
投資信託受益証券	78,188,353	86,638,352
未収利息	－	6
流動資産合計	79,979,082	88,705,819
資産合計	79,979,082	88,705,819
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	289,322	293,992
未払解約金	－	19,655
未払受託者報酬	3,001	3,205
未払委託者報酬	62,995	67,287
その他未払費用	3,777	3,904
流動負債合計	359,095	388,043
負債合計	359,095	388,043
純資産の部		
元本等		
元本	144,661,126	146,996,364
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△65,041,139	△58,678,588
（分配準備積立金）	559,085	1,450,468
元本等合計	79,619,987	88,317,776
純資産合計	79,619,987	88,317,776
負債純資産合計	79,979,082	88,705,819

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2023年10月26日 至　2024年 4月25日	当期 自　2024年 4月26日 至　2024年10月25日
営業収益		
受取配当金	2,648,762	2,875,897
受取利息	－	407
有価証券売買等損益	6,101,245	6,547,909
営業収益合計	8,750,007	9,424,213
営業費用		
支払利息	434	－
受託者報酬	17,341	18,830
委託者報酬	364,140	395,383
その他費用	21,345	22,894
営業費用合計	403,260	437,107
営業利益又は営業損失（△）	8,346,747	8,987,106
経常利益又は経常損失（△）	8,346,747	8,987,106
当期純利益又は当期純損失（△）	8,346,747	8,987,106
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	29,613	85,418
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△72,297,217	△65,041,139
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,907,333	1,997,744
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,907,333	1,997,744
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,079,600	2,790,536
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,079,600	2,790,536
分配金	1,888,789	1,746,345
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△65,041,139	△58,678,588

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
１．	特定期間末日における受益権の総数	144,661,126口	146,996,364口
２．	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は65,041,139円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は58,678,588円です。
３．	特定期間末日における１口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5504円 (5,504円)	0.6008円 (6,008円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日		当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日	
1.分配金の計算過程		1.分配金の計算過程	
自 2023年10月26日		自 2024年 4月26日	
至 2023年11月27日		至 2024年 5月27日	
A 費用控除後の配当等収益額	463,813円	A 費用控除後の配当等収益額	532,310円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	943,257円	C 収益調整金額	926,391円
D 分配準備積立金額	145円	D 分配準備積立金額	549,241円
E 当ファンドの分配対象収益額	1,407,215円	E 当ファンドの分配対象収益額	2,007,942円
F 10,000口当たり収益分配対象額	96円	F 10,000口当たり収益分配対象額	141円
G 10,000口当たり分配金額	30円	G 10,000口当たり分配金額	20円
H 収益分配金金額	437,133円	H 収益分配金金額	284,638円
自 2023年11月28日		自 2024年 5月28日	
至 2023年12月25日		至 2024年 6月25日	
A 費用控除後の配当等収益額	399,925円	A 費用控除後の配当等収益額	448,255円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	946,325円	C 収益調整金額	930,539円
D 分配準備積立金額	26,813円	D 分配準備積立金額	796,833円
E 当ファンドの分配対象収益額	1,373,063円	E 当ファンドの分配対象収益額	2,175,627円
F 10,000口当たり収益分配対象額	93円	F 10,000口当たり収益分配対象額	152円
G 10,000口当たり分配金額	20円	G 10,000口当たり分配金額	20円
H 収益分配金金額	292,297円	H 収益分配金金額	285,279円
自 2023年12月26日		自 2024年 6月26日	
至 2024年 1月25日		至 2024年 7月25日	
A 費用控除後の配当等収益額	358,618円	A 費用控除後の配当等収益額	459,852円

B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	940,770円
D	分配準備積立金額	133,999円
E	当ファンドの分配対象収益額	1,433,387円
F	10,000口当たり収益分配対象額	98円
G	10,000口当たり分配金額	20円
H	収益分配金金額	290,446円
	自　2024年 1月26日	
	至　2024年 2月26日	
A	費用控除後の配当等収益額	431,459円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	942,154円
D	分配準備積立金額	201,974円
E	当ファンドの分配対象収益額	1,575,587円
F	10,000口当たり収益分配対象額	108円
G	10,000口当たり分配金額	20円
H	収益分配金金額	290,706円
	自　2024年 2月27日	
	至　2024年 3月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	419,284円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	937,489円
D	分配準備積立金額	340,119円
E	当ファンドの分配対象収益額	1,696,892円
F	10,000口当たり収益分配対象額	117円
G	10,000口当たり分配金額	20円
H	収益分配金金額	288,885円
	自　2024年 3月26日	
	至　2024年 4月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	378,103円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	940,082円
D	分配準備積立金額	470,304円
E	当ファンドの分配対象収益額	1,788,489円
F	10,000口当たり収益分配対象額	123円
G	10,000口当たり分配金額	20円
H	収益分配金金額	289,322円
2. その他費用		
その他費用は、監査費用8,269円、ほふり費用1,315円および運用報告書印刷費用11,761円です。		

B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	988,144円
D	分配準備積立金額	959,809円
E	当ファンドの分配対象収益額	2,407,805円
F	10,000口当たり収益分配対象額	163円
G	10,000口当たり分配金額	20円
H	収益分配金金額	293,930円
	自　2024年 7月26日	
	至　2024年 8月26日	
A	費用控除後の配当等収益額	305,150円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	991,131円
D	分配準備積立金額	1,123,530円
E	当ファンドの分配対象収益額	2,419,811円
F	10,000口当たり収益分配対象額	164円
G	10,000口当たり分配金額	20円
H	収益分配金金額	293,957円
	自　2024年 8月27日	
	至　2024年 9月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	435,648円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	995,483円
D	分配準備積立金額	1,134,723円
E	当ファンドの分配対象収益額	2,565,854円
F	10,000口当たり収益分配対象額	174円
G	10,000口当たり分配金額	20円
H	収益分配金金額	294,549円
	自　2024年 9月26日	
	至　2024年10月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	480,183円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	1,005,061円
D	分配準備積立金額	1,264,277円
E	当ファンドの分配対象収益額	2,749,521円
F	10,000口当たり収益分配対象額	187円
G	10,000口当たり分配金額	20円
H	収益分配金金額	293,992円
2. その他費用		
その他費用は、監査費用8,877円、ほふり費用1,235円および運用報告書印刷費用12,782円です。		

（金融商品に関する注記）

Ⅰ. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン	同左

	等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等および為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	△435,435	432,004
合計	△435,435	432,004

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
元本の推移		
期首元本額	146,406,515円	144,661,126円
期中追加設定元本額	2,333,848円	6,961,835円
期中一部解約元本額	4,079,237円	4,626,597円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式

該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	21,753	21,550	
	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(ZAR Class)	12,706	86,616,802	
合計		34,459	86,638,352	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは国内投資信託「ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(ZAR Class)」（以下「同ファンド」といいます。）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は後述の「ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信(通貨選択型)メキシコペソコース(年２回決算型)」の参考に記載しております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2025 年 1 月 8 日

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

EY 新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　稲葉　宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）南アフリカランドコース（年２回決算型）の 2024 年 4 月 26 日から 2024 年 10 月 25 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）南アフリカランドコース（年２回決算型）の 2024 年 10 月 25 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、

実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）南アフリカランドコース（年２回決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	189,247	251,096
投資信託受益証券	7,362,231	8,198,338
流動資産合計	7,551,478	8,449,434
資産合計	7,551,478	8,449,434
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,186	4,206
未払受託者報酬	1,635	1,798
未払委託者報酬	34,340	37,568
その他未払費用	1,846	1,960
流動負債合計	42,007	45,532
負債合計	42,007	45,532
純資産の部		
元本等		
元本	4,186,016	4,206,846
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,323,455	4,197,056
（分配準備積立金）	3,051,941	3,265,615
元本等合計	7,509,471	8,403,902
純資産合計	7,509,471	8,403,902
負債純資産合計	7,551,478	8,449,434

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2023年10月26日 至　2024年 4月25日	当期 自　2024年 4月26日 至　2024年10月25日
営業収益		
受取配当金	250,822	272,480
受取利息	－	11
有価証券売買等損益	572,496	627,163
営業収益合計	823,318	899,654
営業費用		
支払利息	6	－
受託者報酬	1,635	1,798
委託者報酬	34,340	37,568
その他費用	1,846	1,960
営業費用合計	37,827	41,326
営業利益又は営業損失（△）	785,491	858,328
経常利益又は経常損失（△）	785,491	858,328
当期純利益又は当期純損失（△）	785,491	858,328
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	30,237	6,633
期首剰余金又は期首欠損金（△）	2,651,835	3,323,455
剰余金増加額又は欠損金減少額	73,692	70,388
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	73,692	70,388
剰余金減少額又は欠損金増加額	153,140	44,276
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	153,140	44,276
分配金	4,186	4,206
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,323,455	4,197,056

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
１．	計算期間末日における受益権の総数	4,186,016口	4,206,846口
２．	計算期間末日における１口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.7939円 (17,939円)	1.9977円 (19,977円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
1.分配金の計算過程	1.分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 233,029円	A 費用控除後の配当等収益額 257,896円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C 収益調整金額 3,346,016円	C 収益調整金額 3,419,787円
D 分配準備積立金額 2,823,098円	D 分配準備積立金額 3,011,925円
E 当ファンドの分配対象収益額 6,402,143円	E 当ファンドの分配対象収益額 6,689,608円
F 10,000口当たり収益分配対象額 15,294円	F 10,000口当たり収益分配対象額 15,901円
G 10,000口当たり分配金額 10円	G 10,000口当たり分配金額 10円
H 収益分配金金額 4,186円	H 収益分配金金額 4,206円
2.その他費用 その他費用は、監査費用739円、ほふり費用35円および運用報告書印刷費用1,072円です。	2.その他費用 その他費用は、監査費用785円、ほふり費用33円および運用報告書印刷費用1,142円です。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への	同左

	投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等および為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	550,046	627,163
合計	550,046	627,163

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
元本の推移		
期首元本額	4,334,807円	4,186,016円
期中追加設定元本額	102,769円	76,835円
期中一部解約元本額	251,560円	56,005円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式

該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	11,226	11,121	
	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(ZAR Class)	1,201	8,187,217	
合計		12,427	8,198,338	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは国内投資信託「ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(ZAR Class)」（以下「同ファンド」といいます。）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は後述の「ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信(通貨選択型)メキシコペソコース(年２回決算型)」の参考に記載しております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2025 年 1 月 8 日

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

EY 新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　稲葉　宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）トルコリラコース（毎月分配型）の 2024 年 4 月 26 日から 2024 年 10 月 25 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）トルコリラコース（毎月分配型）の 2024 年 10 月 25 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、

実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）トルコリラコース（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	28,951,736	11,864,888
投資信託受益証券	655,349,719	622,575,175
未収入金	1,000,694	24,400,178
未収利息	7	35
流動資産合計	685,302,156	658,840,276
資産合計	685,302,156	658,840,276
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,809,902	3,308,010
未払解約金	21,134,750	300,190
未払受託者報酬	25,454	23,707
未払委託者報酬	534,546	497,855
その他未払費用	30,548	27,596
流動負債合計	25,535,200	4,157,358
負債合計	25,535,200	4,157,358
純資産の部		
元本等		
元本	7,619,804,709	6,616,021,760
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△6,960,037,753	△5,961,338,842
（分配準備積立金）	177,046,847	278,696,734
元本等合計	659,766,956	654,682,918
純資産合計	659,766,956	654,682,918
負債純資産合計	685,302,156	658,840,276

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2023年10月26日 至　2024年 4月25日	当期 自　2024年 4月26日 至　2024年10月25日
営業収益		
受取配当金	138,119,427	163,813,644
受取利息	75	2,826
有価証券売買等損益	△44,167,096	△48,772,740
営業収益合計	93,952,406	115,043,730
営業費用		
支払利息	4,253	-
受託者報酬	151,868	148,561
委託者報酬	3,189,224	3,119,686
その他費用	176,670	172,225
営業費用合計	3,522,015	3,440,472
営業利益又は営業損失（△）	90,430,391	111,603,258
経常利益又は経常損失（△）	90,430,391	111,603,258
当期純利益又は当期純損失（△）	90,430,391	111,603,258
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,631,695	1,571,167
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△8,152,475,922	△6,960,037,753
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,417,157,308	1,048,212,649
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,417,157,308	1,048,212,649
剰余金減少額又は欠損金増加額	289,005,906	138,119,827
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	289,005,906	138,119,827
分配金	24,511,929	21,426,002
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△6,960,037,753	△5,961,338,842

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
１．	特定期間末日における受益権の総数	7,619,804,709口	6,616,021,760口
２．	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は6,960,037,753円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,961,338,842円です。
３．	特定期間末日における１口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.0866円 (866円)	0.0990円 (990円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日		当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日	
1.分配金の計算過程		1.分配金の計算過程	
自 2023年10月26日		自 2024年 4月26日	
至 2023年11月27日		至 2024年 5月27日	
A 費用控除後の配当等収益額	17,586,706円	A 費用控除後の配当等収益額	29,024,306円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	206,587,541円	C 収益調整金額	190,349,673円
D 分配準備積立金額	87,366,891円	D 分配準備積立金額	175,894,512円
E 当ファンドの分配対象収益額	311,541,138円	E 当ファンドの分配対象収益額	395,268,491円
F 10,000口当たり収益分配対象額	367円	F 10,000口当たり収益分配対象額	519円
G 10,000口当たり分配金額	5円	G 10,000口当たり分配金額	5円
H 収益分配金金額	4,237,317円	H 収益分配金金額	3,800,661円
自 2023年11月28日		自 2024年 5月28日	
至 2023年12月25日		至 2024年 6月25日	
A 費用控除後の配当等収益額	20,778,042円	A 費用控除後の配当等収益額	28,251,578円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	206,275,724円	C 収益調整金額	189,918,663円
D 分配準備積立金額	99,718,066円	D 分配準備積立金額	199,319,456円
E 当ファンドの分配対象収益額	326,771,832円	E 当ファンドの分配対象収益額	417,489,697円
F 10,000口当たり収益分配対象額	387円	F 10,000口当たり収益分配対象額	552円
G 10,000口当たり分配金額	5円	G 10,000口当たり分配金額	5円
H 収益分配金金額	4,218,463円	H 収益分配金金額	3,778,865円
自 2023年12月26日		自 2024年 6月26日	
至 2024年 1月25日		至 2024年 7月25日	

A	費用控除後の配当等収益額	21,784,985 円	A	費用控除後の配当等収益額	27,768,640 円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0 円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0 円
C	収益調整金額	204,558,446 円	C	収益調整金額	180,392,702 円
D	分配準備積立金額	114,638,595 円	D	分配準備積立金額	210,545,284 円
E	当ファンドの分配対象収益額	340,982,026 円	E	当ファンドの分配対象収益額	418,706,626 円
F	10,000 口当たり収益分配対象額	408 円	F	10,000 口当たり収益分配対象額	586 円
G	10,000 口当たり分配金額	5 円	G	10,000 口当たり分配金額	5 円
H	収益分配金金額	4,174,244 円	H	収益分配金金額	3,570,125 円
	自　2024 年 1 月 26 日			自　2024 年 7 月 26 日	
	至　2024 年 2 月 26 日			至　2024 年 8 月 26 日	
A	費用控除後の配当等収益額	23,579,493 円	A	費用控除後の配当等収益額	25,234,658 円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0 円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0 円
C	収益調整金額	199,271,338 円	C	収益調整金額	179,019,236 円
D	分配準備積立金額	128,136,021 円	D	分配準備積立金額	231,407,865 円
E	当ファンドの分配対象収益額	350,986,852 円	E	当ファンドの分配対象収益額	435,661,759 円
F	10,000 口当たり収益分配対象額	432 円	F	10,000 口当たり収益分配対象額	617 円
G	10,000 口当たり分配金額	5 円	G	10,000 口当たり分配金額	5 円
H	収益分配金金額	4,057,113 円	H	収益分配金金額	3,529,456 円
	自　2024 年 2 月 27 日			自　2024 年 8 月 27 日	
	至　2024 年 3 月 25 日			至　2024 年 9 月 25 日	
A	費用控除後の配当等収益額	23,946,236 円	A	費用控除後の配当等収益額	25,502,395 円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0 円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0 円
C	収益調整金額	199,376,761 円	C	収益調整金額	175,161,437 円
D	分配準備積立金額	144,027,454 円	D	分配準備積立金額	245,918,767 円
E	当ファンドの分配対象収益額	367,350,451 円	E	当ファンドの分配対象収益額	446,582,599 円
F	10,000 口当たり収益分配対象額	457 円	F	10,000 口当たり収益分配対象額	649 円
G	10,000 口当たり分配金額	5 円	G	10,000 口当たり分配金額	5 円
H	収益分配金金額	4,014,890 円	H	収益分配金金額	3,438,885 円
	自　2024 年 3 月 26 日			自　2024 年 9 月 26 日	
	至　2024 年 4 月 25 日			至　2024 年 10 月 25 日	
A	費用控除後の配当等収益額	26,051,783 円	A	費用控除後の配当等収益額	24,898,392 円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0 円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0 円
C	収益調整金額	190,057,224 円	C	収益調整金額	169,226,711 円
D	分配準備積立金額	154,804,966 円	D	分配準備積立金額	257,106,352 円
E	当ファンドの分配対象収益額	370,913,973 円	E	当ファンドの分配対象収益額	451,231,455 円
F	10,000 口当たり収益分配対象額	486 円	F	10,000 口当たり収益分配対象額	682 円
G	10,000 口当たり分配金額	5 円	G	10,000 口当たり分配金額	5 円
H	収益分配金金額	3,809,902 円	H	収益分配金金額	3,308,010 円
2. その他費用			2. その他費用		
その他費用は、監査費用 72,818 円、目論見書印刷費用 362 円および運用報告書印刷費用 103,490 円です。			その他費用は、監査費用 70,546 円、目論見書印刷費用 450 円および運用報告書印刷費用 101,229 円です。		

（金融商品に関する注記）

Ⅰ. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2023 年 10 月 26 日 至 2024 年 4 月 25 日	当期 自 2024 年 4 月 26 日 至 2024 年 10 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に	当ファンドが保有する金融商品の種類	同左

係るリスク	は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等および為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	△7,338,113	13,708,511
合計	△7,338,113	13,708,511

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
元本の推移		
期首元本額	8,848,542,380円	7,619,804,709円
期中追加設定元本額	315,082,418円	152,203,383円
期中一部解約元本額	1,543,820,089円	1,155,986,332円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式

該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	301,067	298,267	
	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(TRY Class)	657,798	622,276,908	
合計		958,865	622,575,175	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは国内投資信託「ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(TRY Class)」（以下「同ファンド」といいます。）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は後述の「ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信(通貨選択型)メキシコペソコース(年２回決算型)」の参考に記載しております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2025 年 1 月 8 日

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

EY 新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　稲葉　宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）トルコリラコース（年２回決算型）の 2024 年 4 月 26 日から 2024 年 10 月 25 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）トルコリラコース（年２回決算型）の 2024 年 10 月 25 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、

実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）トルコリラコース（年２回決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,385,318	2,025,501
投資信託受益証券	65,350,810	109,339,821
未収利息	2	6
流動資産合計	75,736,130	111,365,328
資産合計	75,736,130	111,365,328
負債の部		
流動負債		
未払金	9,000,138	－
未払収益分配金	－	108,475
未払受託者報酬	12,009	22,062
未払委託者報酬	252,042	463,095
その他未払費用	14,437	26,119
流動負債合計	9,278,626	619,751
負債合計	9,278,626	619,751
純資産の部		
元本等		
元本	76,703,490	108,475,111
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△10,245,986	2,270,466
（分配準備積立金）	71,934,700	75,864,707
元本等合計	66,457,504	110,745,577
純資産合計	66,457,504	110,745,577
負債純資産合計	75,736,130	111,365,328

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2023年10月26日 至　2024年 4月25日	当期 自　2024年 4月26日 至　2024年10月25日
営業収益		
受取配当金	11,047,933	24,153,731
受取利息	2	672
有価証券売買等損益	△3,547,624	△10,914,388
営業収益合計	7,500,311	13,240,015
営業費用		
支払利息	248	－
受託者報酬	12,009	22,062
委託者報酬	252,042	463,095
その他費用	14,437	26,119
営業費用合計	278,736	511,276
営業利益又は営業損失（△）	7,221,575	12,728,739
経常利益又は経常損失（△）	7,221,575	12,728,739
当期純利益又は当期純損失（△）	7,221,575	12,728,739
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	232,016	691,611
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△16,639,404	△10,245,986
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,163,163	3,077,927
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,163,163	3,077,927
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,759,304	2,490,128
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,759,304	2,490,128
分配金	－	108,475
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△10,245,986	2,270,466

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
１．	計算期間末日における受益権の総数	76,703,490口	108,475,111口
２．	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は10,245,986円です。	―
３．	計算期間末日における１口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8664円 (8,664円)	1.0209円 (10,209円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日		当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日	
1.分配金の計算過程		1.分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	10,539,031円	A 費用控除後の配当等収益額	20,938,756円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	111,584,197円	C 収益調整金額	208,188,524円
D 分配準備積立金額	61,395,669円	D 分配準備積立金額	55,034,426円
E 当ファンドの分配対象収益額	183,518,897円	E 当ファンドの分配対象収益額	284,161,706円
F 10,000口当たり収益分配対象額	23,925円	F 10,000口当たり収益分配対象額	26,196円
G 10,000口当たり分配金額	0円	G 10,000口当たり分配金額	10円
H 収益分配金金額	0円	H 収益分配金金額	108,475円
2.その他費用 その他費用は、監査費用5,704円、ほふり費用608円および運用報告書印刷費用8,125円です。		2.その他費用 その他費用は、監査費用10,293円、ほふり費用851円および運用報告書印刷費用14,975円です。	

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に	当ファンドが保有する金融商品の種類	同左

係るリスク	は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等および為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	△3,569,832	△8,851,146
合計	△3,569,832	△8,851,146

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
元本の推移		
期首元本額	69,202,502円	76,703,490円
期中追加設定元本額	12,301,417円	65,234,537円
期中一部解約元本額	4,800,429円	33,462,916円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式

該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	21,205	21,007	
	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(TRY Class)	115,559	109,318,814	
合計		136,764	109,339,821	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは国内投資信託「ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(TRY Class)」（以下「同ファンド」といいます。）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は後述の「ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信(通貨選択型)メキシコペソコース(年２回決算型)」の参考に記載しております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2025 年 1 月 8 日

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

EY 新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　稲葉　宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）の 2024 年 4 月 26 日から 2024 年 10 月 25 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）の 2024 年 10 月 25 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、

実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	36,943,551	67,729,682
投資信託受益証券	3,386,256,476	3,455,161,552
未収入金	43,506,874	-
未収利息	10	204
流動資産合計	3,466,706,911	3,522,891,438
資産合計	3,466,706,911	3,522,891,438
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	10,390,034	10,598,132
未払解約金	47,926,386	3,005,885
未払受託者報酬	131,872	123,732
未払委託者報酬	2,769,308	2,598,393
その他未払費用	162,875	148,261
流動負債合計	61,380,475	16,474,403
負債合計	61,380,475	16,474,403
純資産の部		
元本等		
元本	3,463,344,672	3,532,710,878
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△58,018,236	△26,293,843
（分配準備積立金）	216,359,062	343,951,911
元本等合計	3,405,326,436	3,506,417,035
純資産合計	3,405,326,436	3,506,417,035
負債純資産合計	3,466,706,911	3,522,891,438

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2023年10月26日 至　2024年 4月25日	当期 自　2024年 4月26日 至　2024年10月25日
営業収益		
受取配当金	66,136,125	67,517,730
受取利息	441	13,649
有価証券売買等損益	293,714,563	39,193,107
営業収益合計	359,851,129	106,724,486
営業費用		
支払利息	20,186	－
受託者報酬	747,299	767,353
委託者報酬	15,693,222	16,114,383
その他費用	898,132	915,928
営業費用合計	17,358,839	17,797,664
営業利益又は営業損失（△）	342,492,290	88,926,822
経常利益又は経常損失（△）	342,492,290	88,926,822
当期純利益又は当期純損失（△）	342,492,290	88,926,822
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	814,683	△718,426
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△329,905,002	△58,018,236
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,774,505	11,414,779
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,774,505	8,186,029
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	3,228,750
剰余金減少額又は欠損金増加額	16,885,750	6,030,693
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	954,381
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	16,885,750	5,076,312
分配金	63,679,596	63,304,941
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△58,018,236	△26,293,843

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
１．	特定期間末日における受益権の総数	3,463,344,672口	3,532,710,878口
２．	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は58,018,236円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は26,293,843円です。
３．	特定期間末日における１口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9832円 (9,832円)	0.9926円 (9,926円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日		当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日	
1.分配金の計算過程		1.分配金の計算過程	
自 2023年10月26日		自 2024年 4月26日	
至 2023年11月27日		至 2024年 5月27日	
A 費用控除後の配当等収益額	12,114,017円	A 費用控除後の配当等収益額	14,061,235円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	69,483,297円
C 収益調整金額	266,926,699円	C 収益調整金額	278,043,721円
D 分配準備積立金額	94,341,253円	D 分配準備積立金額	213,646,917円
E 当ファンドの分配対象収益額	373,381,969円	E 当ファンドの分配対象収益額	575,235,170円
F 10,000口当たり収益分配対象額	1,069円	F 10,000口当たり収益分配対象額	1,662円
G 10,000口当たり分配金額	30円	G 10,000口当たり分配金額	30円
H 収益分配金金額	10,471,846円	H 収益分配金金額	10,380,672円
自 2023年11月28日		自 2024年 5月28日	
至 2023年12月25日		至 2024年 6月25日	
A 費用控除後の配当等収益額	8,704,515円	A 費用控除後の配当等収益額	10,568,068円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	94,715,256円
C 収益調整金額	276,391,995円	C 収益調整金額	289,324,590円
D 分配準備積立金額	95,561,724円	D 分配準備積立金額	284,373,750円
E 当ファンドの分配対象収益額	380,658,234円	E 当ファンドの分配対象収益額	678,981,664円
F 10,000口当たり収益分配対象額	1,064円	F 10,000口当たり収益分配対象額	1,932円
G 10,000口当たり分配金額	30円	G 10,000口当たり分配金額	30円
H 収益分配金金額	10,731,545円	H 収益分配金金額	10,540,969円
自 2023年12月26日		自 2024年 6月26日	
至 2024年 1月25日		至 2024年 7月25日	
A 費用控除後の配当等収益額	10,164,535円	A 費用控除後の配当等収益額	10,227,113円

B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	54,962,716円
C	収益調整金額	278,085,540円
D	分配準備積立金額	92,821,537円
E	当ファンドの分配対象収益額	436,034,328円
F	10,000口当たり収益分配対象額	1,215円
G	10,000口当たり分配金額	30円
H	収益分配金金額	10,758,036円
	自　2024年 1月26日	
	至　2024年 2月26日	
A	費用控除後の配当等収益額	10,173,143円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	22,605,062円
C	収益調整金額	274,595,928円
D	分配準備積立金額	145,137,199円
E	当ファンドの分配対象収益額	452,511,332円
F	10,000口当たり収益分配対象額	1,278円
G	10,000口当たり分配金額	30円
H	収益分配金金額	10,614,311円
	自　2024年 2月27日	
	至　2024年 3月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	10,366,723円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	54,319,393円
C	収益調整金額	279,228,316円
D	分配準備積立金額	166,841,875円
E	当ファンドの分配対象収益額	510,756,307円
F	10,000口当たり収益分配対象額	1,430円
G	10,000口当たり分配金額	30円
H	収益分配金金額	10,713,824円
	自　2024年 3月26日	
	至　2024年 4月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	9,444,874円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	7,505,954円
C	収益調整金額	275,661,047円
D	分配準備積立金額	209,798,268円
E	当ファンドの分配対象収益額	502,410,143円
F	10,000口当たり収益分配対象額	1,450円
G	10,000口当たり分配金額	30円
H	収益分配金金額	10,390,034円
2. その他費用		
その他費用は、監査費用359,007円、目論見書印刷費用2,334円、ほふり費用27,333円および運用報告書印刷費用509,458円です。		

B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	302,196,111円
D	分配準備積立金額	375,827,545円
E	当ファンドの分配対象収益額	688,250,769円
F	10,000口当たり収益分配対象額	1,931円
G	10,000口当たり分配金額	30円
H	収益分配金金額	10,690,290円
	自　2024年 7月26日	
	至　2024年 8月26日	
A	費用控除後の配当等収益額	4,520,405円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	309,834,104円
D	分配準備積立金額	371,574,498円
E	当ファンドの分配対象収益額	685,929,007円
F	10,000口当たり収益分配対象額	1,914円
G	10,000口当たり分配金額	30円
H	収益分配金金額	10,748,837円
	自　2024年 8月27日	
	至　2024年 9月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	6,777,046円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	300,077,029円
D	分配準備積立金額	350,228,183円
E	当ファンドの分配対象収益額	657,082,258円
F	10,000口当たり収益分配対象額	1,905円
G	10,000口当たり分配金額	30円
H	収益分配金金額	10,346,041円
	自　2024年 9月26日	
	至　2024年10月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	11,271,977円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	319,324,546円
D	分配準備積立金額	343,278,066円
E	当ファンドの分配対象収益額	673,874,589円
F	10,000口当たり収益分配対象額	1,907円
G	10,000口当たり分配金額	30円
H	収益分配金金額	10,598,132円
2. その他費用		
その他費用は、監査費用364,270円、目論見書印刷費用2,740円、ほふり費用25,787円および運用報告書印刷費用523,131円です。		

（金融商品に関する注記）

Ⅰ. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に	当ファンドが保有する金融商品の種類	同左

係るリスク	は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等および為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	8,571,149	104,053,674
合計	8,571,149	104,053,674

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
元本の推移		
期首元本額	3,440,681,281円	3,463,344,672円
期中追加設定元本額	335,646,993円	402,462,483円
期中一部解約元本額	312,983,602円	333,096,277円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式

該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	998	988	
	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(USD Class)	312,458	3,455,160,564	
合計		313,456	3,455,161,552	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは国内投資信託「ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(USD Class)」（以下「同ファンド」といいます。）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は後述の「ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信(通貨選択型)メキシコペソコース(年２回決算型)」の参考に記載しております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2025 年 1 月 8 日

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

EY 新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　稲葉　宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）米ドルコース（年２回決算型）の 2024 年 4 月 26 日から 2024 年 10 月 25 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）米ドルコース（年２回決算型）の 2024 年 10 月 25 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、

実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）米ドルコース（年２回決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	28,893,377	17,196,094
投資信託受益証券	1,583,681,372	1,513,465,216
未収入金	－	12,901,376
未収利息	7	51
流動資産合計	1,612,574,756	1,543,562,737
資産合計	1,612,574,756	1,543,562,737
負債の部		
流動負債		
未払金	19,008,704	－
未払収益分配金	999,131	933,589
未払解約金	－	12,934,230
未払受託者報酬	332,493	349,122
未払委託者報酬	6,982,297	7,331,533
その他未払費用	396,447	413,436
流動負債合計	27,719,072	21,961,910
負債合計	27,719,072	21,961,910
純資産の部		
元本等		
元本	999,131,328	933,589,347
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	585,724,356	588,011,480
（分配準備積立金）	318,191,483	323,253,241
元本等合計	1,584,855,684	1,521,600,827
純資産合計	1,584,855,684	1,521,600,827
負債純資産合計	1,612,574,756	1,543,562,737

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2023年10月26日 至　2024年 4月25日	当期 自　2024年 4月26日 至　2024年10月25日
営業収益		
受取配当金	29,872,579	30,874,232
受取利息	137	3,725
有価証券売買等損益	134,022,555	20,117,914
営業収益合計	163,895,271	50,995,871
営業費用		
支払利息	10,082	-
受託者報酬	332,493	349,122
委託者報酬	6,982,297	7,331,533
その他費用	396,447	413,436
営業費用合計	7,721,319	8,094,091
営業利益又は営業損失（△）	156,173,952	42,901,780
経常利益又は経常損失（△）	156,173,952	42,901,780
当期純利益又は当期純損失（△）	156,173,952	42,901,780
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	9,299,128	2,776,780
期首剰余金又は期首欠損金（△）	451,571,322	585,724,356
剰余金増加額又は欠損金減少額	58,171,625	29,057,509
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	58,171,625	29,057,509
剰余金減少額又は欠損金増加額	69,894,284	65,961,796
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	69,894,284	65,961,796
分配金	999,131	933,589
期末剰余金又は期末欠損金（△）	585,724,356	588,011,480

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
１．	計算期間末日における受益権の総数	999,131,328口	933,589,347口
２．	計算期間末日における１口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.5862円 (15,862円)	1.6298円 (16,298円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
1.分配金の計算過程	1.分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 27,515,972円	A 費用控除後の配当等収益額 24,591,618円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 83,901,292円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 15,533,382円
C 収益調整金額 357,377,511円	C 収益調整金額 347,813,433円
D 分配準備積立金額 207,773,350円	D 分配準備積立金額 284,061,830円
E 当ファンドの分配対象収益額 676,568,125円	E 当ファンドの分配対象収益額 672,000,263円
F 10,000口当たり収益分配対象額 6,771円	F 10,000口当たり収益分配対象額 7,198円
G 10,000口当たり分配金額 10円	G 10,000口当たり分配金額 10円
H 収益分配金金額 999,131円	H 収益分配金金額 933,589円
2.その他費用 その他費用は、監査費用159,641円、目論見書印刷費用1,086円、ほふり費用9,078円および運用報告書印刷費用226,642円です。	2.その他費用 その他費用は、監査費用165,843円、目論見書印刷費用1,186円、ほふり費用8,426円および運用報告書印刷費用237,981円です。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。ま	同左

	た、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等および為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	127,856,080	19,246,097
合計	127,856,080	19,246,097

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
元本の推移		
期首元本額	1,046,994,743円	999,131,328円
期中追加設定元本額	114,803,052円	47,546,288円
期中一部解約元本額	162,666,467円	113,088,269円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式

該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	998	988	
	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(USD Class)	136,866	1,513,464,228	
合計		137,864	1,513,465,216	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは国内投資信託「ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(USD Class)」（以下「同ファンド」といいます。）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は後述の「ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信(通貨選択型)メキシコペソコース(年２回決算型)」の参考に記載しております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年1月8日

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　稲葉　宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ユーロコース（毎月分配型）の2024年4月26日から2024年10月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ユーロコース（毎月分配型）の2024年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、

実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ユーロコース（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	992,812	182,842
投資信託受益証券	45,803,661	6,911,188
流動資産合計	46,796,473	7,094,030
資産合計	46,796,473	7,094,030
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	53,175	7,826
未払受託者報酬	1,743	264
未払委託者報酬	36,539	5,379
その他未払費用	2,141	289
流動負債合計	93,598	13,758
負債合計	93,598	13,758
純資産の部		
元本等		
元本	53,175,978	7,826,053
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△6,473,103	△745,781
（分配準備積立金）	1,581,925	331,549
元本等合計	46,702,875	7,080,272
純資産合計	46,702,875	7,080,272
負債純資産合計	46,796,473	7,094,030

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2023年10月26日 至　2024年 4月25日	当期 自　2024年 4月26日 至　2024年10月25日
営業収益		
受取配当金	563,927	388,324
受取利息	－	256
有価証券売買等損益	4,001,561	1,599,482
営業収益合計	4,565,488	1,988,062
営業費用		
支払利息	215	－
受託者報酬	10,149	6,541
委託者報酬	212,925	137,263
その他費用	12,147	7,796
営業費用合計	235,436	151,600
営業利益又は営業損失（△）	4,330,052	1,836,462
経常利益又は経常損失（△）	4,330,052	1,836,462
当期純利益又は当期純損失（△）	4,330,052	1,836,462
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△4,518	△238,022
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△10,691,562	△6,473,103
剰余金増加額又は欠損金減少額	393,674	4,157,301
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	393,674	4,157,301
剰余金減少額又は欠損金増加額	190,476	342,499
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	190,476	342,499
分配金	319,309	161,964
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△6,473,103	△745,781

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
１．	特定期間末日における受益権の総数	53,175,978口	7,826,053口
２．	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は6,473,103円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は745,781円です。
３．	特定期間末日における１口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8783円 (8,783円)	0.9047円 (9,047円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日		当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日	
1.分配金の計算過程		1.分配金の計算過程	
自　2023年10月26日		自　2024年 4月26日	
至　2023年11月27日		至　2024年 5月27日	
A　費用控除後の配当等収益額	116,687円	A　費用控除後の配当等収益額	139,455円
B　費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B　費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C　収益調整金額	720,793円	C　収益調整金額	926,621円
D　分配準備積立金額	1,482,526円	D　分配準備積立金額	1,581,925円
E　当ファンドの分配対象収益額	2,320,006円	E　当ファンドの分配対象収益額	2,648,001円
F　10,000口当たり収益分配対象額	426円	F　10,000口当たり収益分配対象額	465円
G　10,000口当たり分配金額	10円	G　10,000口当たり分配金額	10円
H　収益分配金金額	54,350円	H　収益分配金金額	56,940円
自　2023年11月28日		自　2024年 5月28日	
至　2023年12月25日		至　2024年 6月25日	
A　費用控除後の配当等収益額	75,755円	A　費用控除後の配当等収益額	90,694円
B　費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B　費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	314,884円
C　収益調整金額	718,632円	C　収益調整金額	927,010円
D　分配準備積立金額	1,538,781円	D　分配準備積立金額	1,664,417円
E　当ファンドの分配対象収益額	2,333,168円	E　当ファンドの分配対象収益額	2,997,005円
F　10,000口当たり収益分配対象額	430円	F　10,000口当たり収益分配対象額	526円
G　10,000口当たり分配金額	10円	G　10,000口当たり分配金額	10円
H　収益分配金金額	54,139円	H　収益分配金金額	56,948円
自　2023年12月26日		自　2024年 6月26日	
至　2024年 1月25日		至　2024年 7月25日	
A　費用控除後の配当等収益額	77,462円	A　費用控除後の配当等収益額	20,597円

B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	718,899円
D	分配準備積立金額	1,560,397円
E	当ファンドの分配対象収益額	2,356,758円
F	10,000口当たり収益分配対象額	435円
G	10,000口当たり分配金額	10円
H	収益分配金金額	54,145円
	自　2024年 1月26日	
	至　2024年 2月26日	
A	費用控除後の配当等収益額	78,752円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	690,408円
D	分配準備積立金額	1,516,598円
E	当ファンドの分配対象収益額	2,285,758円
F	10,000口当たり収益分配対象額	441円
G	10,000口当たり分配金額	10円
H	収益分配金金額	51,750円
	自　2024年 2月27日	
	至　2024年 3月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	87,270円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	690,513円
D	分配準備積立金額	1,543,496円
E	当ファンドの分配対象収益額	2,321,279円
F	10,000口当たり収益分配対象額	448円
G	10,000口当たり分配金額	10円
H	収益分配金金額	51,750円
	自　2024年 3月26日	
	至　2024年 4月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	56,744円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	753,765円
D	分配準備積立金額	1,578,356円
E	当ファンドの分配対象収益額	2,388,865円
F	10,000口当たり収益分配対象額	449円
G	10,000口当たり分配金額	10円
H	収益分配金金額	53,175円
2.その他費用		
その他費用は、監査費用4,812円、ほふり費用483円および運用報告書印刷費用6,852円です。		

B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	400,955円
D	分配準備積立金額	937,987円
E	当ファンドの分配対象収益額	1,359,539円
F	10,000口当たり収益分配対象額	552円
G	10,000口当たり分配金額	10円
H	収益分配金金額	24,625円
	自　2024年 7月26日	
	至　2024年 8月26日	
A	費用控除後の配当等収益額	0円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	127,747円
D	分配準備積立金額	339,394円
E	当ファンドの分配対象収益額	467,141円
F	10,000口当たり収益分配対象額	598円
G	10,000口当たり分配金額	10円
H	収益分配金金額	7,808円
	自　2024年 8月27日	
	至　2024年 9月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	4,722円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	128,271円
D	分配準備積立金額	331,586円
E	当ファンドの分配対象収益額	464,579円
F	10,000口当たり収益分配対象額	594円
G	10,000口当たり分配金額	10円
H	収益分配金金額	7,817円
	自　2024年 9月26日	
	至　2024年10月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	10,899円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	128,786円
D	分配準備積立金額	328,476円
E	当ファンドの分配対象収益額	468,161円
F	10,000口当たり収益分配対象額	598円
G	10,000口当たり分配金額	10円
H	収益分配金金額	7,826円
2.その他費用		
その他費用は、監査費用3,076円、ほふり費用334円および運用報告書印刷費用4,386円です。		

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン	同左

	等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等および為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	△444,192	9,240
合計	△444,192	9,240

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
元本の推移		
期首元本額	54,426,962円	53,175,978円
期中追加設定元本額	1,608,408円	3,817,592円
期中一部解約元本額	2,859,392円	49,167,517円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式

該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	998	988	
	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(EUR Class)	660	6,910,200	
合計		1,658	6,911,188	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは国内投資信託「ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(EUR Class)」（以下「同ファンド」といいます。）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は後述の「ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信(通貨選択型)メキシコペソコース(年２回決算型)」の参考に記載しております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2025 年 1 月 8 日

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

EY 新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　稲葉　宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ユーロコース（年２回決算型）の 2024 年 4 月 26 日から 2024 年 10 月 25 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ユーロコース（年２回決算型）の 2024 年 10 月 25 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、

実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ユーロコース（年２回決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	79,494	56,196
投資信託受益証券	2,703,415	618,718
流動資産合計	2,782,909	674,914
資産合計	2,782,909	674,914
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,511	586
未払受託者報酬	572	398
未払委託者報酬	12,320	8,486
その他未払費用	603	378
流動負債合計	16,006	9,848
負債合計	16,006	9,848
純資産の部		
元本等		
元本	2,511,644	586,320
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	255,259	78,746
（分配準備積立金）	183,563	60,229
元本等合計	2,766,903	665,066
純資産合計	2,766,903	665,066
負債純資産合計	2,782,909	674,914

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2023年10月26日 至　2024年 4月25日	当期 自　2024年 4月26日 至　2024年10月25日
営業収益		
受取配当金	32,648	22,102
受取利息	－	31
有価証券売買等損益	230,307	△5,530
営業収益合計	262,955	16,603
営業費用		
支払利息	1	－
受託者報酬	572	398
委託者報酬	12,320	8,486
その他費用	603	378
営業費用合計	13,496	9,262
営業利益又は営業損失（△）	249,459	7,341
経常利益又は経常損失（△）	249,459	7,341
当期純利益又は当期純損失（△）	249,459	7,341
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	4,900	△7,090
期首剰余金又は期首欠損金（△）	6,445	255,259
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,899	4,058
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,899	4,058
剰余金減少額又は欠損金増加額	133	194,416
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	133	194,416
分配金	2,511	586
期末剰余金又は期末欠損金（△）	255,259	78,746

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
１．	計算期間末日における受益権の総数	2,511,644口	586,320口
２．	計算期間末日における１口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1016円 (11,016円)	1.1343円 (11,343円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
1.分配金の計算過程	1.分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 30,729円	A 費用控除後の配当等収益額 8,463円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 23,453円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 5,968円
C 収益調整金額 348,437円	C 収益調整金額 82,976円
D 分配準備積立金額 131,892円	D 分配準備積立金額 46,384円
E 当ファンドの分配対象収益額 534,511円	E 当ファンドの分配対象収益額 143,791円
F 10,000口当たり収益分配対象額 2,128円	F 10,000口当たり収益分配対象額 2,452円
G 10,000口当たり分配金額 10円	G 10,000口当たり分配金額 10円
H 収益分配金金額 2,511円	H 収益分配金金額 586円
2.その他費用 その他費用は、監査費用216円、ほふり費用20円および運用報告書印刷費用367円です。	2.その他費用 その他費用は、監査費用137円、ほふり費用13円および運用報告書印刷費用228円です。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への	同左

	投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等および為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	223,971	29,711
合計	223,971	29,711

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
元本の推移		
期首元本額	2,508,687円	2,511,644円
期中追加設定元本額	70,546円	32,031円
期中一部解約元本額	67,589円	1,957,355円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式

該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	998	988	
	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(EUR Class)	59	617,730	
合計		1,057	618,718	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは国内投資信託「ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(EUR Class)」（以下「同ファンド」といいます。）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は後述の「ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信(通貨選択型)メキシコペソコース(年２回決算型)」の参考に記載しております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2025 年 1 月 8 日

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

EY 新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　稲葉　宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）の 2024 年 4 月 26 日から 2024 年 10 月 25 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）の 2024 年 10 月 25 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、

実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,841,480	1,301,183
投資信託受益証券	96,688,841	52,742,518
未収利息	－	3
流動資産合計	98,530,321	54,043,704
資産合計	98,530,321	54,043,704
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	292,349	178,921
未払受託者報酬	3,937	1,929
未払委託者報酬	82,709	40,530
その他未払費用	4,851	2,300
流動負債合計	383,846	223,680
負債合計	383,846	223,680
純資産の部		
元本等		
元本	97,449,796	59,640,644
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	696,679	△5,820,620
（分配準備積立金）	27,078,556	18,860,877
元本等合計	98,146,475	53,820,024
純資産合計	98,146,475	53,820,024
負債純資産合計	98,530,321	54,043,704

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2023年10月26日 至　2024年 4月25日	当期 自　2024年 4月26日 至　2024年10月25日
営業収益		
受取配当金	5,018,550	3,329,178
受取利息	4	237
有価証券売買等損益	15,210,376	△10,162,099
営業収益合計	20,228,930	△6,832,684
営業費用		
支払利息	667	-
受託者報酬	22,596	15,695
委託者報酬	474,473	329,564
その他費用	27,118	18,783
営業費用合計	524,854	364,042
営業利益又は営業損失（△）	19,704,076	△7,196,726
経常利益又は経常損失（△）	19,704,076	△7,196,726
当期純利益又は当期純損失（△）	19,704,076	△7,196,726
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	225,492	△2,500,837
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△17,099,676	696,679
剰余金増加額又は欠損金減少額	395,796	630,130
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	390,628	624,602
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,168	5,528
剰余金減少額又は欠損金増加額	166,537	1,180,569
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	60,690	1,000,444
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	105,847	180,125
分配金	1,911,488	1,270,971
期末剰余金又は期末欠損金（△）	696,679	△5,820,620

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
１．	特定期間末日における受益権の総数	97,449,796口	59,640,644口
２．	元本の欠損	―	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,820,620円です。
３．	特定期間末日における１口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0071円 (10,071円)	0.9024円 (9,024円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日		当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日	
1.分配金の計算過程		1.分配金の計算過程	
自 2023年10月26日		自 2024年 4月26日	
至 2023年11月27日		至 2024年 5月27日	
A 費用控除後の配当等収益額	838,308円	A 費用控除後の配当等収益額	884,788円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	427,077円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	2,527,395円
C 収益調整金額	4,832,767円	C 収益調整金額	4,828,816円
D 分配準備積立金額	20,269,153円	D 分配準備積立金額	27,075,726円
E 当ファンドの分配対象収益額	26,367,305円	E 当ファンドの分配対象収益額	35,316,725円
F 10,000口当たり収益分配対象額	2,432円	F 10,000口当たり収益分配対象額	3,617円
G 10,000口当たり分配金額	30円	G 10,000口当たり分配金額	30円
H 収益分配金金額	325,199円	H 収益分配金金額	292,907円
自 2023年11月28日		自 2024年 5月28日	
至 2023年12月25日		至 2024年 6月25日	
A 費用控除後の配当等収益額	768,368円	A 費用控除後の配当等収益額	476,155円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	943,207円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	4,909,933円	C 収益調整金額	3,819,639円
D 分配準備積立金額	21,098,338円	D 分配準備積立金額	23,173,843円
E 当ファンドの分配対象収益額	27,719,846円	E 当ファンドの分配対象収益額	27,469,637円
F 10,000口当たり収益分配対象額	2,560円	F 10,000口当たり収益分配対象額	3,658円
G 10,000口当たり分配金額	30円	G 10,000口当たり分配金額	30円
H 収益分配金金額	324,753円	H 収益分配金金額	225,238円
自 2023年12月26日		自 2024年 6月26日	
至 2024年 1月25日		至 2024年 7月25日	
A 費用控除後の配当等収益額	782,716円	A 費用控除後の配当等収益額	563,785円

B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	535,610 円
C	収益調整金額	5,083,504 円
D	分配準備積立金額	22,374,915 円
E	当ファンドの分配対象収益額	28,776,745 円
F	10,000 口当たり収益分配対象額	2,652 円
G	10,000 口当たり分配金額	30 円
H	収益分配金金額	325,434 円
	自　2024 年 1 月 26 日	
	至　2024 年 2 月 26 日	
A	費用控除後の配当等収益額	838,754 円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	2,107,711 円
C	収益調整金額	5,164,646 円
D	分配準備積立金額	23,365,839 円
E	当ファンドの分配対象収益額	31,476,950 円
F	10,000 口当たり収益分配対象額	2,893 円
G	10,000 口当たり分配金額	30 円
H	収益分配金金額	326,337 円
	自　2024 年 2 月 27 日	
	至　2024 年 3 月 25 日	
A	費用控除後の配当等収益額	842,635 円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	3,253,541 円
C	収益調整金額	5,081,346 円
D	分配準備積立金額	25,226,840 円
E	当ファンドの分配対象収益額	34,404,362 円
F	10,000 口当たり収益分配対象額	3,251 円
G	10,000 口当たり分配金額	30 円
H	収益分配金金額	317,416 円
	自　2024 年 3 月 26 日	
	至　2024 年 4 月 25 日	
A	費用控除後の配当等収益額	715,666 円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0 円
C	収益調整金額	4,764,930 円
D	分配準備積立金額	26,655,239 円
E	当ファンドの分配対象収益額	32,135,835 円
F	10,000 口当たり収益分配対象額	3,297 円
G	10,000 口当たり分配金額	30 円
H	収益分配金金額	292,349 円

2. その他費用

その他費用は、監査費用 10,792 円、ほふり費用 977 円および運用報告書印刷費用 15,349 円です。

B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0 円
C	収益調整金額	3,853,667 円
D	分配準備積立金額	23,078,457 円
E	当ファンドの分配対象収益額	27,495,909 円
F	10,000 口当たり収益分配対象額	3,705 円
G	10,000 口当たり分配金額	30 円
H	収益分配金金額	222,621 円
	自　2024 年 7 月 26 日	
	至　2024 年 8 月 26 日	
A	費用控除後の配当等収益額	331,936 円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0 円
C	収益調整金額	3,215,062 円
D	分配準備積立金額	18,364,298 円
E	当ファンドの分配対象収益額	21,911,296 円
F	10,000 口当たり収益分配対象額	3,739 円
G	10,000 口当たり分配金額	30 円
H	収益分配金金額	175,770 円
	自　2024 年 8 月 27 日	
	至　2024 年 9 月 25 日	
A	費用控除後の配当等収益額	357,408 円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0 円
C	収益調整金額	3,266,960 円
D	分配準備積立金額	18,438,070 円
E	当ファンドの分配対象収益額	22,062,438 円
F	10,000 口当たり収益分配対象額	3,771 円
G	10,000 口当たり分配金額	30 円
H	収益分配金金額	175,514 円
	自　2024 年 9 月 26 日	
	至　2024 年 10 月 25 日	
A	費用控除後の配当等収益額	420,014 円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0 円
C	収益調整金額	3,692,615 円
D	分配準備積立金額	18,619,784 円
E	当ファンドの分配対象収益額	22,732,413 円
F	10,000 口当たり収益分配対象額	3,811 円
G	10,000 口当たり分配金額	30 円
H	収益分配金金額	178,921 円

2. その他費用

その他費用は、監査費用 7,466 円、ほふり費用 683 円および運用報告書印刷費用 10,634 円です。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2023 年 10 月 26 日 至 2024 年 4 月 25 日	当期 自 2024 年 4 月 26 日 至 2024 年 10 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン	同左

	等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等および為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	△713,087	500,445
合計	△713,087	500,445

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
元本の推移		
期首元本額	109,575,437円	97,449,796円
期中追加設定元本額	2,287,794円	2,719,854円
期中一部解約元本額	14,413,435円	40,529,006円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式

該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	998	988	
	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(MXN Class)	6,210	52,741,530	
合計		7,208	52,742,518	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは国内投資信託「ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(MXN Class)」（以下「同ファンド」といいます。）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は後述の「ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信(通貨選択型)メキシコペソコース(年２回決算型)」の参考に記載しております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2025 年 1 月 8 日

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

EY 新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　稲葉　宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年２回決算型）の 2024 年 4 月 26 日から 2024 年 10 月 25 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年２回決算型）の 2024 年 10 月 25 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、

実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年２回決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,341,116	647,305
投資信託受益証券	46,982,213	46,534,135
未収利息	－	1
流動資産合計	48,323,329	47,181,441
資産合計	48,323,329	47,181,441
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	25,276	27,445
未払受託者報酬	10,308	11,033
未払委託者報酬	216,351	231,598
その他未払費用	12,089	12,862
流動負債合計	264,024	282,938
負債合計	264,024	282,938
純資産の部		
元本等		
元本	25,276,855	27,445,556
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	22,782,450	19,452,947
（分配準備積立金）	17,630,390	17,188,482
元本等合計	48,059,305	46,898,503
純資産合計	48,059,305	46,898,503
負債純資産合計	48,323,329	47,181,441

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2023年10月26日 至　2024年 4月25日	当期 自　2024年 4月26日 至　2024年10月25日
営業収益		
受取配当金	2,329,850	2,390,658
受取利息	1	206
有価証券売買等損益	6,522,734	△7,868,604
営業収益合計	8,852,585	△5,477,740
営業費用		
支払利息	301	-
受託者報酬	10,308	11,033
委託者報酬	216,351	231,598
その他費用	12,089	12,862
営業費用合計	239,049	255,493
営業利益又は営業損失（△）	8,613,536	△5,733,233
経常利益又は経常損失（△）	8,613,536	△5,733,233
当期純利益又は当期純損失（△）	8,613,536	△5,733,233
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	751,500	△836,885
期首剰余金又は期首欠損金（△）	13,421,193	22,782,450
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,587,007	5,309,128
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,587,007	5,309,128
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,062,510	3,714,838
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,062,510	3,714,838
分配金	25,276	27,445
期末剰余金又は期末欠損金（△）	22,782,450	19,452,947

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
１．	計算期間末日における受益権の総数	25,276,855口	27,445,556口
２．	計算期間末日における１口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.9013円 (19,013円)	1.7088円 (17,088円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
1.分配金の計算過程	1.分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 2,121,114円	A 費用控除後の配当等収益額 1,980,002円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 5,740,922円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C 収益調整金額 11,354,925円	C 収益調整金額 16,421,205円
D 分配準備積立金額 9,793,630円	D 分配準備積立金額 15,235,925円
E 当ファンドの分配対象収益額 29,010,591円	E 当ファンドの分配対象収益額 33,637,132円
F 10,000口当たり収益分配対象額 11,477円	F 10,000口当たり収益分配対象額 12,255円
G 10,000口当たり分配金額 10円	G 10,000口当たり分配金額 10円
H 収益分配金金額 25,276円	H 収益分配金金額 27,445円
2.その他費用 その他費用は、監査費用4,891円、ほふり費用229円および運用報告書印刷費用6,969円です。	2.その他費用 その他費用は、監査費用5,168円、ほふり費用232円および運用報告書印刷費用7,462円です。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への	同左

	投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等および為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2024年 4月25日現在	当期 2024年10月25日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	6,075,996	△6,758,510
合計	6,075,996	△6,758,510

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
元本の推移		
期首元本額	23,741,644円	25,276,855円
期中追加設定元本額	5,075,395円	6,363,339円
期中一部解約元本額	3,540,184円	4,194,638円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式

該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	998	988	
	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(MXN Class)	5,479	46,533,147	
合計		6,477	46,534,135	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)
当ファンドは国内投資信託「ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(MXN Class)」(以下「同ファンド」といいます。)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券です。

国内投資信託「ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け)」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（JPY Class)、(AUD Class)、(BRL Class)、(ZAR Class)、(TRY Class)、(USD Class)、(EUR Class)、(MXN Class)」の状況は次の通りです。
なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

国内投資信託「ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）」の状況

ご参考として第15期決算日（2024年1月22日）の状況をご報告申し上げます。

損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	自　2023年 1月21日 至　2024年 1月22日
営業収益	
有価証券売買等損益	△8,679
営業収益合計	△8,679
営業費用	
受託者報酬	2,870
委託者報酬	855
その他費用	162
営業費用合計	3,887
営業利益又は営業損失（△）	△12,566
経常利益又は経常損失（△）	△12,566
当期純利益又は当期純損失（△）	△12,566
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△2
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△66,548
剰余金増加額又は欠損金減少額	153
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	153
剰余金減少額又は欠損金増加額	－
分配金	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△78,959

組入資産明細表（2024年 1月22日現在）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・マザーファンド	8,674,285	8,651,731	
合計		8,674,285	8,651,731	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

ＵＢＳ短期円金利プラス・マザーファンドの運用状況

当ファンドは、ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）が投資対象とする親投資信託で、信託財産の実質的な運用を行っております。
ご参考として、第 15 期決算日（2024 年 1 月 22 日）の運用状況をご報告申し上げます。

損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	自　2023 年 1 月 21 日 至　2024 年 1 月 22 日
営業収益	
営業収益合計	－
営業費用	
支払利息	8,831
その他費用	130
営業費用合計	8,961
営業利益又は営業損失（△）	△8,961
経常利益又は経常損失（△）	△8,961
当期純利益又は当期純損失（△）	△8,961
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	－
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△13,799
剰余金増加額又は欠損金減少額	39
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	39
剰余金減少額又は欠損金増加額	－
分配金	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△22,721

組入資産明細表（2024 年 1 月 22 日現在）
2024 年 1 月 22 日現在、ＵＢＳ短期円金利プラス・マザーファンドにおける組入資産はありません。

ケイマン籍円建て外国投資信託 グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンドの運用状況

ご参考として、掲載されている当ファンドの損益計算書および投資有価証券等の明細は、2023 年 10 月 31 日現在の現地 Annual Report からの抜粋であり、現地の会計基準に基づき作成され、監査を受けたものです。また、同一銘柄でも保管形態が異なる場合には、別個に表記しています。

損益計算書

	計算期間終了日　2023 年 10 月 31 日 円
収益	
銀行取引に係る受取利息	34,628,804
有価証券に係る受取利息	4,030,581,755
その他収益	18,227
収益合計	**4,065,228,786**
費用	
運用管理報酬	553,763,963
管理事務代行報酬	112,725,142
保管費用	20,547,289
銀行取引に係る支払利息	3,198,808
代理銀行報酬	6,673,324
銀行手数料	9,640,800
信託報酬	30,765,862
弁護士費用	423,631
現金支払費用	20,492,518
専門家費用	2,434,320
その他費用	2,433,313
費用合計	**763,098,970**
投資純収益	**3,302,129,816**
投資実現純利益	4,273,394,574
先物取引による実現純損失	(1,468,047,447)
為替取引と為替予約取引による実現純損失	(8,312,510,985)
当期実現純損失	**(5,507,163,858)**
投資未実現純損益の変動額	(1,285,698,162)
先物取引による未実現純損益の変動額	439,208,108
為替予約取引による未実現純損益の変動額	1,736,980,479
当期未実現純利益	**890,490,425**
純資産の純減額	**(1,314,543,617)**

2023年10月31日現在の投資有価証券（単位：円）

通貨	額面金額	銘柄	取得原価	評価額	純資産比率(%)
		オーストラリア			
変動利付債					
USD	2,500,000	SCENTRE TRUST 2 FRN 24/09/80 REGS	263,204,566	335,996,347	0.37
			263,204,566	335,996,347	0.37
固定利付債					
USD	5,500,000	APT PIPELINES 4.2% 23/03/25 REGS	620,870,411	804,040,256	0.91
EUR	3,000,000	AUSTRALIA PAC 1.7500% 15/10/24 EMTN	406,545,837	465,164,645	0.52
AUD	5,500,000	AUSGRID FINANC 1.8140% 05/02/27 MTN	436,040,746	460,005,657	0.51
AUD	5,000,000	AUSNET SERVICE 4.2000% 21/08/28 MTN	422,731,550	438,667,914	0.49
AUD	5,000,000	NETWORK FINANC 2.5790% 03/10/28 MTN	421,732,000	403,886,509	0.45
AUD	4,900,000	TRANSURBAN QLD 3.2500% 05/08/31 MTN	411,132,685	365,767,155	0.41
USD	2,500,000	SGSP AUSTRALI 3.2500% 29/07/26 EMTN	262,168,797	350,306,513	0.39
AUD	4,000,000	LENDLEASE FIN 3.4000% 27/10/27 MTN	296,960,979	333,390,665	0.37
AUD	3,000,000	AURIZON NETWOR 4.0000% 21/06/24 MTN	253,189,833	283,166,105	0.32
AUD	3,300,000	VICTORIA POWER 2.1320% 21/04/28 MTN	277,075,088	264,187,437	0.29
AUD	3,210,000	AURIZON FINANC 3.0000% 09/03/28 MTN	264,402,621	262,470,668	0.29
EUR	1,445,000	NBN CO LTD 4.1250% 15/03/29 GMTN	207,757,197	228,278,186	0.25
AUD	3,000,000	NSW ELECTRICITY 2.5430% 23/09/30	232,075,557	218,572,474	0.24
USD	1,680,000	SANTOS FINANC 3.6490% 29/04/31 REGS	181,397,936	197,552,697	0.22
USD	925,000	SANTOS FINANC 6.8750% 19/09/33 REGS	134,755,041	131,999,272	0.15
AUD	1,500,000	OPTUS FINANCE 2.5000% 01/07/30 MTN	110,354,509	114,271,143	0.13
			4,939,190,787	5,321,727,296	5.94
		国合計	5,202,395,353	5,657,723,643	6.31
		ベルギー			
固定利付債					
EUR	3,090,000	LONZA FINANCE IN 3.8750% 25/05/33	470,526,702	471,636,030	0.52
EUR	2,000,000	AB INBEV SA/N 1.1500% 22/01/27 EMTN	258,549,663	293,140,178	0.33
EUR	2,000,000	RESA SA BELGIUM 1% 22/07/26	226,553,257	291,910,471	0.33
EUR	1,700,000	ELIA TRANS BE 0.8750% 28/04/30 EMTN	196,666,542	221,101,550	0.25
			1,152,296,164	1,277,788,229	1.43
		国合計	1,152,296,164	1,277,788,229	1.43
		バミューダ			
その他債券					
USD	1,800,000	STAR ENERGY C 4.8500% 14/10/38 REGS	190,170,099	222,937,701	0.25
			190,170,099	222,937,701	0.25
固定利付債					
USD	900,000	TRITON CONTAI 1.1500% 07/06/24 144A	97,784,702	129,975,441	0.15
USD	950,000	TRITON CONTAI 2.0500% 15/04/26 144A	104,652,249	126,952,801	0.14
			202,436,951	256,928,242	0.29
		国合計	392,607,050	479,865,943	0.54
		ヴァージン諸島			
固定利付債					
USD	2,000,000	CASTLE PEAK P 2.1250% 03/03/31 EMTN	208,284,494	231,992,734	0.26
			208,284,494	231,992,734	0.26
		国合計	208,284,494	231,992,734	0.26
		カナダ			
固定利付債					
CAD	4,000,000	CANADIAN PACIFIC 2.5400% 28/02/28	363,519,116	387,755,332	0.44
USD	2,000,000	TRANS-CANADA PIPE 4.625% 01/03/34	241,349,997	254,538,832	0.28
USD	2,600,000	CANADIAN PACIFIC 3.1000% 02/12/51	297,597,660	230,306,795	0.26
CAD	2,500,000	TELUS CORP 4.85% 05/04/44 CP	255,901,890	224,317,637	0.25
CAD	2,000,000	ROGERS COMMUNIC 6.56% 22/03/41 MTN	251,960,829	217,415,973	0.24
CAD	2,000,000	BELL CANADA 4.75% 29/09/44 MTN	196,247,911	182,058,634	0.20
CAD	2,000,000	TRANSCANADA PL 2.9700% 09/06/31 MTN	184,501,785	175,891,051	0.20
			1,791,079,188	1,672,284,254	1.87
		国合計	1,791,079,188	1,672,284,254	1.87
		デンマーク			
変動利付債					
EUR	2,000,000	ORSTED A/S FRN 24/11/17	264,323,144	305,502,178	0.34
			264,323,144	305,502,178	0.34

通貨	額面金額	銘柄	取得原価	評価額	純資産比率(%)
固定利付債					
EUR	1,645,000	CARLSBERG BRE 4.2500% 05/10/33 EMTN	257,237,974	259,250,798	0.29
			257,237,974	259,250,798	0.29
		国合計	521,561,118	564,752,976	0.63
		フィンランド			
固定利付債					
EUR	2,490,000	ELENIA FINANC 0.3750% 06/02/27 EMTN	297,684,765	348,949,147	0.39
			297,684,765	348,949,147	0.39
		国合計	297,684,765	348,949,147	0.39
		フランス			
変動利付債					
EUR	7,000,000	TOTALENERGIES SE FRN 26/02/70 EMTN	879,386,778	1,067,918,758	1.18
EUR	2,420,000	TOTALENERGIES SE FRN 25/01/70 NC12	302,997,674	275,331,693	0.31
EUR	2,000,000	BPCE FRN 13/01/42 NC5.	256,613,770	274,235,649	0.31
			1,438,998,222	1,617,486,100	1.80
固定利付債					
EUR	4,000,000	TRANSPORT & INFRASTRU 2.2% 05/08/25	554,039,110	613,751,468	0.69
EUR	2,200,000	ENGIE 3.6250% 11/01/30 EMTN	302,692,701	340,014,512	0.39
EUR	2,600,000	ENGIE 0.3750% 26/10/29 EMTN	341,971,760	332,981,309	0.37
USD	2,000,000	ORANGE 5.375% 13/01/42	156,633,640	261,362,350	0.29
EUR	1,530,000	HOLDING D'INFRAS 4.5000% 06/04/27	218,982,243	239,705,080	0.27
EUR	1,400,000	TDF INFRASTRUCTU 5.6250% 21/07/28	215,601,767	222,082,547	0.25
EUR	2,500,000	ELEC DE FRANC 2.0000% 09/12/49 EMTN	290,008,794	208,163,999	0.23
USD	1,250,000	DANONE 2.9470% 02/11/26 144A	157,339,946	174,323,688	0.19
GBP	1,000,000	ELEC DE FRANC 6.1250% 02/06/34 EMTN	196,096,377	172,993,300	0.19
EUR	1,000,000	RTE RESEAU TRANS 1% 19/10/26 EMTN	123,362,958	146,971,717	0.16
EUR	1,000,000	COFIROUTE SA 1.0000% 19/05/31 EMTN	139,136,906	128,313,512	0.14
			2,695,866,202	2,840,663,482	3.17
		国合計	4,134,864,424	4,458,149,582	4.97
		ドイツ			
変動利付債					
EUR	4,000,000	MERCK FRN 25/06/79 .	485,128,389	610,239,290	0.68
			485,128,389	610,239,290	0.68
固定利付債					
EUR	3,500,000	E.ON SE 0.8750% 18/10/34 EMTN	368,772,577	398,626,922	0.44
EUR	2,000,000	BAYER AG 4.6250% 26/05/33 EMTN	305,197,845	313,845,987	0.35
EUR	1,500,000	RWE A 2.7500% 24/05/30 EMTN	201,150,877	217,343,207	0.24
EUR	1,300,000	AMPRION GMBH 3.8750% 07/09/28 EMTN	206,088,370	204,905,942	0.23
EUR	900,000	EUROGRID GMBH 3.2790% 05/09/31 EMTN	122,315,680	133,269,578	0.15
EUR	500,000	VONOVIA SE 5.0000% 23/11/30 EMTN	72,176,082	77,938,776	0.09
EUR	600,000	VONOVIA SE 2.3750% 25/03/32	78,206,364	76,725,553	0.09
EUR	900,000	VONOVIA SE 1.6250% 01/09/51 EMTN	113,979,564	64,569,968	0.07
			1,467,887,359	1,487,225,933	1.66
		国合計	1,953,015,748	2,097,465,223	2.34
		インド			
固定利付債					
USD	1,920,000	RELIANCE INDU 2.8750% 12/01/32 REGS	222,324,608	225,485,887	0.25
USD	2,000,000	RELIANCE INDU 3.6250% 12/01/52 REGS	228,927,695	182,104,818	0.20
			451,252,303	407,590,705	0.45
		国合計	451,252,303	407,590,705	0.45
		アイルランド			
固定利付債					
EUR	1,500,000	GAS NETW IRELAND 1.375% 5/12/26 EMT	178,023,971	221,492,994	0.25
USD	1,065,000	AERCAP IRELAND 3.0000% 29/10/28	121,284,737	134,996,014	0.15
			299,308,708	356,489,008	0.40
		国合計	299,308,708	356,489,008	0.40
		イタリア			
変動利付債					
EUR	2,500,000	ENEL SPA FRN 24/05/80	317,684,551	383,453,047	0.42
EUR	1,730,000	ENI SPA FRN 13/10/69 NC9	215,536,843	229,862,103	0.26
			533,221,394	613,315,150	0.68

通貨	額面金額	銘柄	取得原価	評価額	純資産比率(%)
固定利付債					
EUR	2,850,000	AUTOSTRADE PER L 2.0000% 15/01/30	329,425,620	375,538,096	0.42
EUR	2,235,000	TERNA RETE 3.6250% 21/04/29 EMTN	324,992,765	345,157,103	0.39
EUR	1,175,000	AEROPORTI ROM 1.7500% 30/07/31 EMTN	150,909,825	148,851,183	0.17
EUR	890,000	AEROPORTI ROM 4.8750% 10/07/33 EMTN	139,162,886	135,966,102	0.15
			944,491,096	1,005,512,484	1.13
		国合計	1,477,712,490	1,618,827,634	1.81
		日本			
固定利付債					
USD	1,500,000	NTT FINANCE 2.0650% 03/04/31 REGS	158,227,608	174,607,592	0.19
			158,227,608	174,607,592	0.19
		国合計	158,227,608	174,607,592	0.19
		ジャージー			
固定利付債					
GBP	1,500,000	BAA FUNDING L 6.7500% 03/12/26 EMTN	235,508,860	278,653,042	0.31
EUR	2,000,000	HEATHROW FD LTD 1.5% 11/02/30 EMTN	262,159,921	268,379,198	0.30
GBP	931,000	GATWICK FND 5.25% 23/01/24 EMTN	115,892,094	169,389,243	0.19
			613,560,875	716,421,483	0.80
		国合計	613,560,875	716,421,483	0.80
		ルクセンブルク			
固定利付債					
EUR	2,730,000	CPI PROPERTY 2.7500% 12/05/26 EMTN	307,268,546	360,649,559	0.41
USD	1,465,000	MEDTRONIC GLOBAL 4.2500% 30/03/28	190,865,634	209,629,615	0.23
EUR	1,500,000	DH EUROPE 0.4500% 18/03/28	181,425,779	206,486,836	0.23
EUR	1,000,000	DH EUROPE 0.2000% 18/03/26	127,452,520	145,895,723	0.16
			807,012,479	922,661,733	1.03
		国合計	807,012,479	922,661,733	1.03
		メキシコ			
固定利付債					
USD	2,500,000	MEXICO CITY A 5.5000% 31/07/47 REGS	282,009,757	268,903,320	0.30
USD	2,077,000	COCA-COLA FEMSA 2.7500% 22/01/30	230,653,063	261,484,017	0.29
			512,662,820	530,387,337	0.59
		国合計	512,662,820	530,387,337	0.59
		オランダ			
変動利付債					
EUR	1,775,000	ALLIANDER FRN 30/06/69	236,760,597	262,984,094	0.29
			236,760,597	262,984,094	0.29
固定利付債					
EUR	4,000,000	REDEXIS GAS FIN 1.875% 27/04/27 EM	510,751,979	582,108,771	0.64
EUR	2,885,000	BP CAP MKY BV 4.3230% 12/05/35 EMTN	450,967,806	440,977,944	0.49
EUR	3,000,000	KONINKLIJKE K 0.8750% 15/11/33 GMTN	389,057,095	348,159,098	0.39
EUR	2,000,000	NOVO NORDISK 0.0000% 04/06/24 EMTN	266,276,225	310,736,711	0.35
USD	2,000,000	SHELL INTL FIN 6.3750% 15/12/38	212,466,812	306,407,310	0.34
USD	2,200,000	SHELL INTL FIN 4.375% 11/05/45	258,201,714	258,678,127	0.29
EUR	1,200,000	REWE INTL 4.8750% 13/09/30	189,554,854	190,915,948	0.21
USD	1,085,000	ENEL FIN INTL 7.5000% 14/10/32 144A	153,531,666	169,125,373	0.19
EUR	1,300,000	WINTERSHALL FIN 1.8230% 25/09/31	165,550,385	162,801,913	0.18
EUR	960,000	EDP FINANCE B 3.8750% 11/03/30 EMTN	136,239,775	149,782,987	0.17
EUR	1,000,000	STEDIN HOLDIN 0.0000% 16/11/26 EMTN	130,410,888	141,282,728	0.16
EUR	800,000	REN FINANCE 2.5% 12/02/25 EMTN	109,527,037	124,674,799	0.14
EUR	765,000	ENBW 4.0490% 22/11/29 EMTN	110,822,827	122,286,645	0.14
EUR	700,000	SARTORIUS FIN 4.5000% 14/09/32	109,824,380	107,767,622	0.12
EUR	500,000	SARTORIUS FIN 4.3750% 14/09/29	78,983,970	78,751,102	0.09
USD	400,000	AKER BP ASA 3.1000% 15/07/31 144A	43,950,315	47,226,885	0.05
USD	269,000	AKER BP ASA 2.0000% 15/07/26 144A	29,561,620	36,100,888	0.04
			3,345,679,348	3,577,784,851	3.99
		国合計	3,582,439,945	3,840,768,945	4.28

通貨	額面金額	銘柄	取得原価	評価額	純資産比率(%)
		ニュージーランド			
固定利付債					
AUD	2,290,000	AIR NEW ZEALAN 5.7000% 25/05/26 MTN	206,453,199	215,510,662	0.24
EUR	890,000	CHORUS LTD 3.6250% 07/09/29 EMTN	122,907,295	136,652,038	0.15
			329,360,494	352,162,700	0.39
		国合計	329,360,494	352,162,700	0.39
		ノルウェー			
固定利付債					
USD	3,500,000	AKER BP ASA 4.0000% 15/01/31 144A	365,449,118	444,996,800	0.49
USD	905,000	AKER BP ASA 5.6000% 13/06/28 144A	125,912,313	132,159,880	0.15
EUR	660,000	VAR ENERGI AS 5.5000% 04/05/29 EMTN	96,475,332	105,680,111	0.12
			587,836,763	682,836,791	0.76
		国合計	587,836,763	682,836,791	0.76
		ポーランド			
固定利付債					
EUR	4,000,000	TAURON POLSKA SA 2.3750% 05/07/27	505,070,892	560,433,580	0.63
			505,070,892	560,433,580	0.63
		国合計	505,070,892	560,433,580	0.63
		大韓民国			
固定利付債					
USD	1,000,000	KT CORP 4.0000% 08/08/25 REGS	132,266,287	145,687,999	0.16
			132,266,287	145,687,999	0.16
		国合計	132,266,287	145,687,999	0.16
		シンガポール			
固定利付債					
USD	2,420,000	PFIZER INVSTMNT 4.7500% 19/05/33	328,565,818	334,453,264	0.37
USD	1,340,000	PFIZER INVSTMNT 5.3000% 19/05/53	181,934,961	177,282,674	0.20
USD	1,020,000	PFIZER INVSTMNT 5.3400% 19/05/63	135,999,627	131,805,098	0.15
			646,500,406	643,541,036	0.72
		国合計	646,500,406	643,541,036	0.72
		スペイン			
固定利付債					
USD	6,000,000	TELEFONICA EMIS 5.5200% 01/03/49	665,009,653	710,055,553	0.80
EUR	3,765,000	FCC AQUALIA SA 2.6290% 08/06/27	467,209,117	563,607,275	0.63
EUR	3,000,000	CANAL ISABEL II 1.68% 26/02/25 EMTN	377,651,650	461,485,308	0.51
			1,509,870,420	1,735,148,136	1.94
		国合計	1,509,870,420	1,735,148,136	1.94
		スイス			
固定利付債					
EUR	2,000,000	CREDIT SUISSE 3.3900% 05/12/25 EMTN	284,870,662	314,089,638	0.35
			284,870,662	314,089,638	0.35
		国合計	284,870,662	314,089,638	0.35
		英国			
変動利付債					
EUR	3,760,000	BP CAPITAL PLC FRN 22/06/70	454,553,698	560,175,036	0.63
USD	3,200,000	BP CAPITAL PLC FRN 22/12/2169	343,184,172	416,542,771	0.46
EUR	2,670,000	BP CAPITAL PLC FRN 22/06/70	322,781,482	372,814,834	0.42
USD	2,000,000	PRU FUNDING ASIA FRN 03/11/33 EMTN	227,909,940	244,736,288	0.27
			1,348,429,292	1,594,268,929	1.78
固定利付債					
GBP	4,000,000	WESTERN POWER 5.75% 16/04/32 EMTN	575,943,953	706,413,619	0.79
USD	4,400,000	WPP FINANCE 2010 3.75% 19/09/24	462,210,505	644,628,727	0.72
EUR	5,000,000	VODAFONE GROU 2.5000% 24/05/39 EMTN	608,465,575	604,176,678	0.67
USD	4,300,000	CSL FINANCE P 4.0500% 27/04/29 144A	559,968,476	597,716,986	0.67
GBP	3,000,000	THAMES WATER UTL CAY 3.5% 25/02/28	488,068,149	468,979,075	0.52
USD	3,500,000	DIAGEO CAPITAL PLC 3.875% 29/04/43	351,485,354	391,407,818	0.44
EUR	2,500,000	IMPERIAL BRAND FIN 1.375% 27/01/25	315,238,940	383,452,252	0.43
EUR	2,500,000	BG ENERGY CAPITAL 2.25% 21/11/29 EM	360,174,471	357,691,720	0.40
EUR	2,600,000	ASTRAZENECA P 0.3750% 03/06/29 EMTN	344,741,014	343,616,436	0.38
GBP	2,000,000	NATIONAL GRID 4% 08/06/27	246,228,107	342,143,115	0.38
GBP	2,000,000	NORTHUMBRIAN WTR 1.6250% 11/10/26	263,685,365	321,066,667	0.36

通貨	額面金額	銘柄	取得原価	評価額	純資産比率(%)
GBP	2,300,000	GLAXOSMITHKLI 1.6250% 12/05/35 EMTN	303,953,927	277,391,985	0.31
GBP	1,500,000	EDF ENERGY 5.5000% 05/06/26 EMTN	217,840,081	271,805,330	0.30
EUR	2,000,000	BAT INTL FINA 2.2500% 16/01/30 EMTN	240,589,307	268,049,557	0.30
GBP	1,500,000	ANGLIAN WATER FIN 4.5% 22/2/26 EMTN	231,793,555	265,592,176	0.30
EUR	1,585,000	CADENT FIN PL 4.2500% 05/07/29 EMTN	249,195,137	249,030,642	0.28
GBP	2,200,000	CADENT FINANC 2.7500% 22/09/46 EMTN	294,876,857	215,575,236	0.24
GBP	1,220,000	SEVERN TRENT 4.6250% 30/11/34 EMTN	184,484,044	194,490,664	0.22
EUR	1,200,000	COCA-COLA EURO 1.5000% 08/11/27	155,110,001	174,678,841	0.19
GBP	2,500,000	BAT INTL FINA 2.2500% 09/09/52 EMTN	252,141,880	170,710,547	0.19
GBP	1,000,000	NORTHERN GAS NET 5.625% 23/03/40 EM	127,689,377	162,018,946	0.18
USD	905,000	NATL GRID PLC 5.8090% 12/06/33	126,025,738	128,375,751	0.14
EUR	770,000	NATL GAS TRAN 4.2500% 05/04/30 EMTN	109,805,574	120,355,307	0.13
USD	1,000,000	VODAFONE GROUP PLC 4.375% 19/02/43	105,584,004	110,767,058	0.12
EUR	595,000	NAT GRD ELCT 3.9490% 20/09/32 EMTN	85,825,519	90,113,185	0.10
EUR	400,000	MOBICO GROUP 4.8750% 26/09/31 EMTN	61,887,998	59,437,784	0.07
			7,323,012,908	7,919,686,102	8.83
		国合計	8,671,442,200	9,513,955,031	10.61
		米国			
固定利付債					
USD	13,000,000	AT&T 4.75% 15/05/46	1,383,669,798	1,485,100,302	1.65
USD	9,500,000	ANHEUSER-BUSCH 4.7500% 23/01/29	1,048,912,322	1,375,698,527	1.52
USD	7,000,000	KINDER MORGAN 5.625% 15/11/23 144A	927,187,950	1,050,615,661	1.17
USD	6,410,000	CIGNA GROUP/THE 4.3750% 15/10/28	765,709,395	899,955,037	1.00
USD	7,000,000	XCEL ENERGY 4.8% 15/09/41	661,165,403	822,180,342	0.92
USD	10,000,000	COMCAST CORP 2.9370% 01/11/56	950,049,590	803,009,938	0.90
USD	5,000,000	WILLIAMS PART 4.3% 04/03/24	516,935,012	746,049,970	0.83
USD	5,000,000	VERIZON COMM IN 3.3760% 15/02/25 WI	480,086,311	728,293,301	0.81
USD	5,000,000	ANHEUSER-BUSCH 3.6500% 01/02/26	559,400,645	721,108,565	0.80
USD	5,000,000	SOUTHERN CO 3.25% 01/07/26	546,135,582	702,170,330	0.78
USD	5,000,000	ROCHE HOLDING 2.625% 15/05/26 REGS	540,021,357	701,609,989	0.78
USD	5,000,000	AT&T INC 4.3500% 01/03/29	550,403,077	691,722,643	0.77
USD	4,340,000	REYNOLDS AMERICA 4.4500% 12/06/25	537,993,253	635,432,501	0.71
USD	4,000,000	WALT DISNEY CO 6.2000% 15/12/34	409,933,340	610,504,609	0.68
USD	4,400,000	NATL RURAL UTIL 3.7000% 15/03/29	480,176,466	593,426,388	0.66
USD	4,000,000	COMCAST CORP 3.9500% 15/10/25	455,299,644	582,826,586	0.65
USD	4,000,000	COMCAST CORP 4.1500% 15/10/28	474,622,938	562,242,853	0.63
USD	4,000,000	ONCOR ELECTRIC D 3.7000% 15/11/28	445,070,850	550,353,054	0.61
USD	4,000,000	ERAC US FIN CO 5.625% 15/03/42 144A	324,933,720	542,279,279	0.60
USD	4,500,000	MPLX LP 5.2% 01/03/47	499,844,667	528,752,674	0.59
USD	4,464,000	VERIZON COMM INC 2.5500% 21/03/31	483,197,891	524,477,277	0.59
USD	4,060,000	ALTRIA GROUP INC 5.9500% 14/02/49	448,734,214	519,018,074	0.58
USD	4,000,000	MONONGAHELA POWER 5.4% 15/12/43 144	485,310,614	510,643,976	0.57
USD	4,500,000	TIME WARNER CABLE 5.5% 01/09/41	441,181,404	507,199,432	0.57
USD	4,000,000	PLAINS ALL AMER 3.8000% 15/09/30	438,934,935	506,972,631	0.57
USD	4,000,000	ENTERPRISE PROD 4.85% 15/08/42	306,845,289	504,177,232	0.56
USD	3,700,000	EXELON CO 2.7500% 15/03/27	481,378,328	502,917,343	0.56
USD	4,500,000	FLORIDA POWER & LIGHT 3.8% 15/12/42	497,024,129	499,926,103	0.56
USD	3,500,000	ABBVIE INC 4.2500% 14/11/28	398,581,461	495,418,653	0.55
USD	3,720,000	CBS CORP 2.9% 15/01/27	370,139,676	489,968,845	0.55
USD	3,500,000	SEMPRA ENERGY 6% 15/10/39	344,111,736	482,668,058	0.54
USD	4,000,000	ABBVIE INC 4.4% 06/11/42	325,445,570	479,594,538	0.53
USD	3,500,000	DISCOVERY COMMUN 3.9500% 20/03/28	380,295,216	474,979,833	0.53
USD	4,000,000	PHILLIPS 66 4.6800% 15/02/45	452,678,025	460,273,104	0.51
USD	4,000,000	NOVARTIS CAP CORP 3.7% 21/09/42	391,067,018	450,705,326	0.50
USD	3,570,000	BAXTER INTL 2.2720% 01/12/28	407,252,092	444,243,114	0.50
USD	4,000,000	DUKE ENERGY CAROLINAS 4% 30/09/42	452,065,977	440,396,673	0.49
USD	3,175,000	VERIZON COMM INC 5.0500% 09/05/33	424,518,497	437,918,624	0.49
USD	4,000,000	PHILIP MORRIS INTL 4.25% 10/11/44	461,807,973	434,547,626	0.48
GBP	2,500,000	BAT CAPITAL C 2.1250% 15/08/25 EMTN	378,628,353	425,351,470	0.47
USD	3,500,000	PFIZER INC 4.3% 15/06/43	382,593,251	417,617,551	0.47
USD	2,980,000	KINDER MORGAN EN 5.8000% 15/03/35	369,972,796	411,191,830	0.46
USD	3,000,000	BURLINGTON NORTH 5.4% 01/06/41	292,599,431	410,191,231	0.46
USD	3,000,000	VERIZON COMM INC 1.4500% 20/03/26	325,427,556	407,327,501	0.45
USD	3,700,000	DISCOVERY COMMUN 5.3000% 15/05/49	424,021,829	401,516,736	0.45
USD	3,000,000	KINDER MORGAN INC 5.3% 01/12/34	341,437,954	398,624,919	0.44
USD	3,000,000	ABBOTT LABORATORIES 4.9% 30/11/46	333,277,455	390,386,284	0.44
USD	3,500,000	PACIFIC GAS&ELEC 2.5000% 01/02/31	363,836,940	390,223,325	0.44
USD	3,000,000	BERKSHIRE HATHAW NRG 5.15% 15/11/43	328,572,822	381,936,261	0.43

通貨	額面金額	銘柄	取得原価	評価額	純資産比率(%)
USD	3,000,000	GILEAD SCIENCES 4.75% 01/03/46	344,986,950	364,765,503	0.41
USD	2,745,000	AMGEN INC 5.6500% 02/03/53	364,820,047	364,341,482	0.41
USD	3,000,000	CVS HEALTH CORP 5.0500% 25/03/48	324,576,161	355,511,408	0.40
USD	2,800,000	WARNERMEDIA HLD 4.2790% 15/03/32 WI	324,198,036	348,800,091	0.39
USD	3,000,000	MERCK & CO INC 1.4500% 24/06/30	311,614,863	346,995,892	0.39
USD	3,000,000	CAMERON LNG 3.3020% 15/01/35 144A	326,414,901	345,582,247	0.39
USD	3,500,000	BALTIMORE GAS 3.5000% 15/08/46	354,425,715	341,705,857	0.38
USD	3,000,000	MARATHON PETROL 4.75% 15/09/44	315,941,906	341,184,381	0.38
USD	3,000,000	BRISTOL-MYERS 4.2500% 26/10/49	329,155,115	336,753,408	0.38
USD	2,266,000	PARAMOUNT GLOBAL 4.7500% 15/05/25	244,593,040	332,334,876	0.37
EUR	2,500,000	VERIZON COMM I 2.8750% 15/01/38 20Y	332,922,169	324,971,915	0.36
USD	2,500,000	SOUTHERN CAL ED 2.8500% 01/08/29	272,589,334	319,299,739	0.36
USD	3,300,000	THERMO FISHER 2.8000% 15/10/41	361,920,020	318,387,962	0.36
USD	3,000,000	ALTRIA GROUP 4.25% 09/08/42	273,667,793	308,945,540	0.34
USD	3,000,000	AEP TRANSMISSION 3.7500% 01/12/47	335,731,500	307,571,218	0.34
USD	2,530,000	HCA INC 3.6250% 15/03/32	293,568,341	306,363,790	0.34
USD	2,200,000	VIRGINIA EL&PWR 3.8000% 01/04/28 A	264,925,405	305,488,380	0.34
USD	2,115,000	AMGEN INC 5.2500% 02/03/33	280,609,497	297,402,197	0.33
USD	2,000,000	MIDAMERICAN ENERGY 6.125% 01/04/36	286,795,990	292,682,258	0.33
USD	2,090,000	EQT CORP 3.9000% 01/10/27	254,985,731	288,560,126	0.32
USD	3,000,000	DUKE ENERGY FLORIDA 3.4% 01/10/46	302,471,567	285,605,716	0.32
USD	2,000,000	EXELON CORP 3.4% 15/04/26	217,598,395	284,834,902	0.32
USD	2,200,000	REYNOLDS AMERICA 5.7000% 15/08/35	278,934,274	283,410,128	0.32
USD	2,500,000	EVERSOURCE ENERG 1.6500% 15/08/30 R	253,526,118	281,886,881	0.31
USD	2,000,000	PEPSICO INC 4.4500% 15/02/33	263,747,696	281,342,560	0.31
USD	2,000,000	MPLX LP 4.2500% 01/12/27	225,697,282	279,593,822	0.31
USD	2,000,000	TWDC ENTERPRIS 1.8500% 30/07/26 MTN	212,528,514	273,442,413	0.31
USD	1,770,000	WARNERMEDIA HLDG 6.4120% 15/03/26	240,091,669	265,293,634	0.30
USD	2,200,000	CVS HEALTH CORP 5.125% 20/07/45	245,567,698	265,043,604	0.30
USD	2,000,000	ENERGY TRANSF PARTN 6.05% 01/06/41	192,052,398	261,985,571	0.29
USD	1,810,000	WESTERN MIDSTRM 6.1500% 01/04/33	239,371,175	256,648,778	0.29
USD	1,830,000	BROWN-FORMAN 4.7500% 15/04/33	239,576,656	255,455,738	0.28
USD	1,765,000	ESTEE LAUDER CO 4.3750% 15/05/28	237,720,956	253,784,078	0.28
USD	2,000,000	ANHEUSER-BUSCH 4.9000% 01/02/46	253,282,275	251,309,784	0.28
USD	2,000,000	ABBVIE INC 4.8750% 14/11/48	220,454,845	249,654,676	0.28
USD	1,725,000	COLUMBIA PIPE 6.0360% 15/11/33 144A	246,853,288	246,800,691	0.28
USD	1,670,000	NISOURCE INC 5.2500% 30/03/28	235,049,270	243,727,902	0.27
USD	2,000,000	FLOWSERVE CORP 3.5000% 01/10/30	233,775,823	242,156,287	0.27
USD	1,750,000	AT&T INC 5.4000% 15/02/34	244,813,281	241,477,125	0.27
USD	1,800,000	PACIFIC GAS&ELEC 6.7500% 15/01/53	234,370,362	240,581,821	0.27
USD	2,200,000	MERCK & CO INC 3.7% 10/02/45	256,488,752	237,813,136	0.27
USD	2,300,000	SOUTHERN CAL ED 4.0000% 01/04/47	261,188,222	237,359,810	0.26
USD	2,500,000	UNION PACIFIC CORP 3.35% 15/08/46	255,038,600	236,540,249	0.26
USD	1,685,000	CENTERPOINT HOUS 4.9500% 01/04/33	221,700,704	234,188,337	0.26
USD	2,000,000	BROADCOM INC 3.4190% 15/04/33 144A	215,310,185	234,156,143	0.26
USD	2,000,000	SOUTHERN CAL ED 4.5% 01/09/40	169,546,302	233,724,266	0.26
USD	2,200,000	ONCOR ELECTRIC D 3.8000% 01/06/49	282,499,584	225,344,753	0.25
USD	1,500,000	ZOETIS INC 5.4000% 14/11/25	221,195,654	223,723,800	0.25
USD	2,000,000	SOUTHERN CO 4.4% 01/07/46	222,510,407	222,562,880	0.25
USD	1,500,000	CVS HEALTH CORP 2.6250% 15/08/24	158,442,212	219,292,985	0.24
USD	1,535,000	AEP TEXAS 5.4000% 01/06/33	210,973,463	214,378,090	0.24
USD	1,500,000	CVS HEALTH CORP 4.3000% 25/03/28	171,044,160	211,162,928	0.24
USD	1,500,000	SOUTHWESTERN ELEC POW 6.2% 15/03/40	225,005,860	210,234,109	0.23
USD	1,435,000	DUKE ENERGY PROG 5.2500% 15/03/33	194,603,875	204,103,942	0.23
CAD	2,000,000	MOLSON COORS 3.4400% 15/07/26 MPLE	175,305,891	203,703,727	0.23
USD	1,500,000	HCA INC 3.1250% 15/03/27	186,723,897	203,350,405	0.23
USD	1,500,000	PHILLIPS 66 4.65% 15/11/34	171,296,111	196,392,583	0.22
USD	2,000,000	CONSUMERS ENERGY CO 3.25% 15/08/46	203,329,994	191,793,072	0.21
USD	1,300,000	SOUTHERN CAL ED 3.7000% 01/08/25 E	143,639,847	187,495,585	0.21
USD	1,225,000	PHILIP MORRIS IN 5.6250% 17/11/29	171,627,976	180,262,876	0.20
USD	1,315,000	AMGEN INC 5.7500% 02/03/63	173,395,916	172,019,848	0.19
USD	1,140,000	ONEOK INC 6.6250% 01/09/53	163,288,406	160,613,381	0.18
USD	1,500,000	VIRGINIA ELEC&POWER 4% 15/11/46 C	157,748,156	156,876,628	0.17
USD	1,120,000	MCKESSON CORP 5.1000% 15/07/33	154,961,135	156,638,830	0.17
USD	1,000,000	JM SMUCKER CO 5.9000% 15/11/28	148,794,605	149,610,010	0.17
USD	1,500,000	TIME WARNER CABLE 4.5% 15/09/42	159,084,845	149,022,485	0.17
USD	1,000,000	ALTRIA GROUP INC 4.4000% 14/02/26	111,901,150	145,308,522	0.16
USD	1,000,000	THERMO FISHER 1.2150% 18/10/24	125,904,189	143,652,123	0.16
USD	1,000,000	CVS HEALTH CORP 5.3000% 01/06/33	139,924,181	138,964,072	0.16

通貨	額面金額	銘柄	取得原価	評価額	純資産比率(%)
USD	1,026,000	BRISTOL-MYERS 3.4000% 26/07/29	120,297,152	138,301,038	0.15
USD	950,000	CONSTL ENRGY GEN 6.5000% 01/10/53	141,384,216	135,471,895	0.15
USD	1,500,000	AT&T INC 3.5500% 15/09/55	163,381,148	131,776,865	0.15
USD	1,000,000	ENERGY TRANSFE 6.0000% 15/06/48 30Y	108,666,338	128,271,243	0.14
USD	922,000	BAT CAPITAL CORP 3.5570% 15/08/27	102,005,575	125,772,401	0.14
USD	900,000	EQT CORP 3.1250% 15/05/26 144A	117,344,248	124,987,519	0.14
USD	765,000	AMGEN INC 5.2500% 02/03/30	101,582,579	110,610,939	0.12
USD	740,000	T-MOBILE USA INC 5.7500% 15/01/34	108,086,547	105,627,839	0.12
USD	720,000	MCKESSON CORP 4.9000% 15/07/28	100,057,027	105,006,458	0.12
USD	750,000	ALCON FINANCE 5.7500% 06/12/52 144A	103,607,324	102,270,700	0.11
USD	700,000	NISOURCE INC 5.4000% 30/06/33	97,882,082	98,008,059	0.11
USD	685,000	DUKE ENERGY OHIO 5.2500% 01/04/33	90,297,440	96,981,324	0.11
USD	672,000	ALTRIA GROUP INC 4.8000% 14/02/29	74,294,796	94,700,900	0.11
USD	660,000	MONONGAHELA P 5.8500% 15/02/34 144A	96,658,538	94,660,420	0.11
USD	640,000	PENSKE TRUCK 6.0500% 01/08/28 144A	89,278,888	94,324,928	0.11
USD	500,000	BAXTER INTL 0.8680% 01/12/23	69,458,992	74,753,002	0.08
USD	675,000	WARNERMEDIA HLD 5.1410% 15/03/52 WI	78,154,884	71,763,926	0.08
USD	700,000	CONOCOPHIL CO 4.0250% 15/03/62 WI	70,161,761	71,348,818	0.08
USD	675,000	WARNERMEDIA HLD 5.3910% 15/03/62 WI	78,154,884	70,937,941	0.08
USD	475,000	ONEOK INC 5.5500% 01/11/26	68,295,974	70,486,916	0.08
USD	360,000	JM SMUCKER CO 6.5000% 15/11/53	53,208,078	51,339,215	0.06
			42,589,148,558	48,103,122,421	53.66
		国合計	42,589,148,558	48,103,122,421	53.66
		総合計	78,812,332,214	87,407,703,500	97.51

為替予約取引

2023 年 10 月 31 日現在、投資対象資産が各通貨クラスの通貨建てとなるよう以下の為替取引を行っています。

買通貨	金額	売通貨	金額	予約期日	未実現利益（損失） （単位：円）
AUD	92,910,000	JPY	8,747,095,569	November 06, 2023	100,479,741
JPY	302,474,521	AUD	3,170,000	November 06, 2023	603,746
USD	36,052,300	BRL	178,639,149	November 06, 2023	103,385,813
USD	37,072,258	JPY	5,505,575,133	November 06, 2023	54,980,675
BRL	188,290,000	USD	37,072,258	November 06, 2023	30,183,014
USD	35,895,993	JPY	5,340,912,428	December 06, 2023	15,449,478
USD	1,925,000	BRL	9,650,850	November 06, 2023	2,180,598
JPY	287,861,131	USD	1,925,000	November 06, 2023	(874,177)
JPY	5,389,785,042	USD	36,052,300	November 06, 2023	(17,784,883)
BRL	178,640,000	USD	35,895,993	December 06, 2023	(99,945,596)
EUR	289,900	JPY	45,373,017	November 06, 2023	721,876
JPY	127,063,890	MXN	15,230,000	November 06, 2023	953,620
JPY	3,007,199	MXN	360,000	November 06, 2023	26,260
MXN	15,230,000	JPY	125,828,737	December 06, 2023	(1,017,705)
MXN	15,590,000	JPY	130,840,868	November 06, 2023	(1,749,659)
TRY	141,935,000	JPY	744,759,913	November 06, 2023	4,589,724
JPY	24,148,563	TRY	4,595,000	November 06, 2023	(110,863)
USD	33,060,000	JPY	4,930,165,068	November 06, 2023	28,582,614
JPY	143,968,331	USD	970,000	November 06, 2023	(1,524,266)
JPY	215,690,146	USD	1,455,000	November 06, 2023	(2,548,749)
ZAR	10,471,900	JPY	80,786,290	November 06, 2023	2,172,031
JPY	1,585,272	ZAR	202,000	November 06, 2023	(14,971)
EUR	3,785,000	JPY	587,775,943	November 06, 2023	14,049,408
USD	6,741,821	JPY	1,000,000,000	November 06, 2023	11,221,747
JPY	1,395,755,685	CAD	12,830,000	November 06, 2023	5,879,818
USD	3,000,000	JPY	447,329,160	November 06, 2023	2,647,944
USD	2,500,000	JPY	372,651,100	November 06, 2023	2,329,820
AUD	4,345,000	JPY	412,446,257	November 06, 2023	1,316,683
AUD	925,000	JPY	87,449,398	November 06, 2023	635,923
JPY	3,898,581,719	AUD	41,410,000	November 06, 2023	(44,783,835)
JPY	4,395,349,583	GBP	24,425,000	November 06, 2023	(53,665,021)
JPY	21,240,331,732	EUR	135,710,000	November 06, 2023	(337,929,414)
JPY	61,424,249,542	USD	411,890,000	November 06, 2023	(356,106,859)
					(535,665,465)

先物取引

2023 年 10 月 31 日現在の先物取引残高

通貨	契約数	銘柄	限月	評価額（単位：円）	未実現利益（損失）（単位：円）
		買建			
CAD	118	FUT CAN 10YR BOND	Dec 2023	1,474,230,146	(44,654,255)
EUR	25	FUT EURO-BUND	Dec 2023	512,099,764	(10,104,353)
USD	150	FUT US ULTRA BOND CBT	Dec 2023	2,530,177,194	(346,404,308)
USD	400	FUT US 10YR NOTE (CBT)	Dec 2023	6,379,284,030	(235,403,831)
USD	100	FUT US 10YR ULTRA	Dec 2023	1,633,764,857	(91,105,126)
USD	450	FUT US 5YR NOTE (CBT)	Dec 2023	7,064,261,935	(119,007,694)
				19,593,817,926	(846,679,567)
		売建			
AUD	(229)	FUT AUST 10Y BOND	Dec 2023	(2,362,412,903)	154,549,097
EUR	(20)	FUT EURO-BUXL 30Y BND	Dec 2023	(382,278,715)	33,288,673
USD	(370)	FUT US 2YR NOTE (CBT)	Dec 2023	(11,252,648,875)	47,724,776
				(13,997,340,493)	235,562,546
					(611,117,021)

２【ファンドの現況】
以下のファンドの現況は2024年10月31日現在です。

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	50,945,534,275円
Ⅱ　負債総額	99,063,489円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	50,846,470,786円
Ⅳ　発行済口数	77,689,912,190口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.6545円

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）円コース（年２回決算型）】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	9,813,572,277円
Ⅱ　負債総額	37,209,751円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	9,776,362,526円
Ⅳ　発行済口数	9,249,083,763口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0570円

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	7,828,794,592円
Ⅱ　負債総額	16,866,075円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	7,811,928,517円
Ⅳ　発行済口数	14,650,685,695口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.5332円

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）豪ドルコース（年２回決算型）】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	1,081,984,080円
Ⅱ　負債総額	2,055,616円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,079,928,464円
Ⅳ　発行済口数	522,423,842口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.0672円

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ブラジルレアルコース（毎月分配型)】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	4,176,008,804円
Ⅱ　負債総額	9,855,714円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	4,166,153,090円
Ⅳ　発行済口数	11,718,423,625口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.3555円

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ブラジルレアルコース（年２回決算型)】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	667,653,868円
Ⅱ　負債総額	112,664円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	667,541,204円
Ⅳ　発行済口数	352,696,601口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.8927円

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）南アフリカランドコース（毎月分配型)】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	89,486,190円
Ⅱ　負債総額	14,863円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	89,471,327円
Ⅳ　発行済口数	147,143,456口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.6081円

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）南アフリカランドコース（年２回決算型)】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	8,509,454円
Ⅱ　負債総額	1,406円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	8,508,048円
Ⅳ　発行済口数	4,208,581口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.0216円

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）トルコリラコース（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	660,074,416円
Ⅱ　負債総額	38,125,046円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	621,949,370円
Ⅳ　発行済口数	6,202,862,046口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.1003円

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）トルコリラコース（年２回決算型）】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	112,342,903円
Ⅱ　負債総額	18,627円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	112,324,276円
Ⅳ　発行済口数	108,568,197口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0346円

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	3,530,387,799円
Ⅱ　負債総額	11,723,229円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	3,518,664,570円
Ⅳ　発行済口数	3,524,233,798口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9984円

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）米ドルコース（年２回決算型）】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	1,530,929,779円
Ⅱ　負債総額	359,974円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,530,569,805円
Ⅳ　発行済口数	933,555,966口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.6395円

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ユーロコース（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	7,143,452円
Ⅱ　負債総額	1,184円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	7,142,268円
Ⅳ　発行済口数	7,833,878口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9117円

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ユーロコース（年２回決算型）】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	670,555円
Ⅱ　負債総額	105円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	670,450円
Ⅳ　発行済口数	586,738口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1427円

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	53,624,755円
Ⅱ　負債総額	9,514円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	53,615,241円
Ⅳ　発行済口数	59,698,936口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.8981円

【ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年２回決算型）】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	46,710,411円
Ⅱ　負債総額	1,721,024円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	44,989,387円
Ⅳ　発行済口数	26,456,849口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.7005円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（２）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2024年10月末現在の委託会社の資本金の額：	2,200,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	86,400株
発行済株式総数：	21,600株
最近５年間における資本金の額の増減：	該当事項はありません。

（２）委託会社等の機構

①　経営体制

（取締役会）

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも３日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

② 投資運用の意思決定機構

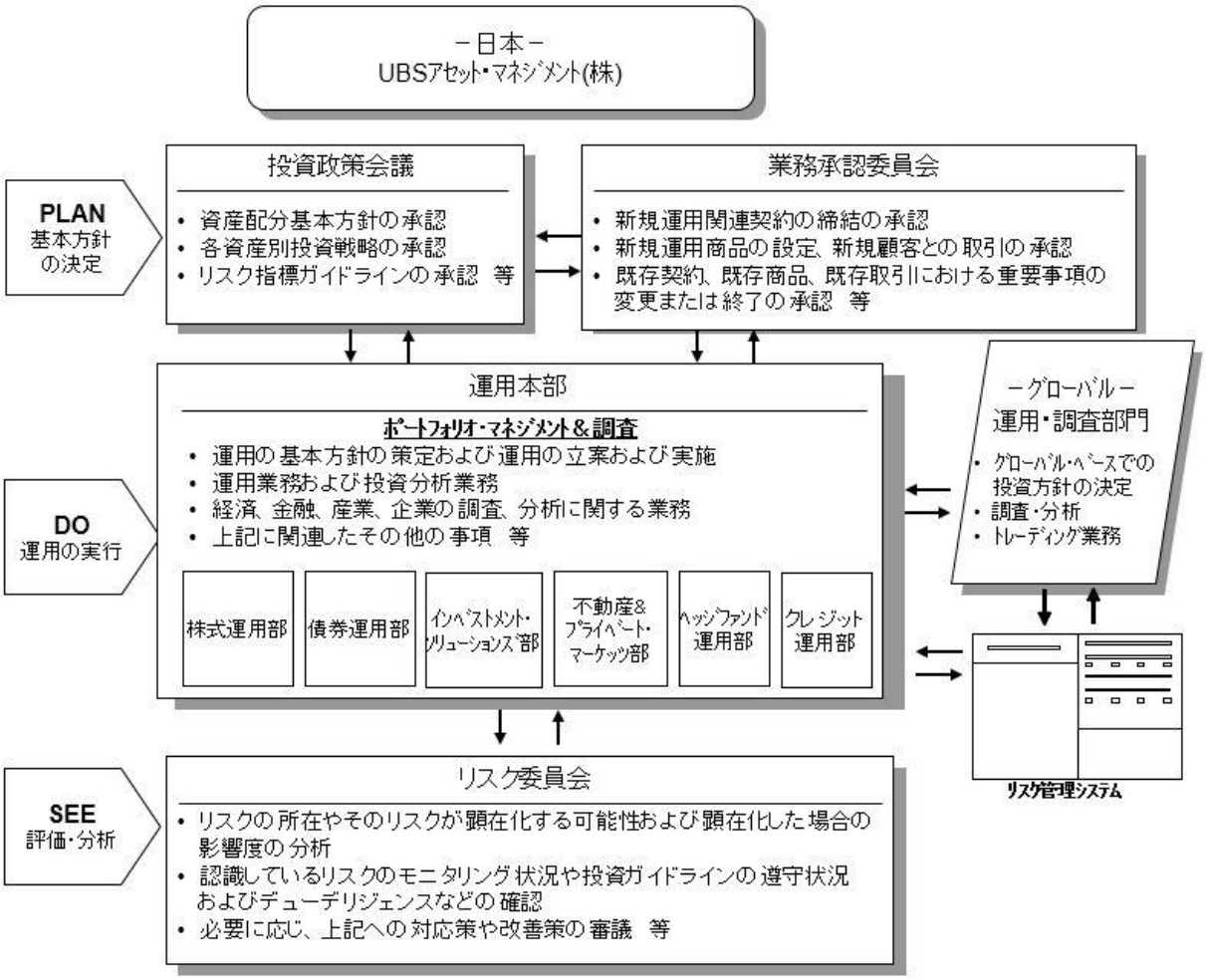

※2024 年 10 月末現在

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は 2024 年 10 月末現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	36	43,645
追加型株式投資信託	79	364,124
合計	115	407,769

3【委託会社等の経理状況】

1.　財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。また、記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 38 条及び第 57 条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）により作成しております。

また中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2.　監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当事業年度（2023 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日まで）の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

当社は、「金融商品取引法」第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当中間会計期間（2024 年 1 月 1 日から 2024 年 6 月 30 日まで）の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

２０２４年3月１９日

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社
　取　締　役　会　　御　中

EY 新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　高　木　竜　二

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　川　井　恵一郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＵＢＳアセット・マネジメント株式会社の２０２３年1月１日から２０２３年１２月３１日までの第２９期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社の２０２３年１２月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　財務諸表に対する意見を表明するために、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独　立　監　査　人　の　中　間　監　査　報　告　書

２０２４年9月１７日

ＵＢＳアセット･マネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY 新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　川　井　恵一郎

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　稲　葉　宏　和

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＵＢＳアセット・マネジメント株式会社の２０２４年1月１日から２０２４年１２月３１日までの第３０期事業年度の中間会計期間（２０２４年1月１日から２０２４年6月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社の２０２４年6月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０２４年1月１日から２０２４年6月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
・　中間財務諸表に対する意見を表明するために、中間財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する中間監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（１）【貸借対照表】

期別		前事業年度 （2022 年 12 月 31 日）		当事業年度 （2023 年 12 月 31 日）	
科目	注記番号	内訳	金額 （千円）	内訳	金額 （千円）
（資産の部）					
流動資産					
現金・預金	*1		2,704,703		2,548,144
未収入金	*1		81,110		72,447
未収委託者報酬			678,328		593,096
未収運用受託報酬	*1		912,466		726,267
その他未収収益	*1		749,743		537,360
前払費用			15,574		17,754
その他			5,300		5,264
流動資産計			5,147,228		4,500,336
固定資産					
投資その他の資産			408,284		413,637
前払年金費用		55,333		128,037	
繰延税金資産		332,950		265,600	
ゴルフ会員権		20,000		20,000	
固定資産計			408,284		413,637
資産合計			5,555,513		4,913,973

期別		前事業年度 (2022年12月31日)		当事業年度 (2023年12月31日)	
科目	注記番号	内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
預り金			63,740		59,897
未払費用	*1		1,420,982		1,169,924
未払消費税			53,036		2,538
未払法人税等			173,897		19,936
賞与引当金			714,825		569,228
その他			7,235		7,094
流動負債計			2,433,716		1,828,620
固定負債					
退職給付引当金			3,521		-
固定負債計			3,521		-
負債合計			2,437,237		1,828,620
(純資産の部)					
株主資本			3,118,275		3,085,353
資本金			2,200,000		2,200,000
利益剰余金			918,275		885,353
利益準備金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		368,275		335,353	
繰越利益剰余金		368,275		335,353	
純資産合計			3,118,275		3,085,353
負債・純資産合計			5,555,513		4,913,973

（2）【損益計算書】

期別		前事業年度 （自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日）		当事業年度 （自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日）	
科目	注記番号	内訳	金額（千円）	内訳	金額（千円）
営業収益					
委託者報酬			5,102,795		4,411,454
運用受託報酬	*1*2		2,501,320		2,133,967
その他営業収益	*1*3		2,278,670		2,094,215
営業収益計			9,882,785		8,639,637
営業費用					
支払手数料			2,205,766		1,840,518
広告宣伝費			94,702		66,474
調査費			3,293,986		2,906,831
調査費		85,437		138,213	
委託調査費	*1	3,208,548		2,768,618	
委託計算費			202,285		200,737
営業雑経費			70,962		63,596
通信費		1,172		547	
印刷費		42,621		41,830	
協会費		13,372		12,131	
その他	*1	13,796		9,087	
営業費用計			5,867,703		5,078,159
一般管理費					
給料			2,392,220		2,235,586
役員報酬		220,428		203,957	
給料・手当	*1	1,523,181		1,520,195	
賞与		648,610		511,434	
交際費			5,306		6,233
旅費交通費			22,406		32,999
租税公課			56,697		48,950
不動産賃借料			253,903		257,415
退職給付費用			172,439		118,068
事務委託費	*1		399,010		271,366
諸経費			52,433		69,992
一般管理費計			3,354,418		3,040,611
営業利益			660,662		520,865
営業外収益					
受取利息		6		9	
為替差益		－		15,637	
雑収入		2,559		－	
営業外収益計			2,566		15,646
営業外費用					
支払利息	*1	15		－	
為替差損		9,948		－	
雑損失		3,381		3,550	
営業外費用計			13,346		3,550
経常利益			649,882		532,961
税引前当期純利益			649,882		532,961
法人税、住民税及び事業税			265,271		130,274
法人税等調整額			16,349		67,350
当期純利益			368,261		335,336

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度　（自　2022 年 1 月 1 日　至　2022 年 12 月 31 日）　（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	2,200,000	550,000	420,673	970,673	3,170,673	3,170,673
当期中の変動額						
剰余金の配当			△ 420,660	△ 420,660	△ 420,660	△ 420,660
当期純利益			368,261	368,261	368,261	368,261
当期中の変動額合計			△ 52,398	△ 52,398	△ 52,398	△ 52,398
当期末残高	2,200,000	550,000	368,275	918,275	3,118,275	3,118,275

当事業年度　（自　2023 年 1 月 1 日　至　2023 年 12 月 31 日）　（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	2,200,000	550,000	368,275	918,275	3,118,275	3,118,275
当期中の変動額						
剰余金の配当			△ 368,258	△ 368,258	△ 368,258	△ 368,258
当期純利益			335,336	335,336	335,336	335,336
当期中の変動額合計			△ 32,922	△ 32,922	△ 32,922	△ 32,922
当期末残高	2,200,000	550,000	335,353	885,353	3,085,353	3,085,353

［注記事項］
（重要な会計方針）
1.　引当金の計上基準
(1) 賞与引当金
役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金
退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。
なお、年金資産の額が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超える場合には、前払年金費用として計上しております。
退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

前事業年度 （2022 年 12 月 31 日）	当事業年度 （2023 年 12 月 31 日）
△988 千円	△2,488 千円

①　退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
②　数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

2.　重要な収益及び費用の計上基準
(1) 委託者報酬
委託者報酬は、投資信託約款に基づき一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。
(2) 運用受託報酬
運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。
(3) 成功報酬
運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
(4) その他営業収益
当社の関係会社から受領する収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき、月次で算定し、役務を提供した期間に収益を認識しております。

（重要な会計上の見積り）

1.　繰延税金資産の回収可能性

（1）当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	当事業年度
繰延税金資産	265,600

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（会計方針の変更）

該当ありません

（貸借対照表関係）

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 （2022年12月31日）	当事業年度 （2023年12月31日）
現金・預金	1,715,919	1,062,302
未収入金	11,544	14,609
未収運用受託報酬	47	31
その他未収収益	14,985	436
未払費用	66,311	78,542

（損益計算書関係）

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 自　2022年 1月 1日 至　2022年12月31日	当事業年度 自　2023年 1月 1日 至　2023年12月31日
運用受託報酬	41	28
支払利息	－	－
営業雑経費 その他	－	1
人件費	－	－
事務委託費	690,699	627,004

*2 運用受託報酬には、次のものを含んでおります。

（単位：千円）

	前事業年度 自　2022年 1月 1日 至　2022年12月31日	当事業年度 自　2023年 1月 1日 至　2023年12月31日
投資助言報酬	72,151	93,454

*3 その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）
前事業年度（自　2022年1月1日　至　2022年12月31日）
1.　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	－	－	21,600

2.　配当に関する事項
（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日臨時株主総会	普通株式	420,660	19,475	2022年3月31日	2022年6月28日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当ありません。

当事業年度（自　2023年1月1日　至　2023年12月31日）
1.　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	－	－	21,600

2.　配当に関する事項
（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年3月29日臨時株主総会	普通株式	368,258	17,049	2022年12月31日	2023年3月30日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
第29期定時株主総会	普通株式	利益剰余金	335,340	15,525	2023年12月31日	第29期定時株主総会の翌日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用・調達については短期的な預金・借入等に限定しております。

現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

その他未収収益は、取引相手先を信用力の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

2023 年 12 月 31 日において、重要性の観点から開示する事項はございません。

なお、現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、その他未収収益、預り金、未払費用、未払消費税等及び未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（注）2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2022 年 12 月 31 日）　（単位：千円）

	1 年以内	1 年超
現金・預金	2,704,703	－
未収入金	81,110	－
未収委託者報酬	678,328	－
未収運用受託報酬	912,466	－
その他未収収益	749,743	－
合計	5,126,353	－

当事業年度（2023 年 12 月 31 日）　（単位：千円）

	1 年以内	1 年超
現金・預金	2,548,144	－
未収入金	72,447	－
未収委託者報酬	593,096	－
未収運用受託報酬	726,267	－
その他未収収益	537,360	－
合計	4,477,316	－

（退職給付関係）
前事業年度（自　2022年1月1日　至　2022年12月31日）
1.　採用している制度の概要
当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。
当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社、UBS銀行東京支店及びUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2.　確定給付制度
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

退職給付債務の期首残高	1,066,278
勤務費用	107,366
利息費用	3,003
数理計算上の差異の当期発生額	△49,075
退職給付の支払額	△105,700
過去勤務費用の当期発生額	－
退職給付債務の期末残高	1,021,872

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

年金資産の期首残高	1,132,162
期待運用収益	6,183
数理計算上の差異の当期発生額	△90,989
事業主からの拠出額	132,028
退職給付の支払額	△105,700
年金資産の期末残高	1,073,684

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

（単位：千円）

積立型制度の退職給付債務	1,021,872
年金資産	△1,073,684
小計	△51,812
非積立型制度の退職給付債務	－
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△51,812
退職給付引当金	3,521
前払年金費用	△55,333
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△51,812

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

勤務費用	107,366
利息費用	3,003
期待運用収益	△6,183
数理計算上の差異の費用処理額	41,912
過去勤務費用の費用処理額	－
確定給付制度に係る退職給付費用	146,098

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	41%
株式	21%
その他	38%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　0.301%

長期期待運用収益率　0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、26,341 千円でありました。

当事業年度（自　2023年1月1日　至　2023年12月31日）

1.　採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社、UBS銀行東京支店及びUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2.　確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

退職給付債務の期首残高	1,021,872
勤務費用	96,058
利息費用	8,457
数理計算上の差異の当期発生額	△29,900
退職給付の支払額	△139,913
過去勤務費用の当期発生額	－
退職給付債務の期末残高	956,572

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

年金資産の期首残高	1,073,684
期待運用収益	5,927
数理計算上の差異の当期発生額	16,783
事業主からの拠出額	128,129
退職給付の支払額	△139,913
年金資産の期末残高	1,084,609

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

（単位：千円）

積立型制度の退職給付債務	956,572
年金資産	△1,084,609
小計	△128,037
非積立型制度の退職給付債務	－
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△128,037
退職給付引当金	－
前払年金費用	△128,037
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△128,037

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

勤務費用	96,058
利息費用	8,457
期待運用収益	△5,927
数理計算上の差異の費用処理額	△41,757
過去勤務費用の費用処理額	－
確定給付制度に係る退職給付費用	56,831

(注)上記の他、特別退職金35,558千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	42%
株式	22%
その他	36%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　0.875%

長期期待運用収益率　0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、25,678 千円でありました。

（税効果会計関係）

1.　繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （2022年12月31日）	当事業年度 （2023年12月31日）
繰延税金資産		
未払費用	25,670	24,400
減価償却超過額	71,600	78,300
資産除去債務	52,300	62,400
未払事業税	13,200	6,400
株式報酬費用	30,100	31,900
退職給付引当金	0	△25,600
賞与引当金	188,681	146,200
その他	3,399	3,600
繰延税金資産小計	384,950	327,600
評価性引当額	△52,000	△62,000
繰延税金資産合計	332,950	265,600

2.　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	前事業年度 （2022年12月31日）	当事業年度 （2023年12月31日）
法定実効税率	30.62%	30.62%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	10.53%	4.36%
過年度法人税等	0.00%	△0.18%
評価性引当額の増減	1.69%	1.88%
均等割	－	0.43%
その他	0.49%	△0.02%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.33%	37.08%

（収益認識関係）

1.　収益を分解した情報

収益の構成は次のとおりであります。

（単位：千円）

	前事業年度 （2022年12月31日）	当事業年度 （2023年12月31日）
委託者報酬	5,102,795	4,411,454
運用受託報酬	2,184,783	1,934,008
成功報酬（注）	316,536	199,958
その他営業収益	2,278,670	2,094,215
合計	9,882,785	8,639,637

（注）　成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2.　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

1.　セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.　関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

営業収益

前事業年度（自　2022 年 1 月 1 日　至　2022 年 12 月 31 日）

日本	米国	その他	合計
2,464,401 千円	1,398,162 千円	927,560 千円	4,790,124 千円

当事業年度（自　2023 年 1 月 1 日　至 2023 年 12 月 31 日）

日本	米国	その他	合計
2,092,343 千円	1,234,765 千円	901,073 千円	4,228,182 千円

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。
委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

前事業年度（自　2022 年 1 月 1 日　至　2022 年 12 月 31 日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBS グループ（*1）	2,288,845 千円	投資運用

当事業年度（自　2023 年 1 月 1 日　至 2023 年 12 月 31 日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBS グループ（*1）	2,094,243 千円	投資運用

（注）運用受託報酬について、契約上の守秘義務を踏まえて、一部顧客に関する記載を省略しております。
委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(*1) UBS グループは、世界 50 ヵ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

（関連当事者情報）

1.　関連当事者との取引

前事業年度（自　2022 年 1 月 1 日　至　2022 年 12 月 31 日）

(1) 親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ユービーエス．エイ．ジー（銀行）	スイス・チューリッヒ	3.8 億スイスフラン	銀行、証券業務	（被所有）間接 100%	金銭の預入れ、資金調達、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ 増加 減少 運用受託報酬 事務委託費	 5,082,362 4,321,733 41 543,156	現金・預金 未収入金 未収運用受託報酬 未払費用	1,715,919 11,544 13,337 61,002
親会社	UBS Asset Management AG	スイス・チューリッヒ	43 百万スイスフラン	資産運用業	（被所有）直接 100%	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	事務委託費(受取)	147,543	その他未収収益 未払費用	1,647 5,308

（注）1.　ユービーエス．エイ．ジー(銀行)は、UBS Asset Management AG の親会社であり、当社の親会社の親会社であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1.　人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2.　取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社等	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	50万スイスフラン	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	100,380 121,637 184,167	その他未収収益 未収入金 未払費用	98,620 17,142 62,955
	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	321億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	その他営業収益 事務委託費 不動産関係費 人件費(受取)	1,203 292,155 253,813 55,991	未収入金 その他未収収益 未払費用	15,756 439 172,389
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	40百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	43,348 158,841 22,323	その他未収収益 未払費用	13,714 80,688
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	111,217 405,135 38,286	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,064 36,944 65,099
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	365,326 1,541,921 183,483	未収入金 その他未収収益 未払費用	5,355 95,641 205,204
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	50米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	58,365 683,799 144,935	未収入金 その他未収収益 未払費用	7,212 112,545 199,668
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ウィルミントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	378,535 6,213 89,227	未収入金 その他未収収益 未払費用	660 71,605 5,967
	UBS O'Connor LLC	米国・ドーバー	1百万米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務及び兼業業務	その他営業収益 事務委託費 委託調査費	885,266 5,057 8,572	未収入金 その他未収収益 未払費用	764 143,282 3,823
	UBS Asset Management (HongKong) Limited	香港	153百万香港ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	79,131 236,874 68,993	未収入金 その他未収収益 未払費用	602 42,212 95,577

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度（自　2023年1月1日　至　2023年12月31日）
(1) 親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ユービーエス．エイ．ジー(銀行)	スイス・チューリッヒ	3.4億米国ドル	銀行、証券業務	(被所有)間接100%	金銭の預入れ、資金調達、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ 増加 減少 運用受託報酬 事務委託費	 4,809,526 5,463,144 28 576,242	現金・預金 未収入金 未収運用受託報酬 未払費用	1,062,302 14,609 31 69,944
親会社	UBS Asset Management AG	スイス・チューリッヒ	43百万スイスフラン	資産運用業	(被所有)直接100%	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	事務委託費(受取)	50,761	その他未収収益 未払費用	436 8,597

(注) 1.　ユービーエス．エイ．ジー(銀行)は、UBS Asset Management AG の親会社であり、当社の親会社の親会社であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等
1.　人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2.　取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社等	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	50万スイスフラン	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	156,861 104,160 151,739	その他未収収益 未収入金 未払費用	60,514 17,519 69,552
	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	347億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費 (受取)	317,045 257,415 35,389	未収入金 その他未収収益 未払費用	9,960 3,549 190,815
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	29百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	38,914 138,536 22,276	その他未収収益 未払費用	17,380 28,513
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	144,596 292,462 11,363	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,093 37,493 76,104
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	165百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	264,172 1,323,608 230,009	未収入金 その他未収収益 未払費用	5,415 64,527 176,876
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	50米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	97,571 622,031 206,046	未収入金 その他未収収益 未払費用	7,626 49,512 112,345
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ウィルミントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	372,721 5,972 96,620	未収入金 その他未収収益 未払費用	721 68,622 3,384
	UBS O'Connor LLC	米国・ドーバー	1百万米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務及び兼業業務	その他営業収益 事務委託費 委託調査費	704,664 6,393 7,520	未収入金 その他未収収益 未払費用	850 119,705 1,413
	UBS Asset Management (HongKong) Limited	香港	153百万香港ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	66,698 180,593 32,160	未収入金 その他未収収益 未払費用	605 27,082 44,279

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

直接親会社 UBS Asset management AG (非上場)

親会社の親会社 ユービーエス．エイ．ジー(銀行) (非上場)

最終的な親会社 UBS Group AG ― Zurich (NYSE / SIX 上場)

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自　2022年 1月 1日 至　2022年12月31日）	当事業年度 （自　2023年 1月 1日 至　2023年12月31日）
1株当たり純資産額	144,364円60銭	142,840円42銭
1株当たり当期純利益金額	17,049円15銭	15,524円82銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2022年 1月 1日 至　2022年12月31日）	当事業年度 （自　2023年 1月 1日 至　2023年12月31日）
当期純利益（千円）	368,261	335,336
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（千円）	368,261	335,336
普通株式の期中平均株式数（株）	21,600	21,600

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中 間 財 務 諸 表

（1）中 間 貸 借 対 照 表

期別		当中間会計期間末 （2024 年 6 月 30 日）	
科目	注記 番号	内訳	金額 （千円）
（資産の部）			
流動資産			
現金・預金			2,128,958
未収入金			323,721
未収委託者報酬			592,353
未収運用受託報酬			508,277
その他未収収益			851,047
その他			3,540
流動資産計			4,407,897
固定資産			
投資その他の資産			348,574
前払年金費用		147,174	
繰延税金資産		181,400	
ゴルフ会員権		20,000	
固定資産計			348,574
資産合計			4,756,472

期別		当中間会計期間末 （2024 年 6 月 30 日）	
科目	注記 番号	内訳	金額 （千円）
（負債の部）			
流動負債			
預り金			39,423
未払費用			1,329,485
未払消費税等			59,338
未払法人税等			60,003
賞与引当金			266,598
その他			3,521
流動負債計			1,758,372
固定負債			
退職給付引当金			1,411
固定負債計			1,411
負債合計			1,759,783
（純資産の部）			
株主資本			2,996,688
資本金			2,200,000
利益剰余金			796,688
利益準備金		550,000	
その他利益剰余金		246,688	
繰越利益剰余金		246,688	
純資産合計			2,996,688
負債・純資産合計			4,756,472

（2）中 間 損 益 計 算 書

期別		当中間会計期間 自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日	
科目	注記番号	内訳	金額（千円）
営業収益			
委託者報酬			2,103,358
運用受託報酬			1,147,840
その他営業収益			1,198,147
営業収益計			4,449,347
営業費用			
支払手数料			881,643
広告宣伝費			7,687
調査費			1,484,037
調査費		63,718	
委託調査費		1,420,318	
委託計算費			101,760
営業雑経費			24,548
通信費		306	
印刷費		18,906	
協会費		4,359	
その他		976	
営業費用計			2,499,677
一般管理費			
給料			1,032,119
役員報酬		58,771	
給料・手当		719,082	
賞与		254,265	
交際費			2,540
旅費交通費			10,789
租税公課			23,200
不動産賃借料			125,171
退職給付費用			115,658
事務委託費			252,888
諸経費			31,191
一般管理費計			1,593,559
営業利益			356,110
営業外収益			
受取利息		41	
為替差益		13,891	
雑収入		38	
営業外収益計			13,971
営業外費用			
支払利息		2	
営業外費用計			2
経常利益			370,078
税引前中間純利益			370,078
法人税、住民税及び事業税			39,203
法人税等調整額			84,200
中間純利益			246,674

（３）中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自　2024 年 1 月 1 日　至　2024 年 6 月 30 日）　（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	2,200,000	550,000	335,353	885,353	3,085,353	3,085,353
当中間期変動額						
剰余金の配当			△ 335,340	△ 335,340	△ 335,340	△ 335,340
中間純利益			246,674	246,674	246,674	246,674
当中間期変動額合計			△ 88,665	△ 88,665	△ 88,665	△ 88,665
当中間期末残高	2,200,000	550,000	246,688	796,688	2,996,688	2,996,688

［ 注 記 事 項 ］

（重要な会計方針）

1.　引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

①　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②　数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に全額損益処理しております。

2.　重要な収益及び費用の計上基準

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

(3) 成功報酬

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（中間株主資本等変動計算書関係）

第 30 期 中間会計期間
自　2024 年 1 月 1 日
至　2024 年 6 月 30 日

1.　発行済株式に関する事項

株式の種類	当会計期間期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	21,600	－	－	21,600

2.　配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024 年 3 月 27 日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	335,340	15,525	2023 年 12 月 31 日	2024 年 3 月 28 日

（金融商品関係）

1.　金融商品の時価等に関する事項

2024 年 6 月 30 日において、重要性の観点から開示する事項はございません。
なお、現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、その他未収収益、預り金、未払費用、未払消費税等及び未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（収益認識関係）

第 30 期 中間会計期間
自　2024 年 1 月 1 日
至　2024 年 6 月 30 日

1. 収益を分解した情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

委託者報酬	2,103,358 千円
運用受託報酬	933,386 千円
成功報酬（注）	214,454 千円
その他営業収益	1,198,147 千円
合計	4,449,347 千円

（注）　成功報酬は、中間損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 2. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

（セグメント情報）

第 30 期 中間会計期間
自　2024 年 1 月 1 日
至　2024 年 6 月 30 日

1.　セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.　関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

営業収益

日本	米国	その他	合計
1,126,100 千円	783,679 千円	436,208 千円	2,345,988 千円

（注）営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

委託者報酬 2,103,358 千円については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

相手先	営業収益	関連するセグメント名
UBS グループ（*1）	1,198,162 千円	投資運用

（注）委託者報酬 2,103,358 千円については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（*1）UBS グループは、世界 50 ヵ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

（1株当たり情報）

第30期 中間会計期間 自　2024年 1月 1日 至　2024年 6月30日	
1株当たり純資産額	138,735円56銭
1株当たり中間純利益金額	11,420円13銭

なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益の算定上の基礎

中間損益計算書上の中間純利益	246,674千円
普通株式に係る中間純利益	246,674千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数	21,600株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（2）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（3）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

（4）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

（5）上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）
円コース（毎月分配型）

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）
―運用の基本方針―

信託約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（JPY Class）（以下「指定外国投資信託」といいます）およびＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。
（２）投資態度
① 指定外国投資信託への投資を通じて、主として信用力の高い、世界の公共インフラ関連企業が発行する債券を主たる投資対象とします。ただし、指定外国投資信託は、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。
② 指定外国投資信託を通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付機関より格付がBBB-/Baa3以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。※
③ 指定外国投資信託の受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。ただし、指定外国投資信託とUBS 短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託の受益証券への投資割合を原則として90%以上とします。
④ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。
※指定外国投資信託は、BB 格相当以下の銘柄の購入は行いません。格下げ等を理由に一部、BB 格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者がBBB格相当以上と判断した銘柄について投資する場合もあります。
（３）投資制限
① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
② 株式への直接投資は行いません。
③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
④ デリバティブの直接利用は行いません。
⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針
毎決算時（毎月 25 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。
① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
② 原則として継続的な分配を行うことを目指します。収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が継続した分配を行うための分配金原資の水準、運用実績および市況動向等を勘案して決定するものとします。
③ また、毎年4月および10月の決算時には、上記②の収益分配金額のほか、上記①の範囲内で委

託者が決定する額を付加して分配する場合があります。ただし、上記②の分配時を含め、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

④ 収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条　この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第2条　委託者は、金 1,200 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条　この信託の期間は、信託契約締結日から平成 40 年 10 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条　委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,200 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変

更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

②　前項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下 「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③　前項の手数料の額（その減免も含みます。）は、委託者の指定する販売会社が独自に定めるものとします。

④　第2項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 27 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤　第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥　第1項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはルクセンブルグの銀行の休業日と同日の場合および 12 月 24 日（以下「海外市場の休業日」といいます。）と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。以下同じ。）があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等

が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

１）特定資産

1. 有価証券
2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
3. 金銭債権

２）次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条　委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるグローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（JPY Class）受益証券および国内籍の投資信託であるＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国のものの発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③　第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 19 条において同じ。）、第 19 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 24 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこ

とができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 24 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第19条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第20条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 号に規定する者をいいます。外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）
第22条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
（再投資の指図）
第23条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
（資金の借入）
第24条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
②　一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
③　収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。
（損益の帰属）
第25条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。
（受託者による資金の立替）
第26条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。
（信託の計算期間）
第27条　この信託の計算期間は、原則として毎月26日から翌月25日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から平成21年10月26日までとします。
②　前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。
（信託財産に関する報告等）
第28条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
（信託事務の諸費用および監査報酬等）
第29条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
②　信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等（以下「監査報酬等」といいます。）

に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

③　第１項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
4. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
5. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

④　委託者は、前２項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

⑤　前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑥　第２項および第３項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用等の額は、第 27 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用等は、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第30条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 27 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第31条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第32条　受託者は、収益分配金については第 33 条第１項に規定する支払開始日および第 33 条第２項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 33 条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 35 条第４項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 33 条第４項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第33条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金は、第 35 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤　前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦　前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条　受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第35条　受益者は（委託者の指定する販売会社を含みます）、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口もしくは委託者の指定する販売会社が定める 1 口の整数倍の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

②　前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が海外市場の休業日と同日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

③　委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑤　一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第36条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、当初信託設定日より1年経過後（平成22年7月23日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第37条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第38条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

第39条　委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第40条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 41 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第41条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第42条　この信託は、受益者が第 35 条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 36 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（信託期間の延長）

第 42 条の 2　委託者は、信託期間の満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間の延長をすることができます。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第43条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第43条の2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代

えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第44条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第45条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第46条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 21 年 7 月 24 日

委託者　　UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者　　野村信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）
円コース（年２回決算型）

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）円コース（年２回決算型）
―運用の基本方針―

信託約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（JPY Class）（以下「指定外国投資信託」といいます）およびＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。
（２）投資態度
① 指定外国投資信託への投資を通じて、主として信用力の高い、世界の公共インフラ関連企業が発行する債券を主たる投資対象とします。ただし、指定外国投資信託は、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。
② 指定外国投資信託を通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付機関より格付がBBB-/Baa3以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。※
③ 指定外国投資信託の受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。ただし、指定外国投資信託とUBS 短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託の受益証券への投資割合を原則として90%以上とします。
④ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。
※指定外国投資信託は、BB 格相当以下の銘柄の購入は行いません。格下げ等を理由に一部、BB 格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者がBBB格相当以上と判断した銘柄について投資する場合もあります。
（３）投資制限
① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
② 株式への直接投資は行いません。
③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
④ デリバティブの直接利用は行いません。
⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針
毎決算時（毎年4月25日および10月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。
① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断で、分配を行わないことがあります。
③ 収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）円コース（年２回決算型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条　この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第2条　委託者は、金 1,200 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条　この信託の期間は、信託契約締結日から平成 40 年 10 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条　委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,200 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変

更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

②　前項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下 「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③　前項の手数料の額（その減免も含みます。）は、委託者の指定する販売会社が独自に定めるものとします。

④　第2項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 27 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤　第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥　第1項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはルクセンブルグの銀行の休業日と同日の場合および 12 月 24 日（以下「海外市場の休業日」といいます。）と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。以下同じ。）があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等

が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

１）特定資産

1. 有価証券
2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
3. 金銭債権

２）次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条　委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるグローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（JPY Class）受益証券および国内籍の投資信託であるＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国のものの発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③　第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 19 条において同じ。）、第 19 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 24 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこ

とができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 24 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第19条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第20条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 号に規定する者をいいます。外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）
第22条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
（再投資の指図）
第23条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
（資金の借入）
第24条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
②　一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
③　収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。
（損益の帰属）
第25条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。
（受託者による資金の立替）
第26条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。
（信託の計算期間）
第27条　この信託の計算期間は、原則として毎年4月26日から10月25日までおよび10月26日から翌年4月25日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から平成21年10月26日までとします。
②　前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。
（信託財産に関する報告等）
第28条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
（信託事務の諸費用および監査報酬等）
第29条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等（以下「監査報酬等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

③ 第1項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
4. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
5. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

④ 委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

⑤ 前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑥ 第2項および第3項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用等の額は、第 27 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用等は、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 27 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第32条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日および第33条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 33 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第35条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第33条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金は、第 35 条第１項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤　前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦　前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条　受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第35条　受益者は（委託者の指定する販売会社を含みます）、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口もしくは委託者の指定する販売会社が定める 1 口の整数倍の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

②　前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が海外市場の休業日と同日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

③　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行な

われます。

④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑤　一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第36条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、当初信託設定日より1年経過後（平成22年7月23日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第37条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第38条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

第39条　委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契

約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第40条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 41 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第41条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第42条　この信託は、受益者が第 35 条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 36 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（信託期間の延長）

第 42 条の 2　委託者は、信託期間の満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間の延長をすることができます。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第43条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第43条の2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第44条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第45条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第46条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 21 年 7 月 24 日

委託者　　UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者　　野村信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）
豪ドルコース（毎月分配型）

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）
―運用の基本方針―

信託約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（AUD Class）（以下「指定外国投資信託」といいます）およびＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。
（２）投資態度
① 指定外国投資信託への投資を通じて、主として信用力の高い、世界の公共インフラ関連企業が発行する債券を主たる投資対象とします。ただし、指定外国投資信託は、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。
② 指定外国投資信託を通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付機関より格付がBBB-/Baa3以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。※
③ 指定外国投資信託の受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。ただし、指定外国投資信託とUBS 短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託の受益証券への投資割合を原則として90%以上とします。
④ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。
※指定外国投資信託は、BB 格相当以下の銘柄の購入は行いません。格下げ等を理由に一部、BB 格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者がBBB格相当以上と判断した銘柄について投資する場合もあります。
（３）投資制限
① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
② 株式への直接投資は行いません。
③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
④ デリバティブの直接利用は行いません。
⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針
毎決算時（毎月 25 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。
① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
② 原則として継続的な分配を行うことを目指します。収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が継続した分配を行うための分配金原資の水準、運用実績および市況動向等を勘案して決定するものとします。
③ また、毎年4月および10月の決算時には、上記②の収益分配金額のほか、上記①の範囲内で委

託者が決定する額を付加して分配する場合があります。ただし、上記②の分配時を含め、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

④ 収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条　この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第2条　委託者は、金 1,200 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条　この信託の期間は、信託契約締結日から平成 40 年 10 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条　委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,200 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変

更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

②　前項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下 「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③　前項の手数料の額（その減免も含みます。）は、委託者の指定する販売会社が独自に定めるものとします。

④　第2項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 27 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤　第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥　第1項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはルクセンブルグの銀行の休業日と同日の場合および 12 月 24 日（以下「海外市場の休業日」といいます。）と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。以下同じ。）があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等

が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

１）特定資産

1. 有価証券
2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
3. 金銭債権

２）次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条　委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるグローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（AUD Class）受益証券および国内籍の投資信託であるＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国のものの発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第 29 条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 19 条において同じ。）、第 19 条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前２条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 24 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこ

とができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 24 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第19条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第20条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 号に規定する者をいいます。外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）
第22条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
（再投資の指図）
第23条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
（資金の借入）
第24条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
②　一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
③　収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。
（損益の帰属）
第25条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。
（受託者による資金の立替）
第26条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。
（信託の計算期間）
第27条　この信託の計算期間は、原則として毎月26日から翌月25日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から平成21年10月26日までとします。
②　前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。
（信託財産に関する報告等）
第28条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
（信託事務の諸費用および監査報酬等）
第29条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
②　信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等（以下「監査報酬等」といいます。）

に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

③　第１項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
4. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
5. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

④　委託者は、前２項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

⑤　前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑥　第２項および第３項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用等の額は、第 27 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用等は、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第30条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 27 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第31条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第32条　受託者は、収益分配金については第 33 条第１項に規定する支払開始日および第 33 条第２項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 33 条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 35 条第４項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 33 条第４項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第33条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金は、第 35 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤　前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦　前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条　受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第35条　受益者は（委託者の指定する販売会社を含みます）、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口もしくは委託者の指定する販売会社が定める 1 口の整数倍の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

②　前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が海外市場の休業日と同日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

③　委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑤　一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第36条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、当初信託設定日より1年経過後（平成22年7月23日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第37条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第38条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

第39条　委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第40条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 41 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第41条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第42条　この信託は、受益者が第 35 条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 36 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（信託期間の延長）

第 42 条の 2　　委託者は、信託期間の満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間の延長をすることができます。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第43条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第43条の2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代

えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第44条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第45条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第46条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 21 年 7 月 24 日

委託者　　UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者　　野村信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）
豪ドルコース（年２回決算型）

信託約款

UBS グローバル・アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）豪ドルコース（年２回決算型）
―運用の基本方針―

信託約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（AUD Class）（以下「指定外国投資信託」といいます）およびＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。
（２）投資態度
① 指定外国投資信託への投資を通じて、主として信用力の高い、世界の公共インフラ関連企業が発行する債券を主たる投資対象とします。ただし、指定外国投資信託は、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。
② 指定外国投資信託を通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付機関より格付がBBB-/Baa3以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。※
③ 指定外国投資信託の受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。ただし、指定外国投資信託とUBS 短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託の受益証券への投資割合を原則として90%以上とします。
④ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。
※指定外国投資信託は、BB 格相当以下の銘柄の購入は行いません。格下げ等を理由に一部、BB 格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者がBBB格相当以上と判断した銘柄について投資する場合もあります。
（３）投資制限
① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
② 株式への直接投資は行いません。
③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
④ デリバティブの直接利用は行いません。
⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針
毎決算時（毎年4月25日および10月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。
① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断で、分配を行わないことがあります。
③ 収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）豪ドルコース（年２回決算型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条　この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第2条　委託者は、金 1,200 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条　この信託の期間は、信託契約締結日から平成 40 年 10 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条　委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,200 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変

更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

②　前項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下 「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③　前項の手数料の額（その減免も含みます。）は、委託者の指定する販売会社が独自に定めるものとします。

④　第2項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 27 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤　第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥　第1項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはルクセンブルグの銀行の休業日と同日の場合および 12 月 24 日（以下「海外市場の休業日」といいます。）と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。以下同じ。）があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等

が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

１）特定資産

1. 有価証券
2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
3. 金銭債権

２）次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条　委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるグローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（AUD Class）受益証券および国内籍の投資信託であるＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国のものの発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第 29 条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 19 条において同じ。）、第 19 条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前２条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 24 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこ

とができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 24 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第19条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第20条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 号に規定する者をいいます。外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）
第22条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
（再投資の指図）
第23条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
（資金の借入）
第24条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
②　一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
③　収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。
（損益の帰属）
第25条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。
（受託者による資金の立替）
第26条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。
（信託の計算期間）
第27条　この信託の計算期間は、原則として毎年4月26日から10月25日までおよび10月26日から翌年4月25日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から平成21年10月26日までとします。
②　前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。
（信託財産に関する報告等）
第28条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
（信託事務の諸費用および監査報酬等）
第29条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等（以下「監査報酬等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

③ 第1項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
4. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
5. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

④ 委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

⑤ 前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑥ 第2項および第3項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用等の額は、第 27 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用等は、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 27 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第32条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日および第33条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 33 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第35条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第33条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金は、第 35 条第１項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤　前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦　前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条　受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第35条　受益者は（委託者の指定する販売会社を含みます）、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口もしくは委託者の指定する販売会社が定める 1 口の整数倍の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

②　前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が海外市場の休業日と同日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

③　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行な

われます。

④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑤　一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第36条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、当初信託設定日より1年経過後（平成22年7月23日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第37条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第38条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

第39条　委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契

約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第40条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 41 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第41条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第42条　この信託は、受益者が第 35 条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 36 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（信託期間の延長）

第 42 条の 2　　委託者は、信託期間の満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間の延長をすることができます。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第43条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第43条の2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第44条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第45条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第46条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 21 年 7 月 24 日

委託者　　UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者　　野村信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）
ブラジルレアルコース（毎月分配型）

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ブラジルレアルコース（毎月分配型）
―運用の基本方針―

信託約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（BRL Class）（以下「指定外国投資信託」といいます）およびＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。
（２）投資態度
① 指定外国投資信託への投資を通じて、主として信用力の高い、世界の公共インフラ関連企業が発行する債券を主たる投資対象とします。ただし、指定外国投資信託は、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。
② 指定外国投資信託を通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付機関より格付がBBB-/Baa3以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。※
③ 指定外国投資信託の受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。ただし、指定外国投資信託とUBS 短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託の受益証券への投資割合を原則として90%以上とします。
④ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。
※指定外国投資信託は、BB 格相当以下の銘柄の購入は行いません。格下げ等を理由に一部、BB 格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者がBBB格相当以上と判断した銘柄について投資する場合もあります。
（３）投資制限
① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
② 株式への直接投資は行いません。
③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
④ デリバティブの直接利用は行いません。
⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針
毎決算時（毎月 25 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。
① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
② 原則として継続的な分配を行うことを目指します。収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が継続した分配を行うための分配金原資の水準、運用実績および市況動向等を勘案して決定するものとします。
③ また、毎年4月および10月の決算時には、上記②の収益分配金額のほか、上記①の範囲内で委

託者が決定する額を付加して分配する場合があります。ただし、上記②の分配時を含め、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

④ 収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ブラジルレアルコース（毎月分配型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条　この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第2条　委託者は、金 1,200 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条　この信託の期間は、信託契約締結日から平成 40 年 10 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条　委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,200 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変

更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

②　前項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下 「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③　前項の手数料の額（その減免も含みます。）は、委託者の指定する販売会社が独自に定めるものとします。

④　第2項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 27 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤　第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥　第1項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはルクセンブルグの銀行の休業日と同日の場合および 12 月 24 日（以下「海外市場の休業日」といいます。）と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。以下同じ。）があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等

が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

１）特定資産

1. 有価証券
2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
3. 金銭債権

２）次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条　委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるグローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（BRL Class）受益証券および国内籍の投資信託であるＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国のものの発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③　第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 19 条において同じ。）、第 19 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 24 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこ

とができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 24 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第19条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第20条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 号に規定する者をいいます。外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）
第22条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
（再投資の指図）
第23条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
（資金の借入）
第24条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
②　一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
③　収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。
（損益の帰属）
第25条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。
（受託者による資金の立替）
第26条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。
（信託の計算期間）
第27条　この信託の計算期間は、原則として毎月26日から翌月25日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から平成21年10月26日までとします。
②　前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。
（信託財産に関する報告等）
第28条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
（信託事務の諸費用および監査報酬等）
第29条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
②　信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等（以下「監査報酬等」といいます。）

に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

③　第１項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
4. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
5. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

④　委託者は、前２項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

⑤　前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑥　第２項および第３項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用等の額は、第 27 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用等は、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第30条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 27 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第31条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第32条　受託者は、収益分配金については第 33 条第１項に規定する支払開始日および第 33 条第２項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 33 条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 35 条第４項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 33 条第４項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第33条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金は、第 35 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤　前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦　前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条　受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第35条　受益者は（委託者の指定する販売会社を含みます）、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口もしくは委託者の指定する販売会社が定める 1 口の整数倍の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

②　前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が海外市場の休業日と同日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

③　委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑤　一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第36条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、当初信託設定日より1年経過後（平成22年7月23日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第37条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第38条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

第39条　委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第40条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 41 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第41条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第42条　この信託は、受益者が第 35 条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 36 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（信託期間の延長）

第 42 条の 2　　委託者は、信託期間の満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間の延長をすることができます。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第43条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第43条の2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代

えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第44条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第45条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第46条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 21 年 7 月 24 日

委託者　　UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者　　野村信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）
ブラジルレアルコース（年２回決算型）

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ブラジルレアルコース（年２回決算型）
―運用の基本方針―

信託約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（BRL Class）（以下「指定外国投資信託」といいます）およびＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。
（２）投資態度
① 指定外国投資信託への投資を通じて、主として信用力の高い、世界の公共インフラ関連企業が発行する債券を主たる投資対象とします。ただし、指定外国投資信託は、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。
② 指定外国投資信託を通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付機関より格付が BBB-/Baa3 以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。※
③ 指定外国投資信託の受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。ただし、指定外国投資信託と UBS 短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託の受益証券への投資割合を原則として 90%以上とします。
④ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。
※指定外国投資信託は、BB 格相当以下の銘柄の購入は行いません。格下げ等を理由に一部、BB 格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者が BBB 格相当以上と判断した銘柄について投資する場合もあります。
（３）投資制限
① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
② 株式への直接投資は行いません。
③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
④ デリバティブの直接利用は行いません。
⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針
毎決算時（毎年 4 月 25 日および 10 月 25 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。
① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断で、分配を行わないことがあります。
③ 収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ブラジルレアルコース（年２回決算型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条　この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第2条　委託者は、金 1,200 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条　この信託の期間は、信託契約締結日から平成 40 年 10 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条　委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,200 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変

更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

②　前項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下 「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③　前項の手数料の額（その減免も含みます。）は、委託者の指定する販売会社が独自に定めるものとします。

④　第2項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 27 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤　第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥　第1項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはルクセンブルグの銀行の休業日と同日の場合および 12 月 24 日（以下「海外市場の休業日」といいます。）と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。以下同じ。）があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等

が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

１）特定資産

1. 有価証券
2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
3. 金銭債権

２）次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条　委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるグローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（BRL Class）受益証券および国内籍の投資信託であるＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国のものの発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③　第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 19 条において同じ。）、第 19 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 24 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこ

とができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 24 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第19条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第20条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 号に規定する者をいいます。外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）
第22条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
（再投資の指図）
第23条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
（資金の借入）
第24条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
②　一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
③　収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。
（損益の帰属）
第25条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。
（受託者による資金の立替）
第26条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。
（信託の計算期間）
第27条　この信託の計算期間は、原則として毎年4月26日から10月25日までおよび10月26日から翌年4月25日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から平成21年10月26日までとします。
②　前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。
（信託財産に関する報告等）
第28条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
（信託事務の諸費用および監査報酬等）
第29条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等（以下「監査報酬等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

③ 第1項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
4. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
5. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

④ 委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

⑤ 前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑥ 第2項および第3項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用等の額は、第 27 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用等は、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 27 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第32条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日および第33条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 33 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第35条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第33条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金は、第 35 条第１項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤　前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦　前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条　受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第35条　受益者は（委託者の指定する販売会社を含みます）、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口もしくは委託者の指定する販売会社が定める 1 口の整数倍の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

②　前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が海外市場の休業日と同日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

③　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行な

われます。

④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑤　一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第36条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、当初信託設定日より1年経過後（平成22年7月23日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第37条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第38条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

第39条　委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契

約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第40条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 41 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第41条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第42条　この信託は、受益者が第 35 条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 36 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（信託期間の延長）

第 42 条の 2　委託者は、信託期間の満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間の延長をすることができます。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第43条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第43条の2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第44条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第45条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第46条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 21 年 7 月 24 日

委託者　　UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者　　野村信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）
南アフリカランドコース（毎月分配型）

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）南アフリカランドコース（毎月分配型）
―運用の基本方針―

信託約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（ZAR Class）（以下「指定外国投資信託」といいます）およびＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。
（２）投資態度
① 指定外国投資信託への投資を通じて、主として信用力の高い、世界の公共インフラ関連企業が発行する債券を主たる投資対象とします。ただし、指定外国投資信託は、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。
② 指定外国投資信託を通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付機関より格付がBBB-/Baa3以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。※
③ 指定外国投資信託の受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。ただし、指定外国投資信託とUBS 短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託の受益証券への投資割合を原則として90%以上とします。
④ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。
※指定外国投資信託は、BB 格相当以下の銘柄の購入は行いません。格下げ等を理由に一部、BB 格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者がBBB格相当以上と判断した銘柄について投資する場合もあります。
（３）投資制限
① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
② 株式への直接投資は行いません。
③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
④ デリバティブの直接利用は行いません。
⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針
毎決算時（毎月 25 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。
① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
② 原則として継続的な分配を行うことを目指します。収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が継続した分配を行うための分配金原資の水準、運用実績および市況動向等を勘案して決定するものとします。
③ また、毎年4月および10月の決算時には、上記②の収益分配金額のほか、上記①の範囲内で委

託者が決定する額を付加して分配する場合があります。ただし、上記②の分配時を含め、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

④ 収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）南アフリカランドコース（毎月分配型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条　この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第2条　委託者は、金 1,200 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条　この信託の期間は、信託契約締結日から平成 40 年 10 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条　委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,200 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変

更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

②　前項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下 「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③　前項の手数料の額（その減免も含みます。）は、委託者の指定する販売会社が独自に定めるものとします。

④　第2項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 27 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤　第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥　第1項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはルクセンブルグの銀行の休業日と同日の場合および 12 月 24 日（以下「海外市場の休業日」といいます。）と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。以下同じ。）があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等

が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

１）特定資産

1. 有価証券
2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
3. 金銭債権

２）次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条　委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるグローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（ZAR Class）受益証券および国内籍の投資信託であるＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国のものの発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③　第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 19 条において同じ。）、第 19 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 24 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこ

とができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 24 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第19条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第20条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 号に規定する者をいいます。外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）
第22条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
（再投資の指図）
第23条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
（資金の借入）
第24条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
②　一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
③　収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。
（損益の帰属）
第25条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。
（受託者による資金の立替）
第26条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。
（信託の計算期間）
第27条　この信託の計算期間は、原則として毎月26日から翌月25日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から平成21年10月26日までとします。
②　前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。
（信託財産に関する報告等）
第28条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
（信託事務の諸費用および監査報酬等）
第29条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
②　信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等（以下「監査報酬等」といいます。）

に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

③　第１項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
4. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
5. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

④　委託者は、前２項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

⑤　前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑥　第２項および第３項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用等の額は、第 27 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用等は、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第30条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 27 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第31条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第32条　受託者は、収益分配金については第 33 条第１項に規定する支払開始日および第 33 条第２項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 33 条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 35 条第４項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 33 条第４項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第33条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金は、第 35 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤　前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦　前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条　受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第35条　受益者は（委託者の指定する販売会社を含みます）、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口もしくは委託者の指定する販売会社が定める 1 口の整数倍の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

②　前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が海外市場の休業日と同日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

③　委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑤　一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第36条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、当初信託設定日より1年経過後（平成22年7月23日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第37条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第38条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

第39条　委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第40条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 41 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第41条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第42条　この信託は、受益者が第 35 条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 36 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（信託期間の延長）

第 42 条の 2　委託者は、信託期間の満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間の延長をすることができます。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第43条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第43条の2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代

えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第44条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第45条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第46条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 21 年 7 月 24 日

委託者　　UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者　　野村信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）
南アフリカランドコース（年２回決算型）

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）南アフリカランドコース（年２回決算型）
―運用の基本方針―

信託約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（ZAR Class）（以下「指定外国投資信託」といいます）およびＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。
（２）投資態度
① 指定外国投資信託への投資を通じて、主として信用力の高い、世界の公共インフラ関連企業が発行する債券を主たる投資対象とします。ただし、指定外国投資信託は、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。
② 指定外国投資信託を通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付機関より格付が BBB-/Baa3 以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。※
③ 指定外国投資信託の受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。ただし、指定外国投資信託と UBS 短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託の受益証券への投資割合を原則として 90%以上とします。
④ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。
※指定外国投資信託は、BB 格相当以下の銘柄の購入は行いません。格下げ等を理由に一部、BB 格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者が BBB 格相当以上と判断した銘柄について投資する場合もあります。
（３）投資制限
① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
② 株式への直接投資は行いません。
③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
④ デリバティブの直接利用は行いません。
⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針
毎決算時（毎年 4 月 25 日および 10 月 25 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。
① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断で、分配を行わないことがあります。
③ 収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）南アフリカランドコース（年２回決算型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条　この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第2条　委託者は、金 1,200 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条　この信託の期間は、信託契約締結日から平成 40 年 10 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条　委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,200 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変

更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

②　前項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下 「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③　前項の手数料の額（その減免も含みます。）は、委託者の指定する販売会社が独自に定めるものとします。

④　第2項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 27 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤　第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥　第1項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはルクセンブルグの銀行の休業日と同日の場合および 12 月 24 日（以下「海外市場の休業日」といいます。）と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。以下同じ。）があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等

が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

１）特定資産

1. 有価証券
2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
3. 金銭債権

２）次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条　委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるグローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（ZAR Class）受益証券および国内籍の投資信託であるＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国のものの発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③　第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 19 条において同じ。）、第 19 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 24 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこ

とができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 24 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第19条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第20条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 号に規定する者をいいます。外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）
第22条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
（再投資の指図）
第23条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
（資金の借入）
第24条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
②　一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
③　収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。
（損益の帰属）
第25条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。
（受託者による資金の立替）
第26条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。
（信託の計算期間）
第27条　この信託の計算期間は、原則として毎年4月26日から10月25日までおよび10月26日から翌年4月25日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から平成21年10月26日までとします。
②　前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。
（信託財産に関する報告等）
第28条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
（信託事務の諸費用および監査報酬等）
第29条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等（以下「監査報酬等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

③ 第1項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
4. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
5. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

④ 委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

⑤ 前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑥ 第2項および第3項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用等の額は、第 27 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用等は、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 27 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第32条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日および第33条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 33 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第35条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第33条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金は、第 35 条第１項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤　前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦　前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条　受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第35条　受益者は（委託者の指定する販売会社を含みます）、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口もしくは委託者の指定する販売会社が定める 1 口の整数倍の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

②　前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が海外市場の休業日と同日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

③　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行な

われます。

④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑤　一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第36条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、当初信託設定日より1年経過後（平成22年7月23日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第37条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第38条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

第39条　委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契

約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第40条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 41 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第41条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第42条　この信託は、受益者が第 35 条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 36 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（信託期間の延長）

第 42 条の 2　委託者は、信託期間の満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間の延長をすることができます。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第43条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第43条の2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第44条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第45条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第46条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 21 年 7 月 24 日

委託者　　UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者　　野村信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）
トルコリラコース（毎月分配型）

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）トルコリラコース（毎月分配型）
―運用の基本方針―

信託約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（TRY Class）（以下「指定外国投資信託」といいます）およびＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。
（２）投資態度
① 指定外国投資信託への投資を通じて、主として信用力の高い、世界の公共インフラ関連企業が発行する債券を主たる投資対象とします。ただし、指定外国投資信託は、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。
② 指定外国投資信託を通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付機関より格付がBBB-/Baa3以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。※
③ 指定外国投資信託の受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。ただし、指定外国投資信託とUBS 短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託の受益証券への投資割合を原則として90%以上とします。
④ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。
※指定外国投資信託は、BB 格相当以下の銘柄の購入は行いません。格下げ等を理由に一部、BB 格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者がBBB格相当以上と判断した銘柄について投資する場合もあります。
（３）投資制限
① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
② 株式への直接投資は行いません。
③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
④ デリバティブの直接利用は行いません。
⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針
毎決算時（毎月 25 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。
① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
② 原則として継続的な分配を行うことを目指します。収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が継続した分配を行うための分配金原資の水準、運用実績および市況動向等を勘案して決定するものとします。
③ また、毎年4月および10月の決算時には、上記②の収益分配金額のほか、上記①の範囲内で委

託者が決定する額を付加して分配する場合があります。ただし、上記②の分配時を含め、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

④ 収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）トルコリラコース（毎月分配型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条　この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第2条　委託者は、金 1,200 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条　この信託の期間は、信託契約締結日から平成 40 年 10 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条　委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,200 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変

更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

②　前項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下 「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③　前項の手数料の額（その減免も含みます。）は、委託者の指定する販売会社が独自に定めるものとします。

④　第2項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 27 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤　第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥　第1項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはルクセンブルグの銀行の休業日と同日の場合および 12 月 24 日（以下「海外市場の休業日」といいます。）と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。以下同じ。）があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等

が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

１）特定資産

1. 有価証券
2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
3. 金銭債権

２）次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条　委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるグローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（TRY Class）受益証券および国内籍の投資信託であるＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国のものの発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③　第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 19 条において同じ。）、第 19 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 24 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこ

とができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 24 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第19条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第20条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 号に規定する者をいいます。外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）
第22条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
（再投資の指図）
第23条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
（資金の借入）
第24条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
②　一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
③　収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。
（損益の帰属）
第25条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。
（受託者による資金の立替）
第26条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。
（信託の計算期間）
第27条　この信託の計算期間は、原則として毎月26日から翌月25日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から平成21年10月26日までとします。
②　前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。
（信託財産に関する報告等）
第28条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
（信託事務の諸費用および監査報酬等）
第29条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
②　信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等（以下「監査報酬等」といいます。）

に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

③　第１項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
4. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
5. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

④　委託者は、前２項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

⑤　前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑥　第２項および第３項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用等の額は、第 27 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用等は、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第30条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 27 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第31条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第32条　受託者は、収益分配金については第 33 条第１項に規定する支払開始日および第 33 条第２項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 33 条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 35 条第４項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 33 条第４項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第33条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金は、第 35 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤　前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦　前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条　受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第35条　受益者は（委託者の指定する販売会社を含みます）、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口もしくは委託者の指定する販売会社が定める 1 口の整数倍の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

②　前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が海外市場の休業日と同日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

③　委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑤　一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第36条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、当初信託設定日より1年経過後（平成22年7月23日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第37条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第38条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

第39条　委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第40条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 41 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第41条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第42条　この信託は、受益者が第 35 条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 36 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（信託期間の延長）

第 42 条の 2　委託者は、信託期間の満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間の延長をすることができます。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第43条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第43条の2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代

えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第44条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第45条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第46条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 21 年 7 月 24 日

委託者　　UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者　　野村信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）
トルコリラコース（年２回決算型）

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）トルコリラコース（年２回決算型）
―運用の基本方針―

信託約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（TRY Class）（以下「指定外国投資信託」といいます）およびＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。
（２）投資態度
① 指定外国投資信託への投資を通じて、主として信用力の高い、世界の公共インフラ関連企業が発行する債券を主たる投資対象とします。ただし、指定外国投資信託は各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。
② 指定外国投資信託を通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付機関より格付が BBB-/Baa3 以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。※
③ 指定外国投資信託の受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。ただし、指定外国投資信託と UBS 短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託の受益証券への投資割合を原則として 90%以上とします。
④ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。
※ 指定外国投資信託は、BB 格相当以下の銘柄の購入は行いません。格下げ等を理由に一部、BB 格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者が BBB 格相当以上と判断した銘柄について投資する場合もあります。
（３）投資制限
① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
② 株式への直接投資は行いません。
③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
④ デリバティブの直接利用は行いません。
⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針
毎決算時（毎年 4 月 25 日および 10 月 25 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。
① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断で、分配を行わないことがあります。
③ 収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）トルコリラコース（年２回決算型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条　この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第2条　委託者は、金 1,200 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条　この信託の期間は、信託契約締結日から平成 40 年 10 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条　委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,200 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変

更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

②　前項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下 「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③　前項の手数料の額（その減免も含みます。）は、委託者の指定する販売会社が独自に定めるものとします。

④　第2項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 27 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤　第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥　第1項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはルクセンブルグの銀行の休業日と同日の場合および 12 月 24 日（以下「海外市場の休業日」といいます。）と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。以下同じ。）があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等

が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

１）特定資産

1. 有価証券
2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
3. 金銭債権

２）次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条　委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるグローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（TRY Class）受益証券および国内籍の投資信託であるＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国のものの発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③　第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 19 条において同じ。）、第 19 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 24 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこ

とができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 24 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第19条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第20条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 号に規定する者をいいます。外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）
第22条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
（再投資の指図）
第23条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
（資金の借入）
第24条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
②　一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
③　収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。
（損益の帰属）
第25条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。
（受託者による資金の立替）
第26条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。
（信託の計算期間）
第27条　この信託の計算期間は、原則として毎年4月26日から10月25日までおよび10月26日から翌年4月25日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から平成21年10月26日までとします。
②　前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。
（信託財産に関する報告等）
第28条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
（信託事務の諸費用および監査報酬等）
第29条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等（以下「監査報酬等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

③ 第1項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
4. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
5. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

④ 委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

⑤ 前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑥ 第2項および第3項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用等の額は、第 27 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用等は、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 27 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第32条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日および第33条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 33 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第35条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第33条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金は、第 35 条第１項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤　前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦　前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条　受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第35条　受益者は（委託者の指定する販売会社を含みます）、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口もしくは委託者の指定する販売会社が定める 1 口の整数倍の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

②　前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が海外市場の休業日と同日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

③　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行な

われます。

④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑤　一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第36条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、当初信託設定日より1年経過後（平成22年7月23日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第37条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第38条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

第39条　委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契

約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第40条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 41 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第41条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第42条　この信託は、受益者が第 35 条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 36 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（信託期間の延長）

第 42 条の 2　委託者は、信託期間の満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間の延長をすることができます。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第43条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第43条の2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第44条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第45条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第46条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 21 年 7 月 24 日

委託者　　UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者　　野村信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）
米ドルコース（毎月分配型）

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）
―運用の基本方針―

信託約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（USD Class）（以下「指定外国投資信託」といいます）およびＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。
（２）投資態度
① 指定外国投資信託への投資を通じて、主として信用力の高い、世界の公共インフラ関連企業が発行する債券を主たる投資対象とします。ただし、指定外国投資信託は、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。
② 指定外国投資信託を通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付機関より格付がBBB-/Baa3以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。※
③ 指定外国投資信託の受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。ただし、指定外国投資信託とUBS 短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託の受益証券への投資割合を原則として90%以上とします。
④ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。
※指定外国投資信託は、BB 格相当以下の銘柄の購入は行いません。格下げ等を理由に一部、BB 格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者がBBB格相当以上と判断した銘柄について投資する場合もあります。
（３）投資制限
① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
② 株式への直接投資は行いません。
③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
④ デリバティブの直接利用は行いません。
⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針
毎決算時（毎月 25 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。
① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が分配金原資の水準、運用実績および市況動向等を勘案して決定するものとします。
③ また、毎年4月および10月の決算時には、上記②の収益分配金額のほか、上記①の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。ただし、上記②の分配時を含め、分配

対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

④ 収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条　この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第2条　委託者は、金 10 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条　委託者は、受託者と合意のうえ、金7,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条　この信託の期間は、信託契約締結日から平成 40 年 10 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条　委託者は、第 2 条の規定による受益権については 10 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変

更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

②　前項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下 「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③　前項の手数料の額（その減免も含みます。）は、委託者の指定する販売会社が独自に定めるものとします。

④　第2項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 27 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤　第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥　第1項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはルクセンブルグの銀行の休業日と同日の場合および 12 月 24 日（以下「海外市場の休業日」といいます。）と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。以下同じ。）があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等

が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

１）特定資産

1. 有価証券
2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
3. 金銭債権

２）次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条　委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるグローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（USD Class）受益証券および国内籍の投資信託であるＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国のものの発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第 29 条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 19 条において同じ。）、第 19 条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前２条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 24 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこ

とができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 24 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第19条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第20条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 号に規定する者をいいます。外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）
第22条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
（再投資の指図）
第23条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
（資金の借入）
第24条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
②　一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
③　収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。
（損益の帰属）
第25条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。
（受託者による資金の立替）
第26条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。
（信託の計算期間）
第27条　この信託の計算期間は、原則として毎月26日から翌月25日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から平成26年10月27日までとします。
②　前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。
（信託財産に関する報告等）
第28条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
（信託事務の諸費用および監査報酬等）
第29条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
②　信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等（以下「監査報酬等」といいます。）

に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

③　第１項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
4. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
5. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

④　委託者は、前２項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

⑤　前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑥　第２項および第３項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用等の額は、第 27 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用等は、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第30条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 27 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第31条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第32条　受託者は、収益分配金については第 33 条第１項に規定する支払開始日および第 33 条第２項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 33 条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 35 条第４項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 33 条第４項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第33条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金は、第 35 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤　前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦　前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条　受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第35条　受益者は（委託者の指定する販売会社を含みます）、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口もしくは委託者の指定する販売会社が定める 1 口の整数倍の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

②　前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が海外市場の休業日と同日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

③　委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑤　一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第36条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、当初信託設定日より1年経過後（平成27年7月23日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第37条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第38条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

第39条　委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第40条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 41 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第41条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第42条　この信託は、受益者が第 35 条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 36 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（信託期間の延長）

第43条　委託者は、信託期間の満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間の延長をすることができます。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第44条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第44条の2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代

えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第45条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第46条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第47条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 26 年 7 月 23 日

委託者　　UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者　　野村信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）
米ドルコース（年２回決算型）

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）米ドルコース（年２回決算型）
―運用の基本方針―

信託約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（USD Class）（以下「指定外国投資信託」といいます）およびＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。
（２）投資態度
① 指定外国投資信託への投資を通じて、主として信用力の高い、世界の公共インフラ関連企業が発行する債券を主たる投資対象とします。ただし、指定外国投資信託は、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。
② 指定外国投資信託を通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付機関より格付が BBB-/Baa3 以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。※
③ 指定外国投資信託の受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。ただし、指定外国投資信託と UBS 短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託の受益証券への投資割合を原則として 90%以上とします。
④ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。
※指定外国投資信託は、BB 格相当以下の銘柄の購入は行いません。格下げ等を理由に一部、BB 格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者が BBB 格相当以上と判断した銘柄について投資する場合もあります。
（３）投資制限
① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
② 株式への直接投資は行いません。
③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
④ デリバティブの直接利用は行いません。
⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針
毎決算時（毎年 4 月 25 日および 10 月 25 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。
① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断で、分配を行わないことがあります。
③ 収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）米ドルコース（年２回決算型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条　この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第2条　委託者は、金 10 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条　委託者は、受託者と合意のうえ、金7,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条　この信託の期間は、信託契約締結日から平成 40 年 10 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条　委託者は、第 2 条の規定による受益権については 10 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変

更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

②　前項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下 「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③　前項の手数料の額（その減免も含みます。）は、委託者の指定する販売会社が独自に定めるものとします。

④　第2項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 27 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤　第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥　第1項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはルクセンブルグの銀行の休業日と同日の場合および 12 月 24 日（以下「海外市場の休業日」といいます。）と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。以下同じ。）があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等

が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

１）特定資産

1. 有価証券
2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
3. 金銭債権

２）次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条　委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるグローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（USD Class）受益証券および国内籍の投資信託であるＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国のものの発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第 29 条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 19 条において同じ。）、第 19 条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前２条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 24 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこ

とができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 24 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第19条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第20条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 号に規定する者をいいます。外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）
第22条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
（再投資の指図）
第23条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
（資金の借入）
第24条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
②　一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
③　収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。
（損益の帰属）
第25条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。
（受託者による資金の立替）
第26条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。
（信託の計算期間）
第27条　この信託の計算期間は、原則として毎年4月26日から10月25日までおよび10月26日から翌年4月25日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から平成26年10月27日までとします。
②　前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。
（信託財産に関する報告等）
第28条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
（信託事務の諸費用および監査報酬等）
第29条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等（以下「監査報酬等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

③ 第1項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
4. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
5. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

④ 委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

⑤ 前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑥ 第2項および第3項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用等の額は、第 27 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用等は、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 27 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第32条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日および第33条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 33 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第35条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第33条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金は、第 35 条第１項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤　前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦　前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条　受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第35条　受益者は（委託者の指定する販売会社を含みます）、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口もしくは委託者の指定する販売会社が定める 1 口の整数倍の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

②　前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が海外市場の休業日と同日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

③　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行な

われます。

④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑤　一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第36条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、当初信託設定日より1年経過後（平成27年7月23日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第37条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第38条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

第39条　委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契

約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第40条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 41 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第41条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第42条　この信託は、受益者が第 35 条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 36 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（信託期間の延長）

第43条　委託者は、信託期間の満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間の延長をすることができます。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第44条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第44条の2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第45条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第46条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第47条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 26 年 7 月 23 日

委託者　　UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者　　野村信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）
ユーロコース（毎月分配型）

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ユーロコース（毎月分配型）
―運用の基本方針―

信託約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（EUR Class）（以下「指定外国投資信託」といいます）およびＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。
（２）投資態度
① 指定外国投資信託への投資を通じて、主として信用力の高い、世界の公共インフラ関連企業が発行する債券を主たる投資対象とします。ただし、指定外国投資信託は、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。
② 指定外国投資信託を通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付機関より格付がBBB-/Baa3以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。※
③ 指定外国投資信託の受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。ただし、指定外国投資信託とUBS 短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託の受益証券への投資割合を原則として90%以上とします。
④ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。
※指定外国投資信託は、BB 格相当以下の銘柄の購入は行いません。格下げ等を理由に一部、BB 格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者がBBB格相当以上と判断した銘柄について投資する場合もあります。
（３）投資制限
① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
② 株式への直接投資は行いません。
③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
④ デリバティブの直接利用は行いません。
⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針
毎決算時（毎月 25 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。
① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が分配金原資の水準、運用実績および市況動向等を勘案して決定するものとします。
③ また、毎年4月および10月の決算時には、上記②の収益分配金額のほか、上記①の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。ただし、上記②の分配時を含め、分配

対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

④ 収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ユーロコース（毎月分配型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条　この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第2条　委託者は、金 10 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条　委託者は、受託者と合意のうえ、金7,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条　この信託の期間は、信託契約締結日から平成 40 年 10 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条　委託者は、第 2 条の規定による受益権については 10 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変

更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

②　前項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下 「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③　前項の手数料の額（その減免も含みます。）は、委託者の指定する販売会社が独自に定めるものとします。

④　第2項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 27 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤　第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥　第1項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはルクセンブルグの銀行の休業日と同日の場合および 12 月 24 日（以下「海外市場の休業日」といいます。）と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。以下同じ。）があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等

が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

１）特定資産

1. 有価証券
2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
3. 金銭債権

２）次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条　委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるグローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（EUR Class）受益証券および国内籍の投資信託であるＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国のものの発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第 29 条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 19 条において同じ。）、第 19 条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前２条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 24 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこ

とができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 24 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第19条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第20条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 号に規定する者をいいます。外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）
第22条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
（再投資の指図）
第23条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
（資金の借入）
第24条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
②　一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
③　収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。
（損益の帰属）
第25条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。
（受託者による資金の立替）
第26条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。
（信託の計算期間）
第27条　この信託の計算期間は、原則として毎月26日から翌月25日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から平成26年10月27日までとします。
②　前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。
（信託財産に関する報告等）
第28条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
（信託事務の諸費用および監査報酬等）
第29条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
②　信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等（以下「監査報酬等」といいます。）

に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

③　第１項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
4. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
5. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

④　委託者は、前２項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

⑤　前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑥　第２項および第３項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用等の額は、第 27 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用等は、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第30条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 27 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第31条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第32条　受託者は、収益分配金については第 33 条第１項に規定する支払開始日および第 33 条第２項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 33 条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 35 条第４項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 33 条第４項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第33条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金は、第 35 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤　前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦　前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条　受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第35条　受益者は（委託者の指定する販売会社を含みます）、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口もしくは委託者の指定する販売会社が定める 1 口の整数倍の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

②　前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が海外市場の休業日と同日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

③　委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑤　一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第36条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、当初信託設定日より1年経過後（平成27年7月23日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第37条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第38条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

第39条　委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第40条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 41 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第41条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第42条　この信託は、受益者が第 35 条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 36 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（信託期間の延長）

第43条　委託者は、信託期間の満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間の延長をすることができます。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第44条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第44条の2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代

えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第45条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第46条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第47条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 26 年 7 月 23 日

委託者　　UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者　　野村信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）
ユーロコース（年２回決算型）

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ユーロコース（年２回決算型）
―運用の基本方針―

信託約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（EUR Class）（以下「指定外国投資信託」といいます）およびＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。
（２）投資態度
① 指定外国投資信託への投資を通じて、主として信用力の高い、世界の公共インフラ関連企業が発行する債券を主たる投資対象とします。ただし、指定外国投資信託は、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。
② 指定外国投資信託を通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付機関より格付が BBB-/Baa3 以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。※
③ 指定外国投資信託の受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。ただし、指定外国投資信託と UBS 短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託の受益証券への投資割合を原則として 90%以上とします。
④ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。
※指定外国投資信託は、BB 格相当以下の銘柄の購入は行いません。格下げ等を理由に一部、BB 格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者が BBB 格相当以上と判断した銘柄について投資する場合もあります。
（３）投資制限
① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
② 株式への直接投資は行いません。
③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
④ デリバティブの直接利用は行いません。
⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針
毎決算時（毎年 4 月 25 日および 10 月 25 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。
① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断で、分配を行わないことがあります。
③ 収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ユーロコース（年２回決算型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条　この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第2条　委託者は、金 10 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条　委託者は、受託者と合意のうえ、金7,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条　この信託の期間は、信託契約締結日から平成 40 年 10 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条　委託者は、第 2 条の規定による受益権については 10 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変

更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

②　前項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下 「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③　前項の手数料の額（その減免も含みます。）は、委託者の指定する販売会社が独自に定めるものとします。

④　第2項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 27 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤　第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥　第1項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはルクセンブルグの銀行の休業日と同日の場合および 12 月 24 日（以下「海外市場の休業日」といいます。）と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。以下同じ。）があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等

が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

１）特定資産

1. 有価証券
2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
3. 金銭債権

２）次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条　委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるグローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（EUR Class）受益証券および国内籍の投資信託であるＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国のものの発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第 29 条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 19 条において同じ。）、第 19 条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前２条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 24 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこ

とができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 24 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第19条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第20条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 号に規定する者をいいます。外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）
第22条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
（再投資の指図）
第23条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
（資金の借入）
第24条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
②　一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
③　収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。
（損益の帰属）
第25条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。
（受託者による資金の立替）
第26条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。
（信託の計算期間）
第27条　この信託の計算期間は、原則として毎年4月26日から10月25日までおよび10月26日から翌年4月25日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から平成26年10月27日までとします。
②　前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。
（信託財産に関する報告等）
第28条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
（信託事務の諸費用および監査報酬等）
第29条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等（以下「監査報酬等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

③ 第1項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
4. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
5. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

④ 委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

⑤ 前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑥ 第2項および第3項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用等の額は、第 27 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用等は、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 27 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第32条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日および第33条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 33 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第35条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第33条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金は、第 35 条第１項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤　前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦　前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条　受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第35条　受益者は（委託者の指定する販売会社を含みます）、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口もしくは委託者の指定する販売会社が定める 1 口の整数倍の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

②　前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が海外市場の休業日と同日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

③　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行な

われます。

④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑤　一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第36条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、当初信託設定日より1年経過後（平成27年7月23日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第37条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第38条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

第39条　委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契

約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第40条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 41 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第41条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第42条　この信託は、受益者が第 35 条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 36 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（信託期間の延長）

第43条　委託者は、信託期間の満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間の延長をすることができます。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第44条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第44条の2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第45条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第46条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第47条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 26 年 7 月 23 日

委託者　　UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者　　野村信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）
メキシコペソコース（毎月分配型）

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）
―運用の基本方針―

信託約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（MXN Class）（以下「指定外国投資信託」といいます）およびＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。
（２）投資態度
① 指定外国投資信託への投資を通じて、主として信用力の高い、世界の公共インフラ関連企業が発行する債券を主たる投資対象とします。ただし、指定外国投資信託は、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。
② 指定外国投資信託を通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付機関より格付がBBB-/Baa3以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。※
③ 指定外国投資信託の受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。ただし、指定外国投資信託とUBS 短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託の受益証券への投資割合を原則として90%以上とします。
④ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。
※指定外国投資信託は、BB 格相当以下の銘柄の購入は行いません。格下げ等を理由に一部、BB 格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者がBBB格相当以上と判断した銘柄について投資する場合もあります。
（３）投資制限
① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
② 株式への直接投資は行いません。
③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
④ デリバティブの直接利用は行いません。
⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針
毎決算時（毎月 25 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。
① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が分配金原資の水準、運用実績および市況動向等を勘案して決定するものとします。
③ また、毎年4月および10月の決算時には、上記②の収益分配金額のほか、上記①の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。ただし、上記②の分配時を含め、分配

対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

④ 収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条　この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第2条　委託者は、金 10 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条　委託者は、受託者と合意のうえ、金7,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条　この信託の期間は、信託契約締結日から平成 40 年 10 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条　委託者は、第 2 条の規定による受益権については 10 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変

更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

②　前項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下 「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③　前項の手数料の額（その減免も含みます。）は、委託者の指定する販売会社が独自に定めるものとします。

④　第2項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 27 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤　第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥　第1項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはルクセンブルグの銀行の休業日と同日の場合および 12 月 24 日（以下「海外市場の休業日」といいます。）と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。以下同じ。）があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等

が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

１）特定資産

1. 有価証券
2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
3. 金銭債権

２）次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条　委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるグローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（MXN Class）受益証券および国内籍の投資信託であるＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国のものの発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第 29 条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 19 条において同じ。）、第 19 条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前２条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 24 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこ

とができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 24 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第19条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第20条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 号に規定する者をいいます。外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）
第22条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
（再投資の指図）
第23条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
（資金の借入）
第24条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
②　一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
③　収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。
（損益の帰属）
第25条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。
（受託者による資金の立替）
第26条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。
（信託の計算期間）
第27条　この信託の計算期間は、原則として毎月26日から翌月25日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から平成26年10月27日までとします。
②　前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。
（信託財産に関する報告等）
第28条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
（信託事務の諸費用および監査報酬等）
第29条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
②　信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等（以下「監査報酬等」といいます。）

に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

③　第１項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
4. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
5. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

④　委託者は、前２項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

⑤　前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑥　第２項および第３項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用等の額は、第 27 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用等は、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第30条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 27 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第31条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第32条　受託者は、収益分配金については第 33 条第１項に規定する支払開始日および第 33 条第２項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 33 条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 35 条第４項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 33 条第４項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第33条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金は、第 35 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤　前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦　前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条　受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第35条　受益者は（委託者の指定する販売会社を含みます）、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口もしくは委託者の指定する販売会社が定める 1 口の整数倍の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

②　前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が海外市場の休業日と同日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

③　委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑤　一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第36条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、当初信託設定日より1年経過後（平成27年7月23日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第37条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第38条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

第39条　委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第40条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 41 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第41条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第42条　この信託は、受益者が第 35 条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 36 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（信託期間の延長）

第43条　委託者は、信託期間の満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間の延長をすることができます。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第44条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第44条の2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代

えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第45条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第46条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第47条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 26 年 7 月 23 日

委託者　　UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者　　野村信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）
メキシコペソコース（年２回決算型）

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年２回決算型）
―運用の基本方針―

信託約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（MXN Class）（以下「指定外国投資信託」といいます）およびＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。
（２）投資態度
① 指定外国投資信託への投資を通じて、主として信用力の高い、世界の公共インフラ関連企業が発行する債券を主たる投資対象とします。ただし、指定外国投資信託は、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。
② 指定外国投資信託を通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付機関より格付がBBB-/Baa3以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。※
③ 指定外国投資信託の受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。ただし、指定外国投資信託とUBS 短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託の受益証券への投資割合を原則として90%以上とします。
④ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。
※指定外国投資信託は、BB 格相当以下の銘柄の購入は行いません。格下げ等を理由に一部、BB 格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者がBBB格相当以上と判断した銘柄について投資する場合もあります。
（３）投資制限
① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
② 株式への直接投資は行いません。
③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
④ デリバティブの直接利用は行いません。
⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針
毎決算時（毎年4月25日および10月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。
① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断で、分配を行わないことがあります。
③ 収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ＵＢＳ世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年２回決算型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条　この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第2条　委託者は、金 10 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条　委託者は、受託者と合意のうえ、金7,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条　この信託の期間は、信託契約締結日から平成 40 年 10 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条　委託者は、第 2 条の規定による受益権については 10 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変

更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

②　前項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下 「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③　前項の手数料の額（その減免も含みます。）は、委託者の指定する販売会社が独自に定めるものとします。

④　第2項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 27 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤　第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥　第1項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはルクセンブルグの銀行の休業日と同日の場合および 12 月 24 日（以下「海外市場の休業日」といいます。）と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。以下同じ。）があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等

が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

１）特定資産

1. 有価証券
2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
3. 金銭債権

２）次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条　委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるグローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（MXN Class）受益証券および国内籍の投資信託であるＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国のものの発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第 29 条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 19 条において同じ。）、第 19 条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前２条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 24 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこ

とができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 24 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第19条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第20条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 号に規定する者をいいます。外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）
第22条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
（再投資の指図）
第23条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
（資金の借入）
第24条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
②　一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
③　収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。
（損益の帰属）
第25条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。
（受託者による資金の立替）
第26条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。
（信託の計算期間）
第27条　この信託の計算期間は、原則として毎年4月26日から10月25日までおよび10月26日から翌年4月25日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から平成26年10月27日までとします。
②　前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。
（信託財産に関する報告等）
第28条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
（信託事務の諸費用および監査報酬等）
第29条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等（以下「監査報酬等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

③ 第1項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
4. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
5. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

④ 委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

⑤ 前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑥ 第2項および第3項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用等の額は、第 27 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用等は、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 27 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第32条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日および第33条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 33 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第35条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第33条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金は、第 35 条第１項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤　前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦　前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条　受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第35条　受益者は（委託者の指定する販売会社を含みます）、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口もしくは委託者の指定する販売会社が定める 1 口の整数倍の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

②　前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が海外市場の休業日と同日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

③　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行な

われます。

④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑤　一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第36条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、当初信託設定日より1年経過後（平成27年7月23日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第37条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第38条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

第39条　委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契

約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第40条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 41 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第41条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第42条　この信託は、受益者が第 35 条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 36 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（信託期間の延長）

第43条　委託者は、信託期間の満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間の延長をすることができます。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第44条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第44条の2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第45条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第46条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第47条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 26 年 7 月 23 日

委託者　　UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者　　野村信託銀行株式会社

UBS